第１章

東京農業の歴史　－100年の歩み－

第1章　東京農業の歴史　－100年の歩み－

第1節　東京農業の特質

江戸から東京へ、明治となり東京は日本の首都として、関東大震災や太平洋戦争の戦災など時代による紆余曲折はあるが、人口は一貫して増加を続けてきた。その中心は旧東京市（旧15区）とその周辺の荏原、南豊島、東多摩（前記2郡は明治29年合併して豊多摩郡となる）北豊島、南足立、南葛飾郡（現在の区部）で、明治10年代の東京府である。（後頁、東京府明治後期の行政区画図、東京都区域変せん概要等を参照）

このうちの郡部が江戸時代からの近郊農業地帯で、市街化を進めながら、市部から出る下肥や塵芥、灰などを引取り、これを肥料として使い市民への野菜や果物、花・植木などの農産物を供給してきた。

このうち東部の南足立、南葛飾の2郡は江戸川や荒川、隅田川が東京湾に注ぐ平坦な低湿地帯で、その運ばれてきた肥沃な沖積土によって野菜生産の主役を果たし、水田は早場米の産地として栄えた。

一方、西の荏原、南豊島、東多摩、北豊島の4郡は主として関東ローム層の洪積台地で耕土が軽く深いので、市場では西山と呼ばれ、ダイコン、ニンジン、ゴボウなどの根菜類と甘藷、里芋などの芋類を特産としてきた。また、目黒のタケノコも有名である。

明治11年伊豆諸島が静岡県から東京府に編入された。本土より気温が高く、雨量は多いが、火山島なので貯水が難しく水田は少ない。また風が強いので防風林で囲まれた切替畑での甘藷や里芋などの自給食料生産のほか、養蚕や乳牛の飼育による本土移出用の商品生産が行なわれた。

明治13年には小笠原諸島の父島に府の出張所が設置され農業振興が行なわれた。東京市内から南へ1,000Km以上も離れており、冬も暖かい亜熱帯性気候なので、まず甘蔗が植えられ、次いでバナナや冬のカボチャやトマトが本土に出荷された。

明治26年には北多摩、南多摩、西多摩の3郡が神奈川県から東京府に編入された。これによって本土は南北に短く、東西に長い現在の行政区画となった。

北多摩郡は多摩川の北部で、東は都心に近い荏原、東多摩（豊多摩）、北豊島郡に接している。多摩川の北側沖積層の部分に水田があるが、大部分は関東ローム層におおわれた武蔵野台地である。火山灰土で透水性が良いため水源が少なく、多くは江戸時代に羽村の堰から玉川上水が引かれた後に開墾・入植が行なわれた平坦な畑地帯である。したがって主食である麦、陸稲、雑穀、いもなどの栽培が中心で、換金作物としては桑、茶、葉藍、ウドなどが作られた。

南多摩郡は多摩川の南東部で、多摩川とその支流の浅川に沿った沖積土地帯に水田がある。しかし主な部分は関東ローム層の多摩丘陵なので、谷戸田や傾斜畑が多い。栽培作物としては水稲、陸稲のほか、麦、雑穀、豆、いもなどの主食が作られ、換金作物としては八王子が絹織物の名産地であることから養蚕・製糸のための桑栽培が行なわれた。そのほか多摩川梨、生柿も特産として東京の市場へ出荷された。

西多摩郡の大部分は古生層の山地で、その東側のローム層の台地に畑が、多摩川、秋川の沖積土地帯に水田がある。水稲、麦、雑穀、豆類などの主食が栽培される一方で、養蚕・製糸が盛んで桑が栽培された。また、瑞穂、青梅を中心に狭山茶が、奥多摩、桧原ではワサビ、コンニャクが栽培されている。

このように、東京は他府県に比べると①大都市があるため、新鮮な野菜や花・植木、牛乳など都市の需要を満たすための近郊農業が発達している。②水田が少なく畑作農業が中心である。③西部には標高2,000m以上の山があって、中山間地農業が行なわれている。④冬暖かい伊豆諸島や亜熱帯の小笠原諸島では特産農作物の冬期出荷が行なわれるなど、極めて変化に富んだ農業のあることが特徴である。

第2節　明治初期の農業

1．明治の東京農業は桑・茶奨励から

(1) 空いた武家地に桑・茶を

慶応4年（1868）4月11日の江戸城明け渡しで新政府は諸侯に命じて江戸に居住する臣下や家族を封地へ帰国させた。その結果、東京はさびれ、治安の維持も困難となった。そこで東京府は明治2年（1869）8月25日、物産局のなかに開墾掛を置いて失業浮浪の徒を千葉県小金ケ原その他の開墾地へ送る事業を計画するとともに、空になった諸武家宅地およそ1,000haを取り上げ、そこに桑・茶の植樹を計画した。

取り上げた跡地を払い下げ又は貸し下げの土地とし、人民のやや資力のある者にはその地を売り、資力の乏しい者にはその地を貸し与えて、陸奥、信濃、甲斐、相模等から桑苗40万本を買い集め、又茶の実も買い集めて時の相場で売り、資力のないものには年賦償還の道を講じてこれを貸与し、大いに桑茶の栽培を奨励した。

(2) 急いては事を仕損じる

然し明治2年から同3年にかけてせっかく植え付けた桑茶の7～8割は枯死して、物産局必死の努力も全く水泡に帰した。そこで物産局は明治4年3月、それ迄売り渡した桑苗、茶の実の代償を救恤し、同年8月23日その前後策を審議して次の布令をだしている。

府下諸上邸開墾地ノ儀、是迄桑茶ノ二種ヲ専トシ、右ニ応セルノ外ハ他作差留置候処、自今地味相当ノ作物差許候条、既ニ二種植付候所モ生立兼候分ハ他作仕付替候共不苦候間、此旨相心得向後尚又培養ニ心ヲ用可申事。

右之趣、市在不漏様可触知者也

また府は同年9月「田畑作物、米麦、雑穀ノ外、桑、楮、漆、茶、藍、麻、蘭、菜種、其の他土地ニ適応スルモノノ勝手作リヲ許可ス」と布達した。

このような経過で府下郭内外、桑茶樹芸の計画は大体失敗に終わり、その後同年8月9日桑茶樹芸の地に地券を配興し、ここに桑茶樹芸に関する従来の規定は全く廃せられ、一般の土地と同様になった。

桑と茶の生産は現在の区内では江戸時代末頃から行なわれ、茶は江戸市民の需要に応じていたが、開港によって生糸と茶は輸出の花形となった。そこで明治政府も外貨を獲得するために、養蚕と茶の生産を積極的に勧奨した。東京府としても空いた武家邸宅地に桑茶を植付けようとしたアイデアそのものは決して悪いものではなかった。

しかし、その後の首都の急激な発展を予想できなかった点と、あまりにも早急にこの事業を強行しようとした点はマイナスであった。

(3) 上野不忍池に桑・茶園

東京市史稿市街篇によれば、明治2年8月山本復一文書として「東京府内諸邸跡、郭の外を論ぜず総て桑茶を植栽するを令す。東京府吏令を奉じ、府内上野の樹木を伐り、岡陵を均して不忍池を埋め、桑茶園となすの議を決し、将に着手せんとす。山本復一の知人亀谷行、池辺に住し、此事を漏聞し、奔て岩倉具視の邸に詣り、山本復一に諮る。仍て両人岩倉具視に面して、勝地を廃棄するの不可を陳す。岩倉具視之れを嘉ひ、山本復一に命じて、急に府に至り其の軽挙を止めしむ。…当時山本復一の斡旋なかりせば、上野公園の勝地を保つことなかりしと云う」とある。

また「花のお江戸に桑茶を植えて、くわでいろ（食わずにいろ）とは人を茶にチョイトチョイト」と米麦奨励から桑茶奨励へと急変強行した政府の殖産政策に風刺をこめて市民は歌ったという。しかし、最も大きな失敗はあまりに事を急ぎすぎたために、泥縄式に桑苗や茶の実をかき集め、栽培法、特に茶は栽培の北限に近い場所であるのに、冬の防寒対策などの技術指導を徹底させずその多くを枯死させたことである。

(4) 茶栽培の普及

武家地の多くは山の手といわれる台地にあり、桑茶の栽培には決して不適な土地ではなかった。

東京府志料は明治6年3月の調査で、府下の諸邸

宅で開墾された土地は凡そ340haとし、これを「桑茶存在スル所ノ地トス、府下方今往々製茶ノ業ヲ作シ、且茶店ニ自園ノ製茶ヲ売ル所ノ者ハ此樹芸アルニ依ルト雖モ、桑樹アルヲ以テ養蚕ノ業起ルヲ聞カザルナリ」と付記し、茶の栽培はある程度定着したとしている。

文京区はこの調査の桑茶栽培地のおよそ3分の1を占めており、明治8年の「東京府誌」では「余業ノ製茶ハ甚タ多シ」と記されている町は巣鴨駕篭町・小石川宮下町、「多シ」とある町は駒込富士前町、「製茶を為ス」と記されている町は、小石川竹早町となっており、文京区史では桑（養蚕）については特記していないが、茶の植付けは「成功したとみてよい」としている。

次に明治11年の「東京府村誌」で豊島区をみると、明治初年には武家屋敷の多い町に桑茶の生産が多く、武家地の少ない純農村で少なかった。しかし明治21年の「町村区域戸口資力調書」では茶の場合、各村にも産額がみられ、この間農村部にも茶の生産がひろがったとしている。

また、明治11年4月には茶の品質の向上と改良を目的として北豊島郡内の茶生産者11人で「茶業組合」を結成している。しかし次第に都市化が進み、明治の末までには自家用栽培を除いて茶も桑も豊島区から姿を消していった。

東京の明治初めの桑茶奨励は充分な成果を挙げることは出来なかったが、その後、北多摩、南多摩、西多摩郡を中心に桑茶の栽培は急速に進んだ。

2．明治初期の勧農政策と農談会

明治政府の当初の勧農政策は「田畑ヲ培養シ山野河海ノ利ヲ興シ種樹牧牛馬等総テ生産ヲ繁殖シ以テ富国ノ道ヲ開成スヘキ事」（明治2年7月民部省規則）であった。

その具体的内容としては、外国産種苗と家畜、西洋農具の輸入による種芸・牧畜の振興、そのための官営試験機関の開設と、外国人教師の招聘による農業教育体制の整備であり、製糸や紡績の振興、士族授産のための開墾であって、まず欧米先進国の農業技術や知識を輸入して農事改良を図ることから始められた。

(1) 内藤新宿試験場

明治5年10月に開設された内藤新宿試験場（新宿区新宿御苑）の中心事業は内外穀菜果樹の試作で、そのほか、各種農産製造加工および分析試験、農具の製作（模造）および展示。農業博物館、農事修学場、農事講習。牧畜。養蚕および製糸であった。

明治12年廃止され、養蚕・製糸関係は富岡製糸場に、その他の事業は三田育種場に引き継がれた。

(2) 三田育種場

明治10年に三田育種場（港区三田）は開場した。その目的は「植物種苗等ニ関スル試験範示並ニ頒布交換ノ中心機関」となることで、その内容は内外種苗の試作、繁殖、配布。農具の製作および家畜の改良繁殖。農産会市および種苗交換市の開催であった。

明治19年民間に払い下げられ、22年東京三田育種場として営業された。また場内には明治12年に三田農具製作所が開設されたが、21年民間に払い下げられている。

(3) 駒場農学校

外国の農作物や家畜、農機具などを導入するためには、それを扱うことのできる農業技術者が必要なので、内藤新宿試験場に明治9年4月、農事修学場が設立されが、明治11年1月に駒場農学校（目黒区駒場）を開校して事業を引き継いでいる。校内には24haの「泰西農場」や5haの「本邦農場」が設けられ、実験と実習に重点がおかれた。講義は農学のほか物理、化学、動・植物学、数学、経済学、英語、ラテン語などが行なわれた。

開校当初のイギリス人教師による教育内容は、日本の実態について考慮しない、イギリス直輸入の農学であったが、順次ドイツ人教師に切替えられていった。そのなかでも、日本全国の土性調査や土壌試験から土地改良や農作物の適地性、農耕・肥培管理などについての研究と教育を行なったオスカー・ケルネルや、マックス・フェスカは日本の土壌・肥料、植物栄養学の基礎づくりに大きな業績を残した。

そして、駒場農学校は明治19年に東京農林学校となり、やがて東京帝国大学農科大学へと発展した。

(4) 東京府下農事要覧

このような西洋式農事改良の導入を行う一方で、明治10年政府は各府県に対し、農事通信によって各自競進の気勢を起し、その長所短所について意見を交換し合いその利害を研究し合うようにとの指令を発し、その一歩として明治10年8月、上野公園で第一回内国勧業博覧会を開催した。東京府はこれに応えて府内で行なわれている農家固有の栽培法を調査し、明治12年9月「東京府下農事要覧」を編集した（明治14年2月出版）。その緒言を見ると「昭代文物ノ化漸ク凡百ノ工芸技術ヲ欧米ニ取ルモノ少ナシトセズ、農事ノ如キモ亦其法ニ模倣シ物ヲ格シ理ヲ窮メ試験備ニ至ル其道ヲ尽スト謂フ可シ、然ト雖モ徒ニ泰西ノ学ヲ修メ本邦固有ノ農事ニ於テ却テ漫然ニ付シ実地挙措ヲ失スルモノナシトセス、是其学問本末ヲ誤ルニ坐スル耳、蓋農事ヲ振起セント欲ハ宜ク我国ノ土性ヲ弁シ農家固有の栽培法ニ熟シ然ル後彼ノ長ヲ取リ以テ我カ短ヲ補フヘシ、抑本邦気候中和土壌肥沃穀菜果樹ノ良種甚多シ、而シテ海内ノ広キ品類ノ繁キ独力ノ能網羅スル所ニ非ス、故ニ先ツ接近ノ地ノ耳目ノ及フ所ヲ詳カニセント欲ス、我東京府下タル人畑稠密田園甚多カラスト雖モ五穀百蔬其他著名ノ産物亦少ナシトセス、乃チ管内ノ郡村ヲ巡視シ其老農ニ就キ耕種糞培ノ諸法ヲ審問録載シ之ニ参スルニ明治10年内国勧業博覧会出品解説ヲ以テシ六郡ヲ以テ部分シ名ケテ東京府下農事要覧ト曰フ読者其陋ヲ恕シ謬ヲ正サハ幸甚　東京府勧業課編者明治12年9月」となっている。

(5) 全国農談会

そこで政府は在来の優れた農業技術の指導者（老農）を集めて、その技術を公開し、農業生産のレベルアップを図ろうとした。明治14年3月東京上野公園で第2回内国勧業博覧会が開催されたさい、浅草東本願寺に3府37県103名の老農を集め、第1回の全国農談会を開催した。そのテーマは①穀物の取り入れ及び精選の方法②俵拵え改良方法③牛耕馬耕と人耕の得失④牛馬改良蕃息方法⑤種子物精選改良及び貯蔵方法⑥肥料の効用及び製造方法⑦力農組合を設立して競奮すべき方法⑧各地方が慣行とする循環作付方法の8つであった。

翌明治15年2月には全国の篤農者を糾合して大日本農会が設立され、5月には国がこれら篤農者の氏名を調査し「老農名簿」を出している。その序文末尾には「若シ夫レ斯ノ如ク協同戮力シテ便利ノ農法ヲ諮問シ、佳好ノ種苗ヲ交換シ、益、造化ノ妙理ヲ究ムルトキハ地ニ遺利ナク家ニ余勝アルニ至ラン、是レ一小冊ト雖トモ之ヲ活用シテ彼此交通スルノ資料ニ供スルアラハ、必ス智ヲ磋キ物ヲ開クノ根底トモナランカ、然リ而シテ全国有志者ノ多キ固ヨリ此名簿ノ能ク悉ス所ニ非ス、請フ覧者之ヲ諒セヨ」とある。

東京府（現区内）では荏原郡で8名、東多摩郡で1名、南豊島郡で10名、北豊島郡で32名、南足立郡で8名、南葛飾郡で28名、旧区内で8名、合計95名が挙げられ、そのうち種子を販売する者32名、苗樹を販売する者13名となっている。

(6) 東京府連合農談会

東京府は全国の第1回農談会が開催された1カ月後に、府下6郡連合農談会を参会者23名によって荏原郡で開き、その後も毎年各郡輪番で春秋2回開いている。

明治16年4月に行なわれた第3回の連合農談会の内容を「東京府史2巻」によって見ると、会は府勧業課長の司会で開会された。まず前回よりの研究課題であった製糠機械、竈土改良、農馬、豆の害虫に関する報告が行なわれた。続いて籾及び種子の交換、稲作の品種と収量との関係、籾の貯蔵方法、播種・施肥法など稲作についての各老農の実験・研究の成果が発表・討論された。その他、桑茶、雑木林、芋類の植付けについての論議が行なわれ、この他に当時我が農業界の指導的位置にあった津田仙の「玉蜀黍の植栽及びその用途」についてと、洋式農業を修得した農商務省御用掛、押川則吉の「最新の肥料学について」の講話があり閉会している。

(7) 郡農談会

各郡での農談会も毎年春秋2回定期的に開かれた。荏原郡農談会の明治16年～17年の中心議題は稲作の螟虫にたいする鯨油の効果、棉作における肥料と適地性、各種試作物の栽培状況、馬込人

参・目黒の筍などの特産物の報告、輪作の問題、桑・茶・煙草・藍などの工芸作物への転換の見込み、種子の交換、新式農具などについて論議が行なわれている。(目黒区史)

大岱村(おんたむら、現清瀬市)の農話会

当時神奈川県北多摩郡であった大岱村の市川幸吉は、明治15年大日本農会に加入し、明治23年5月、東京市京橋区木挽町にあった大日本農会会堂厚生館で開催された第2回全国農談会に出席し、北多摩郡の農業生産について報告した老農である。彼は大岱村で毎月1回「農話会」を開き、農業技術、肥培管理、製茶製法を始めとした農事改良の講習会を開き、さらに明治23年から木村九蔵の主宰した競進社から巡回教師を招き、養蚕飼育に対しても改良を試みている。そして明治30年設立された「農蚕業改良、病虫害駆除、其他農業一切ニ関スル事項」を事業対象とする「東村山農会」へとその事業を引き継いでいる。(東村山市史)

このような全国農談会、府県農談会、各郡農談会、各村の農話会等は明治初期のまさに民間の老農をつないだ全国規模の「農業改良普及組織」であり、日本全国の農業技術高度平準化に果たした役割は極めて大きいものであった。

3. 明治初期の東京農業

(1) 明治17年の農業統計

地租改正が終わり東京(現在の区内・三多摩)の農家・農業が計数的につかめるようになったのは明治17年からである。

農家戸数は69,111戸でその内、現在の区内が34,778戸で丁度半分あった。その区内を旧東京市の東部と西部に分けてみると、東部が13,841戸、西部が20,937戸となっている。

多摩では北多摩が12,855戸、南多摩が10,035戸、西多摩が11,443戸と北多摩がやや多いがいずれも1万戸余となっている。

耕地面積は57,298ha、区内が29,530haでやはり全体の半分を占めた。その内東部が11,432ha、西部が18,098haとなっている。

多摩では北多摩が14,024haで最も広く、南多摩が8,383haでこれに次ぎ、西多摩は5,361haと最も少ない。

耕地面積に対する水田面積の比率である水田率を見ると、全体では31%で他府県に比べてかなり低い。その内区内東部が73%で最も高く、区内西部が27%と旧市の東西で大きな違いがある。多摩では台地の多い北多摩が12%と低く、多摩川沿岸に水田を持つ南多摩が27%とやや高く、山地の多い西多摩は8%と最も低い。

農家一戸当りの耕地面積は都平均で0.83haで、北多摩の1.09haが最も広く、西多摩の0.47haが最も狭い。

耕地面積に対する各作物の作付率を見ると米が35%で、麦が55%、雑穀が25%、豆類が12%、いも類が6%でこれらの主食作物の作付率が134%を占めている。その他としては商品作物(換金作物)の桑が5%、茶が2%、藍とダイコンが各2%、菜種が1%でその合計は12%。とにかく主食生産が農業の中心であり、その中では米よりも麦・雑穀の比重が高かった。

次に雑穀を作付率の多い作目順に見ると、粟、蕎麦、稗、黍となっており、豆類では大豆がその74%を占めている。(野菜についての統計は明治38年以後)

米の作付率が最も高いのは区内東部の70%、麦では南多摩の74%、西多摩の70%、雑穀では西多摩の46%、南多摩の41%、豆類では南多摩の22%、西多摩の21%、桑では北多摩の14%、茶では北多摩の4%、藍では北多摩の4%、菜種では区内西部の1%、ダイコンでは区内西部の4%となっている。

(2) 明治5年の東京府志料

明治5年4月、陸軍省が全国の地誌の編纂を企画し、東京府が府下一円にわたって調査編集した地誌が「東京府志料」である。当時の東京府は現在の区内で、市街と村落に分けて、町、村別に記述されているが、その村落について現区別に日本橋までの距離、田畑の面積、物産の農産品目別金額について整理した。多摩地方を欠くが、地租改正以前の現区内の農業生産の概要を知ることができる。

地域は旧東京市(旧朱印内)の外側を東部と西部に分け、さらに両部を市近接区と周辺区に区分した。その該当する現区は次のとおりである。

東部近接区(A)…荒川、台東、墨田、江東
東部周辺区(B)…足立、葛飾、江戸川、
西部近接区(C)…豊島、文京、中野、新宿、渋谷、

港、目黒、品川、
西部周辺区（D）…北、板橋、練馬、杉並、世田谷、大田、

	村落数	日本橋までの距離	耕地面積	水田率
A	58	5.7㎞	2,051ha	54.0%
B	114	11.8	8,142	65.7
C	71	8.0	4,670	15.2
D	135	13.7	10,648	21.9

耕地面積、水田率の傾向は明治17年の統計とほぼ同じである。

米の産額は502,617円で全産額891,117円の56%を占めており、その比率は水田の多い東部で77%、畑の多い西部で34%となっている。次に多いのが麦で172,463円、全産額の19%を占めている。この内の77%は大麦と裸麦で、23%が小麦である。麦が全産額に占める割合は東部が10%で西部が29%と西部が高い。

雑穀の産額は39,733円で全産額の5%を占めるが、東部ではわずか0.4%、西部で9%を占めている。雑穀の中で産額の多いのは稗、黍、蕎麦、粟、蜀黍の順となっている。

豆類の産額は36,036円で全産額の4%を占めるが、その内大豆が76%、小豆が21%を占める。米、麦、雑穀、豆類の主食の合計は全産額の84%で、東部で91%、西部で78%と、主食が生産の中心となっている。

工芸作物としてまとめた産額は25,386円で全産額の3%を占める。その内訳は菜種が9,452円、藍が6,912円、綿が2,434円、茶が2,283円、その他荏胡麻、胡麻、繭、桑、竹、箒、生糸、秣となっている。そして菜種、藍、茶、荏胡麻、胡麻等は主として西部で、綿は東部で栽培されている。

野菜の産額は106,451円で全産額の12%を占め、この内果菜類が4%、葉菜類が2%、根菜類が4%、芋類が2%を占めている。

これを地域別にみると、東部近接区で18%、東部周辺区で6%、西部近接区で25%、西部周辺区で13%と市街近接区の野菜産額比率は周辺区より高い。また果菜類は東部と西部で差は見られないが、葉菜類は東部が3%、西部が1%と東部が高く、根菜類では逆に東部が1%、西部が8%、芋類でも東部が0.3%、西部が3%と西部が高くなっている。

果菜類の産額を多い順にみると、ナス、キュウリ、カボチャ、シロウリ、マクワウリ、サヤインゲン、ソラマメ、トウガン、エダマメ、トウガラシ、ナタマメ、となっている。

葉菜類ではネギ、ツケナ、コマツナ、ミツバ、ナ類、キョウナ、ウド、セリ、フキ、ミョウガ、ホウレンソウ、シソ、シュンギク、ツマミナの順である。

根菜類ではダイコン、タケノコ、ホシダイコン、タクアンヅケ、ニンジン、ゴボウ、ホソネダイコン、レンコン、ダイコンタネ、ショウガ、クワイ、カブ、ラッキョウとなってる。

芋類ではサトイモ、カンショの順。

また特に東部に多い野菜はキュウリ、トウガン、エダマメ、サヤインゲン、ナ類、コマツナ、ツケナ、キョウナ、ツマミナ、ネギ、フキ、セリ、ミツバ、ホソネダイコン、レンコン、クワイである。

西部に特に多い野菜はマクワウリ、ソラマメ、ミョウガ、ウド、ダイコン、ホシダイコン、タクアンヅケ、ダイコンタネ、ゴボウ、ニンジン、ショウガ、タケノコ、サトイモ、カンショとなっている。

現在東京都中央卸売市場で入荷量の上位25位までの野菜で、この時代に作られていたものは、ダイコン、ニンジン、キュウリ、ネギ、ナス、カボチャ、カンショ、ホウレンソウ、カブ、サトイモ、ゴボウの11品目で、キャベツ類、タマネギ、ハクサイ、バレイショ、トマト、レタス類、ピーマン、マメモヤシ、ブロッコリー、セルリー、ニラ、トウモロコシ、エノキダケ、ミニトマトの14品目はその後全国で量産され普及したものである。

果実類の産額は6.973円で全体の1%である。産額の多い順では梨、柿、栗、梅、葡萄、その他となっており、梨は多摩川沿岸の大田区と一部江戸川区に見られ、柿、栗、梅のほとんどは西部地域に、葡萄は江戸川区に見られる。

植木・苗木類、草花、菊等の産額は1,458円で全産額の0.2%を占める。産地は主として東部、西部の近接区である。

なお明治5年当時は維新直後で武家が帰国し、東京都の人口は86万人にまで減っていた。また週間

朝日編集「値段の風俗史」によると明治5年の東京での白米10Kgの標準価格は36銭、平成11年の価格が3500円なので、当時の1円は現在のほぼ1万円に当たると見られる。

(3) 東京府下農事要覧にみる栽培法

東京府勧業課が明治10～11年頃、管内6郡の老農から栽培法を聞き取り、とりまとめたもので、調査した品目は60以上、207村以上について記されている。明治14年2月、京橋の有隣堂から6冊、1円25銭で発売された。その中から主要な12品目の内容を記すと次のとおりである。

南足立郡　花又村

○稲　赤早稲　　方言　翁早稲、烏早稲

○蒔植並びに採収

苗代田は春土用の入り7、8日前に深く耕し、人糞を施し土用に入り2番の耕をなし、用水堀より水を引き入れ、マンクハを馬に挽かせ縦横に田面を疏通し終わり、水を去り肥を少し施し藁灰をまき、鍬並びに手軽き棒を以て平らにならし終わりて跡へ水を引入る。

種籾は春の土用16日前に堀川の水に浸し土用に至り引揚げ俵より出し直ちに能く洗い再び俵に入れ2，3日乾し、又取出し藁を敷き其の上に積み米の種類を分かつ。筵を懸け置く時は3、4日にして芽ざしたるを苗代へ蒔き着け、八十八夜前後14、5日間は朝夕怠らず水を潅ぎまた日に乾す。之れを方言実干（みぼし）と唱う、蒔き着けより日数35、6日に至れば苗葉6、7葉出る、此に至り本田に移し植え8月中旬採収。

○培養並びに施糞

本田は春の土用に入り初て深く耕し1反に人糞凡そ20荷を施し、又15、6日を経て前に耕したる凝塊を砕きながら耕耙（たかへし）す、方言かへ田と唱へ土を動かすを主とす。夫より馬力にてカキナラシする苗代田の如くし苗を植着く、畦間1尺2寸、株間8寸許りなるを善とす。7月下旬万能を以て田草を取り株間をカキナラシ、以て凡そ1反4斗許の干鰯を散布し、傍ら稲間の草を攪除き泥中に推埋す。大抵草を去るは7月下旬より8月上旬迄4、5度、又7月下旬穂を出し夏の土用に入り10日目頃に初めて穂揃に成り秋の彼岸前成熟す。

南葛飾郡　中原村

○大麦　　アオ　方言

○蒔着並びに採収

11月10日頃畑を耕し畦を1尺7寸に作り播種、翌年6月中旬採収。

○培養並びに施糞

元肥に人糞を施し播種し、発芽してより凡そ30日許を経て鍬を入れ人糞を施し、後ち亦水肥を施し、採収までに鍬を入れ草を去る3回。翌年6月15日頃刈取り日に乾曝し、麦打台に打ち付け実を落とし、カラサホを以て打ちあふり、扇にて塵芥を去り、復た日に乾し貯ふ。

荏原郡　碑文谷村

○稗

○蒔着並びに採収

6月中旬に播種10月上旬に採収。

○培養並びに施糞

畦を作り凡そ1反歩に藁の腐れたると人糞4荷馬糞3荷を撹合せ、種3合を交ぜ摘施して土を掩ひ踏付け置く。10日余を経て生じ24、5日許を経て間引き草を去り畦をきり、又人糞を施し、又24、5日許を経て前の如く畦を切り草を去る。

○貯蓄

日に乾しカラサホにて穂を撲ち、篩に掛けよくフルイて俵に入れ貯ふ、食すには広げて曝乾し磨臼にて挽き皮をフキサリよくフルイて用ふ。

荏原郡　古市場村

○大豆　　比丘尼　方言

○蒔着並びに採収

4月中旬に蒔つけ二百十日より二十日の内追々抜き採る。

○培養並びに施糞

蒔着は作り入れと唱へ麦の作間へ畦を立て、種は1反に凡そ6升播て、足にて土を蹴掛け7日許て芽を出し、又10日を経て鍬を入れ、又20日を経て草を去り、鍬にて根際へ土を覆ひ、又15日を経て鍬を入れ終耕、二百十日より追々採収。

○貯蓄

採収して天気を計り草のまま2日許曝乾し、カラサホにて実と莢を叩き放し、フルイを以て実をフルイあふり団扇にて莢及塵を除き収む、莢を放して粒を曝乾はよろしからず。此の豆莢に毛なし故に比丘尼の名あり。

荏原郡　奥沢村

○菜種　　早生

○蒔着並びに採収

秋彼岸明けに1反歩に4合を播種し翌年5月下旬採収。

○培養並びに施糞

畑を耕し畦を作り、腐りたる稲藁と人糞4荷、糠1俵半を和し、1反歩に凡そ8荷摘肥に施し、播種し足にて踏み置き、10日許を経て芽を出し30日許を経て1株6、7本とし余は尽く間引き土をよせかけ、人糞6荷を施し鍬を入る（即ち日向作なり）12月中旬株際を穿ち積肥を施し土を掛け、又日向作を決り、春彼岸に至り水糞6荷を施し鍬を入れ留作なり。

○貯蓄

日に能く曝乾し叭に入れ貯ふ。

北豊島郡　関村

○藍

○蒔着並びに採収

春彼岸に床に蒔着、夏土用に刈取るを一番とし、8月下旬又長ずるを刈る之を二番とす、種子を取には植着の侭11月頃迄残置実熟するを待ちて採収す。床の拵え方は巾2尺5寸許、竪5間許（作の多寡により間数定りなし）能く耕し元肥を施し篩にて土を薄くフルイならし種を下し、又土を薄くかけ其の上へ藁或いは筵を敷き15日程過て取除く、4、5寸程高く蓋ひをなす、苗2寸5分許に伸びたる頃本畑へ移植る。

○培養並びに施糞

麦作の間に畦を作り積肥を置、5本つつ植着、15日程過ぎ畦を切る（一番作と云う）又20日程過ぎ施糞し畦を切る（二番作と云う）早年を好む。

○貯蓄

刈上げたるを1日畑にて乾曝し採入れ、又2日許乾しカラサホにて打ち俵に入れ貯ふ、二番刈も同じ。

東多摩郡　片山村

○茄子

○蒔植並びに採収

春彼岸10日許前、藁にて四方を囲ひ（高さ1尺許四方適宜）木の葉又は芥類を6寸許敷き床となし、2、3日を過ぎて練肥を1坪に凡そ3荷を入れよく平均し土を2寸許フルイ掛け、種は凡そ5日許水に浸したるを蒔きて、馬糞を細かにし床に入れて平かにし、更に藁を蓋ふて人肌より暖ならしめ6、7日許を経て芽を生ずれば藁を除き能く霜除けに注意し、心葉出づれば水糞を施し、葉4個を生ずるに至り間疎にうろ抜き、八十八夜より15日程に稍6、7葉を抽する頃畑へ移し、6月下旬より採始め10月中旬まで採収すべし、且つ茄子種を取るには元なりを取らず二番なりをカタと唱へ種とす。1本凡そ2果を存し抜去るに及びこれを藁に包み貯ふ、種を播するに臨み、割りて種子を揉みとり水に浸し沈むものを撰み種とす。

○培養並びに施糞

床の周囲に藁等にて高く蔀を造り風霜を避け、日あたりのよきようになし床上も又蓋いを張り、日々蓋を取り太陽の暖温を受しむ。本畑は麦作の間を春彼岸の頃より能く耕し置き、植るに臨み株間2尺間に積糞を施し、両3日許を経て苗を植え、7日許を経て根際に練糞を施し（馬糞を粉末とし蒸醱せしめ糠灰搾糟人糞を混合せしもの之れを1反に施す1回15荷許なり）又7日許を経て前の如く施糞し、麦を刈りて後左右より鍬にて土をさくり掩ふ、之を小クルミと云う。而して両3回茄子を剪り又左右を穿ち練糞を施し土を根際にかくる、之を大クルミと云う。夫より萎弱にして勢よからざれば又施糞する事あり。

南葛飾郡　太郎兵衛新田

○葱

○蒔植並びに採収

前年の11月中畑地を柄鍬を以て鋤返し、又寒中に一度鍬入れをなし、春土用10日前頃に至り猶鍬入れの後土を均し、夫より縄を張り（縄のもとすえに3尺許の竹を1本づつ結び付くるなり）1尺5寸間に畦を決り、種を撒蒔（分量は1畝歩に種1合ほどなり）にして其の上へ芥土を掛け置く、但し芽出しは其の

土の乾湿に因り7日より20日許に及ぶ、丈け1寸余に伸びし頃鍬入れをなし水肥(水2分に人糞1分を加ふ)を施し、夫より夏土用20日前迄に2度鍬を入れ、其の都度根本の草を去り其の内1度水肥を施す。其後10日許を経て本畑へ移植え、葉葱は10月下旬より採収すれども、白根葱は12月上旬頃より食用とす、但し種の採収は翌年6月上旬なり。

○培養並びに施糞

夏土用10日前に本畑を深さ6寸許左右へ決り上げ、之へ葱苗2本づつ並べ植え、藁並に芥等を置き、後7日許を過ぎ水肥を懸け、又10日余を経て人糞を施し置き其糞の熟せるを計り鍬にて漸次決りかけ穴を埋め、夫より又鍬を入る4、5度にして根本に土を寄せる事高さ7寸許、後鍬にて畦境の溝の土を粉にし其土を手にて根本によせ、而して其上へ藁を敷き之を竹にて押へ置く、斯くの如くして白根を作るなり、但し肥は1反歩に付き30荷許を施す。

南葛飾郡　東小松川村

○冬菜　　コマツナ　方言

○蒔着並びに採収

秋の土用10日許以前に柄鍬を以て地を鋤返し、作鍬にて土の塊をこなし決り縄を(細竹2本長さ3尺<是へ細縄を付けるなり)張り畦3尺5寸間許に小溝(巾5寸深1寸余)を決り後4、5日の中に土の乾湿程能きを検察し、再び鍬入れしよく土をならし、夫より畦の片側を去る事8寸(是は後に麦を蒔着ける為なり)許にして残り畦へ2筋又は3筋浅く決り目を付け是へ人糞に藁灰を和したるを施し、夫より種(但し1反歩に付き種2合5勺許なり且つ蒔着けの節1日後るれば採収に至り1週間の違いあり)をばら播になし鍬にて少し土をかけ置く時は4、5日許を経て芽を生す、寒前に至り食用となす。又つまみ菜となすには高く畦を造り厚く種をばら蒔きにするなり、但し種は春の彼岸に至り花咲き5月の節前に実り、是を根本より刈り直に地に並べ日に曝し、4、5日を経て其穂を藁筵の上にて揉み種を落とし、茎と莢を去り麻篩を以てふるい分け、又トウミにかけ塵を除き、筵に広げ能く日に曝し収入す、又ひら蒔となすには右の手続きを以て最初の地均しをなしたる時、人糞に藁灰を加えたるをまき、再び鍬入れの節地均しの侭、種を一面にばら蒔きになし竹熊手を以てかき均し、又細竹を以て地上を払ひ均すなり、余はけこみ蒔に変わることなし。

○培養並びに施糞

芽を出してより1週間許を経て簇生したる所を間引き、後20日余を経て人糞の淡きを施し(是は小雨の降るときを善とす、又雨降らざる時は跡より水を撒くなり、如此なさざれば葉を損するなり)直に葉竹の先を南方へ向け斜めにさし(但し葉の大小によると雖も凡そ株間3、4尺、巾8、9尺間許なり)護霜をなし、又北方へ高さ8尺許に風除けの囲いをなし暖気を引くなり。但し肥料はけこみ蒔きは1反歩に付き人糞2荷許、又ひら蒔きは30荷を度となす。

小松菜と称せしは徳川家五代将軍綱吉公、武蔵国葛飾郡小松川筋鷹野の時、同国同郡新堀村正曼寺膳所に於て、始て冬菜を献納なせしより賞玩の余り小松菜の称を給り、其後八代将軍吉宗公の世に至り、右小松川村仲台院へ膳を遷され後再び同村より献納ありしに尚賞玩有りしと云う。依て近国に至る迄該菜を普く小松菜と称す。

北豊島郡　赤羽村

○蘿蔔　　アキダイコン　　方言

○蒔着並びに採収

夏土用5日目に蒔くを佳期とす、4、5日許を経て発芽す、11月下旬の頃成熟するを採収し漬物とす(俗に沢庵漬と称す)種を取るには上等の品を撰び畑へ移植し施糞す、翌年夏土用前に種を採収す。

○培養並びに施糞

夏土用半より柄鍬を以て畑を深く耕し、野鍬を以て平均し、畦1尺5寸間に縄ずりをし其線を足にて踏み、此間1尺2寸許にして履み形へ肥を摘施し(藁灰人糞各等分1反歩へ凡そ6荷)其際種を捻り薄く土を覆い、2、3日を経て発芽すれば直に二番肥を為す、干鰯搾粕を搗て粉とし藁灰と混和し人糞にて湿し、株際へ小鍬を以て穴を穿ち肥を施し土を覆ふ、1反に搾粕凡そ8斗許、20日許を経て1株を残し余の苗を去り(うろ抜きと云う)土を手にて根へ寄せ畦を耕し、又10日許を経て二番の耕をなし草を去る、2回成育して採収するに鍬を用いず手を以て抜き取(俗に大根引きと云う)山椒虫と称する虫生ず、尤うろ

抜き前後に多し。之れを去るには餅と土とを子りまぜ篦につけ（へな土を赤土にまぜたるも可なり）1葉毎に指し取るさんしよ虫の子をさる虫と云う指にて捩殺す。又一種あぶら虫と称する有り、湿雨の時は多く生ず、除くに法なし。

○製造並びに貯蓄

畑より抜き取り水にて洗い矢来え掛け日に干す事凡そ15日間、夜分或は雨天には藁筵にて蓋をなし昼日は蓋を取りて干上げ、塩糠を以て漬込む。塩は3升より8升までとす、7、8升の者は翌年夏土用後に食料となす。

北豊島郡　三ノ輪村

○青芋

○蒔着並びに採収

春彼岸に1反に種芋3荷を植え秋土用に至り採収。

○培養並びに施糞

春彼岸に種芋を掘出し、4、5日日に干し、肥料は藁の腐熟と糠藁灰人糞を混和し1反歩へ凡そ30荷を積肥となし置き、畑を耕し畦の巾1尺9寸、株の間だ凡そ8寸とし右の積肥を施し、種芋を植え土を覆い置く時は芽を出す。夫より30日を経て人糞30荷を施し、夏土用に至る迄草を取る事凡そ5度、畦を耕す3度なり。

○貯蓄

秋土用に至り堀取り親と児を分け販売す、尤も子は高燥の地を撰み深く埋め貯ふ、種芋は翌年春彼岸に掘出す。

荏原郡　高畑村

○梨　　中熟　　中や　りきま　　方言

　　晩熟　　大平　赤りやう

○蒔植並びに採収

梨木を仕立るに多く大平、赤りやう両種の種を採り貯置き、秋土用に至り地味宜き場所を耕し3、4寸許地中に人糞を施し土をかけ、其上へばら蒔にして少し土を掛け置く時は翌春彼岸明けより生るなり。又秋土用に至り畦間2尺又は1尺5寸間許に移栽え置き台木に貯ふ、接穂の枝は今年出たる枝を翌年寒明け10日頃に切り採り、高燥の地を見許ひ埋め置き春彼岸に至り此穂を以て接ぐなり。植換えは秋土用に至り木の大小により1尺より2尺迄を掘出し、1丈2尺間に栽込むなり。植てより3年目の春土用に入り追々花を開くに至る。今採収盛んなる樹は14、5年より2、30年迄の台木にして、1反歩に付き70本許を植て接木をしてより10年、7年又は5年を経たるものなり。春土用に入り花咲始め八十八夜迄の間に花悉く開く、花開きてより15日許を経て実を結び、又50日を経て一果づつ渋紙の袋を掛け、又45日許を経て袋を採り、5、6日程日に曝せば紅色の艶を出すを方言ははぜると云う、7月中に至り追々採収。

○培養並びに施糞

梨樹棚は竹を以て凡そ1尺7寸四方（竹と竹との距離を云う）にして凡そ高さ5尺5寸藁縄を以て結ぶ、但し寒中より春彼岸迄に枝を曲る其の余ふ若枝は残らず切り採るなり。肥は寒中と春両度に施す、其都度水の根廻り3尺許を隔て、5寸許堀穿ち人糞を施す、梨には害虫多し、方言に蓮花虫と云い其色薄赤く長さ2分より生長して5分許になり花茎を害す、故に懇ろに撮み去る。花落て付く虫は方言ちょろ虫と云う、形は長さ1分より生長して6、7分許にして色白青く葉を綴り実を害す、故に撮み去るなり。又後に付く虫は俗に饅頭虫と云う、葉をよ子饅頭の如く綴るなり。形ちは毛虫にして長さ1分より生長して5分許になり実を害し後に蝶に化す。又夜盗虫と云う、形薄黒く長さ5分より生長して1寸許になり、昼は枯木の中に住み夕暮より出て実を喰ひ円く穴を穿つ、故に撮み去る専一なりと雖も、見残りの分は翌年に至り出るこもあり。又くさや虫、形ちは長さ5分許にして亀の甲の如し、実の甘液を吸う故に自然と実かじむなり、故に時々見廻り撮去るなり。又毛虫は長さ8分許にして皮を嘗め実を害す。又つと虫、形ちは長1分より生長して1寸許にして色黒く木の皮又は古藁を集めて巣となし巣を負いながら実を喰ひ丸く穴を穿つ、亦植着てより10ケ年余を経たる木には5月降雨多き節は実に黒き星の出る病を生る事あり。又針金虫は菓心より生じ実を害す、抹香の如き糞を皮の外へ出す、故に方言抹香虫と云う、又蝨虫は木の枝へ付く、捨置く時は枝痩る、此虫を去るには藁縄を丸め擦落すなり、又油虫を去るには煙草の茎を水に浸し其汁を藁たわしを以て潅ぎ落す。

○貯蓄

中晩の梨の実共半熟を採り箱の中四方へ紙を張り1つ宛て紙に包み疵の付かざるように手当てをなし詰め込みて箱の目張りをなし、空気を止れば中生は凡そ30日、晩生は凡そ6、70日保存す。中やは大にして水液多く、りきまは水液少なし上品となしがたし、大平は晩熟にして上品なり。

第3節　農地所有と税制の改革

1．田・畑の地租改正

(1) 地租改正の前に

田・畑の地租改正は農家にとって明治維新の最も大きな変革であった。

新政府の最大の財源は地租である。江戸時代の各藩で異なる石高制の貢租制度を廃止して、全国統一した土地・租税制度への改革を行なうことは、近代国家の財政基盤を確立するうえでの最重点事項であった。

しかし地租改正は一挙に行なわれたものではない。明治元年12月28日「拝領地並社寺地除地之外村々ノ地面ハ素ヨリ都テ百姓持之地タルベシ、然ル上ハ身分違ノ面々ニテ買取候節ハ必名代差出シ村内之諸役無差支為相謹可申事」という太政官布告が出され、法律上農民の土地所有権を認めた。

ついで明治2年の藩籍奉還、4年7月の廃藩置県で租税は農民から領主へではなく、農民から政府へ公租として納入されることになった。

また明治4年9月大蔵省は「是迄米納ノ向モ願次第石代納御差許相成候事ニ付、村々百姓銘々ノ夫食取入候外ハ何品ニ限ラス勝手ニ作付致シ候方下々ノ利潤ニモ可相成候間…定納相願候上ハ屋敷成並田畑勝手作物共御差許可相成候条地味ノ善悪作物ノ損得篤ト勘弁イタシ充分仕当ニ可相成見込有之候ハハ可願出事」と石代金納の自由を認め、農民の耕作の自由を許した。

明治5年2月にはさらに「地所永売買ノ儀従来禁制ノ処自今四民共売買致所持候儀被差許候事」の太政官布告が出され、土地の売買が自由となった。

一方、幕藩体制下では東京府下の武家地は租税も負担しない治外法権であったが、「地租負担の公平」のたてまえから明治4年12月太政官布告によって武家地、町地の区別の撤廃をはかり、市街地に対して地券（沽券）が発行されることになった。

明治5年1月大蔵省から東京府に対して「地券発行地租収納規則」が布達され、これにもとづいて2月東京府は「地券申請地租納方規則」を布告して地券金額の百分の3を徴収することとした。そこで府は所有権と地価を確定し、地券面にこれを記載して地券を発行した。この地券は明治5年の干支にちなんで「壬申地券」と呼ばれ、後の地租改正によって発行される「改正地券」と区別された。

このような段階を踏んで明治6年7月に地租改正法が発布される。

(2) 田・畑の地租改正

地租改正の諸法令は上諭、太政官布告第272号、地租改正条例、地租改正規則、地方官心得でこれを総称して「地租改正法」と呼んでいる。

上諭（勅諭）は「租税ハ…之ヲ公平画一ニ帰セシメ…賦ニ厚薄ノ弊ナク、民ニ労逸ノ偏ナカラシメン」とし、太政官布告では「旧来田畑貢納ノ法ハ悉皆相廃シ、更ニ地券調査相済次第土地ノ代価ニ随ヒ百分ノ三ヲ以テ地租ト可相定」としている。「地租改正条例」では①必ずしも成功の速やかなるを要せずとし②土地の原価に従って賦税するので、豊凶による地租の増減は実施せず③天災で地所が変換したときは、その程度により免税等の措置をとる④田畑は耕地、家作地は宅地と呼称する⑤地価の百分の三を税額とするが、今後茶・煙草・材木・その他の物品税が200万円以上になれば、地租を百分の一まで下げて行く⑥改租完了までは従前の租税を徴収するとしている。そして明治7年5月に⑦改租の初年から5年間は当初決めた地価で収税することを追加している。次に「地租改正規則」

と「地方官心得」では地租改正実施にあたっての具体的な方法を示している。

東京府の地租改正事業は明治7年9月に開始され11年5月に完了したとされるが、江戸川区域では明治8年2月各村が連署捺印した「御請書」を提出して作業を始め、14年に終了している。また目黒区の碑文谷村では明治7年11月以後行なわれ、11年3月区長、戸長以下の連名で「碑文谷村地位等級請書」を府知事に提出し事業を終了している。多摩地域は当時神奈川県であったが、神奈川県の地租改正事業は明治7年2月に着手し、同13年4月に終わったとしている。

実際には明治7年3月「反別地価等書上心得書布告」の制定を待って、7月「地引絵図編成」から始められ、8年2月には各村の毎筆の丈量が始まった。次いで等級調査「反別位当部分書上」は同年12月に完済し、9年12月に県は「田畑其外収穫地価算量書上」を命じ、調布市の上飛田給村では10年2月に書上帳を作成した。その後西南戦争で一時作業は中断したが、11年8月耕宅地の地租改正を終了している。日野市の日野宿でも明治8年10月に丈量が終わり、11年1月に地価の算定と地租額の決定が終わっている。

(3) 地押丈量

地租改正は地押丈量から始まる。地押とは「土地の重複若クハ脱落ナキヲ要スル為メ当初ニ之ヲ施行スル」作業で「其方法先ツ人民ヲシテ小村ハ一村通シ番、大村ハ各字限リ一地一筆毎ニ番号」をつけ「畝杭」をたてて所有者を確認する。これには区戸長の指導のもとに田畑を所有する多くの村民が参加した。

次に行なわれたのは丈量（測量）である。その方法は一筆の土地をそれに最も近似した矩形と見立て、縦と横の長さから面積を求める「十字法」と、一筆の土地を数個の三角形に分割し、その面積を合計する「三斜法」が使われたが、目黒区の碑文谷村では十字法より正確であった三斜法によって丈量された。しかし当時神奈川県であった町田市の各村では十字法による丈量が行なわれている。

(4) 収穫量調査と地価算定

地租は土地の生産力＝収益を基準として地価を決定して算出したが、「地方官心得」のなかで詳細な手続きが規定されている。実際にはその検査例第一則で行なわれた。これを公式で示すと次のとおりである。

$$\text{地価}=\{\text{収穫米}\times\text{米価}-\text{種肥代}-(\text{地租}+\text{村入費})\}\times\frac{1}{\text{利子率}}$$

地租3%、種肥代15%、村入費1%、利子率6%、

収穫量の調査は「土地ノ肥痩、水干損ノ有無、耕耘ノ難易、運輸ノ便否等苟モ収穫の多寡ニ関スルモノ」等について格差をつけて等級を組み立てる「地位等級制度」によることとした。先ず近接10ケ村内外で1つの組合を結成し、その中程度の1つの村を「模範村」とし、これを基準にその他の村を「聯合対照」して村・郡の地位を決め、一筆毎の田畑を9つの等級に分類した。

米価は各府県の明治3年から5年間の上・中・下米の平均相場ということで、東京府では正米1石が5円20銭、麦が1円70銭に、神奈川県では米1石が5円15銭、麦が1円75銭に確定した。利子率は耕地の土質、市場までの距離、農間副業からの収入などを考慮して6%と定めている。

(5) 地租改正の結果

地租改正で東京府各郡の最上等の田・畑地価を見ると、田で67～80円、畑で21～26円となっている。

東京府各郡の最上等の田・畑地価

	郡名	上等村名	1反当り地価
田	荏原	御園	78.526円
	東多摩	中野	67.310
	豊島	日暮里	80.153
	南足立	六ツ木	76.985
	南葛飾	金町	79.164
畑	荏原	大井	23.414
	東多摩	下沼袋	20.563
	豊島	谷中本	25.904
	南足立	弥五郎新田	24.392
	南葛飾	金町	24.879

なお最下等の地価は田では南葛飾郡曲金村の4.398円、畑では荏原郡上野毛村の4.697円であった。（「府県地租改正紀要」上巻による）

「地押丈量」は幕藩時代の土地の占有権を近代的な私的土地所有権へと移転する作業であったので、農家の協力を得ることが出来た。しかし「地価算定」の作業は地租賦課のためのものであり、しかも「地租負担の公平」や「租税の金納制」を掲げながらも「地租改正ノ始先ス旧来ノ歳入ヲ減セサルヲ目的」(彙纂)とする「旧貢租額の維持」が大前提となっていたので色々と不満が発生した。そこで明治9年5月太政官布告68号で「私見ヲ張リ承服セサル者有之節ハ近傍類地等ノ比準ヲ取リ相当ノ地価ヲ定メ」と一方的な処分を決めたが、さらに新政府は明治10年1月に太政官布告で、地租を従来の百分の3から百分の2.5に下げ、村入費も改定地租の3分の1以内に限定することで決着をはかった。「竹槍でどんと突き出す二分五厘」という当時の川柳はこのへんの事情を物語っている。

とにかく、力で徳川幕府を倒した新政府の強大な権力がその背景になければ、地租改正の実施は不可能であった。

地価が確定し、明治10年から新地租による徴収が行なわれたが、町田市の金井村の事例で田畑一筆当り新旧の地租額をみると、田で旧租額が2.490円、新租額が2.216円と1割以上減っている。しかし、畑では旧租額が0.535円、新租額が1.246円と倍以上に増え、合計でも新租額は2割の増租となっている。神奈川県1219村の結果でも旧租額に対して27%の増租となっている。

しかし全国総計では田は23%強の大幅減、畑宅地は2%の微減、両地目を併せるとおよそ20%の減租となっており、東京・神奈川での田の減租の割合が低く、畑宅地の増租が際立っている。この原因は関東では幕府の直轄地が多く貢租の率が低かったことと、畑は吉宗以後の新田開発によって特に貢租が低く抑えられていたことによるとされている。畑作地での増租はその後の桑茶等商品作物作付拡大の誘因の一つとなった。

新しい地租が決まった明治12年7月頃からは土地所有の証しとしての「新地券」が発行され「壬申地券」が回収された。地券制度はその後、明治19年登記法が制定されて存続の理由を失い同23年3月に廃止された。(江戸川、世田谷、目黒、品川区史、調布、日野、町田、青梅市史、東京百年史第2巻、佐々木寛司「地租改正」中公新書)

2. 農地改革

(1) 農地改革の背景

大正の中・後期に入り地主・小作関係は日本農業最大の構造的弱点とされた。そこで政府は大正15年の「自作農創設補助規則」、昭和2年の「自作農地法案」、昭和4年の「自作農創設維持助成資金特別会計法案」、昭和13年の「自作農創設維持補助助成規則」等で小作農の自作農化を図ろうとした。さらに日中戦争に入った昭和14年には「小作料統制令」、昭和16年「臨時農地価格統制令」、「米穀生産者奨励金交付規則」等の価格統制によって小作農の立場を有利にし、増産意欲を高めようとした。このように戦前なかなか手をつけることのできなかった地主の土地所有権の是正をめざしたのが戦後の農地改革である。

(2) 第一次農地改革

農地改革の第1次改革案は昭和20年12月「農地調整法改正案」として議会に上程されたが、審議未了となるところ、12月9日、連合軍総司令部(GHQ)から「農地改革に関する覚書」「封建的圧迫により日本農民を奴隷化してきた経済的束縛を打破するため、日本の土地耕作民をして労働の成果を享受するうえに、いっそう均等な機会を得させるべき処置を講ずることを日本帝国政府に指令する」が発せられ、ようやく12月29日修正可決された。その骨子は①不在地主の全貸付地と、在村地主の小作地保有限度5町歩を越える貸付地を5年以内に強制譲渡させ自作農創設の対象とする。②小作料を金納固定化する。③耕作権の移動を市町村農地委員会の許可制として統制する。④市町村農地委員会を公選制として地主、自作、小作から5人づつ選出するとするものであった。しかし地主保有地面積は世帯ではなく個人単位で計算されるとか、小作地を地主が近い将来自作する場合には買収の対象から除外するなど多くの問題を含んでいた。そのため小作農の意見を集約していた農民組合からの不満も大きく、GHQも不十分であると認め、昭和21年6月に日本政府に徹底した改革を行なうように指示した。

(3) 第二次農地改革

そこで昭和21年11月に「改正農地調整法」を、12月に「自作農創設特別措置法」を施行し、第2次農地改革が始められた。

東京都では先ず昭和21年10月、東京都長官安井誠一郎から区市町村長あての「農地制度改革について」の文書で法案の公布に先立って為し得る諸般の準備に直ちに着手する要ありとして、①農地委員会専任書記の充実、②趣旨の普及及び宣伝、③区市町村農地委員会の選挙準備を行なうように通知した。

農地改革の実務を担当した区市町村の農地委員の選挙は昭和21年12月20～27日に行なわれ、会長は委員の互選によって選出された。

他方、東京都農地委員の選挙はその後、区市町村農地委員によって階層別に行なわれ、それに主務大臣により任命された学識経験者が加わり、会長は都長官が兼務した。

昭和22年1月にはさらに、東京都長官安井誠一郎から区市町村長あての「第2次農地制度改革に関する件」の文書で①不在地主の小作地、在村地主の小作地（北海道では4町歩、都府県では平均1町歩以上）は市町村農地委員会の計画に従って政府が直接買収し、これを原則として現在の小作農に売渡して健全な自作農を創設する。②農地の価格は現行の価格を据置くと共に農地の買受人に長期年賦支払を認める…。③第1次農地改革発表後に行なわれた地主の不当な土地取上及売逃げ等はこれを認めない…。④小作地の不当取立を禁絶するため賃貸借の解約、更新の拒絶ばかりでなく、賃貸借の解除も市町村農地委員会の承認を必要とした…。⑤農地の移動は使用目的変更の場合ばかりでなく耕作を目的とする権利の移動も統制することとした。⑥所有者その他農地につき権限を有する者が自ら農地を改廃する場合もこれを統制する。⑦小作料は既に金納化され且現状においてストップされているが、尚小作関係の改善策として…小作契約の文書化を行なう。⑧市町村農地委員会の委員は地主3人、自作2人、小作5人を原則として耕作者特に小作農の発言権を増大した。⑨農地の開発に供する国有土地物件等についても民有土地物件に準じてこれを農林省に管理換の上一貫した計画により処理するものとした。⑩未墾地の買収の対価は開拓民の営農を考慮し、農地価格を基準とし、これを超えないように定めるのを建前とした⑪買収し又は管理換（所属替）した土地の開発については他の法令中一定の制限又は禁止の適用を排除することとし開拓事業の推進に資することとする等の内容を通知している。

区市町村農地委員の改革事務は、農地調査規則（農林省）および東京都農地調査規程によって農地の一筆調査から始られた。調査期日は昭和22年4月1日から6月10日で、これによって農地台帳が整備され、東京都の不在地主の小作地面積は6,448町歩、在村地主の小作地12,579町歩、自作地20,199町歩、耕地合計39,227町歩が確定し、小作地面積の合計19,027町歩が耕地面積の48.5%を占めることが明らかとなった。

(4) 農地買収の経過

小作地の買収と売渡しの事務は区市町村農地委員会によって進められたが、昭和22年10月現在で東京都の場合「日本一の不成績」といわれるほど大幅に遅れた。その最大の原因は都市計画との競合で、特に区部と都心に近い北多摩で大きな問題となった。

それは自作農創設特別措置法の第5条第4号の「都市計画法第12条第1項の規定による土地区画整理を施行する土地又は都市計画による同法第16条第1項の施設に必要な土地の境域内にある農地で地方長官の指定する地域にあるもの」、同条第5号の「近く土地使用の目的を変更することを相当とする農地で市町村農地委員会が都道府県農地委員会の承認を得て指定したもの」の内容があいまいであったため、農地所有者による農地から宅地への使用目的変更を主とする申請書、届書が相つぎ、その対応で混乱したためである。

戦前から区内や北多摩には宅地化を目的とした土地区画整理や耕地整理の施行地区が各地にあったが、戦中の食糧不足でその多くが農地として実質的に利用されていたため、小作者はそれを農地として解放すべきであるとした。これに対して地主はすでに整理費用を負担しており、都市計画を進めるために農地改革からは除外すべきであるとした。

紛糾の結果、昭和22年10月、連合軍総司令部農業課長ハーディ大佐から買収基準が提示され、この指示に基ずいて11月、農林次官、内務次官、戦災復興院次長の3次官連名で土地区画整理施行地区に関する自作農創設特別措置法第5条第4号の明確な指定基準が示された。また耕地整理関係は昭和23年1月、農林大臣により「自作農創設特別措置法第5条第4号の主務大臣の指定する土地は、都市計画法改正以前（昭和8年5月10日以前）に設立された耕地整理組合が耕地整理法により宅地としての利用を増進するために工事を施行した土地とする」こととして決着をみた。

東京都は宅地としての除外問題解決の見通しが立ったので、農地改革の遅れを挽回するため昭和22年10月末には東京都農地改革緊急促進要綱で「都下に於ける農地改革の現状は従来甚だ不振なるに鑑み、連合国最高司令部及び政府よりの強い要請の次第もあり12月買収を間近に控えたこの際、関係者打って一丸となってあらゆる方策を講じ、全力を挙げて年内最小限度8割の買収を完了する」ことを通達した。また昭和23年3月に都は軍政部天然資源課長も出席して農地改革完遂に関する打合せ会を開催している。なお同年4月には都への「農地改革進行状況報告について」の区市町村長あて通知の中で「これらが軍政部当局の事務に支障を及ぼすことにもなれば、ポッダム宣言受諾に基く連合軍の対日占領政策に対する妨害行為とも認められる事態をも生じ、その責任は真に重大なものと云はねばならぬ…貴管内農地委員会に周知方徹底を図りその指導に遺憾なきを期せられたい」等と懸命に買収・売渡事務促進の指示をしている。

このほか買収の過程で各地ではいろいろな問題があった。例えば練馬区や世田谷区では区内が3つに分かれていたので、3つの農地委員会が設置されたため、同じ区内に住みながら地区が異なる農地を所有する場合、不在地主と認定され混乱した。また小金井・武蔵野・田無・小平町では昭和15年に都が強制買収した小金井緑地の大部分が終戦当時食糧難で地元農民が耕作していたので、その42町歩が解放された。葛飾区の水元大緑地も同様に72町歩が解放されている。その他各地で戦時中接収された軍用地がこの解放で旧地主等に返還されている。また田無町では①疎開中の農地所有者は不在地主か在村地主か、②賃貸契約のない耕作者は小作人か管理人か等が裁判で争われたり。久留米村では稲荷講として持っていた水田2町5反を関係農家120余戸で均等に分けたりした。

その後政府は昭和25年9月「自作農の創設に関する政令」（強制譲渡令）を出して買収洩れ等の農地について、従来の買収・売渡し方式をやめて強制譲渡方式に切替えて買収を継続した。これによって買収・売渡事務は最終段階を迎えた。

表1　農地改革による農地買収売渡状況（昭和25年3月末現在）

	開放予定面積	22.12.2までの累計	23.12.2までの累計	25.3.2までの累計	売渡合計	売渡率
区	5,020町	1,994	4,812	4,933	3,866	78.4%
北多摩	4,673	3,281	4,455	4,513	4,015	89.0
南多摩	3,673	2,170	3,592	3,651	3,460	94.8
西多摩	1,459	1,025	1,437	1,455	1,330	91.4
島部	614	222	600	604	564	93.4
計	15,439	8,692	14,896	15,156	13,235	87.3

（東京都経済局農地課「東京都農地改革資料」による）

表2　農地改革前後の自小作別耕地面積の推移

	耕地合計	同比率	自作地	同比率	小作地	同比率
昭和16年	41,311町	100%	20,884町	50.6%	20,427町	49.4%
昭和22年	33,599	100	17,936	53.4	15,663	46.6
昭和24年	35,295	100	29,281	83.0	6,013	17.0
昭和40年	21,829	100	20,559	94.2	1,270	5.8

（「農地改革顛末概要」、「東京都農業経営基本調査報告書」による）

(5) 農地改革の結果

昭和25年3月までの買収面積は15,156町歩で開放予定面積の98.2%とほぼ完全に買収が終わった。その小作者への売渡面積は13,235町歩で、買収面積の87.3%となっている。これを地域別にみると区が78.4%、北多摩が89.0%、その他の地域が91.4～94.8%と都心に近い地域ほど宅地としての買収除外・売渡保留地が多くなっている。

また農地改革前後の自小作別の耕地面積の推移を見ると、昭和22年の自作地面積比率が53.4%から昭和40年の94.2%へと急増し、逆に小作地面積比率は昭和22年の46.6%から昭和40年の5.8%へと急減している。

自作農家戸数も昭和22年の29.5%から昭和40年の79.8%へ急増し、自小作農家は16.6%から13.5%へ、小自作農家は16.2%から3.3%へ、そして小作農家は37.8%から3.5%へと急減した。

敗戦によって外地から多数の人が帰り、食糧の輸・移入が途絶えて国民は飢え、食糧増産こそが緊急の課題とされた時期、連合軍総司令部の絶対的権力を背景に行なわれた稀にみる徹底した改革であった。多くの問題はあったが、戦前の地主・小作体制が崩壊し、戦後の出発点としての自作農体制が創出された。

しかしながら、農地改革の行なわれた時期、東京都ではB29の空襲・疎開・戦災で昭和20年349万人にまで減った人口が急激に回復している時期であった。その後も人口の流入は続き、改革の終わった昭和25年から20年後の昭和45年には都の人口は628万人から1.8倍の1141万人にまで増加した。その間、耕地面積は逆に都市化によって、区では63%、北多摩・南多摩では42%、西多摩では33%減少し、都全体でも46%減少している。東京という大都市地域にとっての「農地改革」とは一体何だったのであろうか。

(江波戸昭「東京都区部における農地改革」、東京百年史第6巻、葛飾区農地改革記念碑建設委員会「葛飾の農地改革」、練馬、世田谷区史、武蔵野、田無、東久留米、府中、八王子、日野、多摩、町田、秋川市史、東京都農地課「東京都農地改革資料1～4」、「農地改革顛末概要」)

3. 都市農地へ「宅地なみ課税」

(1) 新都市計画法の成立

昭和43年（1968）4月新都市計画法が成立した。市街地が虫食い状態に開発されるのを抑えるため、「すでに市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」を市街化区域とし、「市街化を抑制すべき区域ではあるが、計画的な開発であれば許容する地域」を市街化調整地域として、都市計画区域をこの2つに分けて線引きを行なうこととなった。

またこの線引きは当分の間、首都圏、中部圏、近畿圏の大都市及びその周辺の都市計画区域に適用し、おおむね5年ごとに見直すこととしている。

農業側はこの法案の検討段階から「市街化区域に編入されれば、農地に対する固定資産税が宅地なみに大幅に引き上げられるのではないか」との疑念を持ち「農地に対する固定資産税の引き上げを行なわない」ことを要請した。

その結果、法には付帯決議がつけられ「市街化区域において、市街地としての環境が整備されるに至らない地域に存する農地については、固定資産税等の課税にあたり土地所有者の税負担が増加しないよう配慮する等農業経営の継続に支障を及ぼさないよう所要の措置を講ずること」となった。

昭和45年12月、区域区分（線引き）が決定し、東京都ではおよそ75%の農地が市街化区域に編入された。

(2) 農地に「宅地なみ課税」

昭和45年から大都市圏の地価高騰が激しくなり、政府は8月、農地への宅地なみ課税の実施による農地の宅地化促進を打ち出した。

そこで東京では全国に先がけ、同年8月農業委員会や農業協同組合などの農業団体が一丸となって「東京都都市農政推進協議会」を結成し、農のあるまちづくりと、農地税制・課税の適正化を求めて運動を展開した。

昭和47年2月「地方税法の一部改正法案」が国会に提出され固定資産税が改正された。その内容は①市街化区域内の農地は、状況が類似する宅地の価格から造成費を控除した額によって評価する。

②この新評価額を基準として農地を次の3つに区分する。

A農地…新評価額がその区市の市街化区域の宅地価格の平均以上か、5万円以上の農地。

B農地…新評価額がその区市の市街化区域の宅地平均価格未満で平均価格の2分の1以上の農地。

C農地…新評価額がその区市の市街化区域の宅地平均価格の2分の1未満か、1万円未満の農地。

③固定資産税の課税実施時期はA農地は昭和47年度から、B農地は昭和48年度から、C農地は昭和51年度からとし、それ以後の税額は、当該市街化区域農地について付近の類似の宅地と同様の負担調整措置を適用して算定した税額に、年次別・段階的に税率を引き上げて行くこととなった。

④また都市計画税については固定資産税と同様の措置を講ずるとした。

このようにして市街化区域内農地の宅地なみ課税は決められたが、農業側からの反対運動が激しく、課税の強行実施が難しくなってきた。

(3)「宅地なみ課税」一時延期

昭和47年4月「地方税法の一部改正法案」が国会で成立し、①A農地のうち耕作の用に供されていると認められる農地は、従来の農地としての税額とする。②その農地の認定は区市条例で設置する農地課税審議会で行なう。③昭和48年以降は課税の適正化を図るため、必要な措置を講ずることとなり、課税の実施を1年延期することとなった。

しかし昭和48年4月「地方税法の一部改正法案」が国会で可決され、市街化区域内のA、B農地に対して、宅地評価額の2分の1の額を課税標準として、A農地は昭和48年度から、B農地は昭和49年度から、それぞれ4年間で宅地なみ課税を段階的に実施すること。C農地は従来の農地の税額に据置くが、昭和50年秋までにその取り扱いを定めるとした。そして衆議院では「市街化区域内の農地については、その実態にかんがみ都市計画法に基ずく生産緑地の制度を創設し、一般の農地と同様の税負担とするよう検討すること」という付帯決議がつけられた。

(4) 農業緑地保全制度

区市では地元農家の宅地なみ課税に反対する声が根強いことと、急激に人口が増加すれば、それに見合う都市施設の整備が追付かないことから、昭和48～49年に自治体独自で農業緑地保全に必要な条例等を制定し、一定の条件を満たす市街化区域内農地について、宅地なみ課税額と農地税額との差額の一部または全部を還元する措置を講じた。

一方政府は昭和49年2月、生産緑地法案を国会に提出し成立させた。しかし指定要件等が地域の実情や農家の実態にそぐわない点があって、東京都の第1回の指定ではわずか358ha（昭和56年の506haがピーク）に止まつた。

農業側は昭和51年度の税制改正に向かって、画一的な宅地なみ課税を廃止して、農業の用に供する意思が確認される場合、農地課税とするべきであるとの運動を展開した。

昭和50年12月、政府税制調査会の答申が行なわれたがその骨子は①三大都市圏の特定の都市のC農地及びその他の市街化区域内農地に対する宅地なみ課税は、昭和53年度まで拡大しない。②現在宅地なみ課税が実施されている区市のA・B農地については、生産緑地制度の適用要件を緩和して、これを活用するとともに、現に耕作の用に供され、かつ今後も引き続き一定期間農業を営まなければならない状況にある農地で、一定の要件に該当する農地については、区（都）市長は農地課税審議会（仮称）の意見を聴いて、条例の定めるところにより、軽減措置を講ずることができるものとする。③都市計画税についても、固定資産税と同様の措置を講ずる。とした。

このように地方自治体が独自で行なった農業緑地保全制度を国が追認するかたちとなった。

さらに昭和51年3月可決された「地方税法改正法案」で減額措置の適用年度と期間は昭和51年度から53年の3ケ年に決まった。

東京都での減額率は区市で異なるが、2／3～100%であった。

この時点で東京都の市街化区域内の農地面積は9,200haで、全農地面積の64%を占めていた。このうちA農地面積が5.3%、B農地が25.3%、C農地が69.4%であった。また昭和51年度のA、B農地平均の10アール当り課税額は98,400円（52年度は推定172,000円、53年度は245,000円）であった。国税局

の同年分の10アール当り農業所得標準が最も高い江東地区で285,000円、北多摩地区で187,000円なので、「宅地なみ課税」ではどのように高度な都市農業経営も継続は不可能となる。

その後も昭和53年8月、日比谷公会堂に東京の農業者2,100名が結集し、都市農業の確立と農地の宅地なみ課税撤廃を要求する東京都農業者大会を開くなど積極的な運動が続けられた。

昭和54年3月、地方税法の一部改正で宅地なみ課税の現行減額制度を昭和56年まで3年間延長することが決められた。

(5) 長期営農継続農地制度

東京都都市農政推進協議会はさらに昭和56年10月に宅地なみ課税撤廃について、100万人を超える署名を集めて国会に提出するなど「農地は農地課税」の活発な運動を展開した。

昭和56年12月、自民党税制調査会で自民党税制大綱が決定された。その骨子は①10年間営農を続ける意志のある場合は宅地なみ課税を猶予する。②猶予する農地の面積要件は団地および経営単位のいずれかが、おおむね0.1ha以上。③認定は農業委員会を経由し、農地課税審議会の議を経て区(都知事)市長が行なう。④宅地なみ課税の対象をC農地まで拡大する。ただし3.3㎡当りの評価額が3万円未満のものは除く。というもので、この内容を盛り込んだ「地方税法の一部改正法案」が昭和57年3月可決された。これを長期営農継続農地制度(宅地なみ課税徴収猶予免除制度)と呼び、昭和57年4月から実施されたが、東京都では宅地なみ課税対象農地の90%以上がこの制度によって課税を免れ、一応の決着をみた。

(6) 改正生産緑地制度

ところが、昭和60年の後半から東京都心部の地価が急騰をはじめた。いわゆる〝狂乱地価〟バブルの発生である。

経済界からは「供給が無いから地価が上がったので、農地の税金を重くして吐出させるべきだ」とする宅地なみ課税強化の相次ぐ提言もあり、政府は昭和61年10月衆議院予算委員会で「長期営農継続農地制度の再検討」の意向を明らかにした。さらに昭和63年6月には臨時行政改革推進審議会の答申で、東京など大都市地域の市街化区域内農地について、都市計画で宅地化するものと保全するものとの区分を明確にし、保全すべき農地については市街化調整地域への逆線引き、生産緑地制度の見直しと、これへの指定を行なう。として農家に農地としての保全か宅地化かの選択を迫った。

この間、東京都都市農政推進協議会は都市農業の必要性を都民に訴えるとともに、自治体や議会への働き掛け、地区大会や東京都大会を開催するなど強力な運動を展開した。

平成2年12月、自民党税制調査会は「土地税制改革大綱」を決定した。その内容は①長期営農継続農地制度は平成3年限りで廃止する。②保全すべき農地として生産緑地法の改正により転用制限などの措置が講じられた生産緑地内の農地については、農地としての課税を行なう。③宅地化すべき農地と位置づけられた農地については、平成4年度以降宅地なみ課税を実施する。とした。

この内容を盛り込んだ「地方税法一部改正法案」は平成3年3月国会で可決され、「生産緑地法の一部を改正する法律」も同年4月国会で可決され9月施行された。

改正された生産緑地法では①国及び地方公共団体の責務として「都市における農地等の適正な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資するよう努めなければならない」とし、都市計画の中で初めて農業・農地を明確に位置づけた。②生産緑地指定のための農地の面積要件では一律に500㎡以上の一団の農地等となった。③生産緑地の区市長への買い取り申し出でができる期間は指定後30年であるが、生産緑地の農業に一定割合以上従事している者が死亡したり、従事出来ない故障が生じたときは買い取りの申し出でができるなどとなっている。

関係農業者は平成3年の秋から4年の早春迄の短期間に、これからの30年を見通して所有する農地一筆一筆について「保全する農地」か「宅地化する農地」かの決定を迫られた。そして指定申し出での受付けは平成4年3月末で完了した。以後指定作業が行なわれ、10月東京都都市計画地方審議会で一括議決され、11月に各区市で告示された。

平成4年末での東京都の市街化区域内農地面積は7520ha、生産緑地地区決定面積は3983haで、その割合は53%、都府県では最も高率であった。(平成9年現在63%)

こうして多くの問題を残しながら「宅地なみ課税」問題は再び一応の決着をみた。

「宅地なみ」という懲罰的とも云える「みなし課税」で市街化区域から農地を追った都市は、その後バブルの破裂で地価は急落し、企業は抱えていた膨大な不要地の処理に追われた。(東京都都市農政推進協議会「都市農政10年の歩み」、「東京都農業委員会40年史」、橋本卓爾「都市農業の理論と政策」)

第4節　特産地の歴史

1．駒込（染井)、巣鴨の植木・花センター

(1) 徳川幕府と植木の需要

江戸市内の土地はその6割が武家地、2割が寺社地、残りの2割に一般市民が住んだといわれている。そして武家は江戸城の西北、関東ローム層の台地に屋敷を構え、庶民は主に下町と云われる東南部沖積層の低湿地に生活した。

江戸を開いた徳川家康、二代目秀忠、三代目家光の三代の将軍は揃いも揃って「花癖」(度外れた花好き）といわれるほどの花好きであった。

これは大名・旗本の倣うところとなり、まず庭植えに向くマツやマキ、カエデなどの庭園樹、ツバキやツツジ、サツキなどの花木が屋敷に植え込まれた。家光の時代に制度化された参勤交代は全国の植木や花が江戸に集められる結果となり、実生、挿木、接木などによって大名間での交換が行なわれたが、それが昂じて好事家は海外の異花、離島深山の希種を追い求め、さらには新品種の作出に狂奔することとなった。

しかしその原点には日本人の四季折々に変わる自然、咲き乱れる花に対する限りない愛着がある。

イギリスの園芸学者ロバート・フォーチュンが幕末の1860年から1年余り日本と清国の首都を中心に植物採集旅行をした時の見聞記「江戸と北京」に、江戸の近郊ー花を愛する国民性ー「馬で郊外の小じんまりした住居や農家や小屋の傍を通り過ぎると、家の前に日本人好みの草花を少しばかり植え込んだ小さい庭をつくっている。日本人の国民性のいちじるしい特色は、下層階級でもみな生来の花好きであるということだ。気晴らしにしじゅう好きな植物を少し育てて、無上の楽しみにしている。もしも花を愛する国民性が、人間の文化生活の高きを証明するものとすれば、日本の低い層の人びとは、イギリスの同じ階級の人達に較べると、ずっと優って見える」と書いている。

(2) 明暦の大火と造園ブーム

家綱の治世、明暦3年（1657）江戸の大半を焼いた明暦の大火は手狭となっていた町の改造拡張の転機となった。三百諸侯といわれる大名が上屋敷のほか新たに中・下屋敷を持ち、旗本屋敷の復興、寺社の郊外移転・再建などが行なわれ、膨大な庭園造成需要が出現した。

これには大きく分けて作庭（造園）と、その材料となる植木・花などの蒐集・仕立て・増殖・新品種の作出などの2つの工程がある。そこで作庭には、積年の伝統技術を持つ、京都の北野、大阪の天満・高津・下寺町などの庭師が江戸へ下った。そして植木・花などの蒐集・養成には畑を持つ江戸近郊の農家が当たった。その中心となったのが現在の豊島区染井霊園の東部一帯の駒込（染井）と、その西の巣鴨である。この地に立地した条件としては次の3つが考えられる。

①植木産業は情報産業である。全国・外国から新種の植木や花を蒐集し、作庭・養成などの技術を習得するには、全国の情報を持つ大名屋敷に隣接し、岩槻街道（日光御成道)、中山道で江

戸城にも直結する駒込（染井）と巣鴨は適地であった。しかも重い植木の販売には大八車や馬車が多く使われたが、その運搬にも近くて便利であった。

②植栽する武家屋敷の多くは関東ローム層の台地なので、それに適した植木の養成に洪積畑が必要であった。また染井村を流れる谷戸川の沖積地もあって、池の周辺に植え込む樹や草花などを栽培することもできた。

③駒込（染井）、巣鴨は近郊農業地帯なので農家はもともとかなりの園芸技術を身につけていた。その中でも染井村の、後に伊藤伊兵衛を代々名乗った植木屋の三代目、三之丞はすぐれた植物研究家としてキリシマツツジを中心に手許に集積した300余品の自画を載せた、きりしま屋伊兵衛「錦繍枕」(1692) を著している。また古来からの花壇用の園芸種目のほか、貴品、珍品なども収載した実技書「花壇地錦抄」(1695) を著作した。そしてその嗣子政武も元禄以降カエデの流行を主導し「歌僊楓集」３巻を著すなど優れた人材を輩出したが、これを核として一族、関係者による江戸随一を誇る植木屋集団を形成した。

政武の経営する「芸戸園」へは将軍がお成りになり、江戸市民が注目したが、古川柳にも「伊兵衛出ませいと大きな買手くる」「名も知れぬ花で伊兵衛は呼出され」などと歌われている。

こうして江戸の武家地、寺社地を中心に膨大な数と広さの庭園が造成され、世界的な「庭園都市」が出現した。しかしそれ以後長く続いた造園需要も漸次減り、文化年間の頃から伊藤家は急速に没落していった。

(3) 江戸庶民の植木、花き需要の台頭

その背景には江戸時代前半期は大名屋敷などの庭園造成期でマツ、マキ、カエデ、モミジなどの庭園樹やツツジ、サツキ、ツバキ、サクラ、ウメなど花木の需要が主流を占めたが、それ以降は次第にその需要が減少していったこと。そして文化、文政の頃になると、大きな庭を持たない江戸庶民の生活が向上し、彼らは飛鳥山・隅田堤・品川の御殿山・小金井堤の花見、染井・駒込・巣鴨の四季折々の植木見物、団子坂の菊人形、向島百花園、堀切のショウブ園、大久保のツツジ園、入谷のアサガオなど江戸近郊の景勝・散策を楽しむ一方で、キク、サクラソウ、アサガオ、ハナショウブなど下町の狭い庭や路地裏でも鉢植えで楽しむことの出来る草花や、江戸中期以降次第に庶民化していった「いけばな」の花材などへと需要が大きく切り替わっていったことがあげられる。

だが、その幕末でもなお染井村の一帯は世界一を誇る植木の産地であった。前掲のロバート・フォーチュンは「江戸と北京」で「江戸の東北の郊外にある団子坂、王子、染井の各所には、広大な植木屋がある。私が江戸に来た主要な目的の一つは、これらの場所を調査することにあった」とし、染井村の壮観については「そこの村全体が多くの苗樹園で網羅され、それらを連絡する一直線の道が、１マイル（1.6Km）以上もつづいている。私は世界のどこへ行っても、こんな大規模に、売物の植物を栽培しているのを見たことがない」としている。

(4) 染井吉野

現在、全国に植えられているサクラの品種の９割はソメイヨシノといわれ、気象庁のサクラ前線の予測にも使われている。これは幕末から明治初期に染井の植木屋が苗木を売り出したもので、広辞苑では「染井吉野、サクラの一種、最も普通に栽培される。花は葉の出ぬ先に開き、蕾は初め淡紅色で、次第に白色に変わる。成長は早いが木の寿命は短い。エドヒガンとオオシマザクラの雑種とする説が有力で、東京都豊島区の染井の植木屋から売り出されたという。ヨシノザクラ」となっている。どのようにしてこれが出来たのかは不明であるが、この接木苗を全国に売り出した染井は、明治以後も植木産地としての地位は不動のものであった。

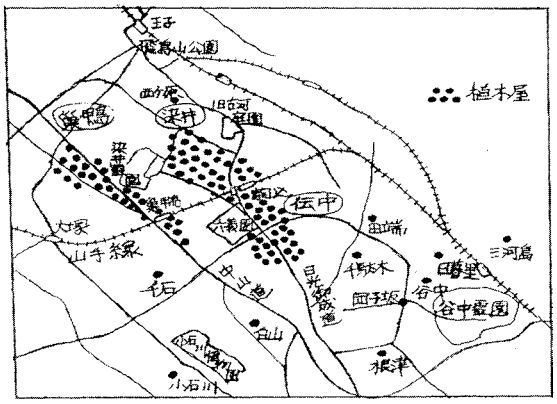
(5) 明治以後の駒込、巣鴨の植木産地

明治維新になって大名、旗本の武家屋敷は空き地となり、東京の人口は一時急減したが、首都東京としての復興も目覚しく、急減した人口も増加を始めた。武家屋敷の多くあった関東ローム層の台地、山の手には官員や新移住者、下町からの市

民が移り住んだので、小庭園や観賞植物園、公園などでの需要が多く、植木や花の生産は衰えることがなかった。

明治期に入って外国との貿易によってバラを始めとする多くの西洋草花が輸入され、日本の植木・球根・種子などの輸出も行なわれたが、明治23年には駒込、巣鴨の植木屋が中心となって有限責任横浜植木商会（後の横浜植木株式会社）を設立しこの事業に当たっている。

また、明治22年に設立された日本園芸会でも駒込、巣鴨の植木屋が中心となって園芸品評会を催すなど園芸の振興と普及を図っている。



「豊島区史通史編２」で「実地調査北豊島郡の園芸」（昭和４年、北豊島郡園芸研究会刊）の豊島区域農作物変遷表を見ると駒込（染井）、巣鴨の江戸時代からの老舗産地は明治元年から昭和３年まで、都市化とともに麦や野菜などの作付けを減らし、植木特にあまり土地は使わないが高度な技術を必要とする花鉢や高価な盆栽へと比重を移している。これらの産地があった旧巣鴨町は明治30年になお100haの畑があったが、急激な宅地化により昭和４年にはわずか６haにまで減っている。昭和６年刊「北豊島郡総覧」では「旧時花き盆栽を業とするもの多かりしが、現時に於いては極めて少なく、僅かに盆栽を業とするもの数ヶ所に残るのみ」と記されている。

その一方で、植木産地は次第に近郊西側（外側）へと移動し、現在の池袋駅周辺（当時の西巣鴨町）へ、さらにその西側の長崎（当時の長崎村）へと移動し、長崎では大正元年頃から初めて植木の栽培が行なわれている。

このほか植木産地は新興の埼玉県川口市の安行や、関東大震災以後駒込や団子坂から集団移住した大宮の盆栽村へと移って行った。

（豊島区「豊島区史通史編１、２」昭和58．11。川添登「東京の原風景」ＮＨＫブックス、昭和54．２。川添登・菊地勇夫「植木の里　東京駒込・巣鴨」ドメス出版、1986.6。江戸学事典）

２．多摩川の梨

（１）江戸川区の新川梨

梨は肥沃な粘質壌土、砂質壌土が深く、しかも排水の良いところを好むので、河川の河口に近い沿岸が適地とされる。

東京の古い梨の産地としては江戸川区の新川梨がある。「此辺ニテ梨ヲ作リ始メシハ南葛飾郡下今井村大塚新平、寛政３年（1791）始テ試作ヲ為ス、其後同12年ニ同郡新堀村北村文七ナル者苗木ヲ仕立ル法ヲ普ク近郷ヘ弘メ今ニ至リテ其法ヲ伝フ」と東京府下農事要覧にある。宗蔵（新平）はその子吉豊と協力して苦心の末栽培に成功し、文政４年（1821）の秋官府へ献上した。当時名の高かった甲州梨にも味が優ったので「新川梨」と呼ばれた。文政10年の「江戸名所花暦」に「梨花＝南新川、利根川（江戸川）の上、雷不動の脇農家新平の園中二千坪余のうち一めん」とある（旧新平屋敷、江戸川区江戸川三丁目浄興寺には、宗蔵を讃えた「楽誉君種梨樹碑」がある）。東京府志料（明治５年調査）では物産として梨、西小松川村700篭、140円、西一之江村200篭、60円、下今井村、新堀村各50篭、15円、上今井村、二之江村各30篭、９円と記されている。大正12年２月の東京府農会報では南葛飾郡の梨樹400本（長十郎５割）産額492円とわずかに旧産地の面影を残している。

（２）大田区の多摩川梨生産

多摩川の河口、川崎大師河原（現川崎市出来野）では1650年代から多摩川梨の栽培が始められたといわれるが、盛んになったのは寛政年間（1789～1801）である。その頃、川の向い側荏原郡六郷町でも水野金太郎、金輪源七が栽培を始めている。在来の品種は上花、金平、芸者、淡雪、赤穂、真

中、早生赤、泰平等であった。明治10年頃荏原郡高畑村の老農の聞き取り（東京府下農事要覧前掲参照）では中熟品種として中屋、力弥、晩熟品種として泰平、赤竜が作られている。

明治５年調査が行なわれた「東京府志料」では荏原郡蒲田新宿村の物産、梨子1,500篭、75円所ノ名産トス、麹谷村360荷、270円所ノ名産ナリ、羽田村1,100荷、550円、浜竹村300篭、15円、萩中村60荷、30円所ノ名産トス、雑色村2,190荷、1,095円所ノ名産トス、八幡塚村1,200荷、600円、高畑村1,200荷、600円所ノ名産トス、町屋村30荷、15円、古川村17荷、6円80銭、道塚村35荷、26円25銭、小林村30荷、22円50銭とあり、合計で3,306円となる。大田区の多摩川河口近くの村々は東京市に近く、運搬に便利なことから多くの利益を挙げた名産品であった。

明治18年７月の台風に対する渡辺洪基府知事の巡回記に「八幡塚村ハ梨子、桃ノ類多シ、畑ノ三分の二程ハ梨子ナリ」とあり、日清戦争の頃にはこの地域の梨栽培面積は50～60haに達したとされる。

明治26年に大師河原村出来野の当麻辰次郎（屋号長十郎）の梨園で優良品種が発見されこれを「長十郎」と命名した。黒星病の被害も少ないことから急速に普及し、明治の末から大正初期には多摩川梨全栽培面積の８割を占めるほどになった。羽田村の大正元年の調査では竹内兵七の園内にある梨の元祖といわれる「伝吉」という品種は１本が100㎡の畑に拡がっていたといわれ、その他出張（長十郎）、泰平、独逸、赤穂等が作られた。矢口町では多田小太郎が始めて泰平、真中、江戸屋、力弥等を栽培し、その後赤穂、長十郎、幸蔵、独逸等に換え、昭和に入って赤穂、長十郎を主に栽培した。大正６年東京府農商課の「東京府生産調」では「梨、本品生産ハ数年前迄ハ荏原郡の産額最モ多カリシモ、近年水害等ノ為稍衰退シ、南多摩郡稲城地方ノ産出増加セル為、南多摩郡ハ荏原郡ヲ凌駕スルニ至リ、其ノ他北多摩及各郡ニ少量ヲ産ス」とし、明治末まで栽培が盛んであったが、大正５，６年頃から人家稠密となり野菜に変わっていった。東京府統計書で梨生産額の推移を見ると次のとおりである。

東京府の梨生産額の推移　（円）

郡	明治41年	大正４年	昭和５年	昭15年
荏　原	217,500	52,810	5,999	15,725
南多摩	26,523	46,618	84,710	273,792
北多摩	5,440	13,486	37,308	244,417
西多摩	1,000	7,386	1,899	4,863
合　計	251,036	123,580	134,027	543,321

（3）稲城地方の多摩川梨生産

元禄年間（1688～1703）に川島佐治右衛門と増岡平右衛門が山城国（京都府東南部）に旅し、淡雪という品種の苗を持ち帰り村内に植えたのが始めとされる。その後天保、弘化の頃に増殖され、江戸時代の末には長沼村、矢野口村、菅村（川崎市多摩区）にかけて梨畑が広がり、長沼村には10数戸の梨栽培農家があったといわれる。明治17年には13名の農家によって共盟社が設立され、梨の苗木や肥料、かごなどの共同購入がおこなわれた。その後加入者が増えたので解散し、大字ごとに東長沼、矢野口梨山組合を設立し、「稲城梨」として販売した。明治10年代の販路はせいぜい府中宿、五宿（調布市）ぐらいであったが、後半になると栽培も本格化し、西は八王子から青梅、東は東京市内、南は横浜と拡大した。明治30年の作付面積は13haで、「長十郎」の導入は明治32年、「二十世紀」は明治38年である。

運ぶ道具も天びん棒から牛馬や荷車に変わった。梨かごは明治30年代から大正末まで利用され東京、横浜方面に出荷した「東京かご」（４貫目3.75kg）と、明治末から戦前まで使われ、八王子、青梅、所沢方面に出荷した「八王子かご」（８貫目）があった。

明治の23年から増え始めた水田の梨畑化は大正時代に入っても相変わらず続いた。その一方で病害虫による被害も増大したが、農家の熱意や、東京府農事試験場牛村一保技手の石灰硫黄合剤や石灰ボルドー液利用による防除対策指導等で克服していった。

大正８年には東長沼と矢野口の組合が合併して「稲城果実生産組合」を作り、品種の統一、技術講習会、品評会を行い、肥料、農薬、出荷かごの共同購入等を行なって産地化を進め、販路の拡大を

図った。

大正12年９月１日の関東大震災はちょうど梨の収穫最盛期の直前であった。当時稲城の梨の作付面積は46ha、樹数32,000本、収果1,400ｔ、栽培農家150余戸であったが、全産額の３分の１が落果してしまった。これを八王子市場へ出荷したり、数台のトラックで罹災者の救済に当てたり、梨園に「遠慮なく梨子をお持ち下さい」のはり紙をするなどして処理したという。

大正末期には出荷容器を竹かごから木箱に変え、昭和の始めからは２台のトラックを買い入れて東京、横浜、川越、所沢等の市場に出荷した。

昭和２年多摩川両岸の果樹生産組合が技術の研究交流と販路拡大のための名称・商標や出荷資材の統一、市場宣伝等を共同して行なうために「多摩川果物生産組合連合会」を組織し、昭和７年には名称を「多摩川梨」に統一して商標登録した。

昭和４年に始まった世界恐慌で国内の米価や繭価は極端に下落し、農家の現金収入の道を狭めたが、そんな苦境の中でも梨づくり農家の痛手は比較的少なかった。それは当時梨はまだ有産階級の嗜好品としての色彩が強く、かなりの需要が確保できたので値崩れが少なく済んだことと、そのような需要者が多い東京近郊に立地したため、充分成熟した色沢、風味の良いものを供給することができたためと考えられている。

このようなことから昭和７年には「稲城果実生産組合」が財団法人富民協会によって表彰され全国から注目された。当時同組合がまとめた事績では、同組合は矢野口・東長沼の梨栽培農家によって組織され、昭和７年現在組合員は165戸、１戸当りの田畑所有地は111ａ。組合員の各種作物作付反別と収量、価額をみると（昭和６年）梨は3,930ａ、価額は94,320円（一戸当り24ａ弱、571円64銭）で、次が水稲の6,372ａ、19,800円、副業の養鶏（鶏卵）が11,557円となっており、梨の栽培が生計の中心となっている。また10ａ当りの価額でみても梨はトップを占めた。

このようなことから梨の栽培は急増を続け昭和ひとけた台の終わりには、ついに梨畑は100haを突破し、組合員も180名に増加して黄金時代を迎えた。昭和８年８月23日の東京日日新聞府下版には「干天で平年より出回りは遅れたが早生物はボツボツはじまった。第一長沼南部、第二矢野口、第三長沼北部の３集荷所も整備されて洪水のように押寄せる40万貫の出荷を待機している。初手物は、手近な八王子、青梅、立川などへ出るが最盛期以後は殆ど大東京へ引張られる。なにしろ今度は景気高、帝国農会斡旋所との提携、新品種八雲への期待等々と新しい希望の数々に『梨の村稲城』の一村朗らかに、鼻息物すごく」と記されている。

昭和12年の日中戦争突入のころから、応召、徴用があいつぎ、梨農家の人手不足が深まり、肥料や農薬、資材の不足が目立ちはじめ、昭和16年の太平洋戦争の勃発で一気に加速された。食糧事情の悪化で畑作物も麦や芋などの主食に変わったため、昭和19年の梨の作付面積は最盛期の５分の１にまで減少した。

終戦直後は管理不充分で品質も良くなかったが、買出しの人に直売したり、近くの市場に出荷したが、昭和25年の頃から食糧事情も好転したので、荒廃梨園に手を入れ、増反を始めた。そして昭和27年には第２次の「多摩川果物協同組合連合会」を発足させ、生産の増進と販売の改善を図った。

稲城でも戦前学校や会社などの団体や家族連れによる梨狩りが行なわれたが、本格的な観光梨園は昭和20年代の後半からである。昭和32年には10軒あまりの農家が一グループとなって観光果樹協会を結成し、また１ha以上の農家は独自でバス会社と契約して年間100台ほどの客を迎え入れた。同35年になると多摩川梨もぎとり連合会が生まれ、資材の共同購入や価格の統一からＰＲまでを行なった。その頃４kg入り200円の長十郎や300円の二十世紀のみやげかごが飛ぶように売れたという。

昭和30年代の終わり頃には市場出荷は極く稀で、ほぼ完全に観光化したが、一方で街頭販売が盛んになった。８月下旬から10月上旬まで、川崎街道や調布市の品川通りなどの沿道に２坪ほどの土地を１万円程度の地代で借り、木箱を並べ、トタン屋根、よしず囲いの簡単な直売店を作り販売した。昭和39年にはこれが75店ほどに達した。

戦後の稲城市の農家、耕地、梨栽培の推移を見ると次のとおりである。

稲城市の農家数、耕地面積の推移

	総農家数	耕地面積	梨栽培農家数	梨作付面積
昭和25年	710戸	468ha	239戸	27 ha
35年	658	399	252	45
45年	554	280	194	40
55年	465	163	167	38
平成２年	381	143	134	36
7年	345	134	124	35

稲城市は戦後の急激な都市化によって昭和25年を100とすると平成７年まで農家数は49、耕地面積は29にまで減少を続けた。しかし梨農家数は52に減ってはいるが、梨作付面積は昭和25年の27haから35年には45haに増加し、以後減少を続けたがそれでも平成７年で昭和35年の78%に留まっている。梨栽培農家一戸当り梨の作付面積も昭和35年の18ａから平成７年の28ａと大きくなっている。

最近、品種は長年の主力であった長十郎が影をひそめ、幸水、豊水などの早生で甘く品質のよいものや、高級品としての稲城などに人気が集まっている。また観光梨園は減って、梨園や沿道での直売が主流となり、贈答用の宅配便が増えている。(「稲城市史」、川島琢象「東京多摩川梨の歩み」、「多摩川誌」河川環境管理財団)

3．東京の狭山茶

(1) 狭山茶産地の草創

現在一般に広く飲まれている煎茶（茶葉を蒸し、焙炉で捻揉を加えながら乾燥する宇治煎茶）は徳川吉宗の元文3年（1738）山城国の永谷宗円が、当時江戸第一の茶問屋山本山の四代目嘉兵衛嘉道にその販路拡張を頼んだことに始まる。「品質佳良、甘きこと甘露の如し」と江戸八百八街に流行し、山本山の名を天下に不動のものとした。そして宇治煎茶を作る狭山茶産地の草創はその山本山六代目嘉兵衛徳潤の大きな貢献によっている。

東京都西多摩郡瑞穂町、旧宮寺郷坊村の村野盛政（1764～1819）、其の子矩邦（1794～1854）の狭山茶についての事績は「村野翁墓銘」に簡明に記されている。またその詳細については、同家に伝わる「元狭山村坊村村野勇吉氏尊父の記せし狭山茶の由来」がある。「一、祖先村野盛政が狭山茶の回復の事に着眼したるは天明年間（1781～1788）なり…而して該業に着手したるは寛政年間（1789～1800）にして、尚之を吉川忠八に議りしは享和（1801～1803）年間なり。…以降吉川忠八等と共に力を培養製法に致し、漸く一派の製法を案出し、これを遠近の郷里に伝へ、以て日常の飲料に充てしむ。而して自家の製品は隣国に輸し、以て販売するを常とせしものなり。一、文化13年（1816）東都茶師山本嘉兵衛氏へ、初めて茶を輸送す。是販路拡張の端緒なり」等とある。

瑞穂町の北東部に隣接した埼玉県入間市宮寺の出雲祝神社の境内には天保3年（1832）銘の「重闢茶場碑」があり、碑文は漢文であるが「文政中（1818～1829）におよんで、郷の著姓村野氏盛政、吉川氏温恭（1767～1846）、江戸山本氏徳潤とあい議り、重ねて場を狭山の麓に闢き、以て数百年の廃を興さんと欲す。鄰曲之が為、随って種える者数十戸、力を培殖に用い、逐次蕃滋し歳に若干斤を収む。佳称日に著れ、製益精絶、而して狭山の産復再び今に彰わる」となっている。建立者の中には坊村村野弥七規邦、西久保村吉川忠八達徳と両子息の名がみられる。

瑞穂町箱根ケ崎の狭山丘陵西端の狭山池を臨む丘上に狭山神社がある。ここには明治11年10月（1878）の銘で「狭山茶場之碑」が建てられている。箱根ケ崎名主村山為一郎の発願によるもので、その題額は勝海舟安芳が書き碑文は漢文であるが「今之いわゆる狭山池之傍、実に古茶園之跡なり、諸を荒蕪に付す可き哉と。乃相共に資を出し茶園を開き、之を盛大にして以て古に復せんと欲す。…我が茶既に欧米各国賞誉する所為り。是に於てか益々其の巧を巧にし、愈々其の精を精くし、終に海外諸国をして、日本の茶は固より可なるも、狭山出す所最佳と言わしむるに至らば、則ち豈我国之一栄誉に非ずや」とあり、既に当時この地は宇治に並ぶ製茶技術を持つ著名な産地として江都へ出荷し、輸出も行なっていた。

さらに明治13年、青梅市今井の指田家の屋敷地に建てられた「狭山製茶先哲紀念標」がある。指田半右衛門貞徳（1851没）を顕彰したもので、発起願人は子息の平右衛門とその子伝吉で「紀念標設立願」には「文化年間、入間郡小ケ谷戸村吉川

作右衛門なる者有り、山城国宇治里に遊歴して其の製法の伝習を受け、帰国の後、専ら該製法を拡張せんとするの際、亡父指田半右衛門義、同人に随従し、其の法を学ぶと共に、一家製茶の道に従事す。且つて当時両三名の有志の者有り、亡父と共に勉励す。爾後漸々此の業を励む者、月に増し日に盛んなり。随て製法精練に至り、方今内国観業の一に所し、且つ久年煙埋たる場名、回復の機に立ち至り候は、実に吉川作右衛門の中興基業及び亡父半右衛門、其の他自余の人々の精神に出で候儀と存じ候」とあり、同志146名が連署している。書は出雲大社宮司大教正従五位千家尊福（後の第17代東京府知事、司法大臣）である。

指田半右衛門の功績は同家にある「霜の花遺記」にも残されているが、痴愚になりすまして宇治の製茶場に潜り込み、技術を盗んだ苦労話や、「帰来直チニ入間郡村野盛政、吉川作右衛門及ビ江戸山本徳潤と訂議シ、普ク茶樹ヲ播種シ、益製法ヲ改良シテ大ニ其業中興ノ望ニ勝ヘタリ」などと記されている。

そして指田半右衛門は明治16年8月に兵庫県神戸港で行なわれた第2回日本製茶共進会で「中古狭山の茶業廃絶に属するを嗟嘆し、有志と議り百方周旋克く再興の績を奏す、因て其功労を追賞す」とし、農商務卿西郷従道によって追賞されている。なおこの時、吉川忠八も「享和年間同志村野盛政ト共ニ力ヲ尽シ」追賞されている。

次に指田家が出荷した茶の仕切書を見ると、文政4年8月4日（1821）芝宇田川町諸国茶問屋金子籐兵衛へ喜撰、山吹、飛出し、切く津49Kgを、銀953gで売っている。更に翌文政5年には江戸日本橋諸国茶問屋山本嘉兵衛（山本山）へ雪の梅28Kg、霜の花9Kg、喜撰9Kg、山吹9Kg、つもり、上飛出し、上切屑、飛出し38Kg、合計94Kgを銀1,961gで売っている。以後天保10年（1839）まで山本嘉兵衛を主に、大橋多郎次郎、堺屋友次郎へ、多い年は825Kgを売った仕切書が残されている。この中の「雪の梅」「霜の花」は庶民が愛飲した「喜撰」や「山吹」よりもかなり高価な銘柄であった。

嘉永6年6月（1853）ペリー艦隊が江戸湾へきた、当時の市民の動揺を伝えるる狂歌に

泰平のねむりをさます正喜撰
たった四はいで夜もねられず

とあるが、これは市民が飲んでいたお茶の銘柄「喜撰」を「蒸気船」に、「たった四はい」を「四隻」にかけたものである。この地域は黒船がくる30年以上も前にすでに宇治煎茶を江戸へ出荷していたのである。

旧東京府（現区内）は明治2年政府と府が始めた桑・茶奨励で武家宅地跡などに茶を植えたので、まとまった茶畑が多い。豊多摩郡野方町の製茶は明治の初年、五辻安仲が江古田で4.8haの茶を植えたのが始めで、その8、9年後、北豊島郡長崎村の岩崎熊次郎が山城から種子を購入し栽培者に分与したのが始めとしている。

北多摩での茶の栽培は寛政年間（1789～1800）といわれるが、安政6年（1859）の韮山代官江川太郎左衛門の奨励によって活発化したとされる。明治3年の北・西多摩の製茶量は瑞穂地区833kg、村山地区731kg、砂川地区3,761kg、羽村地区1,500kg、福生地区1,125kgである。砂川村の梅山小三郎は「安政元年（1854）ノ頃ヨリ焙炉ヲ増築シ…明治元年（1868）頃ヨリ同人ニ就キ其製造法ノ伝習ヲ受ル者60有余人、時恰モ明治12年精業会社（砂川村の須崎七郎右衛門らが創立した製茶工場）ノ設アリ、同人ハ之カ主幹トナリ数多ノ職工ヲ傭ヒ器械ニ改良ヲ加ヘ…此ニ於テ始メテ狭山製ノ一派ヲ博セシヲ以テ」明治23年4月第3回内国勧業博覧会の製茶功労者として砂川村長から上申されている。また東村山村の市川幸吉は明治の初年、埼玉県三ケ島村と伊勢国から種子を購入して植え、製茶についても狭山法と宇治法を折衷した新法を創出している。

明治21年には北多摩郡茶業組合が設立され「茶業講話会」が各村で毎年開かれた。

立川村では井上善次郎村長が明治36年7月多摩郡長に出した意見書では「当地ハ製茶養蚕業ヲ以テ一家ノ歳入中最重要トナシ其良否ハ一家ノ盛衰ニ関スルモノニシテ従テ一村ノ興廃ニ及ホスモノニ有之」としている。また小平では本格的になり始めたのは明治20年前後としている。

北・西多摩の茶は畑の軽い火山灰土が冬の北風で飛ぶのを防ぐため、東西に18～24mおきに植えられていた「うつぎ」を植えかえた畦畔茶が5割以上を占めていた。したがって各農家が茶樹を持ち、焙炉を築いて手揉み製茶を行なった。これを茶商

がツボ買いといって農家を回り品質に応じた値段で買い取った、農家の副業として定着していた。

(2) 茶の輸出

徳川秀忠の慶長14年（1609）オランダ東インド会社の船が日本の平戸に来航し、翌年日本茶（緑茶）をヨーロッパへ積み出したのが、ヨーロッパへ茶がもたらされた最初であるといわれる。

開港後は全国で茶の栽培が急速にふえ、明治元年（1868）には茶の輸出量は6,070t、輸出額は総輸出額の22%に達し、11年には13,055t、19年21,418tと増加を続け、27年には37,544tとなっている。このようなことから政府は明治7年（1874）3月に内務省勧業寮農政課に製茶掛を設けて世界市場に対応する茶業振興に当っている。

当初イギリスは世界最大の茶の輸入国であったが、緑茶（日本茶）はどことなくすみれの香りがするのに対し、紅茶はばらの香りがするとして紅茶を好み、輸入した日本茶のほとんどをアメリカに再輸出していた。そこで政府は明治11年1月「紅茶製法伝習規則」を発布し、東京、静岡、福岡、鹿児島に伝習所を設け、その製品を三井物産や大倉組をつうじてイキリスやオランダに送るなどの努力をしたが、大きな普及は見られなかった。

日本茶の輸出の主流であった緑茶は次第にインド・セイロンの紅茶に押され、明治24年と28年に輸出のピークを記録して以後停滞、下降した。

開港後生糸と茶は二大輸出品として脚光を浴び、明治10年頃までは輸出額で生糸の70～80%を占めていた。東京、埼玉の狭山茶も明治7～8年頃で1,800t程度の生産があり、良質茶として主としてアメリカに向けて盛んに輸出された。開港当時から関東東山地域の生糸は八王子に集荷され、町田を通り横浜に運ばれて取引されたが、狭山茶の多くも同じように八王子商人の手によって輸出された。そのため狭山茶は明治の末頃まで「八茶」（八王子茶）といわれた。

(3) 東京狭山茶生産の推移

東京都の茶の作付面積の推移を見ると、明治15～30年に1,200～1,500haあったものが31年1,939haとピークに達し、以後34年には822ha、42年には604haにまで急減したが、大正に入り第一次世界大戦の好況に乗って700～800haに回復した。しかし昭和に入り世界経済恐慌もあって漸次減少を続け、終戦の頃には200haにまで減少した。戦後は漸次増加して、昭和34年には530haにまで回復し、その後やや減ったが、49年には再び578haとピークに達した。しかし都市化の進展で以後漸減して平成10年には235haとなっている。

東京都地域別茶作付面積　(ha)

	明治34年	大正４年	昭和５年	昭和15年
区東部	41	9	0	1
区西部	276	100	50	25
北多摩	371	331	206	146
南多摩	56	65	104	58
西多摩	74	73	115	89

	昭和35年	昭和50年	平成７年	
区東部	0	0	0	
区西部	4	1	0	
北多摩	242	240	68	
南多摩	24	7	4	
西多摩	134	242	137	

東京都の茶の作付面積を地域別に見ると上表のとおりで、明治時代に主産地であった区西部、北多摩は都市化で終戦まで一貫して減少を続けた。しかし北多摩は面積が最も多く、しかも区西部より都市化が遅れたため、戦後一時増加したが、昭和50年以降急減した。南多摩、西多摩は昭和初期まで増加したが、恐慌、戦争激化で減少した。しかし西多摩は戦後都市化の影響を受けるのが遅く、しかも江戸時代からの高品質茶の産地であったため産地化が進み、昭和50年頃まで増加を続けたが、以後減少している。

平成7年の主産地は瑞穂町（78ha）、青梅市（46ha）、武蔵村山市（31ha）、東大和市（20ha）である。

(4) 茶生産の機械化

製茶機械の発明は埼玉県入間郡小仙波村の高林謙三が研究を行い、明治18年専売特許条例が発布されるや、その第2、3、4号特許を取得している。その後明治31年精巧な高林式茶葉粗揉機を完成したが、これを32年に静岡県堀ノ内の松下幸作が取り入れ、機械製茶工場を創立している。

狭山茶地方では長年にわたって品質の良い手揉み製茶に固執したが、東京では大正4、5年頃から人力用の粗揉機のみを使う半機械製茶が豊多摩、北豊島、北多摩郡の11戸で行なわれた。この方法は資本は多く要せず、製品は気を付ければ純粋の手揉製と変わり無いことから普及した。大正6年瑞穂町箱根ケ崎の高水豊吉が純機械製茶を導入し、同7年には北多摩の国分寺、小金井、保谷、久留米村の合計6戸で行なわれた。また同町の森田園では大正14年に八木式15kg粗揉機を入れている。昭和10年発行の東京府史では「狭山茶は本府下及び埼玉県下に産出されていたが、本府産出の茶が一層良質であったので、需要が多く、盛んに栽培されていた…製茶方法は手製を主としており、製茶時期が養蚕の時期と時を同じくする為、製茶能率上より見て漸次機械製茶発達の気運を醸成しつつあり、既に個人で或は共同して機械製茶を開始している者もある」としている。また瑞穂町二本木の中村善一は昭和15年機械製茶工場を作ったが、借入た資金を初年度で完済するほど効率のよい生産をあげている。しかし機械製茶が本格化するのは終戦後の昭和30年頃からである。それは1回の生葉加工量が25kgでほぼ連続して荒茶生産のできるもので、40年頃には35kgと大型化し、全工程連続自動化の機械が導入され、50年頃からはさらに大型の60～120kgラインが普及した。

茶の摘み取りは「手摘み」が昭和30年頃から「手鋏」に代わり、35年頃からプロペラ式の動力茶摘機、40年頃からはバリカン式のものが、さらに47年には2人用可搬式の大型茶摘機が導入され、省力化が著しく進んだ。また茶は早春凍霜害を受けやすいので、茶畑への防霜フアンが導入された。

(5) 戦後の主産地

摘採・製茶の機械化で生葉の短時間大量処理が可能となると、能率の悪い畦畔茶が減少し専用茶園化が進むとともに、農家は生葉生産者と製茶工場を持つ茶専業者に分離した。

昭和35年度の第14回全国茶品評会が東京で開催されたが、瑞穂町の藤本荘一が農林大臣賞に輝き、以後も毎年多数の生産者が上位入賞を果たした。昔から「香りの宇治、味の狭山、形と色の静岡」「姿悪くも色香は深い、狭山銘茶の味の良さ」といわれた通り、全国にその名をとどろかせた。生葉生産者は農協に生葉生産部会を作るなどして肥培管理など生産技術の向上、農薬・肥料の共同購入、機械の共同利用等を行なっている。

昭和38年には瑞穂、青梅、武蔵村山、東大和、五日市の製茶業者の組合が中心となって東京狭山茶業協同組合を設立し、冷蔵庫の共同利用、資材の共同購入、製茶技術研究会、品評会の開催と消費拡大宣伝、直売等を行なっている。

製茶業者は全工場が荒茶と再生用の機械を所有し、仕上茶販売と委託加工を行なっている。製品は地元茶問屋へ卸売するか、直接都内の小売店へ販売していたが、昭和44年頃からは自家内に小売店舗を設けたり、小売店を直営するものが増えている。

(埼玉県茶業協会「狭山茶業史」昭和48年10月木耳社、瑞穂町「瑞穂町史」昭和49年4月、青梅市今井「指田家文書」、東京都「東京農業普及30年の歩み」昭和53年11月)

4. 練馬大根

(1) 練馬大根と沢庵漬の由来

練馬大根栽培の由来については、練馬区春日町の愛染院門前に東京練馬漬物組合が昭和15年11月に建てた「練馬大根碑」がある。それには「今や声誉中外に高き、我が練馬大根は、由来甚だ久しく、徳川五代将軍綱吉が館林城主右馬頭たりし時、宮重の種子を尾張に取り、練馬の百姓又六に与えて栽培せしむるに起ると伝う…爾来地味に適して栽培に努めしより久しからずして、優秀なる品種を作り、練馬大根の称を得て、重要物産となり、疾く寛政(1789～1800)の頃には宮重を凌ぎ日本一の推賞を蒙れるに至れり」とある。

喜田茂一郎によれば地大根としての練馬大根の名はすでに足利時代(1338～1568)に知られていたという。また天和2年(1683)の戸田茂睡の「紫のひともと」に練馬大根が記事として載っており、元禄5年(1692)の井原西鶴「世間胸算用」では暮れの12月末、練馬地方から江戸へ運ばれる大根を「神田須田町の八百屋物、毎日の大根、里馬に付けつづけて、数万駄見えけるは、とかく畠のありくがごとし」と

している。板橋、練馬の大根は新河岸川外川（荒川）の河岸場から高瀬船で千住や神田、京橋などの青物市場へも運ばれた。「文政年間漫録」の豊島郡徳丸農夫話として「畑5段ばかりを耘し大根2万5千根を得べし（1段5千根の積もり）売りて135貫文許になる（1根5文2分の積もり）此内糞の価50貫、江戸へ舟賃2両2分」としている。寛文4年（1664）京橋川岸に近藤源左衛門が設けた青物市場は大根河岸市場と呼ばれ今も「京橋大根河岸青物市場碑」が残されている。元禄10年（1697）の本朝食鑑で大根は「江戸近郊は非常によく、なかんずく、根利間（練馬）、板橋、浦和のものが勝れている」としている。安永9年（1780）大橋方長「武蔵演路」には「上練馬村百姓又六といえる者、此れを練馬第一とせしは元祖又六、作り始めしは一尺八寸（55cm）程ありしなりと云う、今その子孫にて作る処は一尺五寸（46cm）もあるべし」とある。その又六は鹿嶋又六で先祖代々同じ名前を世襲で名乗ってきている。

沢庵漬については文化2年（1805）頃までの見聞をまとめたものと云われる「耳袋」で「世に沢庵漬と申す事は、東海寺にて貯え漬と唱え来り候よし。大献院様（将軍家光）品川御成りにて、東海寺にて御膳召上がられ候節、何ぞ珍しき物献じ候よう御好みの折から、『禅刹何も珍物これなく、たくわえ漬の香物あり』とて香物を沢庵（禅師）より献じければ『貯え漬にてはなし、沢庵漬なり』との上意にて、殊のほか御賞美ありし」ということで江戸市民に広く普及し親しまれた。

(2)　練馬大根品種群

主な練馬大根品種群を見ると次のとおりである。

〔練馬尻細〕

上練馬村の百姓又六が練馬の地大根と尾張大根との自然交配の中から作出した品種を長年淘汰改良して固定したもので、練馬大根の代表品種である。根長は75cmくらいで、首は地上に上がり、細く次第に太くなり、中ほど以下は太さを増し、尻先が尖る。8月中旬に播種し、100～110日で収穫できるたくあん漬け用品種。杉並区の野田が分系した大長の野田系、練馬区の鹿島安太郎が分系した中長の鹿島系、板橋区志村の板橋権右衛門が明治の末頃、早生みの九日大根と練馬和田種との自然交雑から選抜固定した早生種の‘秋早生’。練馬区の渡辺正好が育成したモザイク病に強い‘早太り練馬’（昭和25年名称登録）、八王子高倉町の原善助が育成した‘高倉’（昭和26年名称登録）、東京都農業試験場育成のウイルス病に強い‘あづま’などがある。

なお明治20年前後に杉並区中野の石森伝蔵が改良した‘綿種’は漬物、煮食両用で中野、野方地方で栽培された。

〔練馬丸尻〕

練馬原産、根長は約60cmで、首から次第に太まり尻部が最も太く急に丸くなる。肉質は柔らかく甘味に富み品質は良い。主に煮大根として使われ、たくあん漬には向かない。早生種として尻細と並んで栽培された。（練馬大長丸尻、練馬中長丸尻）

〔理想〕

埼玉県西町の原産、練馬尻細と秋づまりの雑種から出たものらしいとされ、黄葉理想は昭和8年の大旱魃で大きな被害を受けたが、その後黒葉理想が作出され普及した、耐病、耐暑性がある早漬たくあん用。‘都西’は練馬区赤塚の池田茂雄がみの早生と理想を交配した煮食用（昭和32年名称登録）

〔秋づまり〕

練馬原産、煮食用大根として品質が優れ、食味が良い。糠漬にも適する、根身は円筒形で、50～55cm、直径は約10cmで、首から下までほとんど同じ太さで尻は丸い。‘秋づまり’は早生、‘源内づまり’は豊多摩郡代々木村の源内が選抜した晩生種。‘大蔵’は世田谷区大蔵町の石井泰次郎が源内づまりを改良した耐病性品種（昭和28年名称登録）。

〔三浦〕

神奈川県三浦郡で昭和の初期に練馬尻細と在来の高円坊や中ぶくら大根が自然交雑したものから選抜された。根身の首元は細いが次第に太くなり、中央からやや下で最も太く直径15cmほどになる、先端は細く尖る。晩生で三浦では1月中下旬から収穫される煮食用。

小平市の大竹正徳が昭和8年ウイルス病に強いとする‘都’を育成。

〔中ぶくら〕

練馬系の中で最も胴太りし、直径が18cmにもなる、根身は短く50～55cm、横浜市で出来た晩生の煮食用。

〔みの早生〕

天保年間（1830～1843）板橋区志村の百姓巳之吉が、練馬系の早生白葉九日と亀戸が自然交雑したものから選抜した早生種とされる。北区岩淵町旧袋村付近で古くから栽培され、上板橋、練馬、赤塚でも栽培された。袋村の本橋弥五郎が採種を継続し種子の生産を行なっていた。

晩夏播きに適した‘志村みの’初夏に肥大の早い‘矢切みの’耐暑性の強い‘黒葉みの’モザイク病に強い‘本橋みの’抽台の遅い‘春蒔みの’いずれも50日前後で収穫でき、暑さにも耐えるので、春播きまたは夏播きされ、糠味噌、浅漬け等に使われた。

(3) 練馬大根の生産

富士火山灰が深く積もった関東ローム層の武蔵野台地にある練馬は、根身の長大な練馬大根の栽培には極めて適していた。

明治5年（1872）に調査した「東京府志料」で西郊の主要な大根産地の大根、干大根、沢庵漬、大根種子の産額を見ると表のとおりで、板橋、練馬、中野、豊島区が主要な産地となっている。

東京西郊の大根生産額　（単位円）

	産額 円	主要生産旧村
北区	166	中里、滝野川、田端
板橋区	5,637	中丸、上板橋宿、前野
豊島区	2,559	池袋、長崎
練馬区	5,386	下練馬、上練馬、中新井
新宿区	846	下落合、西大久保
中野区	3,579	中野、下沼袋、下鷺ノ宮
杉並区	1,888	下井草、阿佐ヶ谷
世田谷区	787	瀬田、松原、
渋谷区	642	千駄ケ谷、中渋谷
目黒区	1,084	上目黒、衾、
品川区	1,314	戸越、下蛇窪、上蛇窪
大田区	774	久ケ原、馬込、雪ケ谷

次に大根の作付面積を明治17年以降の区内西部、三多摩、都合計について見ると次のとおりである。

練馬大根の栽培の中心はは旧北豊島郡（現練馬、板橋、北、荒川区）の上・下練馬村で、明治の中頃から急上昇し、大正の初から昭和15年までが最も盛

	区内西部	三多摩	都合計
明治17年	674ha	224ha	925ha
41年	1,570	443	2,126
大正4年	2,259	413	2,982
昭和5年	2,304	821	3,319
15年	2,049	1,150	3,389
25年	869	1,528	2,678
35年	295	956	1,430
45年	80	489	632
55年	44	389	465
平成7年	28	256	297

況を極めた。その間一時的な大正12年の関東大震災、それに続く昭和初期の世界恐慌による価格の下落、作付面積の減少はあったが、間もなく復活し軍需等の大口需要に支えられて最盛期を謳歌した。その後日中戦争の激化で人手も足りず需要も停滞し急減した。また一方で産地化が進めば作付は急増し、連作が行なわれ、病害虫が多発する。昭和8年の旱魃による大根心食虫の大発生を始め、同11、12、15年とウイルス病に見舞われ、戦後も昭和22年を始めとして発病減収を繰り返した。産地は耐病性品種の育成や深耕・堆肥を入れた土づくり、陸稲間作などに手を尽くしたが挽回出来なかった。また戦後の大口需要の消失と、それに続く冬・春の端境期に大量の新鮮野菜が旅荷等によって供給が可能となってきたことから、塩蔵野菜のたくあん加工用の栽培は急激に姿を消していった。

鹿島安太郎は練馬区春日町の農家に明治16年に生まれ、明治、大正、昭和と「練馬大根の品種改良と栽培及び加工技術の改善を図り之れが普及に献身努力され」昭和40年82才で永眠されが、その功績を讃えた「鹿島安太郎翁顕彰碑」の碑文には「戦後特産練馬大根も環境の悪化により作柄不振に加えて食生活の洋風化に伴い需要の低下するに及び逸早くこの動向を察知して之が転換作として甘藍及び洋菜類の導入と普及に尽力された」としている。平成元年からは「ふるさと創生」の一環として「練馬大根育成事業」が始められ、毎年区内農家に委託して6千本の栽培が行なわれ、区民等に配布、販売されている。

なお区内西部の後背地に当たる北多摩では大正に入って栽培が急増し、戦後の昭和25年頃を頂点として、自らも都市化の波に洗われ、以後急減している。

採種については自然交雑し易く、原種の維持が難しいが、前記「東京府志料」では豊島区の巣鴨、池袋村。板橋区の上赤塚、前野村。練馬区の上・下練馬村で大根種子の産額が記されている。「東京府北豊島郡誌」では古くは専ら北区滝野川村で行なわれていたとしているが。栽培の本場である下練馬村にも明治35年練馬種子販売合資会社が設立され、周辺の農家も兼業として自信の種子を販売している。昭和2年には当時の北豊島郡農会が練馬大根採種組合を設立し、上練馬村の鹿島安太郎が品種の改良に力を尽くしている。

(4) たくあん漬

昭和2年、農林省農務局の「沢庵漬ニ関スル調査」では「従来、沢庵ノ製造ハ一般家庭ニ於イテ行ワレ、都会ニテモ購求スルモノ僅少ニシテ、従テ之カ製造販売ハ比較的少量ニシテ、明治中頃ニ於ケル沢庵漬ノ最大消費地タル京阪市場ニ於テスラ卸問屋ノ看板ヲ掲ケタルモノハ稀ニシテ、小売業者モ亦少数ニ過キサルノ状態ナリキ。然ルニ日露戦後ニ至リ大ニ需要増加シ…都市ニ於テハ従来各家庭ニテ漬込ミタルモノカ漸次販売品ヲ購入スルニ至リ、今後益々需要増加ノ傾向ニアリ」とし、また「東京沢庵ノ…最モ盛ナル生産地ハ北豊島郡中新井、石神井、志、上練馬、下練馬、赤塚、上板橋、豊多摩郡野方、和田堀内、井荻、高井戸、中野ノ町村ナリ。東京沢庵ハ前記ノ地方ニ生産スル大根ニ加工セルモノニシテ、農家ノ副業生産ニ係ルモノト農家ニテ生産セル原料大根ヲ購入シテ加工スル非副業的生産のモノトアリ。前者は概ネ小経営ナルモ、後者ニハ大規模経営ヲナスモノ多シ」としている。

福井功「たくあん屋三代記」練馬郷土史研究会会報（昭和57～58年）で東京福室漬物株式会社福室正之助の話を要約すると「祖父は豊多摩郡落合村で明治17年にたくあんを天秤棒で担いで売って歩いた。大正3年に陸軍省にたくあんを納めたのが軍需の始めで、大正7、8年には練馬大根産地のど真ん中に工場を新設した。生産が四斗樽で1万樽を突破したのが大正15年、昭和11年に株式会社となり、昭和13年には四斗樽で3万樽最高を記録し、キッコーマン醤油の一斗樽で1万樽を陸軍省に納めた」「農家からは干大根を買う。種子を播く時から契約し前渡し金を払う。干大根は首と先の両方を持って曲げて両端をくっつけても折れないくらいのものを四斗樽に太物70本、細物100本の目安で米糠を入れて漬込む。甘塩は塩3升5合、普通は7升、11月頃漬け込んで2～3月になった甘塩のたくあんの味が一番。大正12年頃から着色にうこん根の粉を使ったが、手軽な合成染料のオーラミンに変わって、甘味もサッカリンを使うようになった。昭和17年以後は大樽に漬込み、昭和24、5年頃からは小売店の注文でこれを二斗樽に化粧して出荷した。昭和30年頃からはプラスチックの樽が出回った。今はコンクリートの大水槽に漬込んでプラ樽に詰めて終わり」出荷は「昔は午前3時半に大八車に四斗樽5本を積み提灯に火を入れて店を出た。目白椿山荘の坂を立ちん棒に押してもらい、5時には神田市場に着いた。大正中頃から近くの運送屋に頼み、馬車で15樽を積み、盛りには1日2回運んだ。昭和になってトラックを買った。始めはフォードT型、それからシトロエン、最後はダイヤモンド。市場のほか大口の業務用は有蓋貨車一輌に100～150樽を詰めて送る。陸軍が第一で、そのほか刑務所、遠洋漁業の船団、大阪・神戸の漬物問屋、北海道、樺太。満州は関東軍、満鉄、近藤商店。南洋群島は南洋興発株式会社。比島のダバオ。ハワイへは缶詰で送った」という。

明治21,22年の「北豊島郡町村戸口資力調査」によると当時上練馬村では大根25万本、干大根65万本、下練馬村では大根3万本、干大根7.5万本が生産された。「練馬へは一筋道や干大根」猿男（明治26年1月）「ひとつ家やどちらを見ても干大根」子規。

たくあん漬の専門加工場が多く出来たのは上練馬村であるとしている。また「東京府農芸要覧」では昭和4年、北豊島郡のたくあん漬の産額は211,430樽、従業戸数1,250戸となっている。

昭和の初期に出来た、たくあん漬生産者の団体である練馬漬物生産衛生組合の組合員数は昭和11年で100名を超え、同15年には149名に達した。戦後は昭和27年で農家の副業としてのたくあん生産

は無くなった。昭和23年、練馬漬物親睦会が製造業者60名で発足し、工場設備の機械化やポリ容器の採用などの合理化に努めた。また区内での栽培が減少した大根は北多摩を始め、埼玉、群馬など近県の農家や農業団体と契約して原料を確保加工していたが、昭和50年代に入って都市化が進み、工場を大根産地に移転したり、他の漬物に転向したり、卸問屋となったりしている。昭和50年代の組合員は50社、60年代は41社で、取扱品目は東京沢庵を始めとし、福神漬、奈良漬、生姜漬、梅干、一夜漬等となっている。

(練馬農協「練馬農業協同組合史」昭和45年、練馬区「練馬区史」昭和56、57年)

5. 目黒の筍

(1) 孟宗筍栽培の始め

東京府農会報大正14年1月号阿部元作「目黒式孟宗筍栽培法」によれば「寛政元年(1789)に荏原郡平塚村字戸越375番地の旧家山路次郎兵衛氏の祖先の力に依って栽培せられたのが始まりで、当時山路氏は江戸鉄砲州に居住し、旧幕府の回漕御用を業として居りましたが、中祖次郎兵衛勝孝(別名筍翁)は大いに農事を好み品川領戸越村に別居し、果樹蔬菜の栽培にしたしみ、方々芝四国町薩州侯の上屋敷に出入し居った関係上、偶々孟宗竹の珍奇なることを知り、遂に寛政元年5月薩摩の国より種竹数株を鉢植として求め、其の宅地近くに植付けたのが始まりであります。其後同氏は意を之が栽培に用い、当今用いて居るへらの如きも自分の手掌より考案したもので、其出来た筍は江戸神田多町の青物問屋紀国屋に出荷致しました、然し初めの内は之を求むる者も少ない様な訳であったから筍を桐の箱に入れ駄馬に積んで大いに景気をつけて売出したので、漸次江戸士民の嗜好に投じ、遂には大好評を博する状態となり、益々其の繁殖を計り、次代三郎兵衛に至り其の栽培面積が8町8反歩に及んだそうであります。…孟宗竹林は初め平塚村に栽培せられ、次第に付近に繁殖したもので、今から20年前(1905)の目黒や平塚村付近一帯は孟宗竹林で覆われておりました…兎に角山林局林業試験場の四周などは最も栽培の盛んな所でありました」そして山路勝孝が没した翌文化3年(1806)翁の頭髪を埋めた上に通称「孟宗筍栽培記念碑」が建てられた。(場所は品川区小山1丁目目蒲線沿線後地小学校付近)

(2) 明治初年の筍の栽培と産額

明治5年調査の「東京府志料」で現区内の筍の産額を見ると次のとおりである。

	産　額	旧主要産地町村
豊島区	216円	池袋
中野区	152	雑色、中野、上高田、高円寺
杉並区	181	和田、堀之内、馬橋、上荻窪、阿佐ヶ谷
新宿区	50	柏木、
渋谷区	68	代々木、原宿
世田谷区	1,347	世田谷新町、奥沢、上馬引沢、瀬田、下北沢、用賀、若林、深沢、小山、奥沢本、代田松原、太子堂、上北沢、下馬引沢、野良田
目黒区	1,353	碑文谷、衾、中目黒、下目黒、上目黒
品川区	1,591	戸越、下蛇窪、小山、中延、上蛇窪、居木橋、大井、南品川宿、北品川宿、桐ヶ谷
大田区	23	久ヶ原、古市場
計	4,981円	

志料で野菜の産額を多い順に見ると、大根、茄子、里芋、胡瓜、葱に次いで筍は6番目で、その後に漬菜、南瓜が続き、当時としては主要野菜の一つであった。そして産地は品川、目黒、世田谷区を中心に都市化とともにやや西に後退しながら広く普及していった。

栽培法については軽い火山灰土地帯の栽培に適した山路次郎兵衛考案の「目黒式(根埋式)孟宗筍栽培法」が行なわれた。

明治14年の「東京府下農事要覧」によれば

荏原郡　戸越村　孟宗竹筍

○植付並びに採収

6月中より秋彼岸迄に根分をなす。但両芽の間を切断し、凡1反歩に6、70本植着け翌年6月中迄に筍を掘採。

○培養並びに施糞

根分けをなすは、凡畑5坪に1本とし、2尺許の穴を穿ち馬糞藁芥亦は木葉の腐熟を肥料に施し、上に人糞を薄く潅ぎ竹を植付る也。風の根を動かさざる為

め別に竹木を以て杖となす(方言やつをかうと云う)。芽出しの頃2尺許り掘り、藁芥を入れ新芽を横に埋め、杭を所々に打ち、う子らせて土を掩い馬糞と人糞を撹合せ施し土を覆ひ置く時は、凡14、5日許を経、地上に芽出るを又前の如くす。然すれば翌年其年其う子らしたる屈曲の処より続々筍の出るに至る、此弱き芽を去り壮なる芽を埋むるは該村の農、山路次郎兵衛なる者の祖先の発明なり。又芽を屈曲せしむる法を発明せるは、竹の新芽木の根或は石にゆき当り苦しみて屈曲せし処より筍を生ずるを見て、右次郎兵衛なる者発明せしより近傍多く此法に倣う。

としている。筍は江戸・東京市民に好まれ、下目黒村の目黒不動尊門前には筍飯を供する大国屋、内田屋、角伊勢などの旗亭ができ、散策や清遊をする人々で賑わった。桂山「目黒道筍めしの匂ひかな」(明治27年)。またその後「筍を食べると美人になる」といわれ、正岡子規の「筍や目黒の美人ありやなしや」(明治35年)の句がある。後に松岡憲固博士が、尼さんが菜食でありながら血色の良いのは、食べている筍に血行をよくするビタミンB_{12}が多く含まれているためではないかとしたが、現在では食物繊維、銅、亜鉛、カリウムなどの無機質、チロシンなどの蛋白質も多く、美容・健康食品の一つとされている。

(3) 筍栽培の発展と衰退

東京都の筍収穫高の推移を見ると、明治41年3,211t、44年5,273t、大正3年4,247t、6年2,620t、9年2,943t、12年、2,729t、昭和元年2,094t、4年2,398t、7年2,147tと傾向としては明治42年～大正3年を山に以後漸減している。

また大正5年主産地荏原郡の筍の作付面積と収穫高を見るとつぎのとおりである。

現区	旧村	作付面積	収穫高
世田谷区	松沢	4ha	66t
	世田谷	34	446
	駒沢	46	858
目黒区	碑衾	69	899
	目黒	20	261
品川区	平塚	25	291
大田区	池上	2	8
	馬込	5	56
計		234	2,851

小田内道敏「帝都と近郊」大正7年(1918)は「筍の主産地がもと目黒、平塚二村なりしも、住宅地区の拡大は、其後方に位する碑衾、駒沢、世田谷三村を主産地たらしむるに至れるは蔬菜の後退せる一例として特に注目に値すべく」としている。、その後さらに現区内の都市化が進みその西、北多摩郡へと後退する。(北多摩郡筍作付面積、明治41年4ha、大正4年8ha、同10年126ha)

目黒区郷土史研究会「めぐろの昔を語る」平成7年(1995)古老の座談等によると「この辺の農家は土地が悪かった故か、昔はまずしい生活でした。筍を作るようになって大分うるおってきました。…この辺のものは柔らかくて歯が無くても食べられ、味は大変よいのです。4月の月末頃のものがまだ節がのびないので一番おいしいです。…筍もこの辺で売っては安くて仕方がないので、荷車に積んで神田、京橋、千住の方まで持って行きました。…筍は掘取ってから3時間もたつと、目方は一割ぐらい減ります。また、固くなるし、味もどんどん落ちます。そこで、明るくなるのを待ちかねて掘り出し、荏原分場へ荷車やリヤカー(後にはオート三輪車)で運びました。仲買人へ売ることもありました。朝掘りは上等で、普通の筍の倍の値がつきました」。また昭和に入ると東京の青果卸売市場には関西、九州等からの入荷が急増するとともに、水煮の缶詰も増え、また全国からの新鮮な多品目野菜の入荷が増え続けたので、相対的に筍の需要は後退し、東京の産地は都市化も手伝い戦中で崩壊する。平成10年、東京都中央卸売市場に入荷した野菜の中で「たけのこ」の入荷数量順位は43位、東京都の出荷量は17tで総入荷量の0.4%に過ぎない。しかし多摩地域に残った竹林からの新鮮なたけのこは農家の直売によって今も都民に賞味されている。(目黒区「目黒区史」昭和45年9月、江波戸昭「東京の地域研究(続)1997.3」

6. 田園調布・玉川温室村

(1) 田園調布・玉川温室村の生い立ち

大正も末頃になるとカーネーション、バラ、スイトピーなどの西洋切花や、温室トマト、メロン、ブドウなどの高級品需要も徐じょに定着し、広く

利用されるようになってきた。そこで企業的な温室経営が当時の荏原郡を中心に始められた。当時「田園調布・玉川温室村」と呼ばれた花き栽培の集積地帯は現在の大田区田園調布6・7丁目から世田谷区玉堤町1・2丁目にかけての地域である。

そこは多摩川下流の左岸で、北は田園調布から上野毛につづく丘陵で北風を防ぎ、冬暖かく夏涼しく、地下水が高いので潅水に必要な水の汲み上げも容易で、栽培に使う荒木田（沖積の粘土質壌土）も得やすく、しかも都心の生花市場にも近いという適地であった。

温室村建設の発案者は森田喜平で早川源蔵が相談役として地主との交渉に当たり、先ず大正13年7月荒木石次郎が田園調布に150㎡の温室を開設し、カーネーションとバラを栽培した。その後森田喜平とアメリカ帰りの烏丸光太子爵が共同で二項園を設立し2300㎡の温室でバラを栽培。大正14年には犬塚卓一がアメリカから温室資材一切を持ち帰りカーネーションの栽培を始め、同じアメリカ帰りの藤井権兵衛、土田農園もトマト、カーネーションを栽培した。また鈴木譲はトマト、スイトピーを栽培した。

当時の東京市に隣接する5郡の温室面積を見ると、大正6年に11,500㎡であったものが同15年には36,000㎡に、更に昭和7年には84,000㎡にと急増している。

また大正15年4月現在の東京府下温室坪数調査によると、荏原郡は府温室総面積の58%を占め、1戸当たり面積も平均300㎡と最も規模が大きいが、その主力はこの温室村であった。

	棟　数	温室面積	戸　数
荏原郡	161棟	19,799㎡	66戸
豊多摩郡	62	5,825	34
北豊島郡	24	803	14
南足立郡	37	2,754	25
南葛飾郡	22	2,827	17
北多摩郡	20	2,294	11
八王子市	4	26	3
西多摩郡	1	26	1
計	330	34,353	171

大田区田園調布の温室村に限って見ると、その後も経営者数は急増を続け、温室面積は昭和2年で9,300㎡、昭和5年17,200㎡、同7年30,000㎡、最盛期の昭和12年には35,500㎡となり、経営者も28名に達した。しかしこれらの経営者は在来農家出身の1名を除き全てアメリカや日本の先進温室で技術を身に着けた他県町村からの人達で、当時としては日本で最高の技術者集団であった。

(2) 温室村の栽培と出荷の推移

ガラス温室の様式は両屋根式で1棟当たり面積も150㎡～500㎡と当時としては広く、1戸当たりの温室面積も990㎡以上の者が多かった。暖房は石炭を焚いたボイラーで温湯を造り、これをパイプで循環させて暖めた。

栽培した主なものはカーネーション、バラ、スイトピー、洋ラン、洋菊、ユリ、チューリップ、ヒヤシンス、スイセンなどで、メロン、トマトのほかアスパラガスも栽培した。

生産の8割を占めたカーネーション栽培には温室330㎡当たり1人の専従者が必要なので、多くの温室が3～7人の園丁（雇用労働者）を雇った。

昭和初期の温室村のカーネーション、バラは他に見るべき産地が無いため東京市場で独占的な地位を確保し、高い収益を得ることが出来た。

生産物は共同搬送が行なわれ、毎日トラックとリヤカーで花は東京西銀座の高級園芸市場のほか、神田、日本橋、芝の生花市場へ出荷し、トマト、メロンなどは神田青果市場へ出荷した。

その後、日中戦争やそれに続く太平洋戦争の激化による徴兵、徴用などによって、園丁労働力や経営者が減少するとともに、暖房用石炭、その他の資材、肥料の入手難などで経営を中止したり、面積を縮小して野菜苗の生産等へ転換した。

戦後は進駐軍の需要によっていち早く復活し、再び独占的な利益を得ることが出来たが、1960年代（昭和35～45年）の高度経済成長期になると全国に花の大型産地ができ、近郊の産地も市街化によって神奈川や埼玉などの外縁へ移動した。そのため東京の温室村や江戸川、足立などの老舗花き園芸産地は停滞または衰退を余儀なくされた。

大田区田園調布6，7丁目の昭和29年の温室経営者15戸が昭和45年には10戸に減っている。沢田裕之が昭和45年8月温室経営者11戸に面接調査した結果で

は、戦前最盛期の温室面積が12,705㎡、戦後最盛期が8,118㎡、昭和45年8月が5,858㎡で、温室での栽培品目はカーネーション、バラ、ラン、鉢花、観葉植物の貸鉢業等に多様化している。これは戦前の主力品目であったカーネーションが大型産地の出現で価格が相対的に下落したためで、雇用労働力も排除されている。また販売も造園業者、植木商、生花小売商などに庭先で直販する者も出ている。

昭和30年頃から住宅化が進んだこの地域も武蔵工業大学が建設されるなど都市化とともに衰退した。

(3) 温室村発案者森田喜平の足跡

湯尾敬治「世田谷の園芸を築き上げた人々」城南園芸柏研究会昭和45年、で森田喜平の聞き書きでその足跡を見ると、森田は明治22年（1889）埼玉県安行の農家に生まれた。足立の日本農会で園芸の学科、実技を勉強。その後東京府農事試験場の見習生として温室栽培を学び、大正元年（1912）新宿御苑で福羽逸人博士の下で温室園芸特に洋ランとバラ、高級果菜を勉強した。そして23才で再び中野にあった東京府農事試験場へ戻り技手として温室栽培の係を担当し、温室花きと果菜類の栽培研究を行なった。

その後大正7年戸越農園の主任に迎えられたが、大正10年には目黒で土倉と共同でカーネーション専門経営の「菜花園」を発足させた。当時東京でのカーネーション栽培者は江戸川の加藤と中野の伊藤貞作の3名だけだったという。大正13年森田が発案した田園調布の温室村で鳥丸光太との共同経営で「二項園」を設立、温室でバラ専門経営を行なった。当時バラは馬込の長田と2ケ所で東京の需要の大半を賄った。その後2年で分離独立し年々温室規模を拡大し、品目もバラのほかカーネーション、スイトピー、洋ラン、メロン等を栽培した、昭和18年頃には温室面積は5,000㎡に達し、毎日小型トラック1台分の荷を出荷し、市場での一日の仕切金も万単位となった。出荷先は日本橋生花市場一本に絞ってきたので、会社の株式の8割を所有することとなり、社長として市場の運営に当たった。しかし昭和12年以後世相が不安定となってきたので市場を閉鎖し、土地を売却して温室経営に専念した。また戦争の激化で石炭の需給が難しくなってきたので、バラを比較的低温に耐えるカーネーションに切り替えた。

その後は15棟の温室の内13棟を政府に供出し、残りの温室はガラスを取り外し、委託を受けて供出用の豆もやし日産2.5tを製造した。この他野菜苗の栽培や養豚、養鶏、乳牛飼育まで行なった。

戦後は約1,300㎡の温室でバラ、観葉植物を栽培したが経営はうまく行かず、土地を売却して撤退した。

昭和36年（1961）伊豆下田に5haの土地を購入し、1棟500㎡の温室5棟を建設、暖房の熱源は温泉で、観葉植物と熱帯果樹の栽培を始めた。昭和45年現在82才、観光道路の不備もあって利潤はこれからという。

明治、大正、昭和と温室栽培の草創期から温室経営一筋に生き抜いた温室村技術者群の代表的な一人の足跡といえよう。（多摩川誌編集委員会「多摩川誌」河川環境管理財団昭和61年3月、大田区「太田区史下巻」平成8年3月、世田谷区「新修世田谷区史下巻」昭和37年10月）

7. 東京うど

(1) うどの導入

東京でうどの栽培が何時頃から始まったかについては、大正13年東京府農会報に菱山萬三郎が「豊多摩郡に於ける土当帰（うど）の栽培起源は文化年間（1804～1817）の頃より栽培せられしも、確然たるは今より100年前（1824）井荻村大字上井草、古谷岩右衛門氏尾張付近より此の方法を習い、其の後優良なる結果を得、爾来各町村に伝播し、今や郡内特産物の一となるに至れり」としている。また文政3年（1820）植田孟縉「武蔵名勝図絵」で独活（うど）は「野方領の村々にても出し、武蔵野新田にも作る。10月頃より正、2月まで出すをもやし独活と号し、早く出すを好めども、その形は細し、3、4月頃に出すを床独活と名付けて、その肉ありて殊に太く風味も香気もすぐれたり、これは野方領にて多く作るなり」としている。

明治5年（1872）に調査した「東京府志料」（多摩郡は当時神奈川県で含まれない）でうどの生産額を見ると表のとおりである。

東京府明治5年うど生産額　（単位円）

	産額円	旧生産村
練馬区	55	関、上石神井、竹下新田
杉並区	360	大宮前新田、久我山、松庵、下井草、中高井戸、上荻窪、天沼、上井草、成宗
世田谷区	242	代田、下北沢、松原、赤堤
目黒区	100	下目黒
品川区	11	桐ケ谷

明治3年多摩郡吉祥寺村書上帳には独活732荷（1荷1円8銭とすれば791円）の産額とあり、同13年には独活1,380円とある。

これらのことからうどの栽培は文化年間初期（1804）に現在の杉並、練馬区の西部、武蔵野市吉祥寺村付近で始められたと思われる。

明治10年11月多摩郡吉祥寺村のうど作農家119戸が当時うどを出荷していた神田多町の独活問屋紀国屋の度々の口銭値上げに反対した「独活作共定約証」がある。「…若し先方にて彼是申次第に寄ては、紀国屋へは荷物一切差出し不申、問屋を取換可申義等評決致候上は、左の名前のもの共一同、仲間吟味を以て確定致…依て為後証取究申定約証一札如件」と村の惣代衆へ文書を差出している。結果は不明であるが、戦前まで神田市場では吉祥寺と松庵のうどは「吉祥寺うど」として他の物より先にセリが行なわれ、特権的な地位を占めていたとされる。

(2) うど品種の変遷

〔所沢うど〕

東京で最初に栽培したのは「所沢うど」といわれ、幕末から明治中期が最盛期で大正の10年頃まで作られた。苗を所沢市の北原周辺で買って天秤棒や馬で運び、1、2年畑に栽培してから軟化に使った。実生繁殖のため生育は不揃いだが、正月出荷が可能な早生種。軟化茎は中細、手（葉柄）ばかり出すので「乞食うど」といわれた。

〔寒うど〕

東京府史（1935）によると「武蔵野町吉祥寺では明治23年（1890）頃、埼玉県安行村（或いは下総との説がある）方面から『寒土当帰』の良種を移入し、これを栽培してから良品を産するようになり、明治40年（1907）頃は最盛期に達し、栽培戸数100戸を算するに至った」とある。

原産地は北海道といわれる。寒うどには赤芽種と白芽種、ローソクと呼ばれた3つがあり、赤芽種は安行から入れ、最も古くから栽培された。極早生で芽には休眠がほとんどない。軟化茎は極細で香気高く品質は軟らかく良。一株当たりの芽数は多いが収量は少ない。白芽種は下総から入れたといわれる。軟化茎はやや赤味を帯びた白で品質は良い。赤芽種より遅れて作られた。ローソクは白芽種から出たものと思われる。軟化茎は白く冴えて透明感があり、品質は寒うどの中で最高。大正から昭和にかけて作られた。これらの寒うどは戦争激化で一時栽培が途絶えたが戦後昭和30年代半ばまで作られた。

〔愛知坊主〕

愛知県原産。大正の末から昭和の始めに武蔵野、保谷、小平、練馬に入り、戦前すでに周辺産地に普及した。晩生種で草勢は強く、茎は太い、香気は多いがややあくが強く品質は中の上で収量は多い。

〔伊勢白〕

三重県原産。昭和の始めに三重県鈴鹿郡から武蔵野、保谷、田無、練馬に入り周辺に普及した。中晩生種で草勢はやや強、軟化茎は中太で白地、品質は極上。

〔愛知紫〕

愛知県原産。昭和の10年代の始めに武蔵野、国分寺で導入し普及した。愛知坊主や伊勢白よりやや遅れて入ったため戦前あまり普及を見なかった。戦後は再び紫芽白（紫白芽）と呼ばれる優良種が導入され、この中から更に生産者や農業試験場によって優良系統が分離され（「都」、「多摩」、「都香」）現在栽培しているものの総てがこの系統である。晩生種で草勢は強く、軟化茎は白に線状の紅色が見られ、茎は太く、香気は多いがややあくが強く、品質としては中の上で収量は多い。

(3) 戦前のうど栽培と軟化法

東京府「東京府下農事要覧」明治14年、東多摩郡、大宮前新田の独活芽栽培では

○植着並びに採収

4月中旬に畦を作り、苗を一株づつ植着、9月に至り根を堀り茎を切り取りて土窖に埋め、11月に萌芽を取る。

○培養並びに施糞

畦に植るに臨み1反歩に藁木葉の積糞に糠2俵を和し8荷となして施し、麦の畦間に植え、麦を刈取りたる後6月中旬を過ぎ畦をきり7月上旬に草を去り9月30日の頃、或は10月2日3日頃に独活の青株を5、6寸高く刈捨、根株を掘取り晴天なれば20日余又は22、3日、雨天あれば稍30日許も日に乾し、加減を認め芽の勢よきを撰み長10間幅1尺7、8寸に向陽の地を掘り、藁木葉の湿ひあるを厚さ6、7寸にに敷き均し土を薄く覆ひ之に干たる根を一昼夜水に漬けたるを床に排べ、又1寸許土を覆ひ芽肥と唱へ人糞10荷を施し、又5寸許土を引均し是をもやし独活の丈けとなし、其上に俵ごもを敷き又土を盛りて山形になし7日程経て蒸発温度の加減を試み、蒸気弱き時は左右に籾殻を入れ火をさして温気を助け、強きときは同じく穴を穿ち蒸温の気を抜く、此法早きは25、6日遅きは30日頃に必ず芽を出す、尤も催進するの法なり。蔬菜少なき頃に採収し且味ひ上品なり。

○貯蓄

掘取りてより芽は直ちに萎するもの故、藁筵（糸だらなり）に渋紙を敷き藁を柔らかにもみ之に包めば2、3日を保つ、地を掘る7、8寸にして埋め置けば10日を保つなり、但し独活根は武州所沢に産するをよしとす。

（4）戦後のうど栽培と技術革新

①穴蔵軟化法の開発

武蔵野市境の高橋米太郎はもし戦争に勝ったら祝賀会が続き、うどは高く売れるに違いないと考え種株を残すようにしていた。だが、この非常時に贅沢品を作るのは気が引けたので、軟化を人目のつかない屋敷内の桑の葉を貯蔵した穴蔵でこっそりとやってみたが、なかなか良くできた。昭和18年である。戦後は昭和23年から横穴を掘って研究に本腰を入れ、同26年の1月には560Kgの軟化うどを今迄より1ケ月も早く神田市場に出荷した。全く土の着かない真直ぐのうどに市場関係者は目をみはったという。その後も軟化法の改良を続けたが、急速に北多摩一帯に普及し、昭和30年に実用新案を申請、同35年に「軟白野菜促成穴蔵」が認可された。

②高冷地委託栽培

武蔵野市境の高橋遼吉はうどは霜が降りてから1ケ月くらい、茎の芯が抜ける頃でないと休眠が明けないことから、寒高冷地で栽培すれば休眠も早く明け、出荷も早く出来るのではないかと考えた。昭和27年春に群馬県北軽井沢の浅間高冷地農場に愛知坊主の根株栽培を委託し、同28年からは嬬恋村農協と契約を結んで栽培を委託した。これが東京うどの高冷地委託栽培（リレー農業）の始めである。田無、調布地区担当の農業改良普及所がこれを事業化して北多摩の生産者をまとめ、長野、群馬、山梨、栃木、福島の高冷地との斡旋、指導に当たった。都市化で耕地が急速に減少する中で規模を維持・拡大出来ることもあって昭和32年頃から委託面積が増え、同36年頃には更にジベレリン処理による休眠打破の技術が開発され、12～1月出荷の技術体系が確立した。その結果同41年には東京市場のその時期の占有率が84%に達した。

③夏うど出荷

うどの根株を貯蔵または冷蔵して軟化し、6月から11月に出荷するもので、この技術は昭和10年頃愛知県尾西市の杉原が開発したとされる。東京では根株を貯蔵して7月上旬まで出荷する方法は戦前から行なわれていたが、冷蔵庫へ根株を委託する本格的な夏うど出荷は昭和24年頃から武蔵野市境の高橋米太郎や保谷市中町の富岡要蔵らによって始められた。その後練馬、小平、国分寺、立川でも普及し、昭和41年には東京市場の6～10月入荷量の86%を東京都産が占めるまでになった。

④うど掘取機の発明

畑のうど根株を秋冬に鍬で掘取るのは重労働で、このため農家の作付面積が制限されていた。立川市砂川の高橋正直と山本一男は昭和33年にテイラー型の耕耘機の車輪を外し、これにU字刃を取りつけ、それをワイヤーで畑の脇の耕耘機の動力で巻取って根株を掘る「うど掘取機」を発明した。翌年マメトラ農機KKが改良して、同35年「ロープ牽引型耕耘機」という名称で販売した。年間平均150台普及し、これでうどの作付面積が急増した。以後は乗用トラクターでの掘

取りが行なわれている。

⑤うど移出組合と関西出荷

軟化技術が向上して4Kg当たり10～12本と太いものが出来るが、東京市場では良い値がつかなかった。そこで田無農業改良普及所が指導して保谷、小平、田無の生産者を中心に昭和31年「東京うど移出組合」をつくり、暮れから正月にかけて鉄道急行混載便で大阪、京都、広島の中央卸売市場へ送り高値で販売した。

⑥大江戸美人

東京うどは業務用の高級品生産を主としていたが、他産地が「山うど」として丈の短い家庭用のうどを売出し人気を集めていた。そこで平成2年から立川、国分寺、小平のうど組合が1本づつ袋に入れ、短かくて買物袋に入れやすく、値段も手頃で買いやすいものを作り「大江戸美人」という商標登録で売り出している。

⑦うどの生産者組織

戦後のうど生産者の組合は市町別に昭和25年以後30年頃までに設立された。武蔵野市東京うど組合を始め、保谷、小平、国分寺、立川、石神井、三鷹、小金井、東村山、東久留米、調布等で種苗の共同購入、栽培出荷研究、品評会、高冷地委託、共販等の事業を行なった。またこれらの組合の足並みを揃え、荷姿を統一し、販売面でさらに強固な体制を築くため昭和29年「東京うど生産組合連合会」を設立し活動を続けている。

(5) うど栽培の推移

東京都のうど作付面積の推移

	作付面積		作付面積
大正4年	56ha	昭和40年	191ha
9年	71	45年	247
14年	74	50年	301
昭和5年	49	55年	286
10年	66	60年	112
15年	69	平成2年	95
26年	38	7年	73
31年	108	10年	59
35年	122		

出荷は東京都中央卸売市場が主であるが、東京都産うどの入荷量とその市場占有率を見ると次のとおりである。

	総入荷量	都産入荷量	都産市場占有率
昭和11年	932t	361t	39%
16年	1,456	735	51
25年	260	120	46
30年	1,003	829	83
35年	1,923	1,440	75
40年	2,728	1,968	72
45年	4,388	3,312	76
50年	3,972	2,739	69
55年	3,161	1,906	60
60年	1,927	1,043	54
平成2年	1,637	761	47
7年	932	300	32
10年	1,030	240	23

東京市場でのうどの入荷は戦後急上昇を続けたが、その原動力となったのが東京うどである。軟化茎が太く多収の晩生種を導入し、穴蔵軟化によって年間安定した軟化を行い、苗の高冷地委託によって規模を確保すると共に、ジベレリンによる休眠打破と組合せて需要期12～1月出荷を実現し、根株の冷蔵によって夏うどを出荷して周年出荷体制を確立した。また「東京うど生産組合連合会」を設立し強力な共販出荷体制を行なう等で昭和38年から57年に、47～53年頃を最盛期とする黄金期を築いた。しかし、消費が日本料理から次第に洋風化し、白色野菜から緑色野菜へ需要が変化する一方、産地も長年の連作で生産力が落ち、都市化も急激に進んだので、主産地を北多摩の西へ移動させながら後退を続けている。

武蔵野市境の玉川上水の上に昭和40年「うどばし」がかかった。その脇に武蔵野市の独活生産組合の人達が建てたうどの記念碑がある。

(東京うど生産組合連合会「東京うど物語」1997.10)

8．戦後の植木生産

（1）戦前から戦後の植木生産

明治以後東京の中心市街地の拡大とともにその周辺部で栽培されていた庭園樹は次第にその外延へと移動した。昭和3年（1928）の庭園樹栽培戸数を区別に見ると新宿区583戸、渋谷区572戸、墨田区456戸、目黒区429戸、豊島区427戸、江戸川区400戸、荒川区295戸、杉並区274戸、世田谷区242戸、北区234戸、品川区223戸で、これを大正4年（1915）と比較すると区内西部では都心に近い豊島、新宿、品川、渋谷区で減少し、目黒、杉並、荒川、世田谷、練馬、大田、中野の外延区で増加している。しかし日中戦争の激化とともに需要は減退を続け戦後となった。

終戦直後は植木どころではなかったが、昭和25年の朝鮮戦争以後、食糧難もやや落着きを見せ、疎開者も帰り、戦災市街地の復興も軌道に乗り始めると、東京の人口は急激な増加に転じ都市化が進んだ。植木の需要と関係の深い一般の個人住宅や公園・道路の建設が進むほか、昭和23年小平霊園（65ha）の建設、31年道路公団発足、都営住宅建設、33年住宅公団設立、36年神代植物公園（25ha）開設、39年東京オリンピックの施設建設、45年大阪万博と植木の大量需要が起り、その後も高度経済成長に支えられるなどで「緑化ブーム」が続いた。

昭和25年農業センサスでは都の装飾用樹木面積は僅か28haで調布、小金井、大田、世田谷に栽培が見られ、昭和30年の養樹装飾用作付面積は51ha、小金井、国分寺、世田谷、立川に栽培が見られた。しかしこれが昭和40年になると368haに急増する。

（2）昭和40年の植木生産

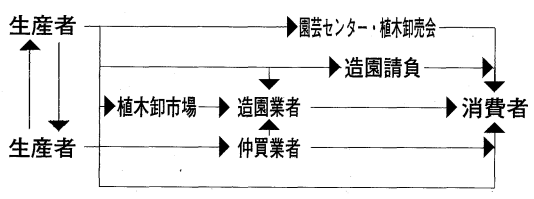
その詳細を東京都農業試験場が昭和39～40年に調査した「東京都の植木生産」で見ると、植木作付面積は369ha、作付農家数2,061戸で1戸当りの作付面積は18aである。植木の作付面積割合を地域別に見ると区部が全体の19%、北多摩が64%、南多摩4%、西多摩4%、大島9%で、北多摩が新興都市型植木産地の中核となっている。区部では世田谷が最も多く、板橋、練馬、足立、杉並、目黒の順で、戦前からの産地であるが都市化で現状維持か減少の傾向が見られる。北多摩では戦前からの産地としての小金井が最も多く、次いで隣りの国分寺、調布、三鷹、立川、小平、昭島、田無、府中の順で、産地としては新しく今後も増加の意向が最も高い地域である。その他としては南多摩の八王子と町田、西多摩の青梅に作付が見られる。

植木の作付面積を用途別に見ると庭園樹のイヌツゲ、サワラ、タマイブキ、カイズカイブキ、マツ、カエデ、ヒバ、マキ、モッコクなどが27%、花木のツツジ、サツキ、ツバキ、サザンカ、モクセイ、ドウダンツツジ、ウメ、ヂンチョウゲ等が38%、垣根樹のサワラ、マサキ、ヒバ、ヒイラギ等が8%、街路樹のサクラ、ヤナギ、プラタナス、ケヤキ、イチョウ、カエデ、アオギリ等が20%となっている。これを地域別に見ると区部では花木、庭園樹の比率が高く、北多摩ではその他に街路樹の比率が高い。

植木生産者の中には仲買業者や造園業者を主としている者が9%いるが、その多くは戦前からの産地である区部で、31%に達している。また植木作を主としている者は都平均で21%であるが、区部では30%と高い。北多摩は戦後昭和35年以後に植木の導入を始めた農家が多いので、まだ1戸当りの作付面積は少なく、他の作物と半々かそれ以下の者が80%を占めている。

各区市町の植木の生産者団体は八王子、小金井の昭和20年代設立を除くと、ほとんどが昭和33年以後に設立され、花き園芸も含む組合数は37組合で、組合員数は2,275名となっている。この内三多摩の18組合は昭和38年2月に東京都三多摩植木苗木生産団体連合会（後の東京都植木農業協同組合、昭和47年11月設立）を設立し、植木の展示即売会、先進地視察、栽培・造園等の講習会、種苗の共同購入、植木セリ市（交換会）後継者育成対策等を行なっている。

植木類一般の販売経路は次のとおりである



(3) その後の植木生産

昭和45年以後植木生産は急上昇する、昭和45年の作付面積は農林水産省「花き類の生産状況等調査・花きに関する資料」によると391ha、50年781haと増加するが、第1次石油ショックで昭和51年以後減少に転じ、56年572haに落ち、以後再び増加して60年819ha、平成元年1,285haと増加を続けたが、以後バブルが弾け平成9年には834haへと減少している。しかし全体を通して見ると都の耕地面積が急激に減少を続けたにもかかわらず、植木の作付面積は平成2年以後景気の長期低迷で減少はしているが、逆に増加の傾向が見られる。これに対し、植木栽培農家数は第1次石油ショックやバブルが弾けるなどで一時的な減少は見られるが、ほぼ1,600～2,200戸で年代による大きな変化の傾向は見られない。その結果、1戸当りの植木作付面積は昭和45～50年当時の35a前後から平成に入ってからの55a程度へと増えている。

都内での植木産地の移動を昭和39～40年東京農試調査、昭和63年都市農業実態調査（東京都）、平成7年農業センサスで見ると、植木作付面積の地域別割合は区部で19%→15%→7%と一貫してその比率を落し、逆にその外延である北多摩では64%→65%→74%と比率を高めている。また北多摩の中でも作付面積の最も多い市が小金井→国分寺→立川と都市化の進展とともに外延へ移っている。平成7年現在では作付面積の多い市は立川、国分寺、調布、小金井、青梅、三鷹、田無の順である。

植木経営の特徴としては、①土地の生産性はあまり高くはないが、労働生産性が極めて高い。従って1戸当り経営規模の広い農家が多く、近県へ農地を所有する者も多い。②専門的な技能習得や掘取り運搬などの重労働が多いが、それに見合う所得もあるので壮年男子のいる家がほとんどである。③また植木は多品目、永年性なので経営を永続する家が多いことから後継者も育ち、仲買業や造園業を兼業する者はその部分を法人化して労働力を雇用する者も見られる。

樹種の変せんについて見ると戦後の産地興隆期は庭園樹、花木、垣根樹、街路樹等総ての需要が多かったので、あらゆる品目が植付けられ、しかもあまり高度な技術を必要としない種苗を購入する養成栽培が中心であった。しかしその後次第に毎年安定した受注が見込める住宅団地、公園、道路の街路樹・斜面緑化などの工事に使われる、いわゆる「公共用緑化樹種」に絞り込まれていった。また個々の生産者もそれらの需要動向や販売先を確認しながら、経営の規模や労働力に見合った得意品目に特化している者が多い。

戦後は戦前の継続として庭園樹では一時マツ、マキ、イヌツゲ、キャラボク等成形仕立てに技術と手間のかかるものも作られたが、公園、道路などの公共用が中心となってくると植付け後の管理にあまり手間のかからないケヤキ、モミジや花木のツツジ、サツキ、ツバキ、サザンカ、ハナミズキ等の需要が高まりこれに比重を移していった。特にケヤキとハナミズキは洪積畑の東京では成長が早く特産としての生産が多い。

昭和50年代に入るとグランドカバー植物としてのササ類、シバザクラ、ヘデラ類、タマリュウ等が道路斜面や公園などの緑化に大量に使われ、東京では毎年その生産を伸ばし、平成9年には作付面積が39haに達し日本一の産地となっている。また最近は家庭のガーデニングブームに乗ってコニファー類の生産も増えている。

植木の販売は昭和40年代は各地で春開かれる植木即売会や生産者による直売、植木卸売市場への出荷、庭の造園請負等によるものが比較的多かったが、需要の中心が都市緑化の公共用になってくると、大都市近郊という立地の有利性を生かして全国から工事施行に必要な規格品を大量集荷する仲買業者が育ち、そこへの販売を主とする生産者グループも確立されてきた。また一方では長年の技能・技術の蓄積を生かした造園業者として法人化する者もあり、そこへ供給する多品目生産者も多くなっている。

このような移り変りを東京都農業会議が長年にわたり行なってきた企業的農業経営顕彰農家の顕彰テーマーについて見ると、昭和47年三鷹「ツゲ、マツの優れた造形技術を売る植木経営」。昭和50年府中「歴史が物語るゴヨウマツ専作経営」。国分寺「市場対応で成果を上げる庭園樹養成経営」。昭和54年世田谷「造園樹の仕立て生産の専門経営」。昭島「庭園樹の養成と造園の企業経営」。昭和56年八

王子「植木センターでの直売中心の養成仕上経営」。昭和58年田無「良品生産庭園樹繁殖養成一貫経営」。昭和61年調布「都市化に対応した多品目植木養成経営」。小金井「グランドカバー主体の都市緑化に貢献する植木経営」。田無「広域的に活躍する公共緑化木経営」。昭和64年国分寺「モミジを中心とした植木経営」。小金井「高品質ポット仕立てのグランドカバー経営」。平成6年東村山「省力機械を駆使するケヤキの良品生産」。平成8年立川「特産品の良形・高品質の植木生産」。国分寺「適地、適作のハナミズキ生産」。平成9年三鷹「公共緑化樹の大規模生産経営」。平成10年立川「公共用樹の中低木を生産する植木経営」。等々となっている。

(4) 都による緑化苗木の生産供給

昭和47年東京都は「東京における自然の保護と回復に関する条令」を公布し、昭和48年度から公共施設や市民緑化に必要な苗木を安定的に供給して、積極的に緑の回復を図るための事業を開始した。事業の内容は市街化区域内の農家に農協を通して3～4年生の幼苗の栽培を委託し、5～6年生の苗木を供給し、あわせて市街化区域内の農地の緑化・保全を図ろうとするものである。毎年の委託面積はおよそ35～80ha、樹種はサツキ、ツツジ、ドウダンツツジ、シャクナゲ、アベリア、ユキヤナギ、コデマリ、レンギョウ、カナメモチ、イヌツゲ、モクセイ、ムクゲ、ウバメガシ、ヤマモミジ、サザンカ、モチノキ、ハナミズキ、マテバシイ、シラカシ、サクラ、ケヤキ等で、年間供給本数は30～60万本で、事業は平成12年現在も継続実施している。

(東京都植木農業協同組合「花植木センター設置推進協議会検討結果報告書Ⅱ東京の植木生産」平成2年3月、東京都「東京農業普及30年の歩み」昭和53年11月)

9. 奥多摩のわさび

(1) ハケ(崖)のわさび栽培

関東ローム層の台地に多摩川が作った段丘の北側、ハケと呼ばれる崖線には湧水が豊富で、調布、府中、三鷹市域ではこれを利用して明治30年代から昭和18年頃までわさび栽培が行なわれた。主な栽培地は調布の布田、上ケ給、飛田給、府中の車返、三鷹の大沢である。水温15℃程度の水が常に一定して流れる斜面のハケを切りくずして小石を敷き詰め「シキ」というわさび田を作る。「ノミ」という先の尖ったわさび田専用の鍬で作を切り、15cm間隔に親根から切放したかき苗を植付け、流されないように上に小石をのせる。1年間給排水の管理や草取りをして4月から6月を中心に仲買に売ったり、築地、神田の市場に出荷した。また地元でわさび漬も作り、東京漬として売られた。

(2) 奥多摩町のわさび栽培

奥多摩町(旧古里、氷川、小河内村)は都の西北端に位置し、そのほとんどが急傾斜の山林である。奥多摩山系から多摩川本流にそそぐ日原川、大丹波川などの渓流、さらに数多くの支流水系にわさび田が点在する。その手入れは林業労働の合間を縫って行なわれ、古くから貴重な換金作物とされてきた。

文化8年(1811)小河内で約2万本の山葵が栽培されたという記録がある。また文政6年(1823)「名勝図会」には「海沢村・山葵…この地の名産なり、多く作りて江戸神田へ出す。村内に湧水の流れ多く、また柿平川という谷川もあれば、清水の流れは常に絶えず、土気少もなきように、小砂利の間へ挟み置きて、上の方より清水を不断に流して、また多からず少なからぬように注ぎぬれば、分根してその葉は少なく、その味はいと辛し、当村は山葵を作り出して、価百金余に至れる由。これより西に至る村々にても作れどこの地は殊に多し」とし、2年前の文政4年には境村祥安寺の山葵が将軍家に献上されたと伝えている。文政9年(1826)「新編武蔵風土記稿」海沢村土産の項には「山葵、この辺なべて村々より産するものなれど、当村の内小名寒庭の産最絶品なりと云えり」とある。

文久元年(1861)には白丸村本源院地所字寺の脇の山葵田を、氷川村除野の人に20ケ年季1年2朱の利を以て貸したという文書があり、わさび田の小作が行なわれていた。

わさびの栽培には「カズサ」又は「ササッパ」と呼ぶ小鍬一丁あればよく、「フタハナ(二花)カケ

ル」といって2年に1回収穫するが、年掘といって1年で収穫するものもあった。開花期（5月ごろ）は辛味が落ちるなどであまり収穫しなかったという。

なお明治11年「海沢村地誌草稿」に「山葵…本村を上等となし、就中字寒庭（神庭）より出るを以て最上とす。是を以て世に『寒庭山葵』の称呼あり」と当時も良品生産が続いていた。

東京府「名所旧蹟及物産志」大正元年11月では「西多摩郡より産出するものの如きは品質良好にして、静岡県伊豆地方の産出品に優ると云う」として西多摩郡のわさび田の面積と産額をあげている。

	山葵田面積	数　量	価　額
明治42年	5.0 ha	22.3 t	6,168 円
43年	5.7	25.8	7,092
44年	6.0	27.2	7,570

また東京府の統計によると全域の生産は次のとおりである。わさび田は台風の被害を受けやすく、例えば昭和13年8月、昭和49年9月の台風等で大きな被害を受け、作付面積、収穫高が大きく減り、その回復には数年がかかっている。

	作付面積	収穫高	価　額
大正元年	11.9 ha	40.9 t	9,598 円
2年	9.8	272.5	21,625
3年	7.7	23.9	12,966
4年	12.2	196.6	17,191
昭和 4 年		103.6	50,598
5年		129.8	62,511
6年		138.7	39,997
7年		146.5	39,499

東京府史では「府下の生産地は主として多摩川上流に位する西多摩郡の西部にて内氷川、小河内を合し9割の生産をなし居れり。外に南北多摩郡を合し数町歩の栽培あるも生育宜しからず。東京市内の需要は逐年増加し、古来特殊の地方に限らるるを以て価格亦追々騰貴しつつあり。且産地に於いては山葵の収益を以て農家収入の主要なるものとし、甚だしきは生活の資を一に山葵に仰ぐものなきにあらず。従て其生産の消長は産地農家の経済と重大なる関係を有す。然るに府下生産のものは之を伊豆地方の産に比し品質劣り価格亦低廉なり」としている。

奥多摩町「奥多摩郷土小誌」昭和39.3では「明治末期から昭和15年頃まで換金作物として各河川に盛んに栽培されその間、わさび田の改良や品種の導入などもされたが失敗した」としている。また奥多摩町「日原風土記」昭和43.5では昭和10年の日原での栽培面積は7ha、生産量が12tあったとしている。

(3) 奥多摩山葵栽培組合

従来わさびの収穫物は産地仲買商人に青田売りされていた。昭和9年（1934）氷川村では経済更正事業の一環として山葵生産組合を設立し、先進地の視察や栽培改良を行い、出荷については神田市場の角鉄商店と特約し、ペーパーや包装規格を統一して共同出荷を始めたが、戦時下の必需物資の増産に押されて自然消滅した。

戦後食糧事情の安定した昭和28年古里、氷川、小河内の栽培組合は連合して「奥多摩わさび組合連合会」（昭和30年奥多摩山葵栽培組合に改称）（組合長小川丈右衛門）を設立し、団結して産地仲買商人を排除し、包装規格を統一して東京市場へ直接共同出荷して組合の基礎を築いた。当時の組合員は190戸である。

昭和28～32年には先進地静岡県伊豆地方から優良系統の「だるま種」を導入、昭和40～42年和歌山県から「真妻種」を導入、昭和31年には組合直営の苗圃を設置して増殖し品種の更新を行うとともに、だるま種の自然交雑の中から「奥多摩1、2、3号」を選抜育成して普及した。

また昭和29年以後、在来の床面傾斜の急なわさび田「地沢式」を静岡県伊豆地方の篤農家田中多門を招いて床面傾斜のほとんど無い「畳石式」に改良した。しかし寒さが厳しく傾斜が急で水量の少ない奥多摩には馴染まなかった。そこで昭和38年組合の内部に研究部（部長金子元一）を設置して、両者を折衷した「奥多摩式」を考案し、これへの転換を補助金、低利長期資金の貸付け等でバックアップした。その外、夏の日除け、冬の寒風除けの寒冷紗を上に張るなど品質本位の栽培法の普及や病害虫防除の徹底を図ったので、反収、品質ともに静岡県伊豆地方と同等の水準に達し、その規模も日本三大産地の一つに成長した。また東

京市場への出荷量も静岡に次いだ。その結果、昭和48年東京都では初めて朝日農業賞の全国段階での授賞となった。当時の奥多摩町のわさび田は20ha、生産量は根75t、葉200t、生産額1億2000万円である。なおわさび漬を主とする数戸の漬物加工販売業者も育っている。

(4) その後のわさび栽培

わさびの分根を苗として使って行くと、根に黒く墨が入り品質を著しく落とす墨入病が転移するので、生育旺盛で墨入病の無い実生苗の利用が奨められた。しかし初期は品種としてしの固定が不充分で優良な適品種が育成されていないことが難点であった。そこで昭和49年から展示圃を設置し、静岡県から実生苗を昭和50年5万本、51年11万本、52年10万本導入する一方、奥多摩でも51年5万本、52年10万本実生苗を生産普及した。平成8年現在では奥多摩実生を含む在来系、伊豆実生系、真妻系、生長点培養系の苗が使われている。

昭和51年全栽培農家に対してわさび田実態調査を行なった結果、水源は流水より湧水の方が良いこと、最適水温は11～14℃で、季節による水温の較差が少ないほど良いこと、田は標高400～1200mに多く分布するが、収量は標高の高いほど良く、品質は逆に標高の低いほど良いことなどが明らかとなった。

昭和53年には農業試験場の現地試験圃場も設置され、同年水圧でわさび田を耕す水圧式耕耘機も開発されて普及した。

わさびはほぼ年間収穫する。生の根茎は主として中央卸売市場、地方卸売市場へ出荷するが、土産や旅館などへの地場売りもされる。茎葉や一部の根茎は地元の漬物業者や伊豆・長野などへも加工用として売られるのでその全生産流通量を把握することは難しい。しかも年々市場出荷からその他への販売の比率が増えている。東京都中央卸売市場への東京産わさびの入荷量に限って見ると、昭和35年23.4t、40年14.2t、45年17.9t、50年8.2t、55年9.3t、60年4.4t、平成2年4.0、7年1.9t、10年2.2tとなっている。

しかし平成に入ると林業の長引く不振で過疎化が更に進み、栽培者も高齢化したこと、サル、シカ、イノシシなどの獣害が激しくなってきたことなどで、平成8年の生産者は62戸、わさび田の面積も減少を続けている。

(奥多摩町「奥多摩町誌歴史編」1988.3、東京都「東京農業普及30年の歩み」1978.11、金子元一「奥多摩のわさび栽培法」1990.10)

10. 東京の養蚕

(1) 養蚕の始まり

いつ頃から養蚕が始められたのかははっきりしないが、中国の史書「魏志倭人伝」によれば、三世紀、弥生時代後期の日本に養蚕と織物の記事があり、また、各地の古墳から絹製品の出土がみられている。

雄略天皇の時（472年）、武蔵国多摩の横野で桑苗を仕立て近隣の国々に植えさせたという記事や、七世紀になると絹織物が租税として使われていることなどから、この地方での歴史は相当古いものと思われる。

八王子地方は、西行法師が鎌倉時代にこの付近で詠んだ「桑の都」の歌に因んで、その後「桑都」と呼ばれるようになったと伝えられ、今でも街路樹に桑並木が見られる。ここでは、元禄15年（1702年）頃より紬織、袴縞織が行われ、天明年間に至り桐生、足利の技術を導入して飛躍的に発展したという。

秋川流域の農家は、文政時代（1818～30年）より生糸を原料とした「黒八丈」の生産が行われ、幕末から明治にかけて販路を拡大し、生産農家は500戸を超えたという。一方、八丈島の特産絹織物「黄八丈」は、応永年間（1394～1429年）から貢絹の記録があり、徳川時代にも年貢として上納されている。これらの史実から、当地方の養蚕、機織が発展してきた様子を伺うことができる。

徳川幕府は、諸国に蚕業を奨励しつつも、下級武士、百姓等の衣服地を定める「禁絹令」を寛永5年（1628年）以降、毎年のように発し、一般庶民は絹の着用が禁じられていた時代もあった。

いずれにしても、明治以前の養蚕規模は、「新編武蔵風土記稿」（1806年刊）が伝えるように、婦女子の副業として、あぜ桑中心の比較的小規模のも

ののようであった。

(2) 養蚕の台頭

安政6年（1859年）の横浜開港は、日本の近代化の夜明けとも言われているが、生糸、絹織物が輸出額の60%以上のシェアがあったため、日本の産業界の中で蚕糸業が非常に重要な地位を占めるようになった。

関東甲信越地方から、生糸が続々と八王子市場へ集められ、ここを中継地として横浜街道を通り港まで送り出された。この地域は、今なお絹の里と呼ばれ、絹を運んだこの街道を記念して、鑓水の道了堂（明治7年建）近くに、昭和32年「絹の道」の石碑が建立されている。この頃の生糸商人の繁栄と没落の歴史は、「鑓水商人」の名とともに伝説的な逸話が数多く残されている。

この当時、世界的な養蚕国であったフランス、イタリー等が蚕病の大流行のため、日本からの蚕種輸出も盛んに行われ、幕府直轄の生糸・蚕種改所が慶応2年（1866年）八王子に設置されている。

東京府は、明治2年（1869年）旧諸藩の上納地397ヘクタールを開拓し、桑、茶の植樹を計画、40万本の桑苗を他県から購入したとされている。同4年には、いわゆる「田畑勝手作」により、本畑に桑その他の作物の自由栽培が許されるようになった。この年、赤坂に機械製糸場が設置され、同6年には八王子に生糸改会社の設立等、東京の蚕糸業はまさに隆盛途上にあった。この頃の記録をみると、麻布・赤坂・本郷・小石川など今の区中心部での養蚕実績が残されている。

(3) 最盛期の養蚕

絹が輸出商品（明治25年で53%）としての地位を確保するに従い、養蚕業の規模も急速に拡大し、明治33年（1900年）の東京の養蚕農家は、39,434戸と農家戸数の51%を占めるようになった。

桑園面積も8,908ヘクタールと農地の15%に達し、産繭量は3,366トンで総耕地面積に対する桑園面積割合が全国8位の主要養蚕地帯となった。地域別にみると、市外2,529戸、西多摩郡7,330戸、南多摩郡8,470戸、北多摩郡9,520戸、島嶼1,585戸で、市外には現在区部の南葛飾・南足立・北豊島・豊多摩・荏原の各郡が含まれている。

三多摩地方では、養蚕がとくに盛んで企業的な大規模農家も数多くみられた。なかでも、西秋留村（現秋川市）の鈴木家では、親子三代にわたり養蚕に励み、大正14年収繭量5トンで日本一の栄誉を達成し、その後も昭和14、15、32年と三度にわたり日本一となった。

その後、第2次世界大戦が開始されるまでの40年間の統計をみても、都内農家の41%が養蚕に従事し、桑園は農地の18%台を維持、とくに畑地の多い三多摩地方では主要な換金作物として、ほぼ一世紀にわたって農家経営の安定に大きく寄与した。

東京の繭生産量は、昭和5年（1930年）が最高で、6,474トン（養蚕戸数24,602戸）と記録されているが、この当時の我が国輸出額に占める絹輸出額は、44%を維持しており、それで得た外貨は、日本の近代化の進展に大いに貢献した。

一方、伊豆諸島では、4月から飼育可能な温暖な気候と蚕の寄生蠅が殆ど生息しない利点から、関東近県の主要な蚕種業者が大正8年から種繭分場を設置するなど、早くから種繭産地として栄え、昭和14年には、大島・三宅島・八丈島に蚕業試験場の支場が設置された。

東京府は、国策として推奨された蚕糸業の振興を図るため、明治30年蚕種検査所（八王子・青梅・府中・淀橋）、同39年蚕病予防事務所（立川、同45年に蚕業取締所と改称）を相次いで設置した。

さらに、大正5年立川村に原蚕種製造所（同11年蚕業試験場、昭和40年蚕糸指導所、同63年農業試験場蚕業部と改称）、昭和8年には繭検定所を開設し、府内の蚕糸行政、試験研究と普及指導、法律に基づく繭検定等の業務にあたり農家及び関係業界の保護育成に努めた。

(4) 蚕品種の移りかわり

東京では古くから、幼虫斑紋が形蚕で浅く縦れた白い繭を作る在来の日本種の「赤熟」「小石丸」「又昔」などが用いられたが、安政頃より一時輸出蚕種用として緑黄色の繭を作る品種も飼育されたようである。

明治37年には、東京で42品種が飼育されている。日本種では、春蚕用の「又昔」「白玉」「角又」「青

熟」、夏秋用の府内で育成された「多摩錦」をはじめ「銀白」「日本錦」「飛白」などがある。また、明治以後、中国から導入された斑紋が姫蚕で丸味のある楕円形の繭を作る中国種（当時は支那種）では、府内で改良された「下木村」「大円頭」をはじめ「清白」「諸桂」などがある。

蚕では、他の作物に先駆けて一代雑種の利用が最も早く進められたが、東京でも大正7年春から日本種と中国種の原種を組み合わせた交雑種が飼育されるようになった。例えば蚕業試験場で育成した「青熟×特大諸桂」や「多摩錦×新日錫」は、昭和初期まで用いられた。

(5) 蚕種製造

天保・弘化（1830～47年）の頃から多摩川沿岸に発達した蚕種製造業は、明治23年西多摩村（現羽村市）に発足した成進社蚕業伝習所を中核として、飼育法、採種法などの技術改良と蚕業教育普及にも尽力し、斯業の発展に画期的な業績を残した。蚕種製造業者は最盛期400人を超え、府下の蚕種提供はもとより、東京産の風穴「多摩錦」を中心に本場種として他県にも盛んに販売された。

(6) 東京の桑園

東京府統計書で大正12年の仕立法別桑園面積の数字をみると、約85%が中刈で占められており、その後、中刈の比率は増加傾向で推移した。一方、全国平均で見ると中刈は約15%に過ぎず、中刈の多い神奈川県でも49%と東京府の半分位しかない。

このように東京に中刈仕立が非常に多い理由は土壌の関係であろうかと考えられる。南関東ローム層は、肥沃で、粗植にしても畦間を覆うほど繁茂するから、根刈にして本数を増やす必要がない。また、地下水位が低いので、干害防止にもなり、さらに、風の強い武蔵野台地では根刈にすると、株が埋まったり泥桑が多くなる等、中刈がちょうど適した仕立法であるからであろう。

桑品種については、文化11年（1814年）の記録に「十文字桑」など多くの名前があるが、この「十文字」については昭和期まで用いられている。

「改良早生十文字」はカラヤマグワ系の桑で、東京府北多摩郡国分寺村の坂本捨五郎が明治25～26年ごろ「十文字」の桑園の中から早生のものを発見して育成し、砂川村桑苗業者の浅見和助が「和助十文字」として売り出した。明治42年に砂川村桑苗組合が「改良早生十文字」と命名して全国に販売を開始した。昭和7年当時16府県の奨励桑品種に指定された全国的にも有名な桑品種として「改良鼠返」普及以前の稚蚕用桑として重用された。

その後、「魯桑」「赤木」「市平」「改良鼠返」「一ノ瀬」などが用いられてきたが、後の2品種は現在でも栽培面積が多い。養蚕の振興に伴い桑苗の需要も増大し、享保（1716年）の頃より桑苗産地として知られた砂川村（現立川市）を中心とした桑苗業者は、最盛期406人（昭和元年）1,564万本の生産を行い、全国的に砂川桑苗の名声を高めた。

(7) 戦後の養蚕

第二次世界大戦後の養蚕戦中・戦後の食料難時代には、東京の養蚕も大幅に縮小したが、輸出品としての需要に支えられて、少しずつ復活した。昭和三十二年には養蚕戸数が9,781戸となり、繭生産量も最盛期の20%をマークするまでになった。

当時から飼育されてきた蚕の品種は、「瑞光×銀口」、「共栄×新白印」「朝日×東海」「芙蓉×東海」などの、蚕品種研究所で育成された一代雑種だった。また、新たに技術革新が進み、人工飼料による共同飼育や、桑を枝ごと与える条桑育といった新しい飼育方法が普及し、近代的な屋外施設による省力的な養蚕も行なわれるようになってきた。こうした技術の向上によって、明治時代に10%台であった生糸量歩合（繭の重さに対する生糸の割合）は、昭和二十年代には15%、三十年代には18%、60年代には19%と飛躍的に向上していく。

しかし、都市化の進展や高度経済成長の影響などによって農地は大幅に減少し、養蚕業も衰えているというのが現状である。そんななかで、最盛期に比べれば規模こそ縮小したものの、町田市・八王子市・武蔵村山市・瑞穂町などの桑の適地では、複合経営の一部門としていまでも養蚕が行なわれている。

そして、野生の絹糸虫で緑色の大型の繭をつくる天蚕（ヤママユガ）の飼育が昭和63年から普及し、平成2年度には全国第5位の生産量に達して、

東京の特産品としての定着が期待された。

いずれにしても、絹は化学繊維には真似のできない優美な光沢と肌ざわり、本物の天然繊維の味わいがある。米とともに日本の伝統文化の原点にある絹織物を守るためにも、繭の生産基盤確保への努力が今後の課題であろう。

第5節　島の農業

1．大島の農業

(1) 島の概要

大島は東京から南南西へ120㎞、面積91km²、伊豆諸島最大の島である。島の中央には標高758mの活火山である三原山が聳え、農地はその北、西、南部の海抜10～200mの緩斜面にある。土は噴火した砂質土で保水力、保肥力が弱く、干害を受けやすく、養分が流亡し易い。

気候は海洋性で月平均気温は15℃、東京区部と変わらないが、夏8月で2.1℃涼しく、冬12月で2.3℃暖かい。年降水量は3,002mmで区部の2倍ある。しかし風は強く、風速15m／sの日数が年間85日と区部の12倍もあるので畑は防風林で囲い、台風や潮風を避けている。

移出は船便によるが、港での荷の積替えに多くの時間と労力と費用がかかり、欠航もあるなど大きなハンデイを負っている。

(2) 食料の生産

農家戸数は明治38年（1905）1,466戸、大正4年1,171戸、昭和15年1,605戸、同35年1,514戸、同55年599戸、平成7年340戸で戦後は減少を続けている。耕地面積は畑のみで、大正4年666ha、昭和15年601ha、同35年1,041ha、同55年327ha、平成7年203haである。

戦後は一時食糧難で帰島者、島内帰農者、入植者が増え、昭和25年には農家戸数は1,900戸にまで増え、耕地も急増したが以後は急減を続けている。（柏氏によれば戦後昭和32年までの入植者受け入れ世帯数は243、耕地・付帯地面積は600haに及んだとされる）

伊豆諸島では古くから切替畑が行なわれ、現在も一部行なわれているが、それは「切替畑の儀、年々作付け仕り候ては地味相負け候に付き、一両年作付候へば又はんの木を植え、木立に放し置き5、7年も過ぎ右木立伐り払い起き返へし作付致し候由の処、土性等も宜しく相成り候」という焼畑栽培法である。

明治初期の島の物産は薪、炭、三尺（刳材）、赤楊子、椿の実と油などの林産物が主なもので島外へ移出されたが、明治9年物産取調書で農産物の産額を見ると米穀類2,306円、甘藷1,153円、大角豆（ササゲ）360円、園蔬類192円、粟107円となっている。明治41年東京府統計書で作付面積を見ると食用農産物では麦が225ha、甘藷194ha、里芋51ha、陸稲46ha、玉蜀黍19ha、大根10haその他で合計560ha、特用農産物では花百合20ha、桑15ha、その他で合計60haとなっている。この他牛1,264頭、馬34頭、鶏3,163羽が飼われている。

島外へ林産・水産物、牛、甘藷、花百合等が移出され、米等の食糧を移入したとしても、島民の主食は麦、雑穀、芋が中心であった。そこで明治の末から大正にかけて陸稲の栽培が普及し、戦後昭和35年頃、食糧難が去るまで100ha前後が作られた。

大島で甘藷の栽培が普及したのは享保20年（1735）頃からとされ、これによって餓死者が激減したと云われている。また江戸に出荷し「島芋」として好評を得た。明治・大正・昭和と戦後食糧難時代が終わる35年頃まで島内一の200ha前後の作付けが続けられた。

しかし食糧事情が好転した昭和35年頃からは主食としてきた陸稲、麦、甘藷の作付は激減し、平成7年にはわずかに甘藷2.3haが作られているにすぎない。

(3) 肉牛から乳牛へ

天保の頃から野牛が棲息し、差木地や千津村では毎年一定の時期に野牛の耳を断ち切ってその持主を明らかにしたと云う。

明治に入り本土での牛肉の需要が生まれ、牛の移出が始まった。明治11年230頭、同14年43頭が移出されている。また、同12年には999頭が飼育されていた。

明治13年頃、新島村（明治41年元村に改正、現大島町元町）が神奈川県から赤毛雑種の牡を導入し、在来の黒牛と交配して肉牛としての改良を図った。また同20年頃、南部牛を多数導入して改良を図っている。また同26年新島村の那知一二が中心となって駒場の農林学校からデボン種牡第四将軍号を、下総の御料牧場から短角2回雑種牡白菊号を買い入れ繁殖を図った。その後も短角系（肉用種）の牛を御料牧場から買入れている。

しかし明治32年になって那知一二はこれからは乳用のホルスタイン種への転換が急務という村の総意を得て、駒場から関白号、御料牧場からナサシ号の種牡を入れ、乳牛への改良を始めた。また同年からは島庁が設置され、島庁が主となって畜牛の改良に当り、年々御料牧場から種牡牛を導入した。そして同37年には新島村産牛組合を設立し、御料牧場へ見習生を派遣したり、国有の種牡牛の貸付けを受けるなどの改良に努めた。

那知一二、那知為蔵は明治31年小石川帝国練乳所の指導を受け小規模の機械を据付けて新島村に大島練乳株式会社を設立した。その製品「桜印」練乳は第5回内国勧業博覧会で2等賞となり声価をあげたが、資金の欠乏等で行詰り、同39年小川正夫がこれを受継ぎ牛酪製造を始めた。同43年には練乳も製造したが時の不景気に克てず生産を中止した。ところが大正3年に始まった第一次世界大戦で乳製品の輸入が滞ったので、大正5、6年に島内の牛乳加工に美誉商会、日本化学製品株式会社、日本コナミルク株式会社が参入した。

大正6年9月の大暴風雨で島は大きな被害を受けたが、東京府はその復旧援助もあって同6年から12年までにホルスタイン種の種牡牛7頭を入れている。

大正7年の統計では乳製品の生産額が17万円、乳牛の移出が3万円である。ほとんどの専業農家が1頭の乳牛を飼って肥料を取り、労役に使い、犢を生産し、牛乳を売却して年々5、6百円の収益をあげた。その中から濃厚飼料代金などの経費を差引いた3、4百円が生活費にまわり、農家生活を支える大黒柱となっていた。

大正9年には長年の懸案であった全島規模の畜産組合「大島産牛畜産組合」が設立され、大正10年には吉川三吉のエリザベス吉川号が全国畜産博覧会で搾乳量1日最高2斗7升7合2勺で日本一に輝いた。

大正元年の牛の頭数は2,293頭、同6年2,741頭と増え、ほぼその半数がホルスタイン種の系統となった。さらに同11年1,950頭、昭和2年2,010頭、同7年1,731頭、同11年1,966で、この頃になると大半がホルスタイン種の系統に変わった。なお昭和3年には大島牛乳販売組合を組織して牛乳の共同処理を行い、市乳として東京に輸送・販売をするなど、酪農の黄金時代を築いた。しかしその後日中戦争・太平洋戦争の激化で人出不足、飼料不足、疎開騒ぎなどで大打撃を受けた。

戦後の乳牛頭数の推移を見ると昭和25年381頭、同35年398頭と一時復活の兆しもあったが①本土の2・3次産業の復興で島から次々と青壮年が去り、飼育の主幹労働力を失ったこと②中・軽労働でできるキヌサヤエンドウや切花の栽培が軌道に乗ったことから昭和45年202頭、同55年211頭、平成元年125頭、同10年80頭と減少を続け、平成11年現在での牛乳生産量は、わずかに島内需要を賄う程度となっている。しかし、飼養農家一戸当りの飼養頭数は昭和25年の1.3頭から同45年の3.5頭、同55年の10頭、平成10年の20頭と急速に専業化を強めた。なお新開と三原の2ケ所には町営の牛育成預託牧場がある。

(4) キヌサヤエンドウ

昭和25年、東京都農業試験場栽培部長の萩原十の指導で、大島地区農業改良普及員駐在所の鈴木小次郎普及員は冬温暖な立地条件を生かせるキヌサヤエンドウの導入を図った。同年、差木地農事研究会の10戸、40㌃で「兵庫絹莢」の冬・春（11～3月）採り栽培を試作した結果は大成功で、東京市場から高い評価を受けた。この反響は大きく村役場、農協の援助もあって、またたくまに島内各

村に波及拡大した。地元資料で作付面積の推移を見ると、昭和30年17ha、同35年112ha、同40年170haと急上昇を続け、同42年には190haに達した。同年の農産物価額を見ると、キヌサヤエンドウが15,188万円、花き類が12,324万円、畜産物が6,774万円、野菜・いも類5,208万円、穀類・果樹類2,587万円で、キヌサヤエンドウは全農畜産物の35%を占めた。

この成果は間もなく近くの利島、新島、神津島、三宅島にも波及した。

しかし以後急減を続け、昭和45年は160ha、同50年には35ha、同55年30ha、同60年には30haにまで減少した。藪本修は「伊豆大島農業の変遷」で「耕種作物の産地は、連作障害によって崩壊する宿命を持っている。その寿命は20～30年と見積もられ、最盛期に突然訪れる」としている。

この産地形成の成功は地元の普及指導機関や都の支庁、町、農協、農家が一体となって取組んだ成果であった。

技術面では普及機関が中心となり、昭和27年優良品種「伊豆赤花」を選定、同30年支庁農業試験地へ原々種圃の設置、施肥・土壌改善・防風対策の普及、同32年栽培要領の作成配布、同37年八王子市、五日市町へ委託採種圃の設置、同40年以降連作による土壌の悪化、立枯性病害、ネマトーダの多発等の防除対策。同41年の凍霜害発生以後、3～4月出荷中心の作型に向く晩生品種「伊豆赤花系矮性種」の導入。同52年ポリマルチの普及、同60年作柄安定のためのビニール・ハウスの導入等が行なわれた。

一方出荷対策としては、昭和30年大島7農協による共同出荷を始め、同35年には大島支庁管内全島での共販プール計算を行い市場での地位を高めた。また自治検査会を組織して品質、市場性の向上を図っている。

(5) 花き園芸

大正の初期にはすでに房州に次ぐ老舗産地として、山採りの花木・枝物やユキヤナギ、ヤグルマソウ、ナバナ、小ギクなどのほかユリの球根を移出した。大正5年小田原から差木地へ花き栽培の知識を持って移住した石川久吉はタメトモユリ（サクユリ）、イワトユリ（イソユリ）の球根養成・販売を行い、同12年枝物のエリカを導入した。また同11年には差木地花卉園芸組合を組織している。

大正14年下地の下平達十は傘葉ルピナスを房州から、昭和2年黄花ルピナスを北海道から導入した。後、早咲き黄花ルピナスを選抜し春彼岸の仏花、緑肥として栽培し、昭和3年には下地花卉園芸組合を組織している。

大正14年元村八日会はアスパラガスを防風林下の日陰地利用作物として導入、昭和4年毎日運航が始まった定期船で他の花き類とともに出荷した。

昭和4～5年、赤禿の西川伊之助はグラジオラスを導入、カタログを発行して球根の通信販売を行なった。また大島花卉園芸組合（後の北の山花卉園芸組合）を組織した。

昭和5年、直井富蔵は東京大森から波浮港へ移住、花き類を持込み栽培を開始、後チューリップの促成、和ガーベラの栽培を行なう。同6年、波浮港花卉園芸組合を組織。

昭和8年八日会の上場勇は房州から黄房スイセンを導入、同13年春には東京の花市場を大島産が独占した。

昭和9年大島花卉園芸組合連合会を結成。

昭和13年この頃、銀葉アカシア、ユーカリ、ワトソーニアを導入し、エリカ、コデマリ、ヂンチョウゲ等の枝物出荷が盛大となる。

昭和16年、間伏花卉園芸組合組織される。以後、日中・太平洋戦争激化で休眠。

これまでの時期は大島が冬暖かく、大消費地京浜に近いことに着目し、各地から栽培者が移住し、多くの花き品目を導入した時代である。そして日航定期船の就航で出荷が安定すると花卉園芸組合を組織し、新興産地としての基盤を築いていった。

戦後、食糧難が去り生産が再開された。昭和30年代は露地では切花で黄花ルピナス、切葉でアスパラガス、花木・枝物でアジサイ、ヤナギ、ガーデニア、エリカ、球根ではユリ、施設では寒・夏ギク、ブバルディア赤系、アイリス等の切花が作られた。花き類の栽培面積は昭和35年90ha、45年102ha、50年152ha、55年195ha、60年138haと生産を伸ばし、その産額も昭和42年7,200万円、43年10,100万円、44年11,200万円で、昭和45年以後はキ

ヌサヤを抜いて産額は第1位となり、昭和45年11,600万円、50年34,436万円、55年66,200万円、60年93,455万円となっている。

また昭和42年には農業構造改善事業で波浮港にフラワーセンター（温室団地）が建設され、以後花の施設栽培が盛んになった。ガラス室・ビニールハウスの施設面積は昭和40年1.2ha、50年2.8ha、55年7.3ha、60年17.1haと急速に施設化が進んだ。

その中でブバルディア赤系は季咲の切花として秋に生産してきたが、打越憲太郎は施設の回転を図るために昭和40年頃、開花促進を図る短日処理法を開発し周年生産体系を確立した。また45年には東京都農業試験場の橋本貞夫を通してブバルディア白系を導入し、更に51年には開花抑制のための電照栽培技術を加えたので、一躍主役に躍りでて50年代の終り頃にピークに達した。（作付面積、昭和40年0.3ha、45年1.2ha、52年11.0ha、61年19.7ha）しかしその後連作障害で病害虫の多発、生理障害の発生、ウイルス汚染、相場の低迷で下降に向かった。

一方露地では寒小ギクが導入され昭和48年0.7ha、50年5ha、52年12ha、61年22haと急激に伸びたが、沖縄県に新興の共選・共販・大量出荷の大産地が出現し、個選・個販の大島は産地間競争に破れて後退した。

施設の切花としては昭和50年代の始めにフリージアの促成、初夏にはトルコギキョウが、56年には大輪のガーベラなどが導入され、多品目化でブバルディアの穴を埋めている。

現在生産者の高齢化で露地切花、枝物の生産は減少傾向にあるが、精鋭農家、後継者のいる農家群は施設の規模を拡大している。

昭和60年現在、農家戸数は610戸、花卉園芸組合員数が農家戸数の80%で農業生産額の76%を占めている。また施設所有農家戸数、一戸当り施設所有面積は東京都で最大である。平成10年の農作物作付面積は269ha、生産額は107,500万円で、内訳は花が113ha、77,700万円（切り枝17,400万円、ガーベラ13,800万円、ブバルディア12,600万円、切葉8,200万円、トルコギキョウ7,900万円等）野菜が91ha、21,300万円（甘藷6,870万円、キヌサヤエンドウ3,840万円、アシタバ2,840万円等）畜産物が7,900万円（乳用牛80頭、3,600万円、肉豚38頭、2,800万円、鶏卵1,500万円）等である。

（薮本修「伊豆大島農業の変遷」ふるさと東京むらづくり塾平成5年12月、「東京の花」東京都花き園芸組合連合会昭和43年4月、「TOKYO．FLOWER」第15回全国園芸鉢物研究大会実行委員会平成7年11月、「東京農業普及三十年の歩み」東京都昭和53年）

2．八丈島の農業

（1）島の概要

八丈島は東京から南へ287Km、面積は69.5km²で伊豆諸島では大島に次ぐ広さである。島の大部分は北側標高856mの八丈富士と南側標高700mの三原山の山体で占められ繭型をしており、その接点を中心に平地が約8%ある。島の東南部の坂上地区（樫立、中之郷、末吉）は関東ローム層に近い火山灰質の肥沃な土で保水性もあり農業に適しているが、北西部（大賀郷、三根）の坂下地区は溶岩をブルドーザーで整地して坂上から赤土を客土し、水道を引いて農地としている。

海洋性気候で冬暖夏涼、月平均気温は18.1℃で東京区部より2.5℃高く、特に冬の気温は12月で6.3℃も高い。雨量は年間3,073mmと東京の2倍以上あり水には恵まれているが、風が強く、風速10m／s以上の日が年間149日と東京の4.8倍もあるので、畑は防風林や八丈秣（ハチジョウススキ）で囲うが、それでも台風などの潮風により農作物が大きな被害を受けることが多い。

（2）島内食料の生産

明治11年1月（1878）東京府の管轄となった。当時の人口は8,121人である。農家戸数は明治38年（1905）1,407戸、昭和15年1,280戸、同35年1,541戸、同55年809戸、平成2年662戸で、耕地面積は大正4年で731ha、昭和15年565ha、同35年595ha、同55年393ha、平成2年405ha、同7年472haである。

伊豆諸島のなかで唯一水田のある島で、明治32年に58ha、大正2年89ha、昭和2年66ha、昭和25年57ha、平成7年6haで、移管当時米は主食としては足らず、切替畑（焼畑）で甘藷、麦、里芋、粟等を栽培して常食とした。明治41年の主要作物の作

付面積（青が島を含む）を見ると米72ha、甘藷359ha、麦324ha、里芋175ha、桑82ha、大根20ha、粟19ha、蚕豆5ha、豌豆5ha、玉蜀黍4ha、花百合2ha、黍1ha、牛蒡1haで、甘藷と麦の比重が極めて高い。

甘藷（唐芋）は新島から文化8年（1811）菊地秀右衛門が赤さつま芋の種を、文政5年（1822）悴の菊地小源太がハンスという種芋を持ち帰ったのが栽培普及の始まりで、これによって飢饉を忘れるほど食生活が改善された。なお甘藷から造る島焼酎の製法は、嘉永年間に流人の薩州出水郡久根町宗庄右衛門秀房が伝えたとされる。

(3) 黄八丈と養蚕

黄・樺・黒三色の縞模様に織上げられた美しい絹織物「黄八丈」は徳川幕府への貢物として、また高価な名産品として島民の生活を支えてきた。明治に入っても地租として貢絹が続けられ、その総ての物納が廃止され金納となったのは明治42年である。しかし明治の末期になると本土では高能率の織機と化学染料が普及し、八丈島の生産は停滞したが、昭和10年に黄八丈振興組合を設立して織機千台を入れ、植物性染料の徹底、規格の統一、販売統制を行なって建直しを図った。

しかし太平洋戦争で生産はほとんど消滅した。戦後は昭和23年に全国織物技術保存品に指定され、昭和27年3月には東京都文化財保護委員会から「助成の措置を講ずべき無形文化財」としての指定を受けた。昭和37年には「黄八丈品質保存会」が結成され、同52年には黄八丈が伝統工芸品に指定されている。しかし現在、その絹糸は本土からの持ち込みに頼っている。

養蚕については、明治18年府農商課から桑苗が配布され、座繰製糸法が始められた。19年には5ケ村に蚕種検査所を設置して蚕種の改良を図り、大賀郷には養蚕伝習所を開設している。

明治41年の統計では桑の面積は82ha、養蚕戸数は1,373戸、掃立枚数2,487枚、座繰製糸戸数1,346戸、生糸生産量4,185kgで、規模は小さいがほぼ全戸の農家が養蚕と製糸を行なっている。

昭和5年には東京府の蚕業取締所八丈島支所が設置され、同12年には東京府蚕業試験場八丈分場が三根に設置されている。

昭和の初期からは種繭養蚕が行なわれた。①早期掃立てができる。②きょうそ病害の皆無地で微粒子病毒の蔓延が極めて少ない。③桑は自然桑が多く蛹体は強健で産卵量が多いことから東京、茨城、福島、埼玉などの蚕種製造業者が来島して生産に努めた。戦争で一時中断されたが、戦後も優良種繭産地として復活し、昭和30年には初めて種繭の航空輸送も行なわれた。

養蚕農家は明治41年の1,180戸から大正10年716戸、昭和10年516戸と減少を続けたが、戦後一時復活し、稚蚕共同飼育施設や各集落に簡易乾繭場を設けるなど振興を図ったので、昭和28年には1,183戸に達した。しかし昭和30年頃から島の農業の重点が次第に冬期出荷野菜から観葉植物の栽培に移り、昭和35年166戸、45年79戸と減少し、昭和50年頃に消滅した。

(4) 牛の時代

江戸時代、牛は運搬用と糞畜として1戸1頭以上も飼われていた。それは島の風土が適していたことと、秣が豊富で飼うのに手間があまりかからなかったためと云われる。島では古くから娯楽として牛の角突きが行なわれ、八丈富士には牛が放し飼いされたが、飢饉の時の非常食の役割を果たしたとされる。

明治12年2月、牛種改良のため菊地作次郎ほか4名が洋牛の貸下げを内務省に請願し、牡牛1頭、牝牛2頭が東京府勧業課から送られたので、末吉村の水海山に洋牛牧場を設けた。翌年さらに3回にわたり洋牛8頭が内務省から貸下げられた。明治28年には宮内省下総牧場からホルスタイン雑種2頭、エアーシヤー1頭の払下げを受け、34年にはホルスタイン・フリージャン種を下総牧場から払下げを受けて改良増殖に努めた。

この生産が軌道に乗り始めた明治41年頃からは余乳処理のためバターの製造を始めたが販売に行き詰まり、大正3年事業を一時停止したが同4年に八丈島畜牛畜産組合を組織し、各村に余乳組合を設けて製造法の改善、販売の統一を図るなどして優良牛の改良増殖を続けた。その結果、大正11年の平和博覧会では、八丈島から3頭の乳牛を出品し

て、1、2、3等を独占した。そのうちの大賀郷奥山富市所有のグランソン号は一日最高搾乳量4斗1升8合の世界記録を樹立して畜産王国の地位を築いた。

当時東京市周辺の搾乳業者は胎みの乳牛を購入し、出産・搾乳後は子牛や乾乳牛を処分する、いわゆる一腹絞りの都市近郊搾乳専業経営が行なわれた。大正8年当時、現在の区内にあった東京牛乳畜産組合が飼養した乳牛は約8千頭で、一年間に他府県から購入する乳牛は2千頭余もあった。八丈島でも昭和11年畜牛頭数1,853頭（内乳牛頭数658頭）牛乳価額73,949円、島外移出牛276頭、価額55,200円で、島は本土への主要な乳牛の供給基地であったので、搾乳量の多い優良牛の改良増殖に努めた。

大正12年には1日9klの牛乳が処理できる全国一といわれた八丈練乳株式会社を設立して余乳を練乳に加工して販売した。

昭和2年には公認記録ではないが中之郷佐々木惣作所有のオランダコーコピアハル号がグランソン号を破る一日最高搾乳量4斗2升5合の記録を出しており、その後も昭和9年米国から、同10年には北海道から優良牛を導入して改良を続けている。しかし戦時色の濃くなった。昭和14年には練乳会社の維持も難かしくなり、経営は森永乳業に移った。太平洋戦争によって牛の生産は大打撃を受けたが、終戦後一時急激な復活を見た。しかし①本土の2・3次産業の復興で青壮年者が島外へ去り、飼育の主幹労働力を失ったこと。②乳牛の移出需要が減り、乳製品も輸入等に押されて価格が引合わなくなったこと。③島内他産業の賃金や新興の花き園芸の収益より悪くなったことで、昭和30年2千頭以上いた牛が10年後の昭和40年頃には8百頭にまで急落し、以後も減少を続け平成10年には175頭となっている。この間昭和40年度からは八丈富士で草地改良事業が行なわれ、42年には町営牧場として後継牛の預託育成を始めた。なお現在、島内消費用としての牛乳処理を農協が行なっている。

(5) 花き園芸

大正8年（1919）横浜植木株式会社が八丈島の温暖な気候に着目し、中之郷に出張所を設けて南洋群島等からフェニックス・ロベレニー（しんのうやし）その他の観葉植物を導入した。島の農業者はその栽培技術を習得したが、そのうちの中之郷奥山高良宅の庭に植えられたフェニックス・ロベレニーの雌株と雄株からの種子繁殖が日本一のロベ産地を築く基になったとされる。

戦前は小笠原諸島の方が南なので、熱帯性の観葉植物や球根類の導入・栽培は進んでいたが、八丈島からの小笠原への移住者が多かったため、両島間での栽培技術・種苗等の情報交換は頻繁に行なわれていた。また昭和の初期には花き園芸に着目した本土からの移住者が多数来島してケンチャやしやカナリーやし、ヘゴなどの育成や、グラジオラス、水仙、矢車草などの栽培に従事した。しかし船便が不自由なことから昭和10年以降は花百合、水仙、フリージア、アマリリスの球根や各種の亜熱帯植物鉢物、ヤシ類、シダ類、アスパラガスなどの切葉を生花市場に出荷したので、小笠原に次ぐ産地として知られるようになった。昭和11年、園芸農産物の見積価額は29,658円で農産物総見積価額の11.6%を占めた。しかし日中戦争が激化した昭和14、5年頃から需要が減退し一部生産者を残して栽培は下火となった。

戦後は戦前からの生産者の他に小笠原引揚者が園芸に従事したので、産地の復活に大きな役割を果たした。その主役となった品目は戦前からのロベとフリージア球根である。

しかし、戦後先ず栽培されたのは早春出荷のキャベツ、セルリー、レタスなどの野菜である。ロベは種子を播き製品として出荷するまでには長い年月を必要とするし、フリージア球根も殖やして出荷するまでに年月を必要とした。その間を食いつなぐ、現金収入を得るために一時移出野菜が作られた。

それでも昭和25年頃からは本土からの注文が殺到し、33年には生産額が1億円に達する勢いであった。それは戦後の生活が洋風化し、近代建築の室内装飾用としてロベやケンチャやしの鉢物がブームとなったためである。

島では園芸農協を組織して、作付けの拡大を図るとともに、ビニールハウスやファイロンハウスなどの施設を建ち上げ、多品目栽培、品質向上、生産の安定を図った。一方、昭和42年には農業構造改善事業によってフリージアを主とする球根の低温処理施設や集荷所を設置して生産性と品質の

向上に努めた。

その結果昭和45年、施設は温室4,916㎡、ビニールハウス101,609㎡、ラスハウス（よしず室）101,904㎡で、移出額はロベ、その他ヤシ類、ドラセナ、アナナス等の観葉植物が38,460万円、ロベ、ストレリチア、その他の切葉・切花が20,380万円、フリージア、カラジューム等の球根4,390万円で合計63,230万円に達し、島の主幹産業に成長した。

しかしこの間、温暖な愛知、房総などの他産地が育ったこと、ロベ鉢物等の生産過剰・流行の後退で昭和46年相場が一挙に大暴落した。そこで生産品目の見直し、出荷方法の改善、施設設備の充実、組織の整理等で懸命に局面の打開を図った。こうして昭和51年には観葉植物が18,652万円、切葉・切花が46,683万円、球根が10,154万円、モッコク、ツバキ、ツゲなどの樹木類125万円、合計75,614万円までに復活した。

市場で長年にわたり観葉植物鉢物の相場の低迷が続いたことと、年々若者が島外に出て農業者の高齢化が進んだことから、生産の比重を比較的労働のキツイ鉢物から軽労働でできるロベの切葉へと移していった。またロベ以外の切葉としてビニールハウスを使うレザーファン、ルスカス等新品目の導入を図った。さらに昭和59年にはレザーファン、62年にはロベ切葉の共選共販出荷を始めた。

一方、若者が組織する八丈島農業振興青年研究会が中心となって新しい鉢物、切花、切葉の研究、温室・ビニールハウス等の規模拡大、出荷販路の開拓を行なっている。

平成9年、農家戸数639戸、耕作面積392haで園芸施設所有農家は145戸、その面積は22.7haである。生産額はロベ、レザーファン、モンステラ、ルスカス等の切葉が169,393万円、ロベ、カポック、ケンチャやし、ドラセナ、洋ラン等の鉢物が46,804万円、フリージア、ストレリチア、クンシラン、ワトソニア等の切花が20,155万円、フリージア、バビアナ等の球根が8,195万円、合計244,547万円で観光に次ぐ島の主幹産業となっている。（八丈町「八丈島誌」昭和48年、大間知篤三「八丈島－民族と社会－」創元社、小川武「黒潮圏の八丈島－風俗と慣行－」、伊豆諸島島しょ町村会「伊豆諸島東京移管百年史」昭和56年）

3．小笠原諸島の農業

（1）島の概要

小笠原諸島は20余の島からなるが、戦前から農業が行なわれたのは東京からほぼ真南984kmの距離にある父島（面積23.8km²）と1,032kmの母島（面積20.2km²）1,218㎞の硫黄島（面積23.2km²）の3島である。この他東京に最も近い婿島列島の媒島、父島列島の弟島、母島列島の姪島、硫黄列島の北硫黄島でも一部農業が行なわれた。しかし戦後は父島と母島で農業が行なわれている。

明治9年（1876）日本領であることが確定し、開拓団として37名の移民を送った。明治11年には父島北袋沢に内務省勧農局出張所が設置され、同13年東京府の管轄となる。昭和19年太平洋戦争の激化で住民は本土へ強制疎開。同21年米軍の直接統治下におかれ、同43年日本に返還された。

気候は亜熱帯・海洋性で、年平均気温は22.9℃、冬最も寒い2月の平均最低気温は15℃で、東京の1月の1.2℃よりも13.8℃高い。年間の降水量は1,261mmで東京の1,405mmよりやや少ない。風速10m／s以上の日は年間24日と東京よりも少ないが、夏から秋遅くまで、数年に1、2回襲来する台風は発生地に近いため足がのろく、潮風による農作物の被害は想像以上に大きい。

父島、母島は標高50～300mの小刻みな山が多く、耕地はほとんどが10～25°の傾斜地である。しかし硫黄島は全島が平坦である。

耕地は戦前から1～1.5ha毎にテリハボク（タマナ）、シマボウ（モモタマナ）等の防風林で囲み、さらにその中を甘蔗で仕切っている。土性は亜熱帯特有の赤褐色埴土で、乾くとかなり固くなる。硫黄島は暗黄褐色の砂壌土である。

（2）甘蔗の栽培

開拓の始めは自給作物を栽培したが、最初の換金作物は実綿であった。明治20年の耕地面積112ha、実綿71ha、甘蔗25ha、玉蜀黍20ha、里芋9ha、バナナ8ha、甘藷7ha、藍5ha、パイナップル3ha等で牛216頭となっている。

明治15年頃、八丈島を中心とする移民が渡って甘蔗を栽培し白下糖の製造を始めた。また徳島県

からの移民が藍の栽培を始め、同21年には渋沢栄一等による製藍会社ができた。しかし同25年に会社は解散、栽培は15年ほど続けたが採算が採れず中止した。一方甘蔗栽培は順調に伸び、同23年には父島製糖組合が組織され、同28年には製糖試験所が、同33年には母島の沖村糖業組合（明治28年設立）を含めた小笠原島製糖同業組合が設立されている。甘蔗の年次別の作付面積を見ると明治15年1ha、20年25ha、25年428ha、30年579ha、35年927ha、40年776ha、大正2年909ha、5年1,106ha、10年1,162ha、昭和2年1,032ha、5年814ha、10年548ha、15年154haで、収入が良いため入植者は競って甘蔗作付のため開墾に熱中した。当時「専ら開墾の速成のみを目的となし、測量の如きも粗雑の結果、土地台帳と実地とは反別の相違、境界の錯綜、地番の混乱、甚だしきは位置全く不明、或いは変動するもの等ありて其の錯綜名状すべからず、為に往々争論を惹起」するほどで、島の傾斜地を山頂に至るまで開墾した。

明治から大正の前半まで、好調を保った白下糖、赤玉糖の製造も第1次世界大戦（1914～1918）の結果、サイパン、テニアン、ロタ島などの南洋群島が日本の委任統治となると、そこに南洋興発株式会社が生まれ、品質の優れた分蜜糖の生産が始まると忽ち圧倒され、南洋興発の耕作請負人となって島を去る農家が続出した。大正9年の糖価下落以後不況が続き、同10年石油発動機を原動力とする横転式甘蔗圧搾機を導入して、従来の役牛による圧搾作業を改善したり、品種、栽培法、製糖法の改良を行って回復に努力したが体勢を挽回することは出来なかった。

(3) バナナ・ブーム

バナナは欧米人とハワイからの移民が渡航の当初から栽培していたが、明治16年発行、池田謙蔵「小笠原物産誌」によると「バナナ（香蕉）本島の何処の庭や路傍でも栽培し、丈余（約3m）になるが、今後植栽を謀っているので益々繁殖するであろう。北袋沢の路傍には数町の間、並木としており壮観である」としている。

このバナナは小笠原バナナ、キングバナナ、普通バナナ、シマバナナといわれ果実の長さは10～13cm、皮は薄く黄熟し、果肉は軟らかくて甘い生食用の品種である。明治39年、京浜市場への出荷が好評だったことからこのバナナと、三尺バナナ（明治32年南洋諸島より導入）の栽培が急激に増加し、横浜港へ移出した。同44年には栽培面積が138haに達し、移出高が8万3千円を越えた。また同43年からはバナナ積出しのため定期船の就航が年20回に増え、砂糖に次ぐ島内主要産物となった。まだ内地に台湾バナナがあまり移入されない時代で、相場が良く、農家はバナナ・ブームに沸いて一時成金となった。

ところが45年頃から父島にバナナ萎縮病（ウイルス媒介昆虫バショウノアブラムシ）が発生し、大正4年には硫黄島を除く他島に拡がり、2年後には全滅寸前となった。その後堆肥の補給など手を尽くした結果、大正6年頃から漸次復活し、同13年には作付面積は125haにまで復活した。しかし大正11年頃から台湾バナナが内地に大量に移入されるようになって順次後退していった。返還後、小笠原バナナは形は小さいが風味のよいことから観光みやげ用などに一部栽培されている。

明治41年の農家戸数327戸、耕地面積1,478ha、甘蔗752ha、玉蜀黍65ha、甘藷47ha、里芋40ha、西瓜33ha、実綿9ha、牛306頭等となっているが、生産額では甘蔗21,971円、バナナ12,602円、甘藷10,510円、里芋6,225円、西瓜2,760円等となっている。

(4) 冬期移出野菜

明治32年から天恵の気候を利用して、12月から翌年の5月までキュウリ、トマト、カボチャ、ナスなどの冬期果菜類を本土に移出していたが、当時としては高価な贅沢品で、船便も少なく移出量には限界があった。しかしバナナ・ブームが去るとその作付は次第に伸び、昭和初年頃からはその販路も京浜、京阪から東北地方に及び、島内産業の首位にのし上がった。

小笠原における冬期移出野菜作付面積

	カボチャ	トマト	キュウリ
大正2年	2.3 ha	3.2 ha	3.7 ha
5年	4.2	1.2	2.0
10年	10.6	3.6	7.6
昭和元年	8.6	5.0	4.2
5年	17.7	5.3	4.9
10年	99.7	39.9	13.1
15年	144.1	30.5	17.7

作付の推移は上記のとおりで、トマト、キュウリは父島に、カボチャは母島に多く作られた。大正8年には父島蔬菜組合が、同11年には母島蔬菜組合が組織され、種苗、肥料等資材の共同購入、移出野菜の品質検査、共販事務等を行ない、昭和に入って最も強大な生産者組織となった。昭和12年の東京市中央卸売市場年報を見ると、カボチャは11月から翌年5月までの入荷量の9割が小笠原産であり、トマトは2～5月の8割が小笠原産で占められ、そのほかナス、セルリー、サヤインゲン等を出荷し、戦前の京浜市場での冬期促成野菜出荷の花形産地であった。

東京府の小笠原支庁は父島、母島、硫黄島に農業試験地を設け、特産農産物の振興に尽くしたが、特にカボチャの品種改良では肉詰用の「小笠原1号」、高級料理用の「小笠原2号」これよりやや果形の大きい「小笠原3号」を作出し、毎年採種して蔬菜組合に配布した。一般の栽培でも人工授粉を行い、薬剤散布が励行されるなど、当時としての最先端技術を取り入れた周到な管理がされていた。

しかし昭和15年太平洋戦争の激化によって本土向け野菜の栽培は軍の指示によって中止された。

(5) 観葉植物と球根類

熱帯観葉植物を輸入したのは明治12年頃で、その後年々新種を導入・栽培し、大正末期には園芸組合を設立して京浜地方に移出した。主なものはフェニックス・アレカ・ケンチャやしオガサワラタコノキ、シュロチク、カンノンチク、ゴムノキ、クロトン、ヘゴノキ、マルハチ、トラノオ等である。しかし生産が軌道に乗り始めた昭和10年代に戦争に突入して中断された。

またカラジューム、フリージア、アマリリス、ユリの球根栽培も行なわれ、大正15年にはカラジュウムの実生新品種50余種が育成された。戦後は八丈島に引き揚げた小笠原島民が中心となってこれらの球根を育てた。

(6) 引き揚げ前の作付作物

昭和15年の小笠原諸島の農家戸数359戸、耕地面積1,187ha、主要農産物の作付面積等を見ると、甘蔗154ha、カボチャ144ha、コカ103ha（硫黄島のみで栽培）、デリス98ha、トマト31ha、キュウリ18ha、実綿16ha、玉蜀黍7ha、里芋6ha、ダイコン5ha、甘藷4ha、キャベツ4ha、サヤイゲン3ha、トーガン4ha、ナス3ha、シロウリ3ha、スイカ3ha、バナナ2.6万本、パイナップル3.5万本、八丈秣30ha等となっている。

その他果樹としてはパパイヤ、マンゴー、小笠原オレンジ、ブンタンなど、そのほか各種の観葉植物とカラジューム、フリージアの球根を、また硫黄島ではレモングラス、ヒマが作られた。家畜は牛が甘蔗圧搾用動力や運搬用、また糞畜として飼養したほか豚、山羊、鶏、バリケンが飼われた。

(7) 返還当初の農業

昭和43年6月アメリカからの返還を受け、旧島民の帰農希望者を受け入れるための準備が始められた。同44年父島に農業試験地を立ち上げ、戦前からの果実の害虫であるミカンコミバエ防除の研究に着手。同46年からは父島で農地造成が始められ、旧島民農業者の帰島が始まった。また父島に和牛放牧試験地が作られた。同47年にはさらに父・母島で農地の造成が進められ、帰島者が増え、小笠原農業協同組合が設立された。母島では営農研修所ができ、農業試験地は小笠原亜熱帯農業センターとして新発足した。この年農協組合員38名、野菜等1,475万円を東京へ初出荷した。

農家戸数と農地面積の推移を見ると昭和45年13戸、16ha、46年22戸、31ha、47年28戸、40ha、48年36戸、47ha、49年42戸、51ha、50年50戸、61ha、51年53戸、69haとなっている。また当時の生産額はつぎのとおりである。

	昭和47年	昭和48年	昭和49年
野菜類	1,168万円	2,731万円	4,178万円
果樹類	131	374	598
花卉類	545	28	56
畜産物	—	58	39
計	1,844	3,191	4,872

24年間の空白、荒廃した農地・農道・水利、農地権利関係の復雑さ、旧島民の高齢化、ビニールハウス栽培の普及による暖地有利性の消失、これらのギャップを乗越える帰島農家の苦労は大変な

ものであった。

島外移出用としては小笠原カボチャ、早掘りバレイショの栽培、みやげや島内消費用としてスイカ、メロン、その他野菜が作られた。この間、観葉植物、熱帯果樹など優良種苗の導入が行なわれ、フリージアの球根栽培、アレカヤシ、バナナ、パパイヤ等が植付けられた。

(8) その後の農業

戦前から果実の大害虫ミカンコミバエは本土への侵入を防ぐために、移出果実・野菜に対して植物防疫法で厳しい検査・消毒が行なわれていた。昭和44年撲滅のための基礎研究を始め、同50年から防除を開始した。誘殺ロープとテックス板に性誘引剤のメチルオイゲノールと殺虫剤を添加し、これをヘリコプターで空中散布した。更にミカンコミバエの蛹にガンマー線コバルト60を照射して不妊化したものを空中から散布した。この結果昭和60年絶滅に成功し、本土への出荷が自由となった。なお昭和60年母島に玉川農業用水ダムが完成した。

その後の農家戸数と農地面積の推移を見ると昭和55年46戸、61ha、昭和60年53戸、77ha、平成2年53戸、79ha、平成7年58戸、88haと帰島農業者はほぼ定着し、漸増の状態となっている。農業生産額を見ると（単位万円）

	昭和55年	昭和60年	平成２年	平成７年
野　菜	4,058	5,781	4,817	4,765
果　樹	1,196	1,707	2,594	3,374
観　葉	1,128	5,991	4,510	5,168
畜　産	190	112	483	535
計	6,572	13,591	12,404	13,842

野菜では戦前から栽培経験のある移出用カボチャが作られたが、昭和53年の作付面積5.4ha、金額1,949万円をピークに奄美、沖縄との競合で急減した。これに替わってスイートコーンが昭和55年頃から作られた。その他、島外出荷・みやげや島内自給用として早掘りバレイショ、キュウリ、トマト、ミニトマト、スイカ、露地メロン等が作られているが、昭和60年をピークに漸減している。

入植以来植付けてきたアレカヤシ、ガジュマル、ベンジャミナ、タコノキ等の観葉鉢物が昭和54年以後ようやく成品に達し、販売が急増して同58年には部門別生産額の首位となり、これによって農業生産額も1億円を超えた。しかし大鉢生産は農業者の高齢化もあって減少傾向で、ヤシ切葉・切花等による多品目化が進んでいる。

昭和60年ミカンコミバエが撲滅されパッションフルーツ（台農1号）が導入されたが品質がよいのでみやげ用として栽培が増えている。また、施設利用のマンゴー（アーウィン種）や風には弱いがパパイアの栽培も始まり果樹生産は漸増している。

平成9年の主要農産物の作付面積と生産額は野菜で12.8ha、5,328万円（トマト2.2ha、1,966万円、バレイショ2.8ha、714万円、スイカ2.2ha、466万円、スイートコーン2.1ha、346万円）花卉・観葉では3,759万円（アレカヤシ850万円、ベンジャミナ253万円、タコノキ290万円、トックリラン222万円）果樹では9.2ha、1,430万円（パッション3.7ha、731万円、パパイヤ2.3ha、125万円、マンゴー0.4ha、114万円）畜産では415万円（肉牛300万円、鶏卵115万円）合計で30.3ha、10,932万円となっている。（仲宇佐達也「小笠原諸島の農業開発」農業技術24巻3号、小笠原協会「小笠原」、東京都小笠原支庁「管内概要」平塚寛策「小笠原諸島における熱帯果実」東京府農会報112号）

第6節　東京の青果市場と出荷

1．東京の青果市場と出荷

(1) 明治の青果市場と野菜の出荷

明治10年6月、東京府は「魚鳥並青物市場及問屋仲買営業例規税則」を公布し、市場の数を定め、市場の保護発達を計った。その青物水菓子問屋並仲買営業者に関する例規の第1条では、神田多町・連雀町・須田町・佐柄町、京橋大根河岸、両国広小路、本所中ノ郷竹町・千歳町・四ツ目、駒込淺嘉町、千住中組、青山南町四丁目、南品川五丁目、四ツ谷内藤新宿一丁目、下谷金杉村原宿町、本芝四丁目の16ケ所に市場の開設を允許することを規定した。その後府下の市場は明治20年頃には内容・形式共に整備されてきた。

明治21年、市場での問屋仲買の売上高を見ると神田青物市場東組79,215円、西組69,905円、京橋青物市場120,066円、千住中組青物市場 111,386円、駒込青物市場85,651円、品川青物市場33,233円、日本橋矢ノ倉町青物市場24,819円、下谷青物市場24,082円、本所千歳町青物市場22,725円、本所四ツ目青物市場16,390円、浜町青物市場15,382円、本所中ノ郷青物市場8,219円、青山青物市場7,300円、本芝青物市場 5,336、四ツ谷青物市場（不詳）で、青物市場合計で628,916円となっている。

明治前・中期に、東京府が市場出荷した主な野菜・果実を産地別に見ると次のとおりである。

〔**荏原郡**〕大井の人参、菠薐草。平塚、目黒、世田谷の筍。矢口の牛蒡。

〔**東多摩郡**〕中野の越瓜、柿。久我山、阿ヶ谷村の甘藷。本郷村のラッキョウ。大宮前の独活。高井戸の栗。明治中期以降では大根、人参、馬鈴薯、茄子、南瓜、胡瓜。

〔**南豊島郡**〕豊沢村の西瓜。下戸塚のみょうが。渋谷、千駄ケ谷の二年子大根。

〔**南足立郡**〕舎人町、大谷田村の蓮根。上尾久のくわい。谷中のしょうが。花又村の南瓜、ズイキイモ、百合。鹿浜、宮城、堀の内の牛蒡、蚕豆。治郎左衛門新田の大根。栗原村の南瓜。

〔**北豊島郡**〕上・下練馬村の大根（沢庵大根）南千住の汐入大根（二年子大根）。三河島、尾久の荒木田大根（二年子大根）。岩淵町、志村小豆沢の美濃早生大根。滝野川人参、駒込茄子。練馬、板橋、岩淵の茄子、人参。稲付のらっきょう。

〔**南葛飾郡**〕砂町の葱、亀戸大根、小蕪、奥戸の京菜、茄子。小岩の唐菜。瑞江の茄子、越瓜。葛西の蓮根。

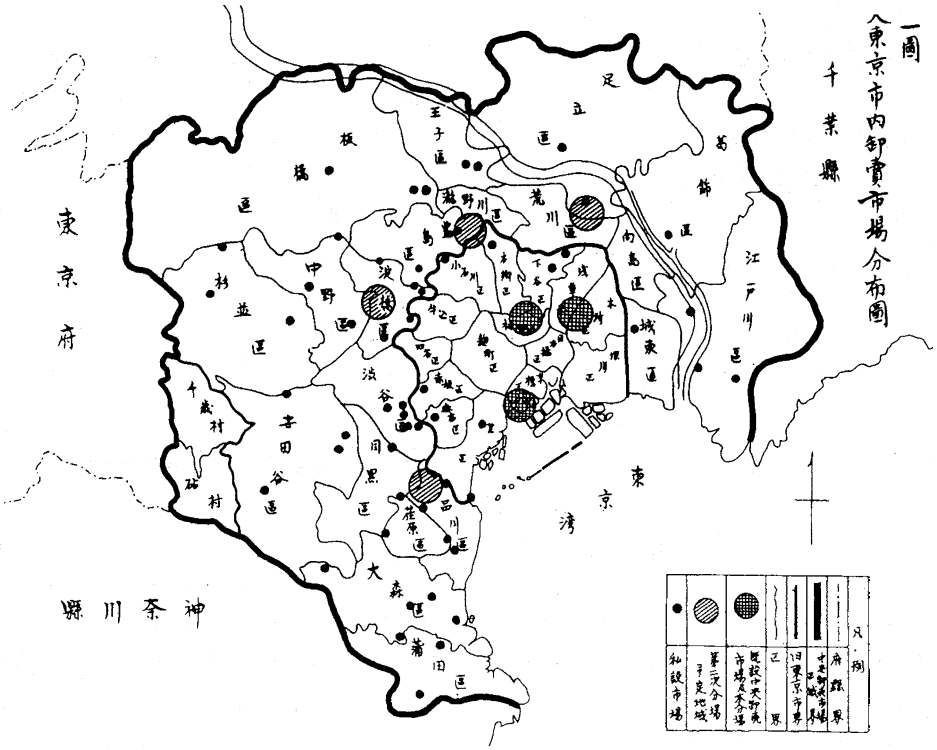
〔**北多摩郡**〕三鷹の山葵。国分寺の小南瓜。武蔵野の独活。

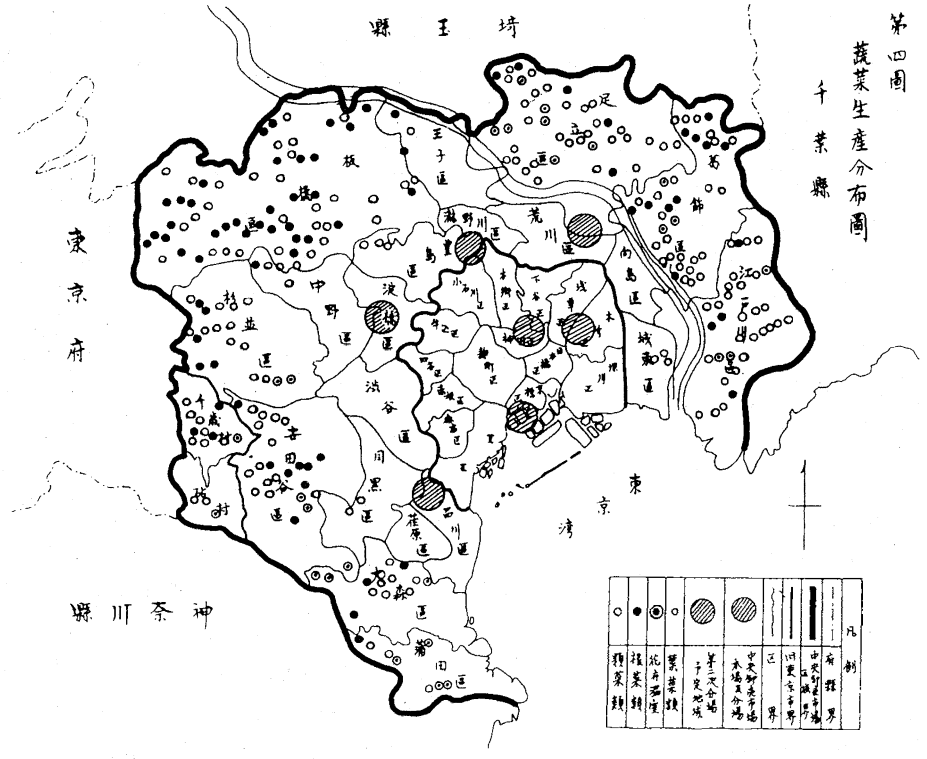
(2) 近郊産地から遠距離輸送産地へ

大正の初期は小田内通敏「帝都と近郊」（大正7年）によれば「蔬菜農の其生産物を市内の市場に搬入するや、其運搬機関は手車にして、壮夫の運搬限度は約百貫（375Kg）なれば、今日の荷車を唯一の運搬機関とする間は、蔬菜栽培地帯は、東京市よりの距離によって限定せられざるべからず。換言すれば4、5時間の間に新鮮なる蔬菜を東京市及其隣接町村に運搬し得る所ならざるべからず。かくて蔬菜栽培地帯の西縁即ち其限界は、余の踏査したる処によれば、日本橋より半径5里（20Km）に当たれる圏線上に出入する地点と見るべく、此間の地帯に於ては蔬菜の栽培に要する人糞尿も、亦搬入せらるるの常態なり」とされていた。

しかし第1次世界大戦後の日本経済の発展にともなって東京への人口集中が激化する。そこで農産物の需要は増大し、自動車、鉄道等の輸送機関も発達したので、全国、特に東日本からの東京市場への青果物出荷が増加する。また住宅の郊外化が進んだため、現区内の外延部を中心に大小の青果市場が開業した。そこで東京府の農業は耕地が宅地化され減少する一方で、野菜生産への比重を高めていった。この間の東京府の野菜生産額の推移を見ると（カッコ内は農産物総価格に対する比率）、大正元年503万円（26%）、同6年967万円（29%）、同11年2,257万円（45%）、昭和2年1,711万円（41%）、同7年1,066万円（46%）となっている。

また大正10年の「青物市場調査資料」で近郊府県野菜の東京市場への出荷額と生産額に対する出





帝国農会「東京市農業に関する調査第3輯」昭和10年3月による。

荷額の比率を見ると次のとおりで、

府　県	東京市場出荷類	出荷比率
東　京	1,267 万円	57 %
埼　玉	659	24
千　葉	299	13
神奈川	131	12

東京府が出荷額で首位を占めていたが、大正14年になると東京市への野菜入荷金額割合（入荷総金額 3,227万円）は、東京府34%、埼玉県37%、千葉県10%、神奈川県7%、その他府県12%と、東京府の比重は急速に低下していった。それでも東京府、埼玉県を主とする近郊荷が入荷の大部分を占めていた。この頃、東京府の出荷比率が特に高い品目はトウガラシ、干ダイコン、ダイコン、ニンジン、ツケナ、レンコン、ゴボウ、ハクサイ、バレイショ、ネギの順であった。

(3) 東京市中央卸売市場の整備

このように東京市場への急激な入荷量の増加、大小市場の増設が続き、政府はこれらの配給機関を整備して食料品の供給を円滑にすると同時に、取引組織を統一改善して価格の決定を公正にすることを目的として大正12年3月、中央卸売市場法を発布した。

東京の現区内には昭和7年までに61の私設青果卸売市場が営業してたが、その統合を計るため昭和10年2月、中央卸売市場築地本場（京橋、赤羽橋両市場を収容）、神田分場（旧神田区多町の私設市場を収容）、江東分場（旧本所方面群多の市場を収容）を、同11年荏原分場、同12年豊島分場、同14年淀橋分場、同20年足立分場を開設し、区内の市場を統合整理した。

(4) 関東大震災と昭和恐慌

大正12年9月1日、関東大震災が発生し、東京府の罹災人口は190万人（全人口の47%）、そのうち死者・行方不明者7万人、被害世帯数40万戸（全世帯数の48%）、焼失戸数は31万戸に達した。東京府農会報大正12年10月号によると、そのため神田、京橋、浜町、竹町市場は焼失し、僅かに千住市場御簞笥、駒込の他、山の手の小市場が残存するに止まった。なお市中の八百屋の大部分は焼失したが、9月6日から残存市場は営業を始めた。消費者の急減と被災地内の野菜運搬の困難で、出荷量は需要を超過し、各市場への出荷は不均一となり、少ない所は幾分価格を維持したものの、概して震災後野菜類一般の価格は下落した。しかし西瓜は飲料水の不足と渇を癒すため、路上至る処で高価で販売されたという。

農産物価格は昭和元年頃からじりじりと下落していたが、昭和4年末に始まった農業恐慌で青果物は昭和5年夏の大根、キャベツの暴落で本格化した。大正11～13年の野菜生産者価格指数を 100とすると昭和4年94、同5年70、同6年62と急落していった。「汗水たらして作ったキャベツ50個でやっと煙草の敷島1つ、カブは100把で煙草のゴールデンバット1つ買えません」。畑では「大根どなたでもお持ち帰りください」の立て札が立つという、生産者にとって厳しい状態が続いた。

(5) 近郊の個人出荷と共同出荷

大正末から昭和に入るとトラック、鉄道の発達による全国的な産地の拡大、系統による共同出荷が進み、神田市場等の大市場は大量の荷を扱う集散市場化し、近郊産地の比重を急激に低下させた。神田市場昭和8年の野菜入荷量の38%が個人、28%が団体、36%が中間商人等その他の出荷となっている。

東京府農会報、昭和10年2月号で神田分場東印中央青果卸売会社の西村吉兵衛社長は「生産者各位の猛省を促す」として「従来市場に出荷せらるる東京市及び近郊の農産物、殊に青物果実は、其の品種なり出来栄への上から之れを見るとき、必ずしも他地方の生産物と比較して劣悪ではないが、其の出荷方法、容器、荷造等に至っては、旧態尚依然として少しも改良の実が挙がって居ない様である…東京近郊が余りに地の利を得過ぎて居るため、生産者自身自己陶酔の境にありて共同的施設を閑却し、向上改善に努めなかった結果ではなかろうか…生産組合なり出荷組合なりを組織して、品種の改良或いは統一、共同選果若くは検査の徹底、荷造の改善、規格の統一を励行し、生産物をして商品価値づけることが必要である…個々別々思い思いに手車や牛車で市場に搬出する様なこと

を繰り返して居ては如何に年中朝早くから夜遅くまで働いても、結局無駄骨折に終わるのではあるまいか」としている。

ところが、同じ昭和10年3月に刊行された帝国農会の「東京市農業に関する調査第3輯、東京市域内生産蔬菜配給状況」では「最近、全国生産地に於いて指導奨励せられつつある共同販売、共同出荷組合は小資本を以て経営しつつある生産者が其の数量的集合に依り大資本家と対等の地位に立ち、輸送に於いて、販売対策に於いて、彼等の経済的弱点を補ひ、各種方面との対応上優位に立たんとの目的を有するものである。今近郊蔬菜地帯について之れを見るに、其の生産地帯は直ちに消費地帯に接続している関係上、何等の共同動作を採らずとも生産品は商品としてその販路を手近に発見し得、而も輸送関係に於ても特に共同に依る大量輸送を為さずとも、手車、リヤカー等に依り簡単に出荷し得る地位に置かれつつある事を一の特色となし得る。之れがため生産品を商品として換貨する目的を以てする共同出荷団体設立の必要は認められぬ。従って之等東京市内に於ける生産地区に於ての出荷団体の発達の趨勢を見るに、殆んど、所謂、一般観念を以てする出荷組合らしき内容を有するものは存在せぬと見てもよい」としている。

また「新修世田谷区史下巻」昭和37年10月でも昭和初期「共同出荷組織が必要であるということは理くつの上ではわかっていても、近郊農村では容易に実施はされなかった。なんといっても自分自身の判断で出荷できるという、近距離の利点はA卸売市場が安ければ、B卸売市場を相手にできるというような芸当もできるし、運賃も個人と共同で大差なく、むしろ個人の方が安い場合もある…また大した荷造りもせず、ほとんど「バラ」に近い状態で出荷できる…市場が不利の時は小売商にも売れるし、直接消費者にも売れる…これらの事情から近郊農村には共同出荷組織についてみるべきものはあまりなかった」としている。

しかし、大正15年4月東京府による「東京府下農産物出荷団体調」では、現区内に22の出荷組合があり、この内21組合が野菜で、自動車による搬出14組合、牛馬車搬出2組合、不明6組合となっている。また昭和6年帝国農会が行なった全国出荷組合の実態調査でも東京現区内に生鮮青果物を取り扱う組合が33あった。これが昭和10年には63組合に増えている。また昭和11年の青果物移出者別移出量調査（全国農産物販売協会）では東京府は個人その他による出荷が61%、出荷団体が30%、商人によるものが9%となっている。しかしこれら出荷団体の多くの出荷方法は「生産物は組合員各自で選別し、各自荷造りして集荷場に持寄り、組合雇入れの自動車で東京の中心市場に出荷する。そしてその運賃経費は組合員から徴収する」販売の方法は「市内問屋に販売を委託し、その代金を出荷の都度現金にて回収し、直ちに組合員に交付する」というもので、市内中心市場までの距離が比較的遠い現区内周辺部の生産者がトラックを雇って共同搬送するというのが実態であった。

(6) 野菜の販売量と主要産地

帝国農会調査による昭和4年の東京市の主な野菜販売量と生産量に対する販売量の割合（カッコ内）を見ると、ダイコン66,678t（52%）、ナス19,832t（93%）、キュウリ13,007t（95%）、バレイショ10,214t（81%）、結球ハクサイ8,598t（88%）、キャベツ7,165t（88%）、ネギ6,061t（93%）、スイカ5,598t（88%）、カボチャ5,181t（93%）、ニンジン3,978t（94%）、ゴボウ3,539t（90%）、サツマイモ3,527t（78%）、サトイモ3,396t（89%）、タケノコ1,544t（90%）となっている。

昭和7、8年当時の野菜主要産地を郡別に見ると次のとおりである。（東京府史）

〔**北豊島郡**〕胡瓜（豊島）、南瓜（縮緬）、西瓜（大和）、越瓜（奈良漬）、茄子（山茄子）、トマト、大根（練馬長、美濃早生）、人参（大長）、牛蒡（滝野川）、爪哇薯、里芋、蓮根、結球白菜、辣韮、三ッ葉（根みつば）。

〔**豊多摩郡**〕胡瓜（高井戸）、西瓜（大和）、越瓜（奈良漬）、茄子（山茄子）、トマト、大根（秋ツマリ、美濃早生、二年子）、牛蒡（滝野川）、爪哇薯、結球白菜、キャベツ（春播）、菠薐草、土当帰。

〔**荏原郡**〕胡瓜（馬込半白）、南瓜（居木橋）、真桑瓜（金真桑瓜）、茄子（山茄子）、トマト、大根（秋ツマリ）、爪哇薯、結球白菜、千住葱、菠薐草、枝豆。

〔南足立郡〕胡瓜（針ケ谷節成）、越瓜（早生）、茄子（真黒）、蕪（小かぶ）、大根（二年子）、里芋（促成荏芋）、蓮根、慈姑、水芹、山東菜、キャベツ（秋播）、小松菜、軟化茎芋、菜豆、枝豆。
〔南葛飾郡〕胡瓜（青節成）、越瓜（早生及余播）、真桑瓜（銀真桑瓜）、茄子（真黒）、大根（細根、亀戸、二年子）、人参（三寸）、蕪（小かぶ）、生姜、蓮根、唐人菜、京菜、キャベツ（秋播）、千住葱、小松菜、菠薐草、三ッ葉（糸）、菜豆、枝豆、鶉豆。
〔北多摩郡〕南瓜（早生南瓜）、西瓜（大和）、トマト、大根（秋ツマリ、秋ツマリ長）、牛蒡（砂川）、爪哇薯、里芋、甘藷（紅赤）、長薯、山葵、結球白菜、キャベツ（春播）、菠薐草、土当帰。
〔南多摩郡〕大根（秋ツマリ長）、甘藷（紅赤）、仏掌薯、三ッ葉（軟化）。
〔西多摩郡〕山葵、結球白菜。

（7）戦中・戦後の統制と解除

昭和15年に入ると一般国民の日常生活は漸次窮乏の色が濃くなってきた。同15年8月16日「生鮮食料品の配給及び価格の統制に関する件」（商工省監理局）が出され、卸売会社の荷受機関化、仲買人制度の廃止、小売商の企業整備等統制の第一歩が始められた。また保存性なく規格不統一な野菜はセリ売りで適当期間毎に最高価格（公定価格）が定められた。さらに昭和16年7月には卸と小売の二本建新公定価格が定められた。とにかく生産者は目方売りが実施されたため、なんでも畑で太るだけ太らせて出荷するので菠薐草ではないほうれん木、お化けきゅうり、ステッキ大根も現れるようになった。また近郊の野菜は正常な配給ルートに乗って入荷するものより、振り売りや買出部隊によって運ばれる方がはるかに多い状態となった。昭和19年11月24日以来のB29による空襲で23区内の罹災者はおよそ300万人にのぼり、市場も多くの被害を受けた。

その結果東京市場の野菜入荷量は昭和17年630,358t、同18年657,639t、同19年455,015t、同20年134,529tと昭和19、20年に急減し終戦を向かえた。

戦後は生鮮食料品購入のほとんどすべてがヤミ市場において行なわれ、家庭配給は事実上皆無に近かったことから、農林省は昭和20年11月青果物の公定価格と配給統制を撤廃した。しかし絶対量の不足と旺盛な購買力で価格は高騰した。そこで昭和21年4月に再び青果物統制令を実施し、最高販売価格（公定価格）が再登場した。

その後農家の人手も増加し、肥料事情も好転し天候にも恵まれたので増産が続き、昭和24年4月全面的に統制が撤廃されて自由取引に移行した。これによって野菜とはいいかねるような粗悪品や泥つき野菜は市場から姿を消し、品質による価格差が現れ、荷姿が向上し、入荷量の大幅増加と価格の上昇と安定化が見られるようになった。

また昭和22年5月には戦時中出来た東京青果物統制株式会社は解散し、青果卸売会社は同28年10月整備統合して25社となり、中央卸売市場法も昭和46年4月に全面改正されて卸売市場法に変わり体制を整えていった。

（8）その後の市場と出荷

東京都は人口の増加により郊外への市街化が急速に進み、需要量も大幅に増え、高速道路網も整備されて、中央卸売市場も全国大型産地からの荷が入荷の中心となってきた。そこで市場の外延への移転、新設、統廃合、施設・機能の近代化によって、集荷力の強化、輸送時間の短縮によるコスト低減、低温売場による高鮮度・完熟品の出荷促進、情報機器整備による建値機能・情報発進機能等の強化を図ってきた。平成10年現在の青果市場は築地、大田（平成元年）、世田谷、豊島、板橋、淀橋（松原、杉並、練馬分場）、葛西（昭和59年）、北足立（昭和54年）、多摩ニュータウン（昭和58年）の9市場となっている。　しかし都市化で農地は外延化し、中央卸売市場が大型化すると個人出荷を主体とする東京の野菜産地は年々中央卸売市場から撤退していった。東京産野菜の出荷量と市場総入荷量に対する東京産の比率（カッコ内）の推移を見ると、昭和25年162,944t（27%）、同35年142,780t（13.4%）、同45年80,573t（5.1%）、同55年67,151t（3.7%）、平成2年48,095t（2.6%）、平成10年25,114t（1.5%）と一貫して減少の傾向を辿った。これは都市化による野菜生産量の減少が最大の原因ではあるが、近くに出来、需要の急増している三多摩青果卸売市場への出荷の切替えと、地元消

費者や小売店等への直接販売の増加によるものである。

平成7年東京都が中央卸売市場に出荷した主要品目を見ると次のとおりである。

1億円以上出荷したもの

コマツナ、キャベツ、ホウレンソウ、ツマミナ、ウド、ダイコン、エダマメ、アシタバ、サヤエンドウ。

5千万円以上出荷したもの

ニンジン、ネギ、カリフラワー、ブロッコリー、シュンギク、アサツキ、クレソン、サトイモ、ナス。

2千5百万円以上出荷したもの

ツケナ、ワケギ、アスパラガス、ミニトマト、キュウリ、ハクサイ。

なお東京都産が中央卸売市場で市場占有率の比較的高い品目を平成7年の金額で見ると、アシタバ、ツマミナ、コマツナ、アサツキ、ウド、クレソン、ツケナ類、トウガラシ、カリフラワー、ワケギ、タアサイである。

(9) 多摩地域の青果市場

昭和32、37年東京都農業試験場が多摩地域の青果卸売市場を調査した。昭和33年市場は北多摩に26、南多摩に7、西多摩に4、計37市場あった。しかしこのうち北多摩の15市場は夕市で、ゴボウ、ニンジンなどの産地仲買市場的性格を持つものもあった。年間の野菜取扱量は105,981tで、中央卸売市場野菜取扱量の12.3%を占めた。このうち東京都産は66,518tで、中央卸売市場等からの転送物 4,852tを除く、産地から直接荷受けしたものの66%を占めていた。これは東京都産全市場出荷量の30%に当たる。また1Kg平均単価は中央市場が98円、多摩市場が65円であった。そして都内産野菜の出荷は自転車・リヤカーとオート三輪車によるものがほぼ半々であった。その後小市場は順次整理され大型化し、出荷数量・金額は多摩地域の人口増加とともに急増を続けた。

平成10年多摩の青果地方卸売市場は13市場（他に足立区に2地方卸売市場がある）で野菜の取扱数量は 391,181t、金額95,601,418千円である。中央卸売市場に対して数量で23%、金額で22%を占めている。東京産の野菜はここでも人口増加で市場が大型化するにつれて占有率を落とし、都市化の進展で出荷量も減少している。しかしその一部は都市生活者への直売に向けられている。

2. 青果物出荷運搬器具の変遷

近郊の青果物出荷は個人出荷販売が主体である。これは江戸時代から今日まで全く変わっていない。しかし市場への運搬器具は時代とともに進歩しており、それによって出荷圏や1回の出荷量が大きく変っている。

(1) 天秤棒

青果物の出荷としては江戸時代から明治中期まで使われた。息杖（いきずえ）、荷杖と呼ばれる杖をついて歩き、立てた杖に天秤棒を架けて休んだり、担ぐ肩を変えたりした。担ぐ重さは普通75Kg程度、力の強い者で150Kgを担いだ、激労働である。運搬の速度は1時間4Km、整備されていない比較的平坦な細い道を運ぶのに適しており、青果の出荷に広く利用された。

江戸川区（「江戸川区の民俗1」1989）では「手車を使う以前は天秤棒で野菜をかついで船着場まで持って行き、舟で境川や小松川を通って、四ツ目市場へ出荷していた」。また田無市（「田無市史2巻」1968）では「荷車を使わない時代には、芋をカゴに入れそれを天秤棒で担ぎ運んだ。天秤の両振りに荷をいれて担ぐのだが、途中休憩を入れながら東京の市場まで運んだ」という。



(2) 荷車

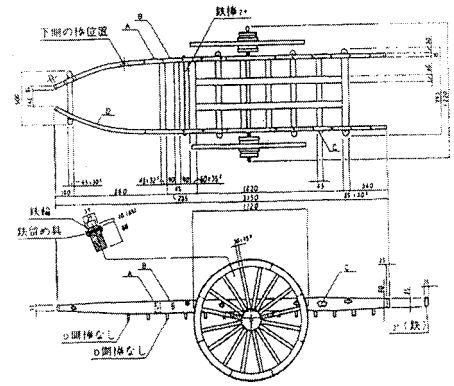
大八車、荷車、手車（手引車）、地車、小車など

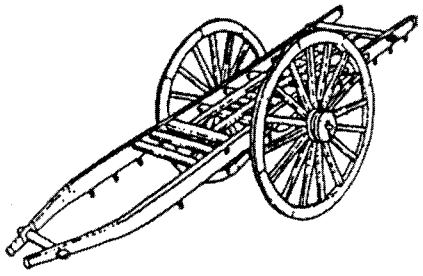
と呼ばれ、各地で地形、用途に合った様々なものが使われてきた。その原形である大八車は明暦3年（1657）江戸の牛車大工の悴八左エ門が作ったとされる。始め2～4人で引いたが、明治に入って車台の前は2本の梶棒の間に入って引く形となり、車輪の外側に鉄輪をはめ、車軸にも鉄棒を使い、一人引きができる軽快なものとなった。

この荷車は近郊の農家が個別で持つのに価格も手頃であり、1回の荷も110～350Kg、最大450Kgも積むことができたので、昭和の戦前、リヤカーに代わるまで長く出荷の主役を務めた。古老による青果出荷の苦労話はほとんどがこの荷車によるものである。

荷車は普通前を夫や若者が引き、坂などのあるところまで妻や子供が後押しをした。また坂の下には「立ちん坊」がいて金を払って押してもらった。運搬の速度は1時間4Km程度で、激労働であった。

東京うど生産組合連合会「東京うど物語」1997によると、武蔵野市吉祥寺のうど栽培農家（大正～昭和初期）では「出荷は神田市場が中心で、各家では大八車に170Kgの荷をつけた。運ぶのは専ら若衆の仕事で、その他の家族は全員軟化うどの束ね作業にかかった。午後3時に家を出て、中野の成子坂から九段坂を通って神田へ出るが、代官町を廻ることもあった。なかなかの重労働であるが夜の7～8時頃には多町の問屋に着いた。ここに泊り翌朝9時には仕切金を貰い、午後の2～3時に家に帰った」。また江東区砂村（「古老が語る江東区の町並みと人々の暮らし下」1987）の太記富吉（明治37年生）は小学校高等科の頃「朝、市場へ野菜物の荷物をもっていくんで、あと押しさせられて、森下の夜店通り通って新大橋から両国のほうまでいったね。そのころ青物市場っていうと、神田市場か京橋市場。…朝3時に、真っ暗な中を提灯つけて、車の上に自転車のせて出ていった。両国橋まであと押ししていくと『もういいよ』っていうので、自転車に乗って帰ってきた」という。





荷車（田無市史による）

(3) 牛車

二輪の荷車を牛が引く牛車が野菜の市場出荷や、その帰りの下肥運搬に使われたのは大正の末から昭和の戦中までである。牛は朝鮮牛で、導入は大正12年の関東大震災の前後と昭和の初期、昭和12年の日中戦争の始めの3回行なわれた。性質が温和しく、力が強く、しかも飼養の餌代も安いので広く利用された。牛車に積める量は300～750Kgと荷車より多い。速度は1時間4Km程度で荷車と変わらないが、人が引かないので労働条件は大幅に改善された。

板橋区（「わが街・いまむかし」1982）では「朝鮮牛は『代かき』などの農作業にも使ったが、輸送運搬が主であった。とくに市場へ出荷する野菜の運搬、下肥の運搬に多く使われた…ある人は、牛になってほんとうに楽になった。あの白山の坂などを手で引っ張ったり、車を押し上げたりする苦労はなくなるし、下肥桶もたくさん積めるようになり、能率的になった。ほんとうに喜んだものですよ」ということである。

(4) 自転車・リヤカー

大正の末、関東大震災の頃から自転車とリヤカーが急速に青果物の出荷に使われるようになった。

自転車は後の荷台に荷を付けたり、乗る人が荷

を背負ったりして出荷した。1回に運べる量は少ないが、出荷に要する時間が荷車の4分の1程度となり、しかも乗っている人のエネルギー消費は5分の1と楽なことから、妻物や切花など軽くて単価の高い物などの出荷に使われた。

これと同じ時期にリヤカーが普及した。車体は丈夫で軽く、すっきりとした鉄パイプで作られ、2輪にゴムタイヤのついたリヤカーは砂利道などは荷車よりはるかに軽く引くことができた。大型のものでは350Kgくらい積むことができ、平坦地では自転車の後に着けて引くこともできたので、出荷時間が短縮でき、労働も軽減されたので荷車とならんで大活躍をした。

田無市（「田無市史第2巻」1968）では「昭和の初期にはゴムタイヤのリヤカーが普及し、テグルマに比べるとはるかに軽く引けた。テグルマの場合、ジャリ道の運搬は引く者もクルマもひと足ひと足くいこんだ。東京市内に入ると石畳や堅い土道が多く、ここではリヤカーよりも金輪のテグルマに荷をつけて引く方が楽であった」という。

昭和6年神田、江東青果市場への入場車馬数を見ると次のとおりである（東京府「東京府史行政編第3巻」1935）

	神田市場	同　比	江東市場	同　比
手　車	221,535	32％	331,348	68％
自転車	124,149	18	48,493	10
リヤカー	137,042	19	60,623	13
自動車	118,851	17	14,989	3
牛馬車	99,471	14	28,633	6
舟	—	—	518	0
貨　車	—	—	433	0
計	701,048	100	485,037	100

車馬数は出荷、買出の合計数と思われる。

(5) 舟

神田川、隅田川、荒川、中川、新河岸川、江戸川などとそれをつなぐクリークが多い区東部では、船着場のある市場に近在の青果物のほか、大量の旅荷が舟で運ばれた。農家にとっては荷車を引くより楽ではあるが、家の近くと市場に船着場がなければ、荷の積み替えでかえって手間がかかるので利用する農家は限られた。

(6) オート三輪車・小型四輪トラック

オート三輪車による青果物の出荷は昭和の初期から行なわれたが、一般に広く使われるようになったのは、戦後の野菜出荷統制が解除された昭和24年以後である。

運転は楽で疲れないし、出荷時間は大幅に短縮できるし、一度に500～1,000Kgを積むことができた。しかも雨が降っても濡れずに、好きなときに出荷ができるので、どんな野菜も安心して作ることができた。相場の良いときは市場からの電話にすぐ対応できるし、節約された運搬時間は栽培に振り向けることができた。当時としては高価ではあったが急速に普及した。その最盛期は昭和31～40年である。

しかし昭和34年頃から丸ハンドルで軽快な運転のできる小型四輪トラックへと変わりはじめ、昭和40年を境に小型四輪トラックが出荷の主流を占めるようになる。積載量は750～1,500Kg、時速30Km。急激な都市化で野菜の需要が急増していたので、野菜農家の規模拡大を助け、遠距離からの個人出荷を可能とした。

東京都の農用トラック・オート三輪車の所有農家率の推移（農林水産省累年統計）を見ると、昭和17年1%、同30年8%、同35年14%、同40年26%、同45年34%、同52年40%となっている。また東京都の都心からの距離と農用トラック所有農家率（昭和50年農業センサス）との関係を見ると、都心に最も近い15Km以内で41%、15～25Kmで47%、25～35Kmで38%、35～45Kmで24%、45Km以遠で3%となっている。

(7) 出荷の距離と時間

戦前までの荷車出荷のように人が徒歩（時速約4Km）で年間相当日数市場出荷する場合は、片道3時間が限度となる。往復で6時間、市場に着いてから荷を下ろして並べ、仕切金を貰うのに3～4時間（この間に食事をしたり、帰りの下肥の汲取りなどをする）。その後家に帰って農作業。昔の人はこのような激労働を毎日のように繰り返した。

市場から荷車で片道5～6時間の西郊では主としてダイコン、サツマイモ、ウド、タケノコ、ナシ、カキなど季節の特産品を出荷した。

北多摩郡千歳村（現世田谷区）に住んだ徳富蘆花は「みみずのたはこと」（大正2年）で、出荷の帰りに荷車に百貫目（375Kg）の下肥桶を積み「両腕に力を入れ前屈みになって、揉みあげに汗の珠をたらして重そうに挽いて帰ってくる」と書いている。これは力の強い若者の1日の労働の限界で、多くの古老が「1度でいいから、この苦労を今の若いもんにやらせてみてえ」というものであった。戦後オート三輪車から四輪小型トラックに代わると時速は一挙に30Kmとなり、出荷作業は軽労働となった。小人数の直系家族や核家族の農家でも30～40Km離れた市場に毎日出荷が可能となった。

第7節　東京の都市農業

1．区内東部の野菜生産

(1) 明治期の野菜生産

隅田川、荒川、中川、江戸川下流域の区内東部は、川が運んだ肥沃な沖積土地帯で、広い湿田とわずかな畑を持っていた。また市街からは近く平坦で、下肥、塵芥の運搬、野菜の市場出荷に比較的手間がかからず舟運も利用出来たので、鮮度を尊び、嵩の張る野菜の生産に適し江戸時代からの特産地であった。

「東京府志料」の明治5～7年の調査で区内東部（現荒川、台東、墨田、江東、足立、葛飾、江戸川区）の農業生産額は米が 354,300円、麦47,500円、野菜37,200円、豆類12,500円、その他 7,600円で、早場米産地としての米、主食生産が中心ではあったが、区内西部と並んで市場出荷のための野菜生産も盛んに行なわれた。その主要な品目はキュウリ、ナス、ネギ、ツケナ、サヤインゲン、コマツナ、サトイモ、シロウリ、ホソネダイコン、ミツバ、キョウナ、ゴボウ、マクワウリと多品目に及んだ。区内西部洪積台地の畑作地帯と異なるのは、果菜、葉菜の生産が多く、根菜や芋類が極めて少ないことである。これは果菜、葉菜が肥沃な沖積土のために生育・収量・品質が優れたことと、低湿で地下水が高く深根性のダイコン、ニンジン、ゴボウや甘藷の栽培に適さなかったためである。

東京都の明治5年（1872）の人口は86万人、これが同44年（1911）には 276万人に、さらに大正15年（1926）に 469万人、戦前の昭和17年（1942）には736万人と膨張する。区内東部の野菜生産もこれとともに作付や品目を増やして増産を続けた。

(2) 主要野菜栽培の来歴と産地

「東京府の産業（農業）其の1園芸」昭和4年を中心に、昭和初期までの区内東部の主要野菜栽培の来歴と産地について見ると次のとおりである。

①漬菜

漬菜とは通常、山東菜、唐人菜（シントリ、唐菜）、白菜等の塩漬用菜類を総称している。

南葛飾郡では唐人菜が大多数を占め、その他は山東菜、曲金菜、不見菜が栽培され、小岩、奥戸、鹿本（鹿骨）等が主産地。

唐人菜は中国原産で明治維新前後に渡来し、亀戸付近から奥戸村の中川常右衛門が種子を取寄せ栽培したのが始めとされ、明治10年頃から市場に出荷したという。

曲金菜は奥戸村字曲金の原産で明治20年頃作出されたとされ、茎葉が厚く大きく、香味があり明治40年頃から大正の初めに広く栽培された。

南足立郡では梅島、西新井、綾瀬が主産地である。梅島の牛込金三は明治27年山東菜を、同30年結球白菜を試作した。大正の初期に西新井の瀬田吉三郎がチーフ白菜と山東菜を交配し、半結球の改良山東菜（西新井山東）を固定し広く栽培された。

②小松菜

冬菜として古くから栽培されていたが、徳川五代将軍綱吉がしばしば小松川、松江地方に鷹狩りに来た時に献上したことから小松菜と呼ばれた。

南葛飾、南足立の各村で作られるが、昭和初期には南葛飾の瑞江、葛西、奥戸、亀有で栽培が盛ん。

③京菜

絲菜といわれ、砂村（現江東区砂町）地方では安政年間（1854～59）に、南葛飾の奥戸ではそれ以前に亀戸から種子を得て栽培したとされる。大正7、8年頃は松江、篠崎、小岩で、昭和4年頃は瑞江、鹿本、奥戸で、南足立では綾瀬、東淵江、梅島で栽培された。

④葱

南葛飾では天正年間（1573～91）大阪落城のとき落人が種を持って砂村へ来て植えたのが始めという。明治初年頃は軟白部が10～12cmであったが、これに同地で改良を加え、軟白部長く、分けつの少ない一本葱、根深葱を作出し砂村葱と呼ぶようになった。また葱の取引の多くが千住市場で行なわれたことから千住葱ともいわれ、昭和初年の栽培は金町を中心に水元、奥戸、小岩、亀青で行なわれた。九条葱は水元での栽培が多い。

南足立では冬葱よりも夏葱を主として栽培した。苗は砂村地方から伝来し、明治30年頃梅島、伊興を中心に淵江、花畑で栽培したが、昭和に入って減少した。

⑤摘み菜

南葛飾では寛政、享和（1789～1803）の頃農、勘右衛門が信濃野沢から深川に移住したとき持ってきた野菜の種子をばらまき、芽生えたものを蕎麦屋へ持って行き大変珍重されたのが栽培の始めとされ、また同じ深川の細川市右衛門が蕎麦屋から青味を頼まれ、油菜の種子を畑に厚播きして刈取り好評を博したのが始まりともいわれる。その後栽培は砂村に移り、明治初期からは松江、瑞江、鹿本、篠崎でも栽培された。

⑥菠薐草

南葛飾の砂村では慶応年間（1865～67）に栽培され、明治に入り良種子を荏原郡大井地方から求めたという。当時は両国の川向いで手売した。明治40年の頃、一時生育不良で困ったが農事試験場の土壌調査で石灰を使用し回復したという。昭和に入り栽培容易と「ビタミン」豊富ということで栽培が急増した。

⑦水芹

南足立の西新井と江北の一部で栽培された。徳川吉宗の時代、西新井村大字本木の小宮新衛門が初めて栽培し、幕末から明治20年頃まで盛んに栽培したが、その後漸次衰退し、昭和に入り中本木のみで栽培される。品種は極早生、早生、晩生の3種。

⑧三つ葉

南足立の江北村で明治初年に各戸10アールくらい栽培したという。その後明治末から大正の15年間が最も盛んで以後減少した。

南葛飾の主産地は水元村で旧幕時代から栽培し、明治20年前までは盛んであったが、昭和初期には無くなり、代わって南綾瀬で栽培が増加した。

⑨キャベツ

南葛飾は奥戸村が明治19年頃、同村の中野藤助が芝区三田の育種場から種子を求め栽培したのが始めという。その後品種改良を続け中野甘藍として種子を配布した。昭和に入り早生の丸球を選出し早生丸として普及した。栽培は明治40年以後奥戸村を中心に各村に広まり、大正に入って盛大となり、輸入種子のほか各地で自家採種が行なわれたが、昭和初年の産地は水元、奥戸、篠崎、小岩、亀青で瑞江、鹿本がこれに次いでいる。当時の品種は早生の丸球、中野早生、アーリーエスト、サクセッション等でサクセッションとその系統の栽培が最も多かった。

南足立では昭和初期に各村で栽培しているが、伊興、綾瀬、梅島で多い。伊興村では常田大蔵が明治末に恩田鉄弥を介して米国から早生種を輸入したのが栽培の始めとされる。以後盛んに栽培さた、品種はチャールストン、ジャーシーウェークフィルド、サクセッション、源六早生等である。綾瀬村では日露戦争の頃、苗を中野藤助から購入して始め、明治末から同村の吉田四郎平が米国からサクセッションの種子を年々直輸入して分譲したという。梅島町では明治25年頃、牛込金三が、次いで相沢久次郎が試作し普及をみた。

その他葉菜では紫蘇を南葛飾では金町が、その他奥戸、水元で栽培した。ほとんどが青紫蘇で、南足立では穂紫蘇を栽培した。

⑩茄

南葛飾では砂村が最も古く、寛政年間（1789～1800）同村の松本久四郎が茄、胡瓜等の苗床による栽培を行なったが、その後市内から出る塵芥（江戸ごみ）を使った温床による促成栽培を行い、茄、胡瓜、菜豆を将軍家に献上した。明治20年頃は砂村の野菜、育苗、促成栽培が最も盛んな時期で、春の定植の時期には苗の買入れに集まる人で賑わったという。その後市街化の進行で、昭和初年頃茄は奥戸、水元、小岩、鹿本、瑞江、綾瀬、松江、葛西が栽培の中心となった。当時の品種は丸茄、真黒で、以前は蔓細千成も作った。丸茄（砂村丸茄）は砂村では古くから促成用と夏の煮食用として広く栽培され、真黒は奥戸で明治中期に埼玉県原島地方から苗を入れたという。

南足立では大正初期に中生山茄を作ったが昭和初期は真黒で、ほかに東京山茄、丸茄を作った。育苗や促成も含め主産地は東淵江、西新井で、その他に梅島、江北、花畑、千住で栽培された。

⑪胡瓜

南葛飾では茄と同様に砂村が最も古く万治年間（1658～60）から栽培された。昭和初期栽培が盛んなのは奥戸、小岩、鹿本、篠崎で、当時の品種は砂村で古くから栽培された青節成（砂村青節成）と埼玉県からきた針ケ谷である。

南足立では伊興、淵江の古い産地もあるが昭和初期に栽培が盛んとなり、主産地の西新井は明治末から市場出荷を行なった。品種は青節成と針ケ谷から馬込半白節成が主となった。

⑫越瓜

南足立では綾瀬村大字次郎左衛門新田で、明治10年代に千住市場に相当量出荷したという。昭和初期の主産地は綾瀬、花畑、梅島、西新井、淵江等である。品種は以前は小白、早生白であるが、明治28年6月花畑村大字嘉兵衛新田の伊藤春光が三河島から品質が良く病害に強い切縞（キリシマ）を移入栽培し普及したという。昭和に入り晩生の東京越瓜の栽培が多い。

南葛飾では砂村で明治5、6年頃栽培を始め、日露戦争後はガラス障子を使った半促成を行なった。その後早播、晩播栽培が増加したが、昭和初期は篠崎、鹿本、瑞江、松江、奥戸で切縞と晩生丸葉種の晩播（余播）の栽培が増加した。

⑬枝豆

南足立では西新井村大字高野で明治10年代から高野豆といわれ栽培された。明治30年から大正初期が最盛期で、梅島では明治20年頃から作付けが増加したが、昭和初期にはやや衰退の傾向がある。品種は振袖が最も多く、その他茶豆、魁、早生・中生大莢、彼岸豆等である。

南葛飾では南綾瀬で振袖が多く栽培されている。

その他果菜類では真桑瓜を南葛飾の水元村字小合で文政の頃から栽培し、昭和初年には銀真桑瓜が栽培された。

冬瓜も南葛飾で古くから栽培されたが、昭和初期には松江、鹿本で多少栽培された。

菜豆はさやいんげんとして南葛飾の鹿本、奥戸で明治30年代から盛んに栽培された。品種は従来は群房種で、昭和初期には早生無蔓種が増加した。また南足立も栽培が多い。

⑭大根

南葛飾の大根は主として亀戸、二年子、細根で、昭和初期は亀戸大根の栽培が最も多い。青茎種とやや耐寒性は弱いが品質の良い白茎種があって、小岩、奥戸、金町、新宿、水元では秋冬播きして春2～4月に収穫するものと、春播きして5～6月収穫する2つの作型があった。明治10年代までは細根を栽培したが、その後亀戸地方から種子を求め、奥戸、金町、小岩で栽培したのが始めとされる。

亀戸大根（於多福大根）は江戸時代から水神森（現江東区亀戸4丁目）あたりに多く作られ、明治初年までこの地の名産であった。

細根大根は明治10～20年まで各村で盛んに作られたが、亀戸大根に押され昭和初期は南綾瀬町字下千葉が特産地となっている。

二年子大根は昭和初期には中川沿岸亀青村の一部で栽培された。

⑮馬鈴薯

南足立では明治30年頃から栽培された。伊興村では明治末期から水田の裏作として早出しが行なわれた。大正から昭和の主産地は淵江村で、品種はアーリーローズ、早生白、赤芽で、豊多摩から種薯の供給を受けた。

⑯人参

南葛飾で作るのは三寸人参で、砂村、大島が明治20年前後、横浜から種子を取寄せ栽培が広まった（砂村三寸）。昭和初期は松江、瑞江、小岩、奥戸で栽培された。

⑰蕪

南葛飾では小蕪を栽培し、南綾瀬町字下千葉では嘉永年間（1848～52）にはすでに栽培が行なわれ、明治30年代まで特産として市場で高い評価を受けていた。その後周辺の各村に普及したので、下千葉は専ら採種をして種子を移出した（中生の下千葉蕪）。金町、水元ではこの種子を取寄せ栽培改良して、大正の初期には覆下栽培用の早生品種、金町小蕪を選出し高収益を挙げた。昭和初期には金町、水元、奥戸、小岩では亀戸大根の覆下栽培からこの小蕪の覆下栽培へ移るものが多かったという。

⑱蓮根

南葛飾では安政年代（1854～59）大島、隅田地方は上総から種蓮を入れて栽培したという。葛西村では明治の初期に字宇喜多の田中徳右衛門が家の池に北千住から持ってきて付近の農家に分けたのが始めとされる。また松江村では明治20年頃、宇田川惣五郎が5アールを試作したのが始めという。このように初め大島、亀戸、隅田、砂村等から漸次葛西、松江、鹿本、小岩、篠崎等へ、腐敗病のため栽培は各地を転々とした。湿田では米作より有利ということで大正8、9年頃からは特に作付けが増加し、昭和初期には葛西村を中心に松江、瑞江、篠崎等で栽培された。品種は白花の日本蓮が多かったが、腐敗病にやや強い中国蓮が順次増加した。

南足立では舎人村では赤花の地蓮を文政、天保の頃から栽培したが、明治初年同村、大駒甚蔵が上総蓮を取寄せ栽培し、明治末から作付けが増加した。昭和初期7割は早作りし、他は晩作りされた。伊興村では古くから赤花の在来種を栽培したが、上総白蓮に移り増加した。一時腐敗病で中絶したが復活し、昭和初期には上総白蓮より中国蓮がやや多くなり戦後も栽培された。

その他としては、南葛飾の小岩、鹿本、瑞江で生姜を春の苗床あとを利用して葉生姜の栽培を行なった。南足立では食用百合を梅島町平野の遠山銀蔵が幕末に埼玉県足立郡安行村から種球を取寄せ栽培したが、病害が多く、淵江村でも明治10年代から栽培し、大正の初期に盛んとなったが、昭和初期には減少した。南足立の慈姑は舎人、淵江、江北等で栽培された。舎人村では天保（1830～43）の頃から栽培したが、明治20年代から作付けが増加した。淵江村大字保間木では延宝家綱の頃から栽培し、明治20年頃から作付けが増加した。品種は晩生種のみ。

(3) 大正以後の野菜作付の推移

明治後期に作付を伸ばした野菜生産について、大正4年以降の区内東部の作付面積の推移を東京府・都統計書と農業センサスで見ると次のとおりである。

	畑面積	野菜作	葉菜作	小松菜
	ha	付面積ha	付率%	作付率%
大正4年	2,285	3,031	41	15
昭和5年	2,107	2,678	52	16
昭和15年	1,532	2,914	47	21
昭和25年	1,790	2,727	54	25
昭和45年	802	827	61	—
平成7年	303	350	98	59

（芋類を含まず。葉菜作付率は葉菜／野菜。　コマツナ作付率はコマツナ／葉菜）

次に大正4年以後の野菜の品目別作付面積順位を見ると次のとおりである。

大正4年（1915）

ツケナ、ナス、シロウリ、ネギ、エダマメ、レンコン、ダイコン、コマツナ、カブ、キュウリ、キャベツ、サヤインゲン。

昭和5年（1930）

ツケナ、ナス、シロウリ、キョウナ、キャベツ、コマツナ、レンコン、ネギ、カブ、ダイコン、エダマメ、バレイショ。

昭和15年（1940）

ツケナ、コマツナ、レンコン、ナス、カブ、シロウリ、キョウナ、キュウリ、エダマメ、サヤインゲン、キャベツ、ネギ。

昭和25年（1950）

コマツナ、ツケナ、キャベツ、キュウリ、　ネギ、ダイコン、カブ、キョウナ、レンコン、トマト、シロウリ、タマネギ。

昭和45年（1970）

コマツナ、エダマメ、ネギ、ホウレンソウ　、カブ、キュウリ、レタス、ダイコン、レンコン、ナス、カリフラワー、キャベツ。

平成10年（1998）

コマツナ、ホウレンソウ、ツマミナ、ネギ　、ワケギ、エダマメ、ブロッコリー、キャベツ、スイートコーン、ダイコン。

畑面積は都市化の影響で一貫して減少し、特に戦後の減少が著しい。しかし野菜の作付面積は終戦の前後一時急減したが戦後復活して昭和30年頃まで大きな変化は見られず、以後急減している。野菜を葉菜、果菜、根菜に分けて見ると葉菜の比率が年々高くなり、その中でも特にコマツナでその傾向が著しい。

コマツナは江戸時代から作られ、現在まで作られ続けている東京の数少ない野菜の一つである。その理由は①コマツナが短期作物で連作が可能であり、ビニールハウス等で周年生産が出来ること。②土地や労働の生産性が高いこと。③葉物（軟弱野菜）として高い鮮度を必要とする必需野菜であること。④香りや食味に優れ、ビタミンA・Cやカルシゥムなどに富む緑黄野菜であること、などが挙げられる。また昭和40～50年に急激にコマツナに特化した原因の一つとして、当時成田空港建設残土など痩せた赤土による畑の盛土が行なわれたが、これによく耐える特性を持っていたことが挙げられている。

次に主要野菜品目の変せんを見ると①先進地として常に新しい品目、品種を積極的に導入改良した。中国の唐人菜、山東菜、蓮根、結球白菜、西洋野菜のキャベツ、レタス、セルリー等。②市場に全国から年間新鮮な旅荷が入荷するようになってくると、ツケナ、ナス、シロウリ、キョウナなど塩漬用野菜の生産が減少した。③全国果菜類産地の勃興によって特に鮮度を尊ぶエダマメ等を除き、ナス、キュウリ、トマト、サヤインゲン等果菜類の栽培が減少した。④食の洋風化と栄養面での緑黄野菜重視によって、軟弱野菜と呼ばれるコマツナ、ホウレンソウ、ツマミナ、ワケギ（ワケネギ）等新鮮な葉菜類の生産が増加した。

戦後昭和36年以後東京都農業会議は企業的農業経営の顕彰を行ない、その経営概要を公表している。区内東部野菜農家の顕彰テーマーを見ると最も多いのが「コマツナ主体の軟弱野菜施設主業経営」（江戸川、葛飾区）である。昭和40年代にはコマツナの他にホウレンソウ、シュンギク、ベカナ、サラダナ等多品目が作られたが、平成になるとコマツナのみ、またはコマツナ＋ホウレンソウと専作化が進んでいる。その他軟弱野菜中心の多様な経営が見られる。「ワケギ中心の特産軟弱野菜専作経営」（昭和50年葛飾区）。「施設主体のシントリ（唐菜）主業経営」（昭和50年江戸川区）。「サラダナ、セルリー主体の洋菜経営」（昭和57年足立区）。「ラデイシュを中心とした軟弱野菜経営」他にコマツナ、ホウレンソウを栽培（昭和63年足立区）。「サニーレタスのブランド化で市場で高い評価」他にエダマメを栽培（平成6年足立区）。「つまもの、芽ものの施設栽培で高収益」ムラメ、キノメ、アユタデ、ナバナ、メカブ等（平成9年足立区）。平成10年東京都で農産物生産額（畜産物を除く）の最も多い区市町村は江戸川区であり、その主品目はコマツナである。

（「江東区史全」昭和32、「新修足立区史下巻」昭和42、「葛飾区史上、中、下巻」昭和45年、「江戸川区史第3巻」昭和51）

2．東京都心からの距離による農業の地域性

（1）大正、昭和初期の都心からの距離による農業の変容

東京農業の地域性を規制する最大の要因は都心からの距離である。これについては小田内通敏「帝都と近郊」大正7年刊は「実地に踏査して其の現状を観るに、住宅地区の分布も、蔬菜栽培地帯の範囲も、東京市の中心を距る等距離圏に依って支配せらるるに徴すれば、之れによって郊外地帯を決するも過当にあらざるべし」として東京西郊の農業地帯の東縁は日本橋より半径2里（8Km）、蔬菜栽培地帯の西縁

は半径5里（20Km）であるとしている。そして2～3里を第2帯、3～4里を第3帯、4～5里を第4帯として距離による蔬菜等の農作物の変化を考察している。

先ず、大正4年の第2帯、駒沢村（世田谷区）の農作物作付面積は992haで、穀類の作付率が50%、蔬菜が47%、植木1%、その他が2%で、10ha以上作付のある蔬菜を面積の多い順に見ると甘藷、大根、筍、馬鈴薯、南瓜、里芋、漬菜、茄、西瓜、胡瓜、小松菜、蕪、越瓜、八頭芋となっている。

次に第3帯、高井戸村（世田谷区）の農作物作付面積は908haで、このうち穀類の作付率が79%と急増、蔬菜は20%に激減、その他が1%で、10ha以上作付のある蔬菜は甘藷、里芋、大根、馬鈴薯、人参、南瓜、茄で、駒沢村で作付のあった葱、京菜、小松菜、菠薐草、枝豆、生姜、トマト、キャベツ、苺等の栽培が見られない。

蔬菜栽培地帯の縁辺（第4帯）の大泉、石神井（練馬区）井荻（杉並）神代（調布）狛江は「蔬菜の栽培を営むに関わらず、其の一半は全く穀・豆類の栽培を主とし、養蚕を副業となすの経営状態にあり」としている。

そして「帯外の保谷村に至れば、其の作物の種類甚だ少なく、粟、稗、蕎麦は今猶相当の作付反別を有し、所謂蔬菜類としては僅かに大根、牛蒡を産するに過ぎず」として、都心からの距離による農業の著しい変容を考察している。

昭和10年3月刊、帝国農会による「東京市農業に関する調査第2輯、東京市域農業経営の実態」で、東京市では「日本橋元標を中心とする場合、都市聚域を約2里（8Km）の範囲とすれば、其の都市農業地域は2倍半（20Km）（下町方面）乃至3倍（24Km）（山手方面）に達」するとし、都心から2里までを第1帯、1里（4Km）刻みで第2、3、4帯までを都市農業地域（近郊）、第5、6、7、8、9帯を農業地域（東京市域外農村）、その外延を林業地域（農村の外側に位する山村）として、都市よりの距離と農業地域との関係を次のように示してしている。

- 都市農業地域
 - 搾乳経営
 - 養鶏経営
 - 温室経営
 - 観賞植物経営
 - 庭園樹
 - 花き
 - 鉢物
 - 木本
 - 草本
 - 蔬菜経営（米麦作を含む）
 - 芽菜
 - 葉菜
 - 果菜
 - 根菜
- 農業地域
 - 普通農業経営
 - 米麦作を主とし根菜、養蚕を伴う
 - 養蚕経営
 - 養蚕を主とし米麦作を伴う
- 林業地域
 - 林業、養蚕を行い自給的食料生産の粗放農業地域

また北豊島郡における郡農会の調査結果から昭和6年の2、3、4帯に栽培される蔬菜の品目を見ると次のとおりで、都心から離れるに従って品目の数が減り、特に葉菜、果菜でその傾向が顕著である。

第2帯	葉菜	白菜、三つ葉、菠薐草、葱
	果菜	茄、胡瓜、冬瓜、越瓜、南瓜、トマト、玉蜀黍
	根菜	生姜、馬鈴薯、里芋、人参、牛蒡、早生大根、生大根、干大根
第3帯	葉菜	白菜、三つ葉、菠薐草
	果菜	越瓜、瓜、胡瓜、南瓜、西瓜、トマト
	根菜	牛蒡、人参、馬鈴薯、里芋、辣韮、甘藷、生大根、慈姑、蓮根、干大根
第4帯	葉菜	白菜
	果菜	越瓜、トマト、西瓜
	根菜	人参、牛蒡、甘藷、干大根、里芋、馬鈴薯

なおこの調査を実施した帝国農会の青鹿四郎は自著「農業経済地理」昭和10年11月刊で「東京市を中心とする農業地域」として都市からの距離と農業経営、作物の変容等について詳細な検討を加

えている。これを西郊の地帯別農業組織の変化について見ると次のとおりで、都心に近いほど搾乳、養鶏、花・植木の観賞植物経営が立地し、次いで蔬菜、温室、次いで穀・豆、後方地域で桑園経営となっている。

近郊　第1帯　住居・工業地域、搾乳、養鶏、観賞植物
　　2帯　住居地域、養鶏、温室、搾乳、観賞植物、蔬菜、穀・豆
　　3帯　蔬菜、穀・豆、温室、住居地域
　　4帯　穀・豆、蔬菜、
後方　5帯　穀・豆、桑園、蔬菜
地域　6帯　穀・豆、桑園、蔬菜

(2) 戦後の都心からの距離と農家、農業

このように東京都農業の地域性を理解するには都心からの距離が有効なので、次のような区域に区市町村を区分して考察を行った。(島を除く)

区域名	都心からの距離	区　市　町　村　名
A	0～15Km	目黒、中野、足立、江戸川、葛飾、杉並、板橋、世田谷、大田、練馬
B	15～25Km	狛江、保谷、武蔵野、三鷹、調布、田無、小金井、清瀬、東久留米、稲城、小平、府中
C	25～35Km	国分寺、東村山、国立、多摩、立川、町田、日野、東大和、武蔵村山、昭島
D	35～45Km	福生、瑞穂、羽村、あきる野、八王子、青梅、日の出
E	45Km～	檜原、奥多摩

①都心からの距離別農家数、耕地面積の推移

A，B，C，D，E各区域の昭和30年（1955）の農家戸数と耕地面積を100としたその後の推移を見ると次のとおりである。

農家戸数の推移

区域	昭和30年	40年	50年	60年	平成7年
A	100	74	38	30	18
B	100	82	66	58	45
C	100	79	59	52	35
D	100	88	65	55	34
E	100	91	67	54	29

耕地面積の推移

区域	昭和30年	40年	50年	60年	平成7年
A	100	61	23	18	12
B	100	71	47	39	32
C	100	77	46	36	26
D	100	79	48	37	26
E	100	87	56	39	26

都市化によって農家戸数、耕地面積はともに都心に近いAから先に減少を始め、Eに向かってその影響が及んで行くのが常識である。

ところが農家戸数について見ると昭和35年まではその傾向が見られるが、40年になると既にBがCよりも農家戸数の残存率が高くなる。昭和50年以後はさらにその傾向は顕著となり、平成7年には全区域でBの農家戸数残存率が最も高くなっている。

耕地面積では昭和40年まではAからEへ向うほど残存率は高くなっているが、50年になるとBがCよりも高くなる、そして平成7年になるとBが全区域で最も耕地面積残存率の高い区域となる。

このような現象は戦前には見られていない。この原因は戦後の人口増加、地価の急騰、都市計画・市街地開発の手法、土地税制、農家の対応等が複雑に絡み合った結果と考えられる。何れにしても都心から15～25kmのB区域を中心とした市街地の周辺に都市農業ベルト（アグリタウンベルト）が形成されつつあることは事実である。しかも後表に見られるようにB区域が生産緑地指定面積率が最も高く、農家経営等の内容も優れていること、東京圏の人口増加も峠を越えていることから、今後もこの都市農業ベルトは長期間安定して存続するものと思われる。

②都心からの距離と農家、農業の概要

主として平成7年（1995）の農業センサスを使って関連項目を計算整理した。その結果は東京都心からの距離による農業関連指数表のとおりである。

a. 人口密度、宅地地価は当然ではあるが、都心に近いほど高くなる。また各地域の土地面積に対する耕地面積の割合は、A→Cまでは都心に

近いほど住宅地の占める比率が高いため低くなるが、逆にC→EではEに近いほど山林等の面積比率が高まるので再び耕地の比率は低くなる。

b. 耕地面積に対する野菜の作付率や販売農家の野菜単一経営農家率、販売金額野菜部門1位農家率は都心に近いAほど高い。また野菜の中ではコマツナ、ホウレンソウ、キャベツ、ブロッコリーなど葉茎菜類の作付率で特にその傾向が顕著で、企業的農家の野菜市場出荷農家率も高い。またビニールハウス等の園芸施設所有農家の割合や、施設の利用率も都心に近いほど高く、農家1戸当りの農業労働力もAはBとともに確保され、野菜生産への特化度は都心に近いほど高くなっている。一方兼業の面では労働力をそっくり他産業に取られてしまう通勤兼業、「恒常的勤務雇用兼業」の農家率が低く、逆に労働力を農業に投下することができるアパート、マンション、駐車場等を経営する「その他自営兼業」の農家率がAはBとともに高い。しかも都心に近いため賃貸住宅所有農家1戸当りの所有戸数が最も多く、住宅、駐車場の月額家賃・料金も最も高くなっており、兼業収入はしっかりと確保されている。

c. 昭和30年（1955）の農家戸数、耕地面積を100とした平成7年（1995）の現存率を見ると、B区域が最も高い。またBは生産緑地指定面積比率も高く、1戸当り耕地面積も広い。農業の生産面では販売農家率が高く、農産物販売金額100万円以上の農家率も高いし、企業的農家の50才未満農従者のいる比率も高くて、Bは農業経営の内容が最も充実・安定している区域である。また兼業の面では通勤兼業、「恒常的勤務雇用兼業」の農家率が低く、逆に不動産管理経営の「その他自営兼業」農家率が高い。このことは一方で農業に力を入れながら、安定した資産管理収入を確保している区域と見ることができる。

d. 花き類の作付率は都心に近いほど高い。しかし植木は比較的長期間畑で養成することから、土地の生産性は低いが、労働生産性が高い部門なので、都心からやや離れた1戸当り耕地面積の広いB、C区域で作付率が高い。また労働粗放的な栗、梅を中心とする果樹は山に向かうほど高くなっている。

e. 乳牛の飼養農家率や飼料作物作付率はD区域が最も高く、飼養農家1戸当りの飼養頭数もD区域が山となっている。

f. 昭和36～45年（1961～70）に企業的農業経営として顕彰された農家の平成7年（1995）の現存率と、農業センサスによる昭和40年（1965）の農家戸数の平成7年の現存率を都心からの距離別に比較すると次表のとおりである。A区域に見られるように顕彰をされた企業的に優れた農家は厳しい都市化の波に耐える極めて強い経営体質を持っている。また都心に近いほど野菜を主とした同一経営組織を継続する率も高くなっている。

地域	企業的農家現存率(%)	一般農家現存率(%)
A	62	26
B	80	55
C	74	44
D	60	38

このように現在でも都心からの距離によって農業は大きく変わっている。しかしこれを大正、昭和初期と比べると、①運搬手段が荷車（手車）、リヤカー、牛車から、小型四輪トラックに変わったため、出荷可能距離が大幅に伸びたこと。②鮮度保持技術が進歩したため都心にあった搾乳業が酪農経営としてD区域にまで後退したこと。③旅荷や輸入の増加で近郊の野菜は鮮度要求度の高い軟弱野菜と直売品目に特化していることなどの変化が見られる。

③都市農業の形成原因

何故、大都市の周辺にこのように都心からの距離によって異なる都市農業が形成されるのか、その理由としては

a. 農家の経営規模が経営耕地面積 0.5～ 1.5ha、家族労働力主体という零細経営である。

b. 一人一人の経営者はその持っている能力を十分に発揮して「自分の考えで自由に作り売ることの出来る経営」を望んでいる。

c. この二つを満足させるには、都市（消費地）に近く、農家が各自で運搬手段を持ち、個人で

出荷販売をすることでほぼ可能となる。

d. しかもその条件は市場・販売地に近いほど有利である。

こうして「個人出荷」を原則とする、重層化された都市農業圏が成立する。

東京都心からの距離による農業関連指数

農業関連指数	単位	東京都心からの距離 A	B	C	D	E
人口密度（1995.10）	1km²当り人	131,632	8,164	6,111	2,060	38
住宅地価（1983）	1㎡当り万円	30～40	20～30	10～20	0.5～10	0.5以下
耕地面積比率	%	9	22	24	24	6
1995/1955耕地面積現存率（A）	%	12	32	26	26	26
耕地転用目的		商業・住宅	住宅	住宅・住宅団地	住宅工場団地	
1戸当り耕地面積	アール	40	56	51	42	24
販売農家1戸当り主業農家耕地面積	アール	72	95	107	106	76
販売農家1戸当り準主業農家耕地面積	アール	47	68	70	67	4
1戸当り耕地面積1ha以上農家率（1955）	%	19	29	25	9	1
1戸当り耕地面積1ha以上農家率	%	7	15	13	8	1
乗用トラクター所有農家率	%	33	48	40	24	4
動力防除機所有農家率	%	38	43	36	22	5
販売農家作物作付率	%	127	101	96	90	88
野菜作付率	%	88	55	48	35	37
葉茎菜類作付率	%	58	25	20	13	9
果菜類作付率	%	3	4	5	5	4
花き類作付率	%	9	5	3	3	3
植木作付率	%	6	17	14	7	1
果樹作付率	%	8	16	16	19	30
茶作付率	%	0	0	3	8	3
飼料作物作付率	%	0	1	2	7	6
園芸施設所有農家率	%	17	15	9	6	3
園芸施設所有農家1戸当り面積	アール	13	8	6	8	10
園芸施設作付率	%	322	210	187	179	139
耕作放棄地面積率	%	2	1	2	4	22
生産緑地指定面積率（B）	%	48	79	61	48	
企業的農家生産緑地70%以上指定農家率	%	64	84	63	59	
耕地面積残存率（A×B）	%	6	25	16	13	
乳牛飼養農家率	%	0.1	0.5	1.0	2.2	0.6
乳牛飼養農家1戸当り飼養頭数	頭	16	28	28	30	19
採卵鶏飼養農家率	%	0.3	1.4	0.8	1.0	0.7
採卵鶏飼養農家1戸当り飼養羽数	百羽	1	11	16	26	32
1995/1955農家戸数現存率	%	18	45	35	34	29
主業・準主業農家率	%	67	65	48	27	13
販売農家率	%	67	71	61	51	24

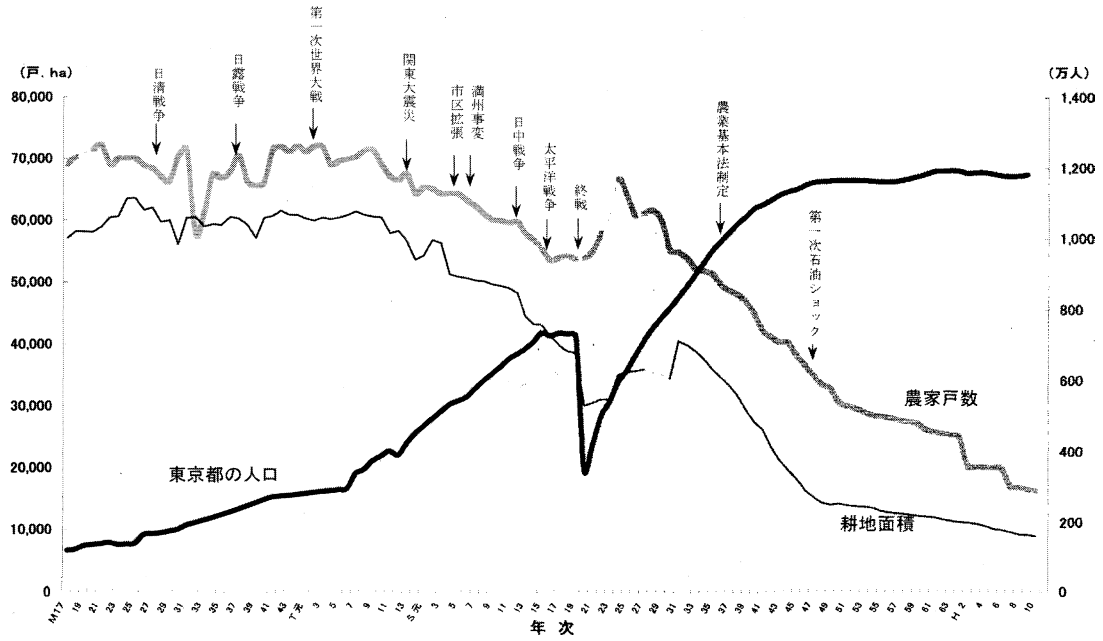
農業関連指数	単位	東京都心からの距離				
		A	B	C	D	E
総戸数に対する販売農家の主業・準主業農家率	%	53	47	40	24	8
総戸数に対する販売農家の主業・準主業農家所有耕地面積比率	%	72	77	65	47	20
販売農家の野菜単一経営農家率	%	71	52	46	28	33
販売農家の花植木単一経営農家率	%	15	22	15	11	4
企業的農家の野菜・花植木農家率	%	90	72	74	58	
企業的農家の畜産農家率	%	0	4	8	21	
企業的農家の同一経営継続率	%	71	61	60	57	
企業的農家の経営変更率	%	12	29	30	24	
企業的農家の廃転業等比率	%	17	10	10	19	
企業的畜産農家の同一経営継続率	%	0	12	25	35	
専業農家率	%	10	7	5	9	10
その他自営兼業農家率	%	58	61	46	30	16
恒常的勤務雇用兼業農家率	%	32	32	47	58	66
賃貸住宅所有農家率（1991）	%	84	89	72	43	
賃貸住宅所有農家1戸当り所有戸数	戸	22	16	14	11	
鉄筋コンクリート造りマンション1戸当り月額家賃	千円	134	119	95	90	
賃貸駐車場所有農家1戸当り所有台数	台	24	17	14	13	
自動車1台当り月額駐車料金	百円	105	65	46	23	
農産物販売金額100万円以上農家率	%	41	43	26	16	6
販売金額野菜部門1位農家率	%	71	55	50	43	41
販売金額花植木部門1位農家率	%	14	18	11	10	4
1戸当り自営農業に従事した人数	人	2.0	2.0	1.7	1.4	1.1
販売農家1戸当り基幹的農業従事者数	人	1.7	1.7	1.4	1.0	0.8
年間150日以上農業従事者比率	%	47	47	35	25	13
自営農業に従事した65才未満農業従者比率	%	61	61	57	49	39
主業準主業農家65才未満農従者のいる比率	%	48	48	32	30	5
企業的農家50才未満農従者のいる比率	%	67	71	51	52	
1戸当り年間農業労働投下日数	日	369	375	298	214	143
1戸当り男子年間農業労働投下日数	日	219	220	181	141	95
1戸当り女子年間農業労働投下日数	日	151	155	117	74	48
男子の農業労働投下日数比率	%	59	59	61	66	67
企業的農家の野菜市場出荷農家率	%	88	62	63	70	
企業的農家の野菜直売農家率	%	10	25	28	20	

註1　指数の計算で記入のないものは1995年東京農業センサス。
註2　企業的農家は東京都農業会議「企業的農業経営顕彰者追跡調査報告書」平成9年3月により算出。
註3　賃貸住宅所有戸数、駐車台数・料金は1989年、賃貸住宅家賃は1996年東京都農住開発協会「賃貸住宅家賃調査資料」による。
賃貸住宅所有農家率は「農家所有賃貸住宅実態調査報告（資料編）」平成4年3月による。

第8節　都市化と農地の潰廃

1．農地潰廃の時代区分

東京の農業は「都市化による農地潰廃の歴史」とも云える。明治に入り地租の改正が終わり東京府等の統計が毎年公表されるようになった明治17年（1884）からの耕地面積の推移と人口動態を見ると、かなりハッキリと5つの時期に区分することができる。（図、都の人口と農家戸数及び耕地面積の推移参照）



東京都の人口と農家戸数及び耕地面積の推移

（1）明治安定期（明治17～大正6年）

明治17年の東京都の人口 116万人が大正6年には292万人と33年間に 176万人、年間53,300人増えた時代である。この間耕地面積は明治17年の57,090haが大正6年の60,870haと、年による多少の増減はあるが、比較的安定した時期である。

江戸時代享保6年（1721）の江戸の人口は武士、僧侶を入れると 105～ 110万人と推定され、これが幕府崩壊、明治維新で激減したが、明治5年には86万人にまで回復し、その後も増加を続けた。

空地となった広大な武家屋敷地等を持つ旧市部（現在の千代田、中央、港、新宿、文京、台東、江東、墨田区）でこの間の増加人口を吸収したため、周辺5郡（現区内）での大きな耕地の潰廃は見られなかったものと思われる。しかし「明治期で東京府市部15区の農業は絶滅したとみてよいであろう」（文京区史）としている。

（2）大正・昭和減少期（大正7年～昭和15年）

第1次世界大戦後の好景気が始まった大正7年を契機として東京都の人口は急増を始める。大正7年の人口 334万人が、昭和15年には 735万人に達し、この22年間で 401万人、年間にして18万2000人も増加した。「府下全会社の創立年次をみると、その7割までが大正7年から11年までの設立である」（東京百年史）といわれる。

そして耕地面積は大正7年の61,460haから昭和15年には43,180haに減少、22年間で18,280ha、年間にして 831haもの減少を続けた。このような住宅、工場、軍事等の用地は旧市部では足らず、大正12年の関東大地震と昭和7年の周辺5郡の区部への編入を契機として区内周辺部（旧5郡）の耕地が急激に潰廃し、さらに昭和に入ると一部隣接する北多摩の耕地にまで転用が及んだ。

(3) 終戦前後減増期（昭和16年～31年）

昭和12年の日中戦争から16年の太平洋戦争への突入、20年の終戦で人口は15年の 735万人で頭打となり、以後停滞から減少に転じ、20年には空襲による疎開、戦災、食糧難等で 349万人にまで減少した。しかし戦後の31年には 835万人にまで急増し、経済白書は「もはや戦後ではない」とした。

一方耕地面積は昭和16年の41,600haから終戦の20年には30,330haにまで落ち込むが、厳しい食糧難で戦争で荒れた耕地は復活し、31年には40,730haにまで復帰する。また戦後の人口増加は主として戦災した市街地の復興で吸収された。

(4) 高度経済成長激減期（昭和32～48年）

昭和32年の人口 868万人から昭和48年の第1次石油ショックまでの高度経済成長期で人口は急増して1,164万人に達し、16年間に 296万人、年間18万5000人増加した。

この間耕地潰廃の中心は北多摩地域にまで移動し、その先は南多摩、西多摩にまで及んだ。昭和32年40,100haあった都の耕地面積は、48年には14,730haに激減、16年間で25,370ha、年間 1,586ha減少した。東京の農業にとってまさに潰滅的な打撃であった。

(5) 低成長低減少期（昭和49～平成～）

第1次石油ショック以後の昭和49年からの経済の低成長で、49年の都の人口 1,165万人から平成10年の 1,162万人と、この24年間ほとんど変動のない状態が続いている。耕地面積も昭和49年の14,420haから平成10年の 9,340haと24年間で 5,080ha、年間210haの減少に止まっている。

2．農地潰廃は都心から

旧東京市部15区（麹町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込、小石川、本郷、下谷、浅草、深川、本所区）の明治20年の耕地面積は 515haであるが、既にこの内の44%は宅地・工場敷地予定地等として不作付地となっていた。旧市部の農業は明治末でほぼ絶滅したとされるが、それでもその周辺の小石川、本郷では大正に入って耕地が激減し、昭和5年に4haとなっている。

荒川区では明治29年に南千住の駅ができたのをきっかけに田畑が次々と埋め立てられ、宅地が造成され、工場が進出してきた。また大正2年の王子電車の開通で急速に家が建ち、関東大震災でほとんど家ばかりになってしまった。（荒川区史）

北区では第1次世界大戦後「全く農産地たる色彩を失い、田畑はたいてい住宅地となり工場となって、農産物に代わって兵器、肥料、綿糸、紙等が主要な生産品となっている。飛鳥山一帯の高地から俯瞰すれば、嘗ては一面の青田に瑞穂国の賑いを見せたものだが、今や林立せる大煙突から吐き出す濛々たる黒煙に工業国たる新興の意気を示している」（北区史）としている。

品川区では大正に入り目蒲線、大井町線の開通、あるいは関東大震災の影響で農業は急激に衰退を余儀なくされた。品川戸越村の筍生産も大正5年には特産地としての地位はすでに失われ、産地の中心は目黒、世田谷地域に移動している。（品川区史）

中野区は明治初年から大正初期にかけて耕地は漸次減少してはいたが、関東大震災以後減少の一路を辿り、昭和7年10月の豊多摩郡の区制施行後、年を逐って工業地または住宅地に変わって都市的色彩を顕すに至ったとしている。（中野区史）

杉並区も明治後期から大正期に宅地化は始まってはいたが、同12年頃の井荻村では「近来都市の膨張著しくして日に月に益々耕地縮小の傾向にあると雖も、生産は殆ど農業を主としていた」としている。それが「関東大震災を契機として移住する者多く、中央、西武、京王帝都（新宿調布間大正4年開通、同9年複線化、井の頭線昭和8年開通）各線の開発、都市拡張による東京市への併合等によって農地は年々減少の一路を辿った」（杉並区史）。耕地は大正4年を 100とすると昭和5年には62、同15年には43に減少している。

世田谷区では震災後宅地化で耕地は減少を始めたが、昭和7年市域に編入されてから「世間並み」の都市化現象が見られ、耕地の減少は同16年まで続いた。戦後も交通が発展し住宅が建ち、商店街が拡大進出したので、終戦直後の昭和21年を除き農地は年々減少を続けている。

江戸川区も大正8年に 2,756haあった耕地が昭和10年に 2,030haに減少している。この間著しく田畑

の減少したのは都心に近い小松川、松江、小岩の3町で、瑞江、篠崎、鹿本、葛西村では昭和6年になっても殆ど耕地は減っていない。しかしその後区の耕地は減少を続け昭和15年には 1,611haに減った。戦後は昭和30年以後再び減少を続けたが、特に40年以後石油ショック後の50年迄に一気に 275haへと急減した。そして以後は漸減している。なお葛飾区、足立区も多少の遅速の違いはあるが、ほぼ同様の傾向である。

江東3区の戦後耕地面積の推移（ha）

	昭和30年	40年	50年	60年	平成7年
江戸川区	1590	1005	275	238	166
葛飾区	978	489	186	133	105
足立区	2600	1432	310	212	121

区西部に隣接する北多摩地域は先ず中央線を西に向かって都市化が進み、次ぎに中央線の南北に向かって都市化が進んだ。

武蔵野市は中央線が甲武鉄道の時代から吉祥寺、境の駅が設置され（大正8年吉祥寺駅まで電化、同12年国分寺駅まで複線化）移住者が増加したが、大正12年の震災後から人口が急増し、耕地が減少した。（武蔵野市史）「当時吉祥寺にある成蹊学園の生徒であった人の話によると、学校に通う電車の中は成蹊学園の生徒・学生と大工道具をもった大工さんだけだったという、それほど家が建った」（三鷹市史）

三鷹市も大正6年井の頭公園の公開、震災と中央線の複線化等で大正末期から昭和の初頭にかけて住宅化と中小工場の移転や開設が始まったが、耕地の減少はまだ小さく、日中戦争以後顕著となる。中央線を挟んで北側に武蔵野の住宅地、南側に三鷹の中小工場という結果となる。戦後は昭和30年頃から急激に耕地は潰廃したが、石油ショック以後減少は止まっている。

小金井市は武蔵小金井駅が大正14年に開通すると駅付近を中心に住宅や商店街が建てられ、畑地は減少を始めた。戦前特に減少が激しかったのは昭和16年以後の戦中から戦後にかけての時期である。それは太平洋戦争に突入して、陸軍技術研究所、教学訓練所、軍需工場など一連の軍事施設が続々と周辺地域に侵入したからである。戦後昭和25年以後の都市化期になるとその減少の速度はますます加速された。（小金井市史）

府中市も戦争に突入すると雑木林や畑が買収され、軍需工場・施設などが次々と移転してきた。戦後は昭和20年代の後半に中央線の通る北から南に向かって住宅が建ち始める。この波は始めゆるやかであったが、30年代の前半からかなり大きな変化となっていった。（府中市史）

小平市では昭和16年以後町場的色彩が濃くなり、畑の面積も徐々に減っていった。33年以後特に36年以後耕地を住宅や大小工場が潰していった。昭和30年代は新田開発以来の農村小平の姿が大きく変わる転換期であった。そして40年代半ば頃にかけて都市化は更に進行し、農地は都市区域内に島状に取り残された。（小平市史）

東久留米市では昭和35年以後畑地が水田、山林とともに急減して宅地が急増する。

なお戦後になって多くの耕地が潰廃する多摩地域で、これを昭和30年からの耕地面積の推移で見ると次の通りである。

	昭和30年	40年	50年	60年	平成7年
武蔵野市	193ha	109	83	61	48
三鷹市	562	394	251	242	228
小金井市	436	271	184	156	123
府中市	869	582	334	265	193
小平市	898	585	396	342	260
東久留米市	709	626	354	290	233
東村山市	700	521	336	280	217
立川市	810	752	530	468	380
昭島市	482	335	184	132	91
稲城市	402	327	193	150	134
青梅市	1385	1125	716	591	418
日の出町	347	284	199	149	114
奥多摩町	204	134	71	47	20

この他、都市施設用地、軍事・軍需工場用地としての耕地の潰廃がある。東大和市と東村山市にまたがる村山貯水池（多摩湖）は上貯水池が大正13年3月、下貯水池が昭和2年3月に完成したが、用地の総面積は 324haで、そのうち田41ha、畑50ha、

計91haの耕地が潰廃した。(東大和市史)

また奥多摩町旧小河内村では小河内ダム(奥多摩湖)が起工19年後の昭和32年6月貯水を始めたが、用地の総面積は3,084haで田畑250haが潰廃している。(奥多摩町史)

旧立川飛行場は大正5年開設されたが、その後も用地の拡張は数次に亘り、大正10年秋には百人近い地主が土地を売渡し立川の小作争議の走りとなった。また昭和30年5月には調達庁が基地の北側旧砂川町4，5番地の15haの拡張を計画し、砂川町長・農家の激しい反対闘争が行われ、同43年計画は中止されている。

調布飛行場は昭和13年、現在の調布市と三鷹市にまたがる156haが「東洋一の民間飛行場」として建設されたが、敷地買収は急速に進められた。地主は全員が印鑑持参で招集させられ、陸軍の高級将校から反対は出来ない旨が言い渡されたという。飛行場は昭和16年完成し、陸軍の防空拠点となった。(調布市史)

米軍横田基地は昭和14年7月、陸軍航空本部が箱根ガ崎村外三ケ村組合役場と土地買収交渉を行い、昭和15年陸軍の多摩飛行場が開設された。瑞穂町は昭和19年までに96haの土地を売り渡したが、軍は高圧的で関係者はぐうもすうも云えず、先方の希望どおりに買収が進んだという。戦後昭和30年5月基地拡張計画で地主の反対はあったが、さらに38haが買収されている。(瑞穂町史)

区内に散在している寺院墓地を都市計画により郊外へ整理移転することを含めて、東京市が大正8年多磨、小金井両村にまたがる畑、山林、原野約99ha(後に昭和15年さらに33ha拡張)を買収し、同12年4月公園墓地、都立多磨霊園を開設した。地主105名は土地を売り渡してしまうと「農蚕業ヲ営ム能ハス…」と反対陳情を行った。その後競馬場(昭和8年竣工17haうち田畑13ha)農業学校、刑務所などが開設され、燃料廠を先駆とした軍需工場がこれに続いた。(府中市史)

東京府は紀元2600年記念事業の一環として神代、砧、小金井、舎人、水元、篠崎の6ケ所に大緑地を建設する計画を進め、多くの耕地が割かれている。

3. 水田と畑の宅地化

「郊外地帯の耕地転化の過程は最初水田、林野の畑地への転換が行なわれ、それにつづいて畑地又は水田、林野の宅地への転換という2段階をとって行なわれる傾向をもっている」(帝国農会昭和9年目黒地域調査)これは水田はいったん土盛りをしなければ宅地への転用もできないということや、米作りよりも蔬菜生産をより有利とする立地条件の変化によるものとしている。

これを湿田が多く、畑が極めて少ない江戸川区で見ると、都市化に対して水田を減らし畑を確保する傾向が顕著に見られるが、逆に水田が極めて少なく畑の多い世田谷区では、昭和35年頃までややその傾向が見られるに過ぎない。これは農家が貴重な飯米を確保するために水田を残す意向が根強かったことと、畑地の方が宅地化しやすかったためと思われる。

ところが戦後の食糧難も終わり飯米確保の必要も無くなった昭和35年以後、東京オリンピック(昭和39年開催)や成田国際空港(昭和53年開港)建設などの大土木工事が行なわれ、そこから出る大量の残土で水田の埋め立てや土盛りが安いコストで行なわれるようになると、都市に近接した地域で水田からの宅地化が一気に進み、ほとんど畑のみが残されるようになった。

江戸川区、世田谷区の田・畑別面積指数の推移

		明治43年	大正4年	8年	14年	昭和5年	10年	15年
江戸川区	田	100	96	94	82	70	67	54
	畑	100	98	95	88	99	81	60
世田谷区	田	100	99	100	73	62	44	30
	畑	100	102	99	84	79	65	47
		昭和25年	30年	35年	40年	45年	50年	55年
江戸川区	田	45	42	39	28	19	3	1
	畑	97	110	79	64	58	42	40
世田谷区	田	25	24	20	11	7	4	1
	畑	33	26	22	18	14	12	11
		昭和60年	平成2年	7年				
江戸川区	田	1	1	1				
	畑	41	35	25				
世田谷区	田	0	0	0				
	畑	10	8	6				

明治43年江戸川区田面積2,402ha、畑531ha、世田谷区田面積569ha、畑2,997ha

4．耕地整理と土地区画整理

耕地整理組合を設立して耕地の農業上の利用増進を図るために、その形態、分散交差状態、水路、交通路及び耕地と経営居宅との改善等を行うことを目的として明治32年3月耕地整理法が定められた。その後同42年4月等数次の改正を行い、昭和24年6月に土地改良法となっている。この法は本来は農業振興のためのものであるが、明治末から昭和初期にかけて東京の都市化地域では耕地の宅地化に広く利用された。しかし最初から法の目的が宅地化を目指したものでないため道路などを十分に取っていないなど問題があった。

大正8年制定された都市計画法第12条によって都市計画区域内の土地について土地区画整理事業が施行できることになった。その手法は耕地整理法を参考にしたと云われる。郊外への人口の流入とともに多くの区画整理組合が農村部に設立を見るようになった。戦後は昭和29年5月、新しく都市計画区域で区画整理事業を実施するため土地区画整理法が公布されている。

荒川区では明治42年9月に三河島耕地整理組合を設立、同43年9月27.4haの換地を行い、大正8年5月に解散。日暮里耕地整理組合は明治45年2月設立、大正5年11月56.8haの換地を行い、同7年9月に解散している。

土地区画整理事業としては大正14年5月日暮里が組合を設立して15.5haを、同14年8月南千住若宮が8.3haを、同15年9月尾久町で27.3haを、昭和2年2月日暮里第2が 2.7haを、同4年11月尾久町第2が 7.6haを、同5年11月三河島で22.8haを、同15年7月汐入で6.5haを、同17年5月熊野で 1.4haが行なわれている。

品川区では明治45年3月品川町耕地整理組合を設立、換地を終え大正6年8月解散、品川・大崎耕地整理組合は大正2年4月設立、大正7年11月換地処分を終え昭和2年11月解散している。

豊島区では大正7年10月高田村耕地整理組合を設立、同8年5月高田村第2耕地整理組合、同9年3月西巣鴨町池袋耕地整理組合、同10年3月池袋、板橋耕地整理組合、同11年8月長崎村第1耕地整理組合、昭和2年5月には長崎町第2耕地整理組合を設立して宅地開発を行なっている。

目黒区ではほぼ震災前後から東京市編入までの約10年間に目黒、碑衾地域の人口の増加、宅地化の著しい進行があり、東横電鉄の開設計画、目黒川改修工事、環状線道路工事、学校誘致などを直接の契機として集中的に耕地整理、区画整理が行われた。碑衾町誌は昭和6年当時「多数の耕地整理によって、道路並に水路等の完成又は土地の区画を整理する事が出来たのであるが、本町にて施行する耕地整理は名のみであって、実質は区画整理に匹敵するものであった」。そしてこれらのことは「町発展の上からみて最も重大なる事業ではあるが、莫大の費用と多くの日数を要するので、町費のみを以てしては容易に成し得ざる処である。されば比較的迅速にこの目的を達するには耕地整理に依る外」なかったとしている。

しかし農家としても「農業の将来はさほど長くないと見込んでおり、宅地化が進み近所の農家がつぎつぎに転業する状態を見ては、まったく腰の落ち着かぬ家も少なくない状態」であった。だが「わずかしか土地をもたない、金もそんなにない、耕地整理をすれば地代はあがるに相違ないが、費用がかかる、その費用は土地をけずって売らねばならない。わずかな土地がますます少なくなる」と反対して旧目黒町の一部では区画整理事業が計画倒れに終わってしまったところもあった。（目黒区史）

杉並区西部の井荻村では大正14年（1925）9月、村長内田秀五郎が震災後の郊外発展の状況を見て、全村 888haを対象とする井荻土地区画整理組合を設立し、自ら組合長に就任して井草、善福寺、南荻窪一帯の区画整理を施行し、昭和10年3月事業を完了した。この区域内には郷土の風景を守るとして、善福寺風致地区（後の善福寺公園）も設けられた。

この他、世田谷区東南部の玉川村でも大正15年（1926）村長豊田正治が全村 1,017haを対象とする耕地整理組合を設立し、昭和29年事業を完了。また練馬区（豊玉、中村）の中新井村でも全村 372haで土地区画整理事業が行われてた。（越沢明「東京の都市計画」岩波新書 1991,11）

耕地整理、土地区画整理をすれば住宅地としての条件は良くなり、地価は跳ね上がる。都市近接地の多数の土地所有者は集団的、計画的にこの事業に参加し、農地は潰廃した。

5. 多摩ニュータウン開発と農地の潰廃

南多摩郡多摩村は昭和20年代までは「純農村」であり、主な産業は農業であった。しかし昭和30年頃から農地や山林の潰廃による宅地化が進められた。30年代半ばになると多摩丘陵部を中心に民間業者による団地開発が進み、39年当時で15件403haの宅地開発がおこなわれた。村では38年10月まで都市計画法が適用されていなかったため、開発にたいして用途地域の指定や公園・緑地の確保など有効な規制を加えることができず、スプロール化が進んで各地で深刻な問題を引き起こしていた。

昭和38年2月、多摩村地主会代表は日本住宅公団に団地開発誘致を求める陳情書を村長に提出した。その内容は「私達は、この地域の開発に進んで協力し、ここに集中する人口を基礎として、従来の農業経営を多角的に改善して、必要物資（野菜、鶏卵、肉類等）の供給が出来る態勢を整備したいと存じます」というものであった。

一方東京都首都整備局では昭和35年から37年に大規模住宅地に適した地域を選定する調査を行い、多摩村、稲城村を中心とする2つの地域約 1,600ha を対象に合計15万人を収容する集団的宅地開発の計画案を作成した。その中には「田園風致の保存、都市に隣接した森林、農園、緑地等の保存育成には意をそそぎ、美しい自然的環境の確保を図らねばならない」としている。

建設省は昭和38年7月新住宅市街地開発法を制定施行し「人口集中の著しい市街地の周辺の地域」に「居住環境の良好な住宅地の大規模な供給」を図ろうとした。この事業は開発区域に指定されたら、たとえ所有者に土地を売る意思がなくても、強制的かつ全面的に買収できる仕組みになっていた。

東京都は昭和39年5月「多摩新都市建設に関する基本方針」を定め、その第1期事業として現在の多摩ニュータウン開発にほぼ相当する「約 3,200haの地区に新住宅市街地開発事業を実施する」とし、関係4市町長（八王子、町田市、稲城、多摩町）からの同意を得た。

しかし昭和40年の秋になって買収交渉が個別の農家におよびはじめると、突然新住法により全ての土地を強制的に買収するという話に農家は驚き当惑した。山林部分の売却にはさほど抵抗がなかった農家でも、買収の対象が主要な農耕地や集落部分になると、すんなりと土地は手放さななかった。

昭和40年の年内に「住宅地とその周辺の農耕地はニュータウン計画から外して貰おう」と多摩町の地権者 413名が署名を集めて町議会に請願した。

昭和41年11月、地元市町長と東京都首都整備局長との打ち合せが持たれ、南多摩新都市開発事業の都市計画を変更すること、既存集落部分約 220ha を開発区域から除外して土地区画整理事業を施行することが決定した。

ニュータウン周辺の谷戸には集落があり、区画整理事業の対象区域となっていたから営農を希望する者はその事業が完了した時点で再び農地を手にすることが可能となっていた。しかしやはりと云うべきか、赤土などで造成された農地の酷さと営農環境の悪化は筆舌に尽くせないもので、結局農家は営農継続を断念せざるを得なかった。

神奈川県愛川町へ一家で移転して野菜生産を始めた者、神奈川県の各地に農地を購入して農業を続けた者もあった。また落合地区では昭和34年から45年の11年間に山林の98%が売却されたが、その後55年までに売却した山林面積の70%以上を他県で買い替えたという。

この間の多摩市の農家戸数、耕地面積の推移を見ると次の通りである。

	昭和30年	35年	40年	45年	50年
農家戸数(戸)	699	636	590	462	321
耕地面積(ha)	444	403	312	193	107
	昭和55年	60年	平成2年	7年	
農家戸数(戸)	239	249	203	160	
耕地面積(ha)	76	74	72	56	

平成7年東京都の区市町村別の主業農家（農業所得が50%以上で、年間60日以上農業に従事する65才未満の人がいる農家）数を見ると多摩市は最低の僅か1戸で、他は武蔵野市と福生市のみである。また農産物販売金額 500万円以上の農家が1戸も無いのは多摩市と伊豆諸島の利島、御蔵島のみで、如何にこの開発によって農業が徹底的に潰滅した

かが明らかである。(「多摩市史通史編2近現代」多摩市平成11年3月)

6. 不作付地

東京で不作付地が多いのは市街地の最近接地で都市化のために既に売買された宅地や工場等の敷地、公共用の学校、道路、公園等の建設予定地である。そのほか過疎や農業者の高齢化などによる労働力不足からの不作付地もあるが、面積的にはそれほど大きなものではない。

旧東京市部には明治16年、耕地が605haあったが、その内の105ha、17%が不作付地であった。その後耕地は急激に減少し、不作付地の比率も明治20年31%、25年46%、大正4年91%、8年95%と急増し、昭和5年には耕地が4haとなって消滅している。

目黒区では昭和7年新市域に編入されてから耕地は急減し、不作付地も増えたが、この時期市街化の最も激しかった目黒地域では昭和7年の不作付地率が9%、同12年には19%にも及んだ。

耕地面積に対する不作付地面積の割合(不作付地率)の地域別推移を見ると次の通りである。

	大正4年	8年	14年	昭和5年	10年	15年
区	1.3%	2.1	6.8	1.2	2.6	2.3
北多摩	0.6	0.0	0.7	0.4	0.5	2.6
南多摩	0.8	0.8	1.3	0.3	0.2	3.3
西多摩	1.2	1.1	1.1	0.3	0.4	0.6
平均	1.0	1.2	3.4	0.6	1.1	2.4
	昭和25年	30年	35年	40年	45年	
区	0.1%	0.2	0.8	12.6	18.7	
北多摩	0.4	0.2	0.5	6.5	9.2	
南多摩	0.3	0.2	0.5	9.2	14.3	
西多摩	0.2	0.3	0.3	9.5	16.7	
平均	0.3	0.2	0.5	9.2	14.0	
	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	
区	9.6%	3.9	3.7	1.1	3.0	
北多摩	7.0	4.4	4.4	2.6	3.0	
南多摩	15.8	10.2	9.2	4.7	7.7	
西多摩	13.1	12.7	10.4	5.2	9.7	
平均	10.9	7.5	6.6	3.3	5.3	

大正12年の関東大震災後、市内周辺郡部(現区部)の都市化が始まるとともに区内を中心に不作付地は増大し、不作付地率が増加する。昭和初期の経済恐慌で一時停滞し、その後回復に向うが、戦争の激化で軍事施設や軍需工場等の用地取得で北多摩、南多摩でも耕地が潰され不作付地率が増加する。

終戦後は昭和30年代前半までは食糧増産で不作付地はほとんど見られないが、以後市街化の最先端である区内から不作付地率は急上昇し、多摩全域に及ぶ。しかし第1次石油ショック後の50年からは耕地の潰廃も減り、不作付地率も低下する。

基本的には耕地の潰廃面積が多く、面積減少の率が高ければ高いほど、一般的に不作付地の面積や率は高くなる。ところが昭和46年以後人口は頭打ちとなり、市街化区域内の農地に宅地並み課税がかけられ、毎年耕作されている土地についてのみ、その課税を減額する制度が適用されると、地価の高い市街地近接地ほど高い税金を払わなければならなくなる不作付地(率)は急速に減って行く。

しかし平成4年から新しい生産緑地制度となり農地が「保全する農地」と「宅地化する農地」に分けられ、「宅地化する農地」には全面的に宅地並み課税がかけられるようになると、再びわずかではあるが不作付地率が増加している。

7. 農地法第4、5条による農地転用

①農地法による農地の転用制限

昭和27年10月農地法が施行され、農地の所有者又は耕作者が自ら農地を転用する場合(第4条)又は農地を転用するため売買等によって所有権等の権利を設定若しくは移転する場合(第5条)には、都道府県知事の許可(農地が2haを超える場合には農林水産大臣の許可)を受けなければならないこととなった。(当初の農林大臣許可は5,000坪以上)

しかし昭和43年新都市計画法制以来、市街化区域内の農地を転用する場合には都道府県知事許可が、農業委員会にあらかじめ届出を行えば許可を要しないこととなった。

なお国、都道府県が転用する場合や市町村が土地収用法対象事業のために転用する場合等にはこの許可は不要である。

このような農地転用許可の判断基準として「農地転用許可基準」が制定され、許可事務の適正・円滑化が図られた。許可方針としては①農地の転用は市街化すべき地域に指向させるよう努めるも

のとする。②市街化すべき地域以外の地域についての農地転用は原則として許可しないものとする。となっており、都市化の激しい東京都の区市町村農業委員会は、この許可方針に沿って農地の転用が許可制から届出制に変わるまで、戦後人口の急増する東京の市街化に大きな役割を果たした。その事務量は極めて膨大なもので、しかも現地の諸事情に精通していなければ処理困難なものであった。

②東京都の農地転用件数と面積

東京都の法4条、5条による転用の件数と面積の推移を見ると次のとおりである。

農地法の第4条と第5条による年間転用面積は食糧難が終わり人口の急増で宅地不足が深刻となる昭和32年から急上昇を始め、31年の 318haが35年には 992haに達した。37年以後は 700ha前後にまで減ることはあったが、44、45年には 再び950ha以上転用された。しかし人口の伸びが頭打ちとなり、新都市計画法による宅地並み課税の減額制度が実施された昭和46年になると急減を始め、第1次石油ショック後の49年には 350haにまで一気に減少した。その後は 300ha前後の転用面積を続けたが、平成4年新しい生産緑地制度となり「宅地化する農地」に「宅地並み課税」が課せられるようになると、その年農地の転用処理が行われ、485haに上昇した。しかしその後は年々減少を続け、平成10年には217haにまで落ちている。

このように農地の転用は一義的には東京の人口・経済の動向に大きく左右されている。しかしそれはどこまでも受動的なもので、農家は不動産業者のように土地の需要の有無や地価の高低で農地を売るのではない。

このことはバブルの元兇といわれる東京都心3区の土地の高騰、その一つである港区の住宅地地価が昭和60年1㎡当たり97万円であったものが急上昇し、62年には一気に 508万円に達し、その後高原状態が続いたが平成4年バブルが弾けて急落し、7年には132万円にまで値下がりし、なお下落が続いた。(東京都市白書96) この間の年々の農地転用面積を見ると、全くこれと同調した変化が見られていないことでも明らかである。

農家が農地を売る動機について、華山謙 (「現代の土地神話」朝日選書1981.6) は町田、川崎、松戸、我孫子市の農家を調査し、①自宅の新築、②貸家・アパートの建設、③相続税の支払いの3つに集約することができ、補完的に土地の購入、貯金や株式の保有および商店を経営する場合があるとしている。そしてそれらの動機がいったん満たされてしまえば、農家はなかなか土地を売りたがらないという。

この内の①と③、補完的な代替土地の購入等は、通常第5条によって農地を売ることが多いが、②は第4条転用を行う。そこで農家自からが農地を転用する面積が、転用総面積に占める比率を見ると、昭和31～35年が11%、36～40年が19%、41～45年が33%、46～50年が36%、51～55年が43%、56～60年が47%、61～平成2年が53%、3～7年が61%と一貫して増加を続けた。これは農家が戸建、アパート、マンション、駐車場等の賃貸による不動産管理収入の確保に重点を注いだ結果と見ることができる。しかし平成6年以後は転用の総面積が極端に減るとともにこの率も低下している。

農地転用の用途別の面積を見ると昭和35年の転用面積 992haのうち住宅用地が607haで61%を占めて最も多く、次が工鉱業用地の 199ha、商業サービス、レジャー施設、病院、官公署など、その他建物用地が 109ha、次が学校用地の37ha、道路、水路、鉄道用地が26haとなっている。これを平成10年 (4, 5条以外を含む 273ha) について見ると、住宅用地が 157haで57%を占め、次いでその他建物用地が82ha、道路・水路・鉄道用地が8ha、工鉱業用地が7haとなっている。

住宅用地がその6割前後を占めることは全期間を通して変わらないが、都市化の初期は住宅に次いで工場等の用地が多かったものが、市街化が進すむに従って工場等の用途は急激に減り、漸次その他建物用地の比重が高くなっている。

東京都農地転用（第4、5条）件数と面積の推移

	総数		第4条		第5条		大臣許可	
	許可・届出件数	転用面積	許可・届出件数	転用面積	許可・届出件数	転用面積	許可件数	転用面積
昭和28年	5,338件	263ha						3ha
29	3,910	178						7
30	5,340	235						14
31	7,648	318						10
32	12,384	664	1,806	83	10,556	469	19	112
33	15,133	655	1,852	79	13,267	520	14	56
34	16,745	811	1,916	77	14,829	734	15	134
35	19,056	992	2,367	102	16,662	696	27	194
36	18,205	948	2,834	115	15,330	613	41	220
37	12,245	696	2,594	115	9,600	395	51	186
38	13,816	712	3,113	154	10,672	448	31	110
39	13,284	927	2,889	207	10,350	425	45	295
40	14,977	757	4,487	238	10,455	402	35	117
41	14,231	1,060	4,253	197	9,940	367	38	496
42	14,063	689	4,355	210	9,682	479	26	102
43	15,234	683	4,783	244	10,451	439		
44	17,222	959	5,515	302	11,707	657		
45	17,307	968	5,727	340	11,580	628		
46	16,359	845	4,509	262	11,850	583		
47	16,360	796	4,028	258	12,332	538		
48	13,910	680	3,802	257	10,108	424		
49	8,757	350	2,686	164	6,071	186		
50	11,623	414	2,818	163	8,805	249		
51	11,178	403	3,065	172	8,113	231		
52	9,835	349	2,758	153	7,077	196		
53	9,291	326	2,530	138	6,761	188		
54	9,278	331	2,511	135	6,767	196		
55	7,621	269	2,173	116	5,448	153		
56	7,449	303	2,317	137	5,182	166		
57	8,275	293	2,701	140	5,574	153		
58	7,709	302	2,608	140	5,101	162		
59	7,680	293	2,576	142	5,104	151		
60	7,817	303	2,692	140	5,125	163		
61	7,864	308	2,727	144	5,137	164		
62	9,072	365	3,586	195	5,486	170		
63	6,870	306	3,113	169	3,757	137		
平成 1年	6,858	310	2,972	169	3,886	141		
2	6,939	328	3,075	181	3,864	147		
3	6,251	290	2,662	152	3,589	138		
4	8,437	485	4,990	355	3,447	130		
5	6,881	357	3,337	227	3,554	130		
6	5,994	313	2,554	169	3,440	144		
7	5,688	259	2,318	137	3,370	122		
8	5,875	262	2,285	136	3,590	126		
9	4,907	222	1,931	112	2,976	110		
10	4,683	217	1,760	105	2,923	112		

昭和42年までの大臣許可件数、面積は第4条、第5条別が不明なので一括右側に示した。
昭和43年以後は都知事許可、大臣許可、市街化区域内届出件数、面積を第4条、第5条別に合計して示した。
（農林水産省「農地年報」「農地移動実態調査結果」による）

③農地転用の4段階と農家の対応

都市化による農地の転用は都心から郊外へ、都市化初期から市街化へ、およそ4つの段階をへて行われている。

転用第Ⅰ期

用途は農家住宅とか農業用施設敷地が大部分で、農家・生産者団体等の個別事情で行われることが多い。1件当たりの面積は比較的狭く、転用の件数も少ない。売買はほとんど行われないが、行われても価格は安い。農村社会で通常行われる転用である。

転用第Ⅱ期

住宅公団、都営住宅、規模の大きい民間等の住宅団地、工場団地、大型の公共用施設等で、1区画の面積が大きいので、個々の農家の転用意向とはある程度無関係に転用が行われる。転用の件数は少ないが1件当たりの面積が広いので、該当する農家数は少ないが、個々の農家の所有農地のほとんどを買収されてしまうことが多い。都心市街地からやや離れている場合が多いので地価は比較的安い。

転用第Ⅲ期

大きくまとまった農地は無くなり、市街化が進んで地価も相当高くなるため、個人住宅としての転用が主となる。ほとんどが各農家の転用意向で行われるため、1件当たりの転用面積は比較的小さいが、件数はやや多くなる。

転用第Ⅳ期

転用の最終段階である。市街地に囲まれた狭い農地で地価も極めて高い。用途は主として高級住宅地、業務・商業用地である。最後まで農地を持ちこたえた農家群が所有しているので、件数も1件当たりの面積も少ない。　東京での農地法施行以来の農地転用はこのような4つの段階をへて進んだと考えられる。(東京農試「東京都における農地転用・移動の実態」昭和39年6月)

第9節　東京都の歴史－100年のあゆみ年表

	一　　般	農　　業
1878年 (明治11)	1.八丈島など伊豆七島を静岡県より東京府へ編入。	1.内務省勧農局駒場農学校開校。
1879年 (明治12)	1.東京府、区会および市町村会規則を制定。	11.三田育種場内に農具製作所設置 (1880年三田農具製作所として独立) 北海道でチーズの製造開始。 神奈川県根岸村でアスパラガス栽培。
1880年 (明治13)	3.上野公園に動物園開園。 11.小笠原父島に府出張所設置。 自転車の普及始まる。	4.各所の青物市場仲買組合設立を認可。 砂川村で桑苗新品種を生産。
1881年 (明治14)	富士山で初めて気象観測を行なう。	2.東京府「東京府下農事要覧」を刊行。 3.浜町青物市場の新設を許可。 4.第1回東京府6郡連合農談会開催。 4.農商務省創設。 10.獣医学校、護国寺に開校。 牛乳配達がはじまる。
1882年 (明治15)	1.全国の人口3670万118人、東京の人口は114万6971人。 9.浅草田圃埋立て工事着手。 10.日本銀行開業。	2.大日本農会設立。 3.府下の牧場の反別および家畜頭数を調査。 7.府内農民戸口調査を実施、農務局に報告。
1883年 (明治16)	1.小笠原島への移住が解禁となる。 府下の金魚輸出8万5千匹代価7万円余。	5.農務局、虫害予防論言を配布。 11.製茶繭糸産額調査表成る。
1884年 (明治17)	3.地租条例公布。 10.埼玉県秩父地方の農民数千人集結し、郡役所・高利貸しなどを襲撃。	松方デフレ政策による不景気と農村の凶作で生活の困窮深刻化、農民の騒擾激化。
1885年 (明治18)	10.メートル法条約に加入調印。 全国的に大飢饉。	4.繭糸織物共進会、農商務省、蚕糸業講習会を上野で開催。 4.農商務省、小作慣行調査を命令。 8.農事巡回教師を設置。
1886年 (明治19)	11.小笠原島父島に島庁設置。	8.蚕種検査規則を定める。 10.蚕病試験場を西ケ原に移転、蚕種検査員の養成に着手。 東京府立蚕種検査所を開設。 砂川村、小川村、国分寺村が桑苗を他県に販売。
1887年 (明治20)	4.入谷牡丹園開園。 6.糞尿船繋留所と塵芥汚泥捨場箇所公示。 東京市域人口123万4450人。	12.茶業組合規則制定。 トマトこの頃から食用。 内地綿花収穫高、最高に達し4600万斤となり以後衰退。
1888年 (明治21)	10.日本麦酒会社設立。 風月堂米津がアイスクリームやアイスキャンデーを製造販売。	11.東京人造肥料会社、東京工場完成、過燐酸石灰の製造開始（最初の化学肥料製造）

	一　　般	農　　業
	10.馬肉普及、流行。	
1889年 (明治22)	2.東京市制施行。 2.大日本帝国憲法発布。 7.東海道線新橋～神戸間全通。 8.甲武鉄道会社(現JR中央線)新宿～八王子間全通。 11.東京湾汽船開業（後の東海汽船）	5.米輸出から輸入へ転換。 5.魚鳥青物獣肉市場として８ケ所指定 7.入谷の朝顔市繁盛する。 8.田畑地価特別修正をおこない地租低減。
1890年 (明治23)	7.第１回衆議院議員総選挙。 10.教育ニ関スル勅語発布。 11.帝国ホテル開業式。 11.市内に15電話所開設。	6.米価高騰で府下に餓死者つづく。 6.帝国大学農科大学設置。 10.霞村新町の青年ら、青農倶楽部結成、米未曾有の豊作。 座繰製糸の全盛期となる。
1891年 (明治24)	1.荷車取締規則制定。	4.牛乳営業取締規則改定。
1892年 (明治25)		4.大日本蚕糸会創立。
1893年 (明治26)	4.神奈川県西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡を東京府に編入（この３郡160町村編入で東京府の面積３倍増）	4.農事試験場を東京府西ケ原に設置。 10.東京米穀取引所営業開始。 10.阿部亀治、水稲品種「亀ノ尾」選抜
1894年 (明治27)	8.清国に宣戦布告（日清戦争） 9.黄海海戦に勝利。 11.青梅鉄道、青梅～立川間開通。 台湾領有。	8.府県農事試験場規定制定。 12.第１回全国蚕糸業大会、東京芝公園で開催。 12.牛馬耕全国に普及。
1895年 (明治28)	4.日清講和条約調印。	6.生糸検査所法公布。 繭・生糸価格が騰貴して業界活況を呈す
1896年 (明治29)	東京では好景気で貸家不足となり、渋谷、新宿、王子、向島、品川方面に貸家の新築が増加。	3.西ケ原蚕業試験場を蚕業講習所と改称（東京農工大学の前身） 3.害虫駆除予防法施行。 4.横浜生糸検査所開所。
1897年 (明治30)	3.足尾銅山鉱毒事件に調査委員会設置。 6.小石川植物園、東京帝国大学付属となる。	4.蚕種検査法公布。 4.生糸直輸出奨励法公布。 綿糸の輸出額、輸入額を超える。 8.東京農工銀行設立。 9.凶作のため各地に米騒動、小作争議
1898年 (明治31)	1.葉煙草専売制実施。 10.東京市役所開設。	4.調布村に農会設立。 7.西多摩郡農会設立。
1899年 (明治32)	東京に初めてビヤホール開店。	3.耕地整理法公布。 4.肥料取締法公布。 4.京橋大根河岸青物市場創立。 5.八王子織物同業組合設立。 6.府県農事試験場国庫補助法公布。 （1900年４月１日施行）
1900年 (明治33)	3.伊豆七島定期航路（年６回）開始。 4.有毒性着色料取締規則公布。	2.農会令公布。 4.府立農事試験場開設。

	一　　般	農　　業
	4.ごみ処理市直営化される。	
1901年 (明治34)	12.田中正造、足尾鉱毒事件を天皇に直訴。	3.中野農事試験場開業式挙行。 府県による米検査、各地で始まる。 八王子機業が好況を呈す。
1902年 (明治35)	1.日英同盟協約、ロンドンで調印。 8.鳥島大爆発、在島125人全員死亡。 10.早稲田大学開校式挙行。	4.道府県種畜場規定公布。 東北地方大凶作。
1903年 (明治36)	6.東京市が東京市統計年表を刊行。 6.畜犬取締規則公布。	台湾バナナはじめて入荷。
1904年 (明治37)	2.ロシアに宣戦布告（日露戦争） 4.煙草専売法公布。	
1905年 (明治38)	1.旅順開城。 3.奉天会戦。 5.日本海海戦。 6.塩専売法施行。 9.日露講和条約、ポーツマスで調印。	東北地方大凶作で飢饉。 豆粕使用量が魚粕を圧倒。 蚕病予防法公布。
1906年 (明治39)	3.鉄道国有法公布。 3.東京競馬会設立。 9.東京電力会社設立。	1.日本窒素肥料会社設立。 6.耕地整理及土地改良奨励費規則施行。
1907年 (明治40)		3.第６回東京勧業博覧会、上野公園で開催。 小平村の藍作年産2500貫に達す。
1908年 (明治41)	10.東京市勢調査開始。 11.東京市立日比谷図書館会館式。	4.第１回ブラジル移民、神戸港出発。 7.世田谷青果市場設立。
1909年 (明治42)	8.東京市会、アメリカのワシントンに桜2000本寄贈を決定。	4.耕地整理法新法公布。 0.府立農林学校を設置。 生糸輸出量世界一となる。
1910年 (明治43)	8.韓国合併に関する日韓条約調印。	3.家畜市場法公布。 1.帝国農会設立。
1911年 (明治44)	5.中央本線全通。 11.東京市、浅草、芝職業紹介所を開設（公設職業紹介所の初め）	2.太子堂青物市場設立。 3.蚕糸業法公布。 農商務省、原蚕種製造所設立（農林省蚕糸試験場の前身）。
1912年 (大正１)	3.自転車市内1万8901、郡部 1万3161、自動車、市内261、郡部37。 7.第３回オリンピック、ストックホルムで開催。日本選手初参加。	米価騰貴で米屋倒産続出、下層民の生活困窮、一家離散増加。外米売出し盛ん。 小作慣行調査実施。 東京府蚕種同業組合設立。
1913年 (大正２)	8.東海道本線全線の複線化工事完成。	5.屠畜検査心得公布。
1914年 (大正３)	3.府主催東京大正博覧会、上野公園で開催。 8.日本、ドイツに宣戦布告（第１次世界大戦）	4.東京の蚕糸講習所、東京高等蚕糸学校となる。 6.農商務省、蚕業試験場設置。 9.生糸相場暴落、明治33年以来の安値。

	一　　般	農　　業
1915年 （大正４）		1.米価調節令公布。 11.第１次蚕糸業救済措置実施（帝国蚕糸会社設立） 耐冷性水稲品種「陸羽20号」選出。
1916年 （大正５）	2.日本染料製造株式会社設立（本社東京） 労働争議急増。	3.米麦品種改良奨励規則公布、農事試験場に奨励金を交付。 4.畜産試験場設置。 東京府島しょ郡特産品奨励共進会、東京上野に開かれる。
1917年 （大正６）	5.市、井の頭恩賜公園開園。 9.八王子市制施行。 9.農商務省、米等暴利取締令を公布。 10.大暴風雨と津波による被害甚大。	7.農業倉庫法公布。 砂川村の桑苗生産高2000万本の最高を記録
1918年 （大正７）	4.軍需工業動員法公布。	3.東京市の野菜廉売。区役所で米販売。 7.内地米10石以上所有者に対し所有量強制調査。 8.府は米の専売を19カ所に増加し、朝鮮米35銭、外米15銭に値下げ、米騒動府、以後農事改良実行組合奨励。 東京府桑苗同業組合発足。 八王子機業が電動力利用を始める。
1919年 （大正８）	4.道路法、地方鉄道法公布。 土地投機ブーム起こる。	4.開墾助成法公布。 4.主要食糧農産物改良増殖奨励規則公布
1920年 （大正９）	1.都市計画法施行、６大都市に適用。 1.国際連盟発足。 4.府住宅協会設立。	3.片倉製糸紡績株式会社設立。 10.帝国蚕糸会社設立、蚕糸業救済推進。 小作争議急増。
1921年 （大正10）	12.明治神宮建造、すべて完了。 青梅地方からの木材運搬、多摩川筏の利用から青梅線利用に変わる。	4.米穀法公布。 5.農商務省に食糧局を置く。
1922年 （大正11）	2.ワシントン会議で海軍軍備制限に関する条約締結。 3.未成年者飲酒禁止法公布。 陸軍立川飛行場完成。	4.改正農会法公布。 4.日本農民組合結成。 7.米価大暴落。 10.帝国農会、地租軽減を決議。 全国養蚕組合連合会設立。 府立原蚕種製造所を府立蚕業試験場と改称。
1923年 （大正12）	3.「南多摩郡誌」刊行。 8.帝国ホテル完成。 9.関東大震災、マグニチュド7．9	3.中央卸売市場法公布。 5.小作制度調査会設置。
1924年 （大正13）	1.上野公園および動物園、東京市へ下賜。 1.東京市営バス運転開始。	2.東京府立農事試験場立川町へ移転。 7.東京府立種畜場業務開始。 7.小作調停法公布。
1925年 （大正14）	1.住居、商業、工業の地域別を公表。 3.衆議院、治安維持法を可決。 3.東京電力設立。 11.東京市の村山貯水池竣工。	3.農商務省を廃止し、農林省、商工省設置を公布。 10.大日本地主協会結成。 農村の運搬用リヤカーの使用さかんとなる。

	一　　般	農　　業
1926年 （昭和１）	1.京橋電話局で最初のダイヤル式自動電話制実施。 8.同潤会経営の中ノ郷アパート、向島に完成（初の公営鉄筋アパート）	3.輸出生糸検査法公布。 蚕の飼育法に条桑育が始まる。
1927年 （昭和２）	3.世界金融恐慌はじまる。 3.銀行法公布。 5.第１次山東出兵、在満軍に出動命令。 6.日米英３国海軍軍縮会議開かれる。	3.全日本農民組合創立。 3.日本農民組合総同盟創立。 3.府立染織試験場開設。 3.輸出絹織物取締法公布。 5.ツベルクリン注射をした結核牛による不正牛乳事件広がる。 7.東京市不正牛乳牧場主145人起訴。 9.閣議、蚕糸救済資金5000万円低利融通決定。 9.農林省、自作農地法案立案。 10.警視庁、牛乳の低温殺菌を命令。 12.輸出絹織物検査所設置。
1928年 （昭和３）	2.最初の普通選挙実施。 3.東京湾大築港計画決定。 7.メートル法実施。 7.第９回オリンピック、アムステルダムで開催。 10.東京砂糖取引所設立。	5.日本農民組合、全日本農民組合が合同し、全国農民組合を結成。 10.昭和肥料設立（石灰窒素共販成立） 大島に有限責任大島牛乳販売組合が組織される（牛乳共同処理を行い東京へ輸送計画をたてる）
1929年 （昭和４）	4.寿屋初の国産ウイスキー（サントリー）発売。 12.南武線、分倍河原ー川崎間開通。	3.糸価安定融資補償法公布。 3.家畜保険法公布。 5.全国農業調査実施（まず耕地調査） 6.農林省、役馬奨励規則公布。 9.生糸、1896年以来の安値。 東北地方冷害による大凶作、
1930年 （昭和５）	5.農村不況深刻化、失業者30万こえる。 6.株式、綿糸、生糸、砂糖等の相場暴落。 10.都市騒音問題につき東京市内で測定 五日市線、武蔵五日市ー立川開通。	8.閣議、農漁村救済に7000万円融資決定 9.米価暴落（1917年以来の安値） 都の繭生産が最高を記録（6500トン）。
1931年 （昭和６）	4.NHK東京放送開始。 4.市内で欠食児童3000人。 6.全国米穀販売組合連合会設立。 9.満州事変起こる。	2.農林省、農村負債40～50億円と推定。 3.蚕糸業組合法公布。 3.新潟県農事試験場、水稲農林１号を育成（指定試験地制度による最初の育種） 5.燐酸肥料工業組合設立。 9.農林審議会設置。 12.昭和肥料会社、東京工業試験所法による硫安製造を工業化。 府、養蚕組合連合会設立。 農村不況深刻。
1932年 （昭和７）	3.満州国建国宣言。 5.府知事より82町村を市に編入し新たに20区を設置。	3.日本中央蚕糸会設立。 7.道府県町村長大会、農村救済実現促進要請を決議。 7.農林省、小麦増殖奨励規則公布。

	一　　般	農　　業
	5.青年将校ら、首相官邸などを襲い犬養首相を射殺（5．15事件） 10.山口貯水池通水式。 東京市、全国第１位の工業都市になる。	8.米よこせ闘争、東京中心に激化。 9.農林省に臨時経済更生部設置。 9.製糸業法公布。 11.農林省、米穀貯蔵奨励規則公布。 12.東京市、市設屠場および家畜市場新設。 東京市農会設立。
1933年 （昭和８）	1.東京市中央卸売市場、複数制採用に方針決定。 6.丹那トンネル貫通。 11.府中競馬場落成。 12.築地卸売市場完成。	3.農村負債整理組合法・米穀統制法公布。 7.関東地方干害、海水の逆流で江戸川沿いの稲田150町歩に塩害。 府立繭検定所開設。
1934年 （昭和９）	10.八高線、八王子ー高崎間開通。 11.国産自動車輸出旺盛。 12.都市計画法改正により、都市計画事業としての土地区画整理を推進。	4.農林省、米穀統制のため米穀局を設置。 6.市、深川に集まるゴミを再生し、肥料にする施設を完成、最初にできた肥料を３万戸の農家に分配。 12.農会法施行細則、会則制定。 原蚕種管理法公布。 東北冷害、西日本干害、関西風水害のため米作など大凶作。
1935年 （昭和10）	2.築地の中央卸売市場青果部開場。 8.城東区会、地盤沈下に関し意見書を市長に提出。 12.府下小河内村、氷川村等の村民、小河内貯水池工事促進陳情のため大挙上京。 平均寿命、男44.8才、女46.5才。	8.農林省、農村工業奨励規則公布。 12.全国乾繭販売購買組合連合会設立。 小作争議6824件、戦前最高。 硫安、大豆粕を圧倒。
1936年 （昭和11）	2.陸軍青年将校挙兵、東京市に戒厳令布告（2．26事件） 8.第11回オリンピックベルリン大会開催。 11.国会議事堂落成式挙行。 11.日独防共協定締結。	5.米穀自治管理法、籾共同貯蔵助成法公布。 5.重要肥料業統制法公布。 7.農村の次・三男の満州移民計画決定。 11.肥料製造組合令公布。 12.市設芝浦屠場開場。 蚕繭処理統制法公布。
1937年 （昭和12）	4.全市緑化のため162の大小公園設置計画案成立。 4.文化勲章第１回授与式。 5.東京府史行政篇（６巻）刊行成る。 7.盧溝橋で日中両軍衝突（日中戦争の発端） 12.日本軍、南京占領、虐殺事件起こす	3.糸価安定施設法公布。 9.米穀応急措置法公布（政府の米穀買入売渡権能拡大） 9.臨時肥料配給統制法公布。 東京府繭糸販売組合連合会設立。
1938年 （昭和13）	4.国家総動員法公布。 4.国民健康保険法公布。 11.小河内貯水池建設起工式。	4.農地調整法、農業保険法公布。 4.米国短いスカート流行から生糸需要激増。 9.農林省、全国農家一斉調査実施（初の農業センサス） 11.肥料割当制実施を決定。
1939年 （昭和14）	4.東京緑地計画大綱まとまる（防空的観点に立つ） 4.満蒙開拓「鍬の戦士」第１期計画決定、農村青年、学生、農耕指導者派遣 4.関門トンネル開通。 5.ノモンハンで日本・外蒙両軍衝突、ソ連軍、外	3.酪農業調整法公布（牛乳生産、乳製品製造の統制） 4.市公園課内に家庭園芸相談所開所。 4.農林省、重要農林水産物増産助成規則公布。 4.米穀配給統制法公布。

	一　　般	農　　業
	蒙援助。 8.廃品回収協会の誕生。 9.ヤミ値時代はじまる。 11.牛込逓信博物館でテレビ一般公開。 12.木炭、配給統制実施。	11.米穀強制買入省令公布。 12.小作料統制令公布。 農業保険法制定。
1940年 (昭和15)	4.市、外米6割混入米配給。 4.価格形成中央委員会で米、味噌、砂糖など10品目の生活必需物資に切符制採用を決定。 4.文部省、学校給食奨励規定通達。 9.日独伊3国同盟、ベルリンで調印。 10.大政翼賛会結成。 11.家庭用米、1～5割の麦混入配給。 11.皇居前で紀元2600年式典挙行。 月給から税金の源泉徴収決定。	4.日本肥料株式会社法公布。 4.政府、米穀強制出荷令発動。 7.青果物配給統制規則公布。 8.農林省、小麦配給統制規則公布。 9.府価格形成地方委員会、青果物、鮮魚に公価設定、毎日表示に決定。 10.牛乳及び乳製品配給統制規則公布。 12.全国購買販売組合連合会設立認可。 繭検定規則公布（検定が強制制度に）。
1941年 (昭和16)	2.日比谷公園その他13カ所に指導見本栽培園の開園決定。 4.東京・大阪両市、米配給に通帳制実施。 4.日ソ中立条約モスクワで調印。 4.国民学校令公布に基づき小学校を国民学校と改称。 5.東京港開港。 8.大学の学部にも軍事教練担当の現役将校配属。 9.食肉配給制となる。 12.米英両国に宣戦布告（太平洋戦争）	1.東京、大阪、横浜、神戸で生花・切花・枝物の公定価を実施。 1.臨時農地価格統制令公布。 7.東京市内野菜不足深刻化（行列買い出現） 8.二重米価制による米穀増産政策発表。 9.農林省、米穀国家管理要綱を決定。 12.農業生産統制令公布。 12.市は近県の応援で野菜自給圏設定を決定。 蚕糸業統制法公布。
1942年 (昭和17)	2.日本軍、シンガポール占領。 6.ミッドウェー海戦で日本海軍敗北。 10.東京府、食糧営団創立。 11.東京で家庭用蔬菜登録制販売実施。 12.大本営、ガダルカナル島撤退を決定	1.食糧管理法公布。 3.野菜を作れと市が種子を斡旋。 6.農林省、農業生産奨励規則公布。 9.農林省、早期供出米に奨励金。 12.政府、米麦国営検査令を決定。 萩原豊次「保温折衷苗代」開発。
1943年 (昭和18)	5.アッツ島守備隊全滅。 6.学徒戦時動員体制確立要綱決定。 6.農林省、お米代用の馬鈴薯配給。 7.東京都制施行。 10.小河内貯水池工事は戦争のため一時中止。 10.食糧管理法施行規則改正で、闇米麦買入者に罰則を新規定。 11.東京都、帝都重要地帯疎開計画発表、都市付近で買出し取締強化。戦時経済統制頂点に達する。	2.蔬菜不足の東京へ他県より援助。 3.農業団体法公布。 5.閣議、戦時食糧増産対策決定。 6.東京昭和通りの植樹帯は畑となる。 6. 帝都の転廃業者を食料自給の一助として帝都周辺に入植帰農させる「戦時開拓農場」の第1陣選定終わる。 12.中央農業会、主要食糧の増産達成と供出完遂に食糧増産供出本部を設置。 校庭農園・路傍農園本格化。 東京都農業会設立。
1944年 (昭和19)	1.緊急学徒勤労動員方策要綱決定。 2.東京都、雑炊食堂開設。 3.都、ふん尿処理に非常措置、町会に協力要請。	2.都、各戸に必ず南瓜1株、蔬菜栽培を奨励。 2.文部省、食糧増産に学徒500万人動員を決定。 3.蔬菜「荷いたみ」負担補償を考慮、生産地から

	一　　般	農　　業
	4.小笠原島民総引揚開始。 7.アメリカ軍、サイパン占領宣言。 8.砂糖の家庭用配給停止。 8.学童集団疎開第1陣、上野出発。 8.学徒勤労令公布。女子挺身勤労令公布。 10.農商省、松根油緊急増産対策措置要綱を決定。 11.B29、東京に初の大空襲（サイパン基地から） 11.風船爆弾によるアメリカ本土攻撃開始。	の運送も都が斡旋。 3.食料などの輸送に牛や馬も動員。 3.都内の学校農園、増産に努力。 4.閣議、供出の集落割当制・供出報奨制決定。 5.都、戦時食料増産促進本部設置。 5.文部省、帝大農学部、農専の学生を各府県食糧増産隊に配属。 6.深夜、電車を使用し武蔵野・西武線でし尿の農村還元はじまる。 11.大日本青少年団どんぐり採集。
1945年 (昭和20)	3.東京江東地区大空襲。116万人罹災。 3.硫黄島守備隊全滅。 4.米軍、沖縄本島に上陸。 4.東京西部大空襲。 5.東京大空襲、区部の大部分焼失。 6.ドイツ無条件降伏。 6.都の人口前年２月の約３割に減少。 8.広島に原子爆弾投下。 8.ソ連対日宣戦布告。 8.日本ポッダム宣言受諾、敗戦。 9.米戦艦ミズリー号艦上で降伏文書調印。 9.都内各地でヤミ市が開かれヤミ値の食糧品、雑貨が出回り始める。 10.粉食奨励要綱決定。 10.政府、GHQに食糧435万トン輸入要請。 12.食糧事情悪化し遅配続出、都は食糧配給緊急対策決定。	9.全国農業会令公布。 11.米麦完全供出措置を閣議決定。 11.近郊農村での激烈なし尿争奪戦に対し都、し尿農村配給委員会を設置。 12.GHQ、農地改革に関する覚書。 12.農地調整法改正公布（第１次農地改革の基準法規、1946年４月１日全面施行） 米の不作により食糧危機深刻。 日本蚕糸業法公布。 11.青果物の配給統制撤廃。
1946年 (昭和21)	1.預貯金一切封鎖。 1.東京のヤミ市露店６万に達す。 2.公職追放令公布。 2.輸入食糧都内第１回配給。 3.都会地転入抑制緊急措置令公布。 5.メーデー11年ぶりに復活する。 5.東京で食糧メーデー、プラカード事件起こる。 8.主食・野菜・魚のヤミ業者取締り。	1.農林省、食糧管理強化に関する勅令案を決定。 2.第１次農地改革始まる。 3.日本農民組合結成、供出強権発動反対闘争開始。 3.供米成績54%。 7.第２次農地改革案決定。 10.農地調整法改正。自作農創設特別措置法各公布（第２次農地改革の法的措置）
1947年 (昭和22)	1.マッカーサー、2・1ゼネストに中止命令の声明発表。 2.都、生産県へ食糧出荷懇請。 4.都、ゴミの分別収集作業開始。 5.日本国憲法施行。地方自治法施行。 7.食糧緊急対策本部発足。 7.都、縁故米制度実施。 7.主食遅配東京都25．８日。	2.GHQ、連合国および友好国の日本生糸直接取引許可。 3.政府、供米促進対策要綱決定。 3.GHQ、供米に強権発動指令。 4.肥料配給公団令公布。 7.都、第１回農地買収（1950年３月まで16回行なう） 7.GHQ、生糸凍結令解除。 7.全国農民組合結成。

	一　　般	農　　業
	11.都知事はじめ都関係者米産県へ出張供米要請行脚。 12.食糧配給公団法公布。	10.GHQ、市街地又はその近傍の農地買収基準を明示。 11.野菜出荷統制再実施。 11.農業協同組合法・農業団体整理法公布 12.農業災害補償法公布。 7.農業改良助成法・農業改良局設置法公布。
1948年 (昭和23)	7.競輪許可。 9.小河内ダム工事再開。 11.主食１人１日２合７勺に増配。 11.極東国際軍事裁判判決。	7.食糧確保臨時措置法公布。 8.東京都生産・信用・販売・購買農業協同組合連合会発足。 東京都養蚕販売農業協同組合連合会結成
1949年 (昭和24)	1.初の成人の日 6.シベリアから第１次引揚者、舞鶴入港。 9.主婦連、米値上げ反対大会開催。 7.下山事件、三鷹事件起こる。 10.中華人民共和国成立宣言。 10.都、失業対策事業積極化。 10.東京都公安条例公布。 12.お年玉つき年賀ハガキ発売。	4.都、農業改良普及員制度発足。 4.野菜類の統制撤廃。蔬菜部卸売人制度復活。 4.立川の種畜場本場を青梅霞分場へ移転 6.農林省、食糧庁設置。 6.土地改良法公布。 6.鶏卵価格統制、繭・生糸の統制撤廃。 7.中央卸売市場、蔬菜部仲買人制度復活 8.米価審議会設置。 9.全国農地委員選挙。 11.甘藷・馬鈴薯統制撤廃。 12.農林省、供出後自由販売許可。
1950年 (昭和25)	1.この日より年令は満年令で数える。 2.GHQ､日本の工業生産は戦前水準に回復と発表。 5.米以外の主食パン等自由販売。 6.朝鮮戦争始まる。 8.朝鮮戦争長期化による特需景気本格化。 9.閣議、レッドパージ方針正式決定。 9.学童に完全学校給食開始。 12.地方公務員法公布。 平均寿命、はじめて60才をこす。	3.麦供出後自由販売。 3.家畜保健衛生所法公布。 4.飼料の統制撤廃（米糠、大豆粕を除） 5.家畜改良増殖法公布。 6.農機具類の統制撤廃。 8.閣議、食糧自給体制確立方針決定。 8.農地改革ほぼ達成。 9.都有牛の貸付け制度復活。 9.自作農創設に関する政令公布。 9.肥料、藁工品の統制撤廃。 11.乳牛人工授精業務開始。
1951年 (昭和26)	4.民営米屋復活。 9.対日講和条約・日米安全保障条約調印。 結核､はじめて死因の２位に下がる（１位は脳溢血）	3.農業委員会法公布（農地委員会等を吸収） 3.農林漁業資金融通法公布。 3.雑穀の統制撤廃。 4.農漁業協同組合再建整備法公布。 5.家畜伝染病予防法公布。 8.第１回農業委員選挙。 9.米価審議会､米価算定に所得パリティ方式の採用を政府に答申（都市と農村との所得均衡のため） 10.米麦統制撤廃反対全国農民大会。 11.日本、食糧農業機構（FAO）に加盟 繭糸価格安定法公布。

	一　　般	農　　業
		都、蚕業普及員制度発足。
1952年 (昭和27)	2.首都緑化運動、緑の羽根募金開始。 4.砂糖統制撤廃。 7.羽田飛行場米軍より返還、東京国際空港となる。 7.破防法公布。 7.ヘルシンキオリンピック大会に参加 11.東京駅前の新丸ビル完成落成式。	3.食糧増産５ケ年計画発表。 6.麦類の統制廃止。 7.農地法・同施行法公布。 8.東京都米作日本一表彰会設立。 12.農林漁業金融公庫法、飼料需用安定法公布。 自動耕耘機の普及顕著。
1953年 (昭和28)	1.都、騒音防止条令公布。 7.朝鮮休戦協定調印。 8.ソ連、水爆実験成功発表。 11.伊豆諸島、離島振興法対策実施地域となる。 12.奄美大島の返還、日米協定調印。 蛍光灯、家庭に普及しはじめる。	4.飼料の品質改善に関する法律公布。 5.降霜で桑園被害甚大、都、凍霜害対策実施。 8.屠畜場法公布。 8.農産物価格安定法、農業機械化促進法公布。 9.有畜農家創設特別措置法公布。 昭和９年以来の大凶作となる。 都の桑苗生産371万本、戦後最高を記録。
1954年 (昭和29)	3.米穀小売業者の新規開業受付。 6.中央卸売市場荏原分場玉川配給所開設。 8.輸入黄変米の配給中止。	4.都、農業振興資金貸付規定制定。 6.臨時肥料需給安定法・硫安工業合理化および硫安輸出調整臨時措置法公布。 6.酪農振興法公布。 7.都農業委員会、法律改正で「東京都農業会議」として新発足。 7.気候不順により農作物の減産めだつ。 8.東京都農業改良普及事業協議会設立。 10.全国農業会議所設立。 11.全国農業協同組合中央会設立。
1955年 (昭和30)	5.砂川町で基地拡張反対闘争始まる。 7.日本住宅公団法公布。 7.経済企画庁新発足。 8.東京通信工業（後のソニー）、初のトランジスタラジオ発売。 8.第１回原水爆禁止世界大会開催。	3.東京都農業協同組合中央会発足。 5.米の供出割当制廃止、事前売渡申込制へ。 8.自作農維持創設資金融通法公布。 9.経済農業協同組合連合会設立。 11.東京都畜産会設立。
1956年 (昭和31)	2.三宅島、3村合併。 4.首都圏整備法公布。 4.日本道路公団発足。 4.都市公園法公布。 5.初の「こどもの日」実施。 5.売春防止法公布。 7.経企庁、経済白書で「最早戦後ではない」と発表。 11.メルボルンオリンピック大会出場。 熊本県水俣市に公害病多発。 この年、神武景気。	3.農業協同組合整備特別措置法公布。 4.新農村建設事業始まる。 5.農業改良資金助成法公布。 6.家畜取引法公布。 10.都、農林漁業振興対策審議会条令公布 新潟県等「コシヒカリ」を初めて奨励品種に採用。 11.第１回東京都農業協同組合大会開催。 全国養蚕信用基金協会設立。
1957年 (昭和32)	6.自然公園法公布。 7.気象庁、鳥島観測所落成。	4.開拓営農振興臨時措置法公布。 6.東京都共済農業協同組合連合会設立。

	一　　般	農　　業
	6.小河内ダム貯水開始（起工後19年） 12.夢の島ゴミ埋立てはじまる。 この年なべ底不況。	9.日本農民組合全国連合会結成。 12.全国農地解放者同盟結成（旧地主３団体一本化） 都の繭生産高1285トン、戦後最高を記録。
1958年 （昭和33）	1.多摩動物公園開園。 1.都、学校給食牛乳供給事業開始。 3.関門海底国道トンネル開通。 4.売春防止法実施。 12.東京タワー完工式（333m）	1.（財）東京都農業信用基金協会設立。 2.東京都農協青年部連絡協議会結成。 7.繭糸価格安定臨時措置法公布。 9.農林省、農地転用急増に対し制限強化を決定。
1959年 （昭和34）	4.皇太子成婚式。 1.計量単位メートル法採用実施。 11.国民年金法施行。 下期より岩戸景気。	4.農林漁業基本問題調査会設置法公布 10.農林省、農地転用許可基準を制定。 日本蚕繭事業団設立。
1960年 （昭和35）	5.安保改定反対、17万人国会周辺デモ。 8.ローマオリンピック大会に出場。 9.自民党、高度成長・所得倍増政策発表。 9.カラーテレビ本放送開始。	4.養鶏振興法公布。 6.農地被買収者問題調査会設置法公布 8.東京都農業会議、農家台帳作成。
1961年 （昭和36）	2.新島ミサイル基地問題で賛成･反対両派が衝突。 4.中央卸売市場週休制採用。	3.果樹農業振興特別措置法公布。 3.農業協同組合合併助成法公布。 6.農業基本法公布。 6.農政審議会令公布。 7.都農林漁業振興対策審議会、今後における東京都の農林漁業に関する重点施策の確立について答申。（第１回） 11.農業近代化資金助成法公布。 11.農業基本法に基づく最初の農業白書を発表。 11.畜産物の価格安定等に関する法律公布 12.畜産振興事業団設立。
1962年 （昭和37）	2.都の人口1000万人突破。 3.テレビ受信者1000万突破。 3.都中央卸売市場流通改善対策審議会設置。 11.都内の大気汚染状況の調査結果発表 東京にスモッグが続き問題となる。	3.閣議、生鮮食料価格安定対策要項を決定。 3.農業会議、企業的農業経営者第１回顕彰。 4.都、肥飼料検査所設置。 6.第１次農業構造改善事業の発足。 都蚕試、蚕の人工飼料飼育研究を始める
1963年 （昭和38）	7.中小企業基本法公布。 7.新住宅市街地開発法公布。 11.ケネディ大統領暗殺。	3.全国農民総連盟結成（農協系） 4.臨時農地被買収者問題調査室を総理府に設置。 4.バナナなど25品目の輸入自由化実施 4.朝日農業賞創設。 5.農林省、地方農政局設置。 7.閣議、生鮮食料品流通改善対策要項を決定。 12.都農林漁業振興対策審議会、東京都農林漁業総合計画：基本構想について答申。
1964年 （昭和39）	6.首都圏基本問題懇談会が50Km圏構想を答申。 8.東京の水不足深刻になる。	4.種畜場を畜産試験場と名称改正。 4.農林省、野菜暴落対策に15億円緊急融資決定。

	一　　般	農　　業
	9.東京モノレール、浜松町～羽田間開業。 10.東海道新幹線営業開始。 10.第18回オリンピック東京大会開催	4.農地の一括生前贈与の特例実施。 6.政府、農地報償に1450億円の交付公債支給を決定。 7.肥料価格安定臨時措置法公布。 10.肥料全面自由化。
1965年 (昭和40)	2.アメリカ、ベトナムの北爆開始。 11.鳥島の気象観測所員、火山活動激化のため全員引揚げ。	5.八郎潟新農村建設事業団法公布。 6.酪農振興法改正（牛乳の学校給食制度化、不足払制度実施） 組織統合により東京都蚕糸指導所が発足。
1966年 (昭和41)	2.三宅島空港完成。 3.法務省、住民登録集計による総人口１億人突破と発表。 11.都の木に「いちょう」決定。 12.外米の自由販売始まる。	7.野菜生産出荷安定法公布施行（キャベツ、キュウリなど指定野菜の需用見通し制・指定産地制など） 8.全国卵価安定基金発足。 12.中央卸売市場食肉市場開設。
1967年 (昭和42)	8.公害基本法公布。 9.消費者米価値上げ反対国民総決起大会日比谷で開催、２万人が参加。 12.交通事故のむちうち症激増。	3.農林省、果樹農業基本方針を公表。 3.都農林漁業振興対策審議会、都市化と農業の調整について、山村島しょにおける農林漁業の振興について答申。 8.農地法施行規則改正公布。 米、有史以来の豊作。 全国繭増産推進協議会発足。
1968年 (昭和43)	1.都、八丈小島を5000万円で買上げる 6.小笠原返還、支庁を設置。 7.東大安田講堂をバリケードで再封鎖 9.食糧庁長官、米の自由流通化方針表明。 12.府中市で３億円強奪事件発生。 この年の交通事故死者１万人突破。 イザナギ景気と称される好況。	5.新都市計画法公布。 6.都農協中央会に電子計算センター設置 10.米、史上２番目の豊作。
1969年 (昭和44)	5.東名高速道路全通。 7.米国宇宙船アポロ11号月面着陸。 7.東京都公害防止条例公布。 12.小笠原諸島復興特別措置法公布施行。	5.政府、自主流通米実施を決定。 3.都農林漁業振興対策審議会、花き園芸の振興について答申。 7.農業振興地域の整備に関する法律公布。 10.古米在庫550万t、米の過剰問題深刻。 11.米生産調整実施要綱を発表。 12.農業改良普及所、広域普及所発足。
1970年 (昭和45)	3.日本万国博覧会、大阪千里丘陵で開幕。 3.日航機よど号、赤軍派学生９人によりハイジャック。 6.交通安全基本法公布施行。 10.都、公害局新設。 12.市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）決定。 12.水質汚濁防止法公布。	3.農住都市建設協会設立。 4.過疎地域対策緊急措置法公布、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ケ島村、新島本村指定される。 4.地価公示価格を発表（第１回） 5.農業者年金基金法公布。 7.農地保有合理化促進事業創設。 8.都市農政推進協議会発足。 10.府中市でカドミュウム汚染米問題発生。

	一　　般	農　　業
		学校給食での米飯導入。 12.政府米の買入れ制限措置決定。 12.産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布。
1971年 (昭和46)	3.多摩ニュータウン第1次2690戸の入居開始。 6.悪臭防止法公布。 7.環境庁発足。 8.米ニクソン大統領、金とドルの交換一時停止（ドルショック）。 11.都、ごみ戦争対策本部設置。	3.都、カドミュウム汚染米の買上げ開始 3.稲作転換対策実施要領公表。 3.経済連・養蚕連合併。 3.都農林漁業振興対策審議会、都市計画と農業施策、山村島しょにおける農林漁業の振興について答申。 6.農村地域工業導入促進法公布。 6.グレープフルーツなど20品目の輸入自由化。 10.生牛、豚肉等14品目輸入自由化。 11.農林省、BHCの販売、使用全面禁止 11.東京都中央卸売市場、東京都地方卸売市場条例公布。
1972年 (昭和47)	1.グァム島で元日本兵横井庄一救出。 2.第11回冬季オリンピック札幌大会開催。 5.沖縄の日本復帰実現、沖縄県発足。 10.「東京における自然の保護と回復に関する条例」公布。 この年、列島改造による土地ブーム。	2.中央卸売市場板橋市場開設。 3.中央卸売市場世田谷市場開設。 3.全国農業協同組合連合会設立。 4.小笠原母島へ営農研修所を設置。 9.家畜、畜産物衛生指導協会設立。 10.（社）農住開発協会設立。 10.農林省「農業と農村の役割について」を発表。 ミカンの価格大暴落。
1973年 (昭和48)	1.土地対策要綱閣議決定。大規模取引の届出制、土地税制の改正など。 1.ベトナム和平協定調印。 4.桧原村ー奥多摩町都営奥多摩有料道路開通。 9.都市緑地保全法公布。 10.第4次中東戦争始まる。石油ショック。	4.市街化区域農地の宅地並課税法案成立 4.緑化苗木委託育成事業始まる。 6.PCB東京湾の魚介類より暫定規制値以上の数値検出。 6.米大統領、大豆・穀物の輸出規制発表。 8.価格差保証方式によるキャベツの安定供給契約を群馬県嬬恋村農協と締結。 11.政府、農地30万haの工場用地への転用を決定。
1974年 (昭和49)	2.東京都緊急生活防衛条例公布施行。 6.国土利用計画法公布。 6.国土庁設置。	2.農林漁業振興対策審議会「自然環境保全と農林漁業施策について」答申。 3.（株）東京都食肉供給公社設立。 4.練馬区内3農協、東京都とキャベツの安定供給契約を締結。 6.国土庁、農用地開発公団発足。 6.生産緑地法公布。
1975年 (昭和50)	1.初の土地白書「東京の土地-1974」発表。 4.南ベトナム政権無条件降伏、ベトナム戦争終結。 7.沖縄海洋博覧会開催。 11.第1回主要先進国会議（サミット）開催。	1.東京都生鮮食品管理公社発足。 1.農業緑地保全事業発足、「農業緑地」に対し宅地並み課税額と農地課税額との差額の2分の1相当額の農業奨励金交付。 3.租税特別措置法一部改正（農地相続税猶予制度の創設など）。

	一　　般	農　　業
		12.市街化区域内の良好な農地を保全するため「生産緑地地区」を初指定。指定により宅地並み課税を適用除外。
1976年 (昭和51)	2.ロッキード事件表面化。 3.硫黄酸化物の総量規制発表。 10.中国、毛沢東没。 10.都、内地米、食パンなどに「製造年月日、原材料名等の表示の義務づけ」を告示。 11.第３次首都圏整備計画策定。	3.宅地並課税の減額制度実施。 5.農林省、水田総合利用対策実施要領を通達。 7.良質米奨励金交付。 9.全国畜産経営安定基金協会発足。 10.（社）都野菜価格安定資金協会発足。
1977年 (昭和52)	7.日本領海12カイリ、漁業専管水域200カイリ実施。 7.日本初の静止気象衛星「ひまわり１号」打ち上げに成功。 11.立川基地、米軍から全面返還。 平均寿命、男72.7才、女78.0才世界１位。 カラオケ大流行。	5.地域農政特別対策事業実施要領を通達 5.都農林漁業振興対策審議会、今後の農林漁業の方向と施策のあり方について答申。 11.水田利用再編対策決定。
1978年 (昭和53)	4.池袋に日本一超高層ビル「サンシャイン60」完成開館。 5.新東京国際空港（成田）開港。 6.大規模地震対策特別措置法公布。 8.日中平和友好条約調印。	6.労働・経済両局を統合し労働経済局を設置。 6.新農業構造改善事業発足。 7.農林水産省発足。 12.日米農産物交渉妥結、オレンジ・高級牛肉等輸入増で合意。
1979年 (昭和54)	1.米中国交回復。 3.電話のダイヤル即時通話完成。 3.調布－新島間の航空路線開設。 4.小笠原村、初めて村長を選出。	7.米の政府買入価格に品質格差を導入。 9.中央卸売市場北足立市場開設。
1980年 (昭和55)	5.都市計画法及び建築基準法改正。 7.第12回オリンピック・モスクワ大会開会、日本不参加。 11.三多摩地域廃棄物広域処分組合設立。 自動車生産台数、粗鋼生産量ともに世界第１位。	5.農用地利用増進法公布。 8.北多摩地区酪農ヘルパー利用組合発足以後、西多摩、八王子、秋川、町田にも設立。 10.統制小作料廃止。 11.農住組合法公布(市街化区域内農地の宅地化促進) 12.水田利用再編第2期対策決定。
1981年 (昭和56)	4.土地バンク制度発足。 10.住宅都市整備公団発足。 10.環境影響評価条例全面施行。 死亡、癌が１位となる。	4.農村地域総合推進事業実施。 6.都農林漁業振興対策審議会、今後における地域農林漁業のあり方と対策について答申。 12.市街化区域内農地課税実質農地並みの課税で決着。
1982年 (昭和57)	4.東京－八丈島間にジェット旅客機就航。 4.週休２日制本格実施。 5.離島振興法改正。 8.老人保健法公布。 6.東北新幹線開業。 11.上越新幹線（大宮－新潟）開業。 12.電電公社、初のテレホンカード使用の公衆電話開設。	3.農業会議、農業後継者顕彰始まる。
1983年 (昭和58)	1.杉並清掃工場落成。 4.東京ディズニーランド（千葉県浦安市）開園。	4.都市計画法施行令改正。 5.中央卸売市場多摩ニュータウン市場開設。

	一　　般	農　　業
	10.国営昭和記念公園、立川基地跡に開園。 パソコン、ワープロ急速に普及。	6.農協カードローン取扱い開始。 10.伊豆三宅島大噴火。 11.水田利用再編第3期対策決定。
1984年 (昭和59)	5.NHK、衛星テレビ放送開始。 6.都の花に「ソメイヨシノ」決定。 7.第13回オリンピック・ロサンゼルス大会開幕。 11.「東京都緑の倍増計画ー緑豊かな東京をめざして」を策定。 12.調布飛行場ー大島間航空路開設。 世界一の長寿国へ	3.都市地域農業生産団地育成事業実施。 3.(財) 東京都農林水産業後継者育成財団を設立。 4.中央卸売市場葛西市場開設。 4.日米農産物交渉、牛肉・オレンジの輸入枠拡大で合意。 6.韓国米緊急輸入、他用途利用米発足。 7.東京都農協合併推進協議会を設置。 地力増進法制定。
1985年 (昭和60)	3.科学万博「つくば85」開幕。 5.衆議院、男女雇用機会均等法可決 7.東京都、都市緑化基金設置（民有地緑化の助成などに活用）	8.農水省、新しい構造政策の展開を発表 9.東京都野菜生産団体連絡協議会を設立
1986年 (昭和61)	4.多摩都市モノレール（株）発足。 11.東京臨海部開発推進協議会設置。 年初より都内の地価急上昇、不動産業者の投機的底地買い加わり狂乱地価となる。	6.今後における農林水産業活性化の方向と対策について答申。(都農林漁業振興対策審議会) 11.農政審議会「21世紀へ向けての農政の基本方向」を発表。 11.伊豆大島三原山大噴火、島民、島脱出。
1987年 (昭和62)	1.政府保有のNTT株式売出し、株価急上昇、株式ブームのきっかけ。 4.国鉄「分割民営化」のJR鉄道スタート。 10.「東京都緊急土地対策実施要綱」発表。 この年、世界人口50億人を突破。	1.水田農業確立対策開始（6年間） 1.自主流通米の農協の自主調整保管開始。 6.東京都農政推進連盟設立。 7.生産者米価引下げ、売買逆さや解消。 10.農林漁業信用基金が発足。
1988年 (昭和63)	3.青函トンネル開通。 4.瀬戸大橋開通。 4.国土庁、地価公示発表、東京圏の住宅地地価上昇率は68.6%と史上最高を記録。 9.第24回オリンピック・ソウル大会開催。 11.政府「ふるさと創生政策」のため全市町村に一律一億円の交付金配布決定。 この年、外貨準備高西ドイツを抜いて世界第1位。	7.生産者米価、2年連続引下げ。 11.(財) 東京都森林整備公社設立。 12.東京都合併農協経営協議会を設置。 牛肉・オレンジ交渉が決着。
1989年 (平成1)	1.昭和天皇崩ず。 4.消費税実施。 10.都と島しょ9町村が共同で（財）東京都島しょ振興公社設立。 12.土地基本法公布施行。 人手不足顕著となり、外国人労働者急増。	4.中央卸売市場大田市場完成。 今後の米政策及び米管理の方向決定。
1990年 (平成2)	4.大阪で「国際花と緑の博覧会」開幕。 6.国土庁、土地騰貴は法人の土地買いあさりにあると発表。 10.奥多摩湖畔に「山のふるさと村」開園。	6.市民農園整備促進法公布。 7.東京都立食品技術センター開設。 9.中央卸売市場大田市場、花き業務を開始。 自主流通米に入札取引を採用。

	一　　般	農　　業
1991年 （平成３）	1.「多国籍軍」イラク空爆開始、湾岸戦争始まる。 3.新都庁舎の落成式挙行。 10.借地借家法改正公布（定期借地権新設など） 12.ソ連邦消滅。	3.（財）東京都農林水産振興財団設立。 4.牛肉・オレンジの輸入自由化。 7.東京都ふれあい農業推進構想策定委員会を設置。 9.改正生産緑地法施行。
1992年 （平成４）	1.大規模店舗法施行により大型店出店競争本格化。 3.国土庁発表の地価公示価格、17年ぶりに平均対前年比4.6%下落。 7.神津島空港開設。	3.東京都有機農業推進施策検討委員会「東京都における有機農業のあり方と推進施策の方向」答申。
1993年 （平成５）	7.奥多摩町に「奥多摩都民の森」開設。 東京サミット開催。 欧州連合（EU）成立。	6.農林漁業振興対策審議会「今後における農林水産業の発展の方向と振興策について」答申。 6.農水省「新しい食糧・農業・農村政策の方向」を取り纏める。 12.米の部分開放と他の農産物の関税化のガット合意。 作況指数74、戦後最悪の凶作、翌年にかけ225万tの外国産米を輸入。
1994年 （平成６）	2.平成コメ騒動。 9.関西国際空港開港。	1.都、東京農業振興プランを策定。 12.主要食糧安定法公布（新食糧法、食管制度廃止）
1995年 （平成７）	1.阪神・淡路大震災で死者、行方不明者5000人以上。 3.東京・地下鉄サリン事件発生、オウム真理教強制捜査。 7.株価、バブル崩壊後の最安値記録。 公定歩合、過去最低の0.5%に。	農水省農産物の長期見通し（第６次）発表
1996年 （平成８）	7.大阪府堺市の小学生0157発病全国で11人犠牲者でる。 アトランタ・オリンピック開催。	9.東京都および都市農政推進協議会、農地等の固定資産税適正化運動を実施。 世界食料サミット開催。 農水省新生産調整推進対策実施。
1997年 （平成９）	2.イギリスでクローン羊誕生。 6.臓器移植法成立。 7.香港、中国に返還され、156年にわたる英国統治に幕。 10.長野新幹線開通（東京・長野） 地球温暖化防止京都会議開催。	食料・農業・農村基本問題調査会設置。 農水省「新たな米政策」発表。
1998年 （平成10）	2.長野冬季オリンピック開催。 アジア経済危機	農水省緊急生産調整推進対策実施。 3.日野市農業基本条例を制定。 農水省「新たな麦政策」発表。
1999年 （平成11）		7.食料・農業・農村基本法成立。 7.持続的農業法成立。
2000年 （平成12）		

注：数字は月を表す。

資料：東京都「東京百年史」。東京都「東京都政50年史」。暉峻衆三「日本農業100年のあゆみ」。農業委員会30周年記念事業実行委員会「東京都農業委員会30年の歩み」。東京都農業会議「東京都農業会議30年史」。農協法施行30周年東京都農業協同組合記念事業実行委員会「東京都農協30年史」。農協法施行40周年東京都農協記念事業実行委員会「東京都農協40年史」。東京都経済農業協同組合連合会「東京都蚕糸業史」。東京都農業試験場「東京都農業試験場60年史」。東京都畜産試験場「東京都畜産試験場60年史」。東京都「東京農業普及30年の歩み」

第10節　資料編

1．明治初年の東京府大区・小区の現区別旧村落名

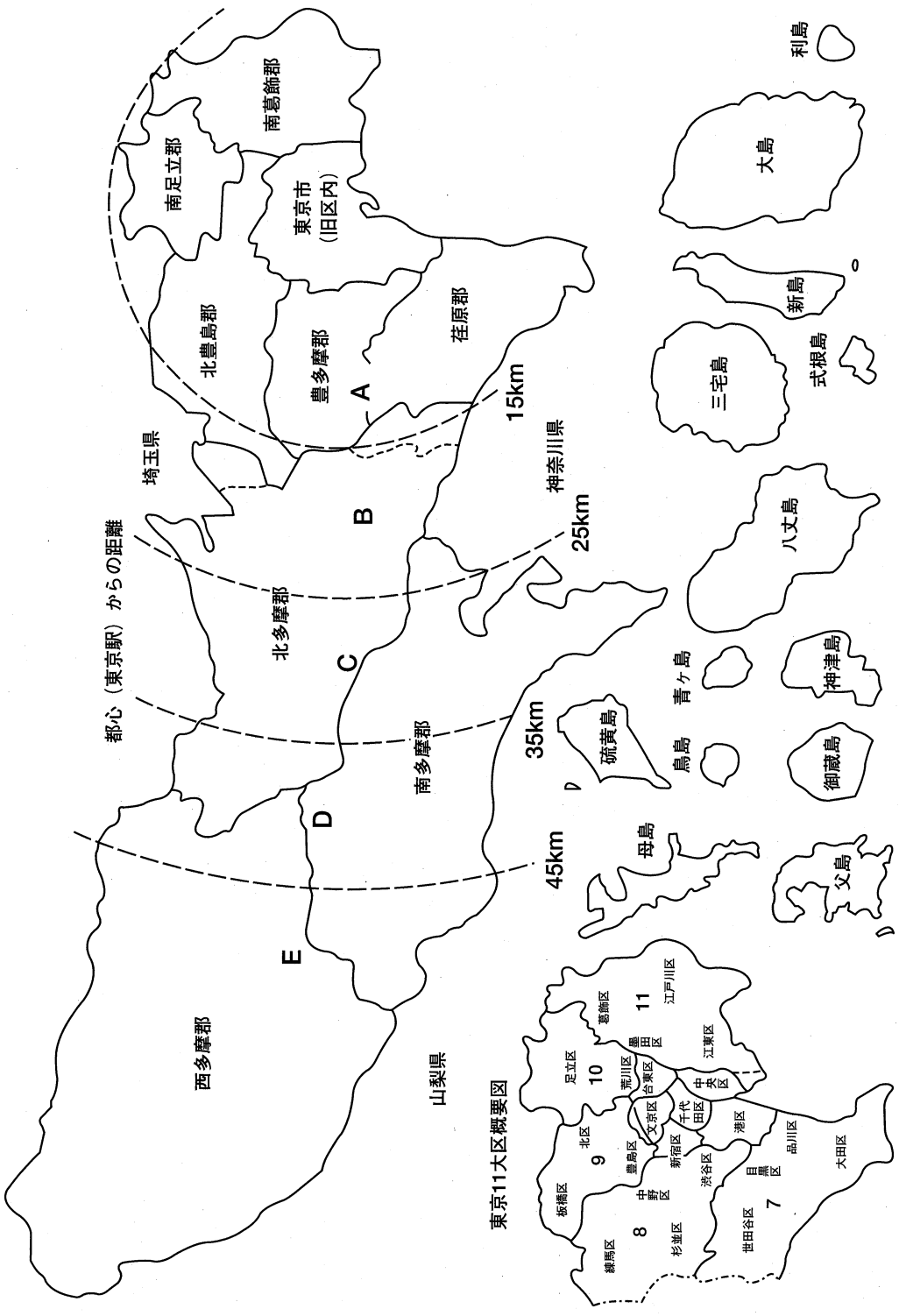
7大区		
1小区	目黒区	三田
	港　区	白金、今里、
2小区	品川区	北品川宿、品川台町、南品川宿、南品川猟師町、二日五日市、
3小区	品川区	大井、上蛇窪、下蛇窪、
	大田区	不入斗、新井宿、大森、市野倉、堤方、北蒲田、下袋、女塚、御園、久ケ原、久ケ原、下池上、
4小区	大田区	蒲田新宿、麹谷、羽田、羽田猟師、鈴木新田、浜竹、萩中、雑色、八幡塚、高畑、町屋、古川、道塚、原、今泉、古市場、矢口、下丸子、鵜木、徳持、蓮沼、安方、小林、
5小区	目黒区	碑文谷、上目黒、中目黒、下目黒、
	品川区	上大崎、下大崎、居木橋、桐ケ谷、戸越、小山、中延、谷山、
	大田区	馬込、池上、雪ケ谷、桐ケ谷、道道橋、嶺、石川、上沼部、下沼部、
6小区	目黒区	衾
	世田谷区	三宿、池尻、池沢、太子堂、上馬引沢、中馬引沢、下馬引沢、野沢、奥沢本、奥沢、深沢、若林、経堂在家、上北沢、下北沢、松原、赤堤、代田、
7小区	世田谷区	世田谷、世田谷新町、弦巻、用賀、瀬田、上野毛、下野毛、野良田、小山、等々力、
8大区		
1小区	港　区	青山南町5、6丁目、麻布こうがい、麻布霞、、青山北町2、5丁目、
	渋谷区	千駄ケ谷、中渋谷、原宿、千駄ケ谷1、2丁目、千駄ケ谷仲町1、2丁目、千駄ケ谷大番、千駄ケ谷西信濃、千駄ケ谷甲賀、
2小区	新宿区	東大久保、西大久保、角筈、諏訪、柏木、上落合、下落合、葛ケ谷、
3小区	渋谷区	幡ヶ谷、代々木、隠田、上渋谷、上豊沢、
4小区	新宿区	早稲田、中里、牛込、上戸塚、下戸塚、源兵衛、戸塚、
5小区	杉並区	久我山、上高井戸、下高井戸、大宮前新田、中高井戸、松庵、
6小区	中野区	中野、上高田、新井、高円寺、上沼袋、下沼袋、雑色、本郷、本郷新田、
	杉並区	馬橋、阿佐ヶ谷、矢沼、上井草、下井草、上荻窪、下荻窪、田端、成宗、永福寺、和泉、堀之内、和田、

7小区	中野区	江古田、片山、上鷺ノ宮、下鷺ノ宮、
	練馬区	中新井、中、谷原、田中、上練馬、下練馬、
8小区	練馬区	上石神井、下石神井、関、竹下新田、上土支田、下土支田、
9大区		
1小区	豊島区	雑司が谷、高田、
2小区	文京区	小石川付新田、駒込片町分、
	豊島区	池袋、新田堀之内、小石川六蔵分、巣鴨、
3小区	豊島区	上駒込、下駒込、
	北区	西が原、滝野川、上中里、中里、田端、堀之内、船方、
4小区	豊島区	長崎、
	板橋区	上板橋宿、下板橋宿、中丸、金井窪
5小区	板橋区	上赤塚、下赤塚、前野、中台、西台、徳丸本、徳丸脇、四ツ葉、成増、上蓮沼、根葉、志、
10大区		
1小区	荒川区	谷中本、上尾久、下尾久、金杉、三河島、三之輪、町屋、新堀、
2小区	台東区	坂本、龍泉寺、千束、六軒町
4小区	台東区	千住宿南組、
	足立区	千住宿中組、千住宿北組、
5小区	足立区	梅田、島根、竹塚、伊興、栗原、谷在家、西新井、鹿浜、鹿浜新田、加賀皿沼、宮城、堀之内、沼田、高野、興野、本木、小台、古千谷、入谷、
6小区	足立区	弥五郎新田、次郎左衛門新田、小右衛門新田、六月、保木間、花又、内匠新田、久左衛門新田、六ツ木、佐野新田、辰沼新田、嘉兵衛新田、五兵衛新田、久右衛門新田、長左衛門新田、蒲原、大谷田、長右衛門新田、北三谷、普賢寺、伊藤谷、
11大区		
1小区	墨田区	小梅、須崎、中ノ郷、請地、寺島、隅田、善左衛門、若宮、木ノ下、大畑、上木下川、下木下川、葛西川、小村井、
	葛飾区	堀切、小谷野、柳原、小菅、上千葉、下千葉、砂原、宝木塚、篠原、渋江上知、川端、立石、四ツ木、渋江、原、梅田、淡野須、中原、青戸、亀有、
2小区	墨田区	柳島、亀戸、押上、
3小区	江東区	深川本、深川出、六間堀出、猿江、毛利新田、亀戸、大島、小名木、平方、中之郷出、南本所出、北本所出、八右衛門新田、千田新田、海辺新田、久左衛門新田、治兵衛新田、亀高、荻新田、又兵衛新田、太郎兵新田、中田新田、大塚新田、八郎右衛門新田、砂村新田、永代新田、石小田新田、平井新田、
4小区	葛飾区	新宿、飯塚、猿ケ俣、上小合、下小合、小合新田、金町、柴又、鎌倉新田、曲金、細田、奥戸、奥戸新田、上小松、下小松、上平井、中平井、
	江戸川区	小岩田、中小岩、下小岩、伊予田、上小岩、
5小区	江戸川区	西一之江、東一之江、一之江新田、二之江、上今井、下今井、上鎌田、下鎌田、当代島、前野、伊勢屋、上篠崎、下篠崎、谷河内、新堀、笹ケ崎、鹿骨、松本、本一色、上一色、興野宮、
6小区	江戸川区	下平井、逆井、東小松川、西小松川、船堀、東宇喜田、西宇喜田、長島、桑川、

2. 東京都区域変遷の概要

明治11年（1878）	昭和7年（1932）	昭和22年（1947）
麹町区 神田区	麹町区 神田区	千代田区
日本橋区 京橋区	日本橋区 京橋区	中央区
芝区 麻布区 赤坂区	芝区 麻布区 赤坂区	港区
四谷区 牛込区 南豊島郡（明治29年豊多摩郡）	四谷区 牛込区 淀橋区	新宿区
小石川区 本郷区	小石川区 本郷区	文京区
下谷区 浅草区	下谷区 浅草区	台東区
深川区 南葛飾郡	深川区 城東区	江東区
本所区 南葛飾郡	本所区 向島区	墨田区
荏原郡	品川区 荏原区	品川区
	目黒区	目黒区
	大森区 蒲田区	大田区
	世田谷区	世田谷区
南豊島郡（明治29年豊多摩郡）	渋谷区	渋谷区
東多摩郡（明治29年豊多摩郡）	中野区 杉並区	中野区 杉並区
北豊島郡	豊島区	豊島区
	滝野川区 王子区	北区
	荒川区	荒川区
	板橋区	板橋区
		練馬区
南足立郡	足立区	足立区
南葛飾郡	葛飾区	葛飾区
	江戸川区	江戸川区
伊豆諸島（明治11年編入、8島）	伊豆諸島	伊豆諸島（2町6村）
小笠原諸島（明治19年島庁設置）	小笠原諸島	小笠原諸島（昭和43年返還）
（西多摩郡）（明治26年神奈川県から編入）	西多摩郡	西多摩（4市3町1村）
（南多摩郡）	南多摩郡	南多摩（5市）
（北多摩郡）	北多摩郡	北多摩（18市）

3. 東京府明治後期の行政区画図



4. 東京都農業統計表

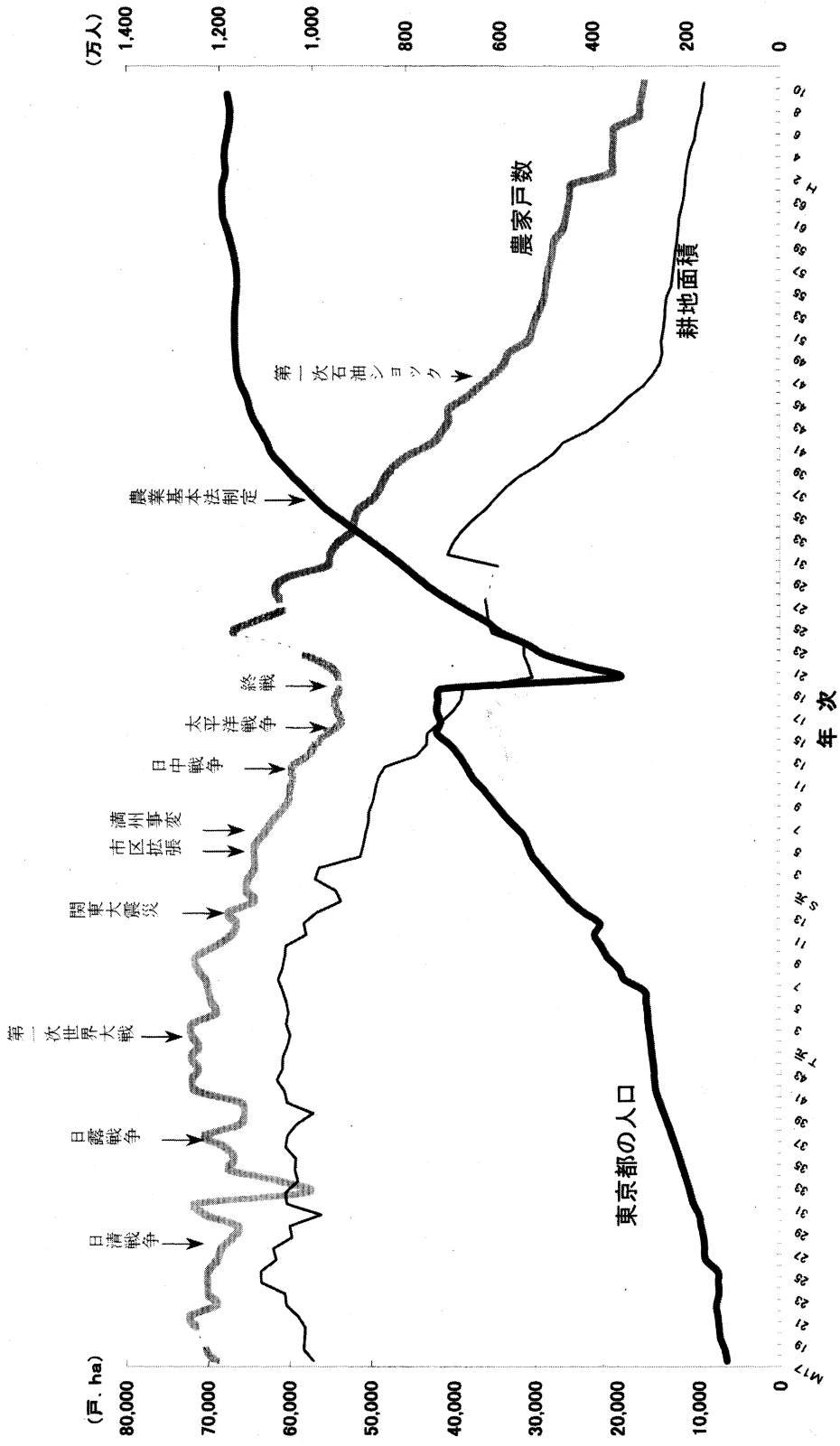

(戸. ha)
80,000
70,000
60,000
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
(万人)
1,400
1,200
1,000
800
600
400
200
0
日清戦争
日露戦争
第一次世界大戦
関東大震災
満州事変
市区拡張
日中戦争
太平洋戦争
終戦
農業基本法制定
第一次石油ショック
東京都の人口
農家戸数
耕地面積
年次
M17
19
21
23
25
27
29
31
33
35
37
39
41
43
45
47
49
51
53
55
57
59
61
63
H
2
4
6
8
10

表1-1 東京都の農家数、耕地面積、作物作付面積の推移

年次	東京都人口	農家数	耕地面積			1戸当り	作付面積				
							米			麦類	
			田	畑	計	面積	水稲	陸稲	計	小麦	六条大麦
	万人	戸	ha	ha	ha	(a)	ha	ha	ha	ha	麦 ha
明治17年	116	69,111	17,425	39,662	57,087	82.6	17,322	2,444	19,766	10,879	18,911
18	120	70,366	17,368	40,876	58,244	82.8	17,205	2,814	20,019	10,058	18,354
19	130		17,642	40,506	58,148		16,770	3,111	19,881	10,827	18,393
20	133		17,694	40,372	58,066		17,319	3,106	20,425	9,462	18,558
21	135	72,196	17,697	41,250	58,947	81.6	17,604	2,606	20,210	10,429	15,782
22	139	68,978	18,769	41,706	60,475	87.7	17,712	3,201	20,913	10,967	17,631
23	133	70,014	18,642	41,941	60,583	86.5	17,747	3,180	20,927	11,078	17,631
24	134	70,031	18,149	45,373	63,522	90.7	17,678	3,550	21,228	10,691	19,217
25	136	70,042	15,984	47,590	63,574	90.8	17,643	3,541	21,184	10,800	19,065
26	161	68,899	17,875	43,804	61,679	89.5	17,874	3,368	21,242	10,567	19,071
27	164	68,393	17,796	44,251	62,047	90.7	17,151	3,381	20,532	10,807	18,904
28	166	67,034	17,912	41,793	59,705	89.1	17,687	3,640	21,327	10,876	19,575
29	171	66,340	17,689	42,286	59,975	90.4	17,541	3,702	21,243	10,964	19,579
30	176	70,379	18,247	37,815	56,062	79.7	13,549	3,553	17,102	10,367	18,727
31	188	71,547	17,514	42,894	60,408	84.4	17,752	3,749	21,501	11,610	19,381
32	195	57,842	17,605	42,895	60,500	105	17,744	3,602	21,346	10,100	21,208
33	202	61,286	17,505	41,490	58,995	96.3	17,752	3,919	21,671	10,646	18,425
34	209	67,356	17,185	42,150	59,335	88.1	17,594	3,970	21,564	10,777	18,807
35	217	66,791	18,154	41,066	59,220	88.7	17,404	4,222	21,626	10,908	18,089
36	225	67,904	18,169	42,356	60,525	89.1	17,388	4,025	21,413	10,180	18,460
37	233	70,404	18,163	42,119	60,282	85.6	17,392	3,985	21,377	9,489	18,437
38	242	66,233	17,063	42,145	59,208	89.4	17,302	4,030	21,332	7,496	19,381
39	251	65,607	17,007	40,047	57,054	87	17,298	3,973	21,271	8,306	18,720
40	260	66,059	17,019	43,328	60,347	91.4	17,075	4,139	21,214	8,552	19,461
41	268	71,425	17,040	43,641	60,681	85	17,010	4,309	21,319	8,984	18,850
42	271	72,017	17,077	44,497	61,574	85.5	16,821	4,504	21,325	9,016	18,837
43	273	71,187	16,910	43,992	60,902	85.6	16,659	4,394	21,053	8,743	18,815
44	276	72,105	16,427	44,429	60,856	84.4	16,529	4,380	20,909	9,046	18,505
大正元年	278	71,162	16,355	43,948	60,303	84.7	16,296	4,775	21,071	8,673	18,510
2	281	72,029	15,863	44,054	59,917	83.2	16,188	5,162	21,350	8,535	18,659
3	284	71,936	15,941	44,505	60,446	84	15,925	5,297	21,222	8,254	18,645
4	286	69,059	15,872	44,287	60,159	87.1	15,652	5,475	21,127	8,508	18,147
5	289	69,600	15,735	44,685	60,420	86.8	15,463	5,721	21,184	9,333	20,608
6	292	69,993	15,838	45,034	60,872	87	15,194	5,458	20,652	9,808	16,660
7	334	70,310	15,648	45,807	61,455	87.4	15,182	5,897	21,079	10,031	16,727
8	346	71,358	15,438	45,163	60,601	84.9	14,592	6,125	20,717	9,468	16,830
9	370	71,438	15,215	45,369	60,584	84.8	14,574	6,340	20,914	9,261	16,536
10	383	69,081	14,873	45,608	60,481	87.6	14,400	5,985	20,385	8,995	16,838
11	398	67,145	14,273	43,632	57,905	86.2	13,632	6,228	19,860	8,829	15,455
12	386	66,529	14,763	43,461	58,224	87.5	12,947	5,884	18,831	8,087	14,746
13	419	67,513	13,632	42,973	56,605	83.8	12,575	5,601	18,176	7,631	13,697
14	449	64,337	12,983	40,651	53,634	83.4	12,467	5,689	18,156	7,289	13,148
昭和元年	469	65,376	13,035	41,294	54,329	83.1	11,958	5,974	17,932	7,248	13,017
2	490	65,107	13,358	43,461	56,819	87.3	11,541	5,608	17,149	7,467	13,041
3	510	64,298	12,990	43,362	56,352	87.6	11,074	5,542	16,616	7,057	11,522
4	530	64,383	11,070	40,241	51,311	79.7	10,684	5,257	15,941	6,418	11,493
5	541	64,281	10,845	40,070	50,915	79.2	10,547	5,083	15,630	6,276	11,212
6	552	63,245	10,749	39,921	50,670	80.1	10,355	4,975	15,330	6,173	10,855
7	576	62,293	10,629	39,695	50,324	80.8	10,142	4,916	15,058	6,067	11,209
8	598	61,120	10,519	39,708	50,227	82.2	8,994	3,930	12,924	6,551	10,762
9	618	60,143	10,315	39,378	49,693	82.6	8,861	3,745	12,606	7,004	10,144
10	637	59,992	10,187	39,233	49,420	82.4	8,863	4,116	12,979	7,117	10,344
11	659	59,637	10,131	38,957	49,088	82.3	8,639	4,267	12,906	7,692	10,077
12	673	59,738	9,747	38,491	48,238	80.7	8,479	4,598	13,077	8,649	9,735
13	688	57,837	8,867	35,654	44,521	77	8,232	4,175	12,407	8,391	9,348
14	708	56,777	8,711	34,546	43,257	76.2	8,083	4,464	12,547	8,387	9,199
15	735	55,375	8,509	34,667	43,176	78	6,792	4,617	11,409	8,841	8,844
16	728	53,690	7,997	33,609	41,606	77.5	7,421	5,075	12,496	9,345	8,674
17	736	54,183	7,756	32,304	40,060	73.9	7,137	4,179	11,316	8,736	6,832
18	733	54,446	7,606	31,485	39,091	71.8	6,829	3,434	10,263	7,378	5,750

単位：戸、ha、(a)、%

作付面積												
麦類											作付面積合計	延作付率(米～桑)
二条大麦 ha	裸麦 ha	麦類計 ha	雑穀 ha	豆類 ha	いも類 ha	野菜 ha	果樹 ha	茶 ha	桑 ha	雑穀～桑合計		%
	1,967	31,757	14,310	6,789	3,120			1,494	2,857	28,570	80,093	140
	2,508	30,920						1,431	4,005	5,436	56,375	97
	2,298	31,518						1,530	4,035	5,565	56,964	98
	3,833	31,853	13,139	5,600	3,170			1,448	4,227	27,584	79,862	138
	3,504	29,715	14,146	6,928	3,475			1,404	4,774	30,727	80,652	137
	2,589	31,187	13,594	6,643	4,549			1,288	4,676	30,750	82,850	137
	3,188	31,897	12,864	6,680	4,499			1,140	4,975	30,158	82,982	137
	2,408	32,316	14,959	8,026	6,310			1,217	5,578	36,090	89,634	141
	2,785	32,650	15,666	8,123	5,794			1,191	5,577	36,351	90,185	142
	3,383	33,021	13,212	4,800	4,198				6,752	28,962	83,225	135
	3,147	32,858	12,860	5,639	4,446			1,579	7,098	31,622	85,012	137
	3,048	33,499	11,986	5,179	5,433			1,451	6,796	30,845	85,671	143
	3,064	33,607	11,916	4,390				1,292	7,987	25,585	80,435	134
	3,119	32,213	11,310	4,462	4,927			1,434	7,376	29,509	78,824	141
	3,203	34,194	11,239	5,353	5,367			1,939	8,565	32,463	88,158	146
	5,192	36,500	10,175	5,351	5,847			1,821	8,978	32,172	90,018	149
	2,911	31,982	9,811	4,749	5,582			1,513	9,151	30,806	84,459	143
	2,933	32,517	9,629	4,634	5,454			822	7,942	28,481	82,562	139
	2,781	31,778	9,306	4,543	5,512			810	7,991	28,162	81,566	138
	2,801	31,441	8,322	4,609	4,493			842	8,186	26,452	79,306	131
	2,839	30,765	9,153	4,436	5,650			811	8,380	28,430	80,572	134
	2,585	29,462	8,810	4,546	5,588	2,227	800	717	8,660	31,348	82,142	139
	2,563	29,589	8,644	4,686	5,662	1,811	730	634	8,864	31,031	81,891	144
	2,649	30,662	7,149	4,842	5,559	3,109	847	632	9,037	31,175	83,051	138
	2,429	30,263	7,600	4,762	6,220	3,083	699	616	9,241	32,221	83,803	138
	2,458	30,311	6,689	4,666	5,683	7,232	703	604	9,748	35,325	86,961	141
	2,406	29,964	7,013	4,644	5,011	10,825	737	630	9,720	38,580	89,597	147
	2,392	29,943	5,737	4,330	5,633	8,036	724	641	9,453	34,554	85,406	140
	2,505	29,688	5,187	4,103	5,766	7,991	614	858	9,626	34,145	84,904	141
	2,735	29,929	5,009	3,553	5,973	8,734	726	668	9,087	33,750	85,029	142
	2,470	29,369	4,517	3,339	5,931	8,448	838	728	9,397	33,198	83,789	139
	2,680	29,335	4,524	3,177	6,770	9,203	793	790	9,468	34,725	85,187	142
	2,427	32,368	4,271	2,823	6,389	9,354	811	799	9,823	34,270	87,822	145
	2,225	28,693	4,251	2,791	6,932	10,932	850	767	9,846	36,369	85,714	141
	1,765	28,523	3,526	2,531	6,139	8,705	893	866	10,146	32,806	82,408	134
	2,083	28,381	4,101	2,749	6,976	11,323	904	764	10,020	36,837	85,935	142
	2,035	27,832	3,975	2,717	7,313	11,531	911	751	10,110	37,308	86,054	142
	1,733	27,566	3,477	2,091	8,763	9,979	882	747	10,293	36,232	84,183	139
	1,365	25,649	2,741	1,596	8,462	9,728	715	743	10,658	34,643	80,152	138
	1,406	24,239	2,684	1,604	8,589	10,292	719	693	10,371	34,952	78,022	134
	1,385	22,713	2,597	1,462	7,214	9,924	670	713	11,331	33,911	74,800	132
	1,214	21,651	2,091	1,336	6,655	9,521	653	710	10,183	31,149	70,956	132
	1,235	21,500	1,645	1,332	6,336	8,901	586	709	10,491	30,000	69,432	128
	939	21,447	1,497	1,192	6,738	8,602	521	630	10,574	29,754	68,350	120
	763	19,342	1,324	976	6,789	8,655	515	630	11,000	29,889	65,847	117
	625	18,536	1,233	956	6,478	9,069	521	638	10,672	29,567	64,044	125
	551	18,039	1,158	905	6,646	9,408	513	483	11,974	31,087	64,756	127
	577	17,605	1,156	828	6,682	9,284	525	484	11,350	30,309	63,244	125
	594	17,870	1,068	791	6,700	9,590	570	461	10,568	29,748	62,676	125
	561	17,874	1,102	769	7,064	10,056	557	452	10,243	30,243	61,041	122
	521	17,669	1,062	723	7,431	10,123	579	452	9,879	30,249	60,524	122
	562	18,023	1,029	676	7,554	10,605	602	448	9,314	30,228	61,230	124
	580	18,349	1,051	649	7,716	10,519	632	435	9,334	30,336	61,591	125
	598	18,982	997	597	7,849	10,672	640	416	9,246	30,417	62,476	130
	540	18,279	915	575	7,289	10,413	509	406	9,087	29,194	59,880	134
	520	18,106	939	563	7,094	10,111	725	395	8,500	28,327	58,980	136
	585	18,270	1,081	610	7,247	10,116	613	327	8,312	28,306	57,985	134
	716	18,735	865	758	8,344	9,682	848	439	8,249	29,185	60,416	145
	867	16,435	700	1,046	7,789	7,375	975	385	6,798	25,068	52,819	132
	676	13,804	975	1,114	7,378	9,857	781	329	5,586	26,020	50,087	128

表1-2

年次	東京都人口	農家数	耕地面積			1戸当り面積	作付面積				
							米			麦類	
			田	畑	計		水稲	陸稲	計	小麦	六条大麦
	万人	戸	ha	ha	ha	(a)	ha	ha	ha	ha	麦 ha
19	727	53,869	7,307	31,517	38,824	72.1	6,261	3,109	9,370	7,175	6,063
20	349		6,707	23,624	30,331		5,968	2,153	8,121	4,088	4,213
21	418	55,159	6,703	24,075	30,778	55.8	6,026	2,410	8,436	4,659	5,475
22	500	57,994	6,898	24,456	31,354	54.1	6,610	3,427	10,037	5,129	6,184
23	542		6,901	24,443	31,344		7,500	4,500	12,000	8,200	11,040
24	595	66,776	7,333	27,961	35,294	52.9	7,460	5,280	12,740	8,330	11,450
25	628	64,368	7,249	28,494	35,743	55.5	7,360	5,720	13,080	9,210	12,080
26	671	60,880					7,340	5,870	13,210	7,420	10,960
27	711		7,539	28,585	36,124		7,320	5,980	13,300	7,590	10,380
28	747	61,742					7,270	7,130	14,400	7,370	10,120
29	777	60,162					7,280	7,280	14,560	6,610	10,650
30	804	55,380	7,146	27,402	34,548	62.4	7,990	8,420	16,410	7,440	10,780
31	835	54,963	8,613	32,118	40,731	74.1	7,890	8,560	16,450	7,650	9,520
32	868	53,999	8,500	31,600	40,100	74.3	7,848	7,923	15,771	6,935	9,282
33	901	52,315	8,370	30,700	39,070	74.7	7,630	7,410	15,040	6,060	8,740
34	935	51,960	8,120	29,600	37,720	72.6	7,450	7,070	14,520	5,970	7,910
35	968	51,430	7,850	28,300	36,150	70.3	7,160	6,580	13,740	6,400	6,630
36	994	49,673	7,570	27,300	34,870	70.2	6,900	5,880	12,780	6,300	5,160
37	1,018	48,798	7,250	26,300	33,550	68.8	6,520	5,240	11,760	5,580	4,390
38	1,043	48,103	6,690	25,200	31,890	66.3	5,970	4,490	10,460	5,130	3,160
39	1,064	46,904	6,160	23,400	29,560	63	5,370	3,950	9,320	4,420	2,640
40	1,087	45,002	5,600	22,100	27,700	61.6	4,910	3,220	8,130	3,820	2,117
41	1,097	42,450	5,320	21,200	26,520	62.5	4,680	2,890	7,570	3,320	1,672
42	1,110	41,440	4,520	19,100	23,620	57	3,880	2,470	6,350	2,770	1,271
43	1,125	40,600	3,860	17,700	21,560	53.1	3,400	2,010	5,410	2,250	867
44	1,134	40,545	3,330	16,700	20,030	49.4	2,940	1,640	4,580	1,770	611
45	1,141	38,400	3,010	15,600	18,610	48.5	2,380	1,250	3,630	1,220	396
46	1,152	36,790	2,590	14,200	16,790	45.6	1,830	885	2,715	741	205
47	1,160	35,200	2,360	13,300	15,660	44.5	1,550	510	2,060	557	132
48	1,164	33,820	2,130	12,600	14,730	43.6	1,280	365	1,645	320	63
49	1,165	33,160	1,620	12,800	14,420	43.5	1,040	251	1,291	226	34
50	1,167	31,020	1,360	13,200	14,560	46.9	1,000	240	1,240	194	20
51	1,167	30,380	1,320	13,000	14,320	47.1	981	296	1,277	199	15
52	1,167	29,960	1,240	12,900	14,140	47.2	931	272	1,203	201	13
53	1,166	29,370	1,170	12,900	14,070	47.9	868	289	1,157	191	9
54	1,164	28,800	1,110	12,800	13,910	48.3	827	230	1,057	209	8
55	1,162	28,688	1,040	12,300	13,340	46.5	743	187	930	196	4
56	1,162	28,430	955	12,200	13,155	46.3	725	162	887	197	3
57	1,165	28,100	878	12,100	12,978	46.2	661	145	806	183	4
58	1,170	27,810	843	12,000	12,843	46.2	644	161	805	173	4
59	1,176	27,580	819	11,800	12,619	45.8	620	158	778	164	5
60	1,183	26,568	782	11,700	12,482	47	594	155	749	156	5
61	1,191	26,180	769	11,600	12,369	47.2	571	138	709	144	4
62	1,193	25,910	742	11,300	12,042	46.5	512	123	635	110	3
63	1,194	25,640	673	11,100	11,773	45.9	468	118	586	103	3
平成元年	1,193	25,330	655	11,000	11,655	46	455	108	563	101	3
2	1,186	20,679	629	10,900	11,529	55.8	437	105	542	92	3
3	1,188	20,540	614	10,700	11,314	55.1	419	99	518	82	2
4	1,188	20,440	599	10,400	10,999	53.8	419	99	518	72	2
5	1,184	20,330	577	9,900	10,477	51.5	347	79	426	68	2
6	1,179	20,220	535	9,780	10,315	51	331	69	400	57	1
7	1,177	17,367	490	9,490	9,980	57.5	311	59	370	54	1
8	1,178	17,210	467	9,150	9,617	55.9	291	53	344	44	1
9	1,182	16,910	446	9,150	9,596	56.7	278	43	321	37	2
10	1,162	16,600	423	8,920	9,343	56	257	39	296	34	0
11	1,189	16,420	409	8,780	9,189	56	251				

資料：「東京府史」(M17～S7)、「都道府県農業基礎統計」(M17～S55)　「東京農林水産統計年報」(S35～H11)
「神奈川県統計書」(M17～M25) 東京府に移管前の多摩地域　「東京都蚕糸業史」「東京の蚕糸業25年のあゆみ」

単位：戸、ha、(a)、%

作付面積												
麦類											作付面積合計	延作付率(米～桑)
二条大麦 ha	裸麦 ha	麦類計 ha	雑穀 ha	豆類 ha	いも類 ha	野菜 ha	果樹 ha	茶 ha	桑 ha	雑穀～桑合計		%
	679	13,917	861	995	6,870	10,756	629	339	4,358	24,808	48,095	124
	439	8,740	773	782	5,921	8,160	329	208	1,961	18,134	34,995	115
	479	10,613	977	630	4,955	6,976	458	178	1,530	15,704	34,753	113
	691	12,004	1,609	887	8,198	8,406	424	214	1,288	21,026	43,067	137
	1,210	20,450	1,406	776	9,406	8,135	391	214	1,377	21,705	54,155	173
	1,350	21,130	1,236	796	10,234	9,136	383	226	674	22,685	56,555	160
	1,690	22,980	1,354	1,370	9,152	10,351	387	276	1,238	24,128	60,188	168
	1,500	19,880	1,243	1,966	8,395	12,250	468	320	1,280	25,922	59,012	
	1,440	19,410	1,127	1,762	8,914	10,774	664	323	1,500	25,064	57,774	160
	1,470	18,960	812	1,465	8,540	10,420	727	351	1,550	23,865	57,225	
	1,680	18,940	732	1,228	8,326	10,475	897	370	1,550	23,578	57,078	
	1,300	19,520	820	1,526	7,973	10,601	450	380	1,680	23,430	59,360	172
	1,380	18,550	612	1,330	7,583	9,946	529	400	1,830	22,230	57,230	141
	1,078	17,295	536	1,318	6,925	10,968	501	400	1,810	22,458	55,524	138
	1,110	15,910	478	1,227	6,710	10,046	471	410	1,800	21,142	52,092	133
1,780	850	16,510	437	1,207	6,120	10,044	622	470	1,660	20,560	51,590	137
1,680	810	15,520	271	1,230	5,230	12,400	870	530	1,550	22,081	51,341	142
1,440	690	13,590	278	1,350	5,070	12,300	900	520	1,490	21,908	48,278	138
1,390	470	11,830	191	1,220	4,920	12,500	940	530	1,420	21,721	45,311	135
1,240	380	9,910	166	1,030	4,510	11,700	940	490	1,290	20,126	40,496	127
1,080	270	8,410	125	870	4,310	11,100	940	450	1,180	18,975	36,705	124
957	162	7,056	63	745	3,650	10,400	969	428	1,110	17,365	32,551	118
814	116	5,922	52	743	3,500	11,700	981	427	1,070	18,473	31,965	121
670	96	4,807	43	635	3,090	11,200	1,100	437	998	17,503	28,660	121
487	80	3,684	41	600	2,830	10,900	1,170	462	952	16,955	26,049	121
373	44	2,798	35	522	2,470	9,970	1,220	464	910	15,591	22,969	115
263	13	1,892	26	440	1,970	9,370	1,220	511	768	14,305	19,827	107
157	3	1,106	20	374	1,820	8,750	1,240	544	683	13,431	17,252	103
106	3	798	21	335	1,690	8,120	1,250	541	543	12,500	15,358	98
53	0	436	19	291	1,510	7,220	1,260	564	514	11,378	13,459	91
28	1	289	16	284	1,360	7,290	1,250	578	466	11,244	12,824	89
15	1	230	16	248	1,380	7,080	1,350	578	433	11,085	12,555	86
11	1	226	19	214	1,330	7,040	1,460	561	387	11,011	12,514	87
8	0	222	19	201	1,310	6,910	1,600	514	338	10,892	12,317	87
5	0	205	20	174	1,250	6,740	1,750	466	316	10,716	12,078	86
5	0	222	22	148	1,180	6,660	1,880	432	303	10,625	11,904	86
2	1	203	23	127	1,090	6,770	1,910	406	275	10,601	11,734	88
0	0	200	22	101	1,060	6,700	1,950	395	199	10,427	11,514	88
1	0	188	21	96	1,050	6,810	1,940	395	192	10,504	11,498	89
1	0	178	23	86	1,020	6,970	1,960	388	169	10,616	11,599	90
0	0	169	24	84	1,000	6,740	1,970	378	153	10,349	11,296	90
0	0	161	25	83	1,010	6,610	1,970	378	136	10,212	11,122	89
0	0	148	25	72	958	6,430	1,950	378	125	9,938	10,795	87
0	0	113	22	63	874	6,340	1,890	383	119	9,691	10,439	87
0	0	106	22	61	855	6,310	1,880	383	103	9,614	10,306	88
0	0	104	23	57	839	6,230	1,890	365	97	9,501	10,168	87
0	0	95	21	59	825	6,020	1,910	356	95	9,286	9,923	86
0	0	84	20	51	790	5,910	1,870	349	93	9,083	9,685	86
0	0	74	18	47	751	5,770	1,820	332	73	8,811	9,403	85
0	0	70	17	44	728	5,540	1,740	314	71	8,454	8,950	85
0	0	58	16	40	684	5,830	1,700	298	67	8,635	9,093	88
0	0	55	15	38	679	5,730	1,620	283	62	8,427	8,852	89
0	0	45	15	27	659	5,500	1,550	271	60	8,082	8,471	88
0	0	39	10	26	622	5,270	1500	250	57	7,735	8,095	84
0	0	34	10	21	599	5,120	1,410	235	50	7,445	7,775	83

麦類（4表）は作物統計から抜粋　果樹は、農業統計用語事典の散在樹の面積換算方法による（M38～S29）
10a本数：ブドウ：60本　日本梨：60　桃：64　梅：35　柿：40　栗：60　ミカン：60　夏ミカン：52　リンゴ：28

表2　東京都の水田率、作物作付率の推移

単位：%

年次	水田 %	水稲 %	陸稲 %	米計 %	麦類 %	雑穀 %	豆類 %	いも類 %	野菜 %	果樹 %	茶 %	桑 %	延作付率 %
明治17年	31	30	4	35	56	25	12	5			3	5	140
18	30	30	5	34	53	0	0	0			2	7	97
19	30	29	5	34	54	0	0	0			3	7	98
20	30	30	5	35	55	23	10	5			2	7	138
21	30	30	4	34	50	24	12	6			2	8	137
22	31	29	5	35	52	22	11	8			2	8	137
23	31	29	5	35	53	21	11	7			2	8	137
24	29	28	6	33	51	24	13	10			2	9	141
25	25	28	6	33	51	25	13	9			2	9	142
26	29	29	5	34	54	21	8	7			0	11	135
27	29	28	5	33	53	21	9	7			3	11	137
28	30	30	6	36	56	20	9	9			2	11	143
29	29	29	6	35	56	20	7	0			2	13	134
30	33	24	6	31	57	20	8	9			3	13	141
31	29	29	6	36	57	19	9	9			3	14	146
32	29	29	6	35	60	17	9	10			3	15	149
33	30	30	7	37	54	17	8	9			3	16	143
34	29	30	7	36	55	16	8	9			1	13	139
35	31	29	7	37	54	16	8	9			1	13	138
36	30	29	7	35	52	14	8	7			1	14	131
37	30	29	7	35	51	15	7	9			1	14	134
38	29	29	7	36	50	15	8	9	4	1	1	15	139
39	30	30	7	37	52	15	8	10	3	1	1	16	144
40	28	28	7	35	51	12	8	9	5	1	1	15	138
41	28	28	7	35	50	13	8	10	5	1	1	15	138
42	28	27	7	35	49	11	8	9	12	1	1	16	141
43	28	27	7	35	49	12	8	8	18	1	1	16	147
44	27	27	7	34	49	9	7	9	13	1	1	16	140
大正元年	27	27	8	35	49	9	7	10	13	1	1	16	141
2	26	27	9	36	50	8	6	10	15	1	1	15	142
3	26	26	9	35	49	7	6	10	14	1	1	16	139
4	26	26	9	35	49	8	5	11	15	1	1	16	142
5	26	26	9	35	54	7	5	11	15	1	1	16	145
6	26	25	9	34	47	7	5	11	18	1	1	16	141
7	25	25	10	34	46	6	4	10	14	1	1	17	134
8	25	24	10	34	47	7	5	12	19	1	1	17	142
9	25	24	10	35	46	7	4	12	19	2	1	17	142
10	25	24	10	34	46	6	3	14	16	1	1	17	139
11	25	24	11	34	44	5	3	15	17	1	1	18	138
12	25	22	10	32	42	5	3	15	18	1	1	18	134
13	24	22	10	32	40	5	3	13	18	1	1	20	132
14	24	23	11	34	40	4	2	12	18	1	1	19	132
昭和元年	24	22	11	33	40	3	2	12	16	1	1	19	128
2	24	20	10	30	38	3	2	12	15	1	1	19	120
3	23	20	10	29	34	2	2	12	15	1	1	20	117
4	22	21	10	31	36	2	2	13	18	1	1	21	125
5	21	21	10	31	35	2	2	13	18	1	1	24	127
6	21	20	10	30	35	2	2	13	18	1	1	22	125
7	21	20	10	30	36	2	2	13	19	1	1	21	125
8	21	18	8	26	36	2	2	14	20	1	1	20	122
9	21	18	8	25	36	2	1	15	20	1	1	20	122
10	21	18	8	26	36	2	1	15	21	1	1	19	124
11	21	18	9	26	37	2	1	16	21	1	1	19	125
12	20	18	10	27	39	2	1	16	22	1	1	19	130
13	20	18	9	28	41	2	1	16	23	1	1	20	134
14	20	19	10	29	42	2	1	16	23	2	1	20	136
15	20	16	11	26	42	3	1	17	23	1	1	19	134
16	19	18	12	30	45	2	2	20	23	2	1	20	145

延作付率（米～桑）

単位：%

年次	水田 %	水稲 %	陸稲 %	米計 %	麦類 %	雑穀 %	豆類 %	いも類 %	野菜 %	果樹 %	茶 %	桑 %	延作付率 %
昭和17年	19	18	10	28	41	2	3	19	18	2	1	17	132
18	19	17	9	26	35	2	3	19	25	2	1	14	128
19	19	16	8	24	36	2	3	18	28	2	1	11	124
20	22	20	7	27	29	3	3	20	27	1	1	6	115
21	22	20	8	27	34	3	2	16	23	1	1	5	113
22	22	21	11	32	38	5	3	26	27	1	1	4	137
23	22	24	14	38	65	4	2	30	26	1	1	4	173
24	21	21	15	36	60	4	2	29	26	1	1	2	160
25	20	21	16	37	64	4	4	26	29	1	1	3	168
26													
27	21	20	17	37	54	3	5	25	30	2	1	4	160
28													
29													
30	21	23	24	47	57	2	4	23	31	1	1	5	172
31	21	19	21	40	46	2	3	19	24	1	1	4	141
32	21	20	20	39	43	1	3	17	27	1	1	5	138
33	21	20	19	38	41	1	3	17	26	1	1	5	133
34	22	20	19	38	44	1	3	16	27	2	1	4	137
35	22	20	18	38	43	1	3	14	34	2	1	4	142
36	22	20	17	37	39	1	4	15	35	3	1	4	138
37	22	19	16	35	35	1	4	15	37	3	2	4	135
38	21	19	14	33	31	1	3	14	37	3	2	4	127
39	21	18	13	32	28	0	3	15	38	3	2	4	124
40	20	18	12	29	25	0	3	13	38	3	2	4	118
41	20	18	11	29	22	0	3	13	44	4	2	4	121
42	19	16	10	27	20	0	3	13	47	5	2	4	121
43	18	16	9	25	17	0	3	13	51	5	2	4	121
44	17	15	8	23	14	0	3	12	50	6	2	5	115
45	16	13	7	20	10	0	2	11	50	7	3	4	107
46	15	11	5	16	7	0	2	11	52	7	3	4	103
47	15	10	3	13	5	0	2	11	52	8	3	3	98
48	14	9	2	11	3	0	2	10	49	9	4	3	91
49	11	7	2	9	2	0	2	9	51	9	4	3	89
50	9	7	2	9	2	0	2	9	49	9	4	3	86
51	9	7	2	9	2	0	1	9	49	10	4	3	87
52	9	7	2	9	2	0	1	9	49	11	4	2	87
53	8	6	2	8	1	0	1	9	48	12	3	2	86
54	8	6	2	8	2	0	1	8	48	14	3	2	86
55	8	6	1	7	2	0	1	8	51	14	3	2	88
56	7	6	1	7	2	0	1	8	51	15	3	2	88
57	7	5	1	6	1	0	1	8	52	15	3	1	89
58	7	5	1	6	1	0	1	8	54	15	3	1	90
59	6	5	1	6	1	0	1	8	53	16	3	1	90
60	6	5	1	6	1	0	1	8	53	16	3	1	89
61	6	5	1	6	1	0	1	8	52	16	3	1	87
62	6	4	1	5	1	0	1	7	53	16	3	1	87
63	6	4	1	5	1	0	1	7	54	16	3	1	88
平成元年	6	4	1	5	1	0	0	7	53	16	3	1	87
2	5	4	1	5	1	0	1	7	52	17	3	1	86
3	5	4	1	5	1	0	0	7	52	17	3	1	86
4	5	4	1	5	1	0	0	7	52	17	3	1	85
5	6	3	1	4	1	0	0	7	53	17	3	1	85
6	5	3	1	4	1	0	0	7	57	16	3	1	88
7	5	3	1	4	1	0	0	7	57	16	3	1	89
8	5	3	1	4	0	0	0	7	57	16	3	1	88
9	5	3	0	3	0	0	0	6	55	16	3	1	84
10	5	3	0	3	0	0	0	6	55	15	3	1	83
11													

表3　東京都家畜飼養戸数と飼養頭羽数等の推移

単位：戸、頭、羽

年次	農家数及び飼養頭羽数											
	牛		1戸	馬		1戸	豚		1戸	にわとり		1戸
	戸数	頭数	頭数	戸数	頭数	頭数	戸数	頭数	頭数	戸数	頭数	頭数
明治17年		1,156			3,336							
18		1,382			4,315							
19		1,474			4,904							
20		1,644			4,979							
21		2,176			5,143							
22		2,264			5,760							
23		2,592			5,393							
24		2,941			5,265							
25		2,453			5,089							
26		2,352			3,418							
27		2,671			4,133							
28		5,500			3,164							
29		3,920			5,272							
30		4,153			5,880							
31		4,127			5,723							
32		8,408			6,479			1,450				
33		8,789			6,394			3,661				
34		8,549			6,959			4,734				
35		9,272			6,594			5,373				
36		9,576			5,919			5,304				
37		9,919			3,917			5,657				
38		10,339			3,925			6,234				
39		11,653			4,195			9,894		34,417	232,114	7
40		12,373			4,276			9,018		36,491	236,965	6
41		12,610			4,559			7,147		39,290	264,927	7
42		14,833			5,305			7,423		41,288	281,517	7
43		13,453			6,106			7,377		42,370	288,635	7
44		14,192			5,806			6,726		41,344	300,026	7
大正元年		14,097			6,061			7,189		35,805	307,976	9
2		14,198			6,054			8,693		42,332	317,591	8
3		13,852			5,710			9,177		42,143	319,311	8
4		13,983			5,727			10,386		41,131	357,300	9
5		14,128			6,060			10,027		43,014	376,836	9
6		14,148			6,268			15,583		43,807	412,476	9
7		13,029			6,261			16,361		49,914	423,415	8
8		13,405			4,938			16,746		47,900	356,501	7
9		13,214			5,581			17,305		47,087	406,183	9
10		13,989			6,488			18,182		49,453	447,349	9
11	6,262	15,683	3	4,073	6,882	2	11,409	24,458	2	51,302	488,919	10
12	7,953	17,531	2	4,278	7,537	2	12,393	27,231	2	59,117	671,544	11
13	8,476	18,061	2	4,251	8,482	2	13,826	29,499	2	56,690	641,830	11
14	8,934	18,426	2	4,212	8,113	2	13,071	28,504	2	56,831	643,376	11
昭和元年	10,377	19,969	2	4,103	8,691	2	12,844	24,842	2	56,898	704,257	12
2	10,689	19,128	2	3,900	8,254	2	12,658	26,035	2	60,229	824,325	14
3	10,868	17,048	2	3,612	7,764	2	13,683	30,960	2	60,240	844,239	14
4	10,548	16,049	2	3,381	7,051	2	13,552	30,128	2	57,601	890,404	15
5	9,946	15,251	2	2,970	5,569	2	13,541	30,864	2	55,240	890,622	16
6	9,270	15,031	2	2,484	4,359	2	13,970	32,300	2	51,887	1,007,056	19
7	8,654	14,430	2	2,502	4,321	2	14,125	32,842	2	48,430	1,089,242	22
8	8,135	14,268	2	2,259	3,884	2	14,219	34,106	2	47,167	1,021,222	22
9	7,782	14,174	2	2,290	3,936	2	15,097	35,734	2	36,870	1,000,912	27
10	7,536	14,313	2	2,196	3,781	2	15,634	43,712	3	36,606	1,000,450	27
11	7,028	14,389	2	2,196	4,030	2	16,161	45,732	3	35,319	1,044,740	30
12	6,719	14,342	2	1,750	2,936	2	15,951	49,164	3	32,087	1,101,209	34
13	6,433	14,292	2	1,582	2,808	2	13,811	43,152	3	34,025	1,032,450	30
14	6,180	15,579	3	1,610	2,698	2	12,545	37,957	3	32,424	1,031,782	32
15	6,420	15,440	2	1,567	3,019	2	10,002	31,039	3	36,179	1,351,084	37
16	6,376	14,557			3,767			18,720		19,783	1,406,765	71

資料：「都道府県農業基礎統計」（M17～S55）　「東京農林水産統計年報」
「神奈川県統計書」、「東京府史」（M17～S7）
「東京都畜産試験場60年史」、「東京都畜産関係統計資料」（S35～H11）

単位：戸、頭、羽

年次	農家数及び飼養頭羽数											
	牛		1戸	馬		1戸	豚		1戸	にわとり		1戸
	戸数	頭数	頭数	戸数	頭数	頭数	戸数	頭数	頭数	戸数	頭数	頭数
昭和17年	6,359	14,532	2		1,312		7,010	19,114	3	19,067	719,243	38
18	7,535	16,066	2	2,135	4,216	2	6,082	17,903	3	19,611	470,773	24
19	8,648	15,767	2	2,074	4,924	2	5,396	14,151	3	19,105	204,958	11
20	10,155	11,251	1	1,933	4,247	2	1,382	6,167	4			
21	5,290	6,550	1	2,050	3,476	2	1,089	1,735	2	16,204	78,384	5
22	6,870	9,394	1	2,087	2,895	1	2,033	3,067	2			
23												
24	9,516	12,152	1	2231	3,210	1	7,845	12,800	2	33,966	181,145	5
25	9,849	12,345	1	1257	1,293	1	10,580	15,394	1	33,708	230,030	7
26	10,780	12,920	1	1040	3,009	3	10,400	14,340	1	38,740	363,180	9
27	11,444	15,528	1	1097	1,121	1	13,794	29,818	2	48,828	632,308	13
28	10,820	14,870	1	1010	1,070	1	15,900	25,600	2	40,300	682,000	17
29	10,460	16,320	2	720	753	1	14,700	26,600	2	36,100	862,200	24
30	10,990	18,030	2	700	577	1	12,330	24,160	2	48,100	1,038,060	22
31	11,060	18,800	2	690	700	1	14,260	31,750	2	40,900	882,060	22
32	10,810	19,380	2	490	500	1	15,780	41,150	3	36,700	911,000	25
33	9,600	19,700	2	300	300	1	13,600	37,800	3	29,000	826,000	28
34	8,640	18,520	2	210	230	1	18,600	61,900	3	31,500	893,000	28
35	7,176	18,378	3	190	206	1	12,321	52,170	4	24,694	1,196,283	48
36	6,343	18,618	3	165	211	1	12,207	63,394	5	22,887	1,384,536	60
37	5,634	18,501	3	133			11,182	68,038	6	17,947	1,740,092	97
38	5,206	18,625	4	109	127	1	10,603	69,496	7	16,285	1,974,246	121
39	4,414	18,947	4	128	150	1	8,585	72,330	8	15,315	2,056,967	134
40	3,898	17,287	4	104	116	1	7,811	85,434	11	12,819	2,030,694	158
41	2,964	17,203	6	100	114	1	7,798	84,603	11	10,949	2,036,831	186
42	2,991	18,031	6	95	100	1	6,135	94,163	15	8,765	1,844,398	210
43	2,696	18,280	7	117	133	1	4,564	85,023	19	7,317	1,743,096	238
44	2,237	17,120	8	134	154	1	3,987	77,577	19	6,302	1,669,449	265
45	1,839	15,735	9	114	152	1	3,222	83,339	26	4,579	1,533,099	335
46	1,617	15,571	10	130	177	1	2,643	71,462	27	3,845	1,427,031	371
47	1,342	13,546	10	116	163	1	2,063	63,134	31	2,476	1,085,604	438
48	1,192	12,167	10	119	171	1	1,697	54,392	32	2,078	982,665	473
49	1,055	12,898	12	111	156	1	1,342	48,483	36	1,468	694,102	473
50	1,001	13,204	13	107	160	1	1,219	47,688	39	1,199	645,031	538
51	1,015	15,166	15	84	112	1	1,189	52,792	44	867	695,360	802
52	973	13,807	14	86	124	1	1,091	46,551	43	803	729,858	909
53	888	14,042	16	73	142	2	977	45,045	46	691	688,080	996
54	833	14,018	17	108	1,513	14	878	43,329	49	576	655,702	1,138
55	817	14,076	17	78	1,314	17	701	37,795	54	517	626,085	1,211
56	754	14,146	19	98	1,472	15	695	34,338	49	508	522,091	1,028
57	696	13,186	19	154	1,437	9	607	33,099	55	493	501,447	1,017
58	651	13,180	20	150	1,455	10	560	31,936	57	488	446,836	916
59	636	12,550	20	148	1,450	10	519	30,084	58	447	421,335	943
60	594	11,910	20	137	1,430	10	421	27,953	66	404	379,560	940
61	552	11,324	21	132	1,457	11	380	26,428	70	394	361,408	917
62	501	10,770	21	107	1,385	13	310	23,762	77	396	335,970	848
63	454	10,022	22	101	1,411	14	255	17,989	71	410	308,475	752
平成元年	418	9,813	23	113	1,398	12	229	16,034	70	384	292,547	762
2	380	9,425	25	106	1,429	13	184	13,180	72	358	278,038	777
3	343	8,685	25	101	1,427	14	140	9,471	68	331	264,451	799
4	310	8,595	28	100	1,420	14	120	8,329	69	291	233,940	804
5	293	7,905	27	105	1,429	14	96	7,769	81	287	207,866	724
6	280	7,265	26	92	1,466	16	73	6,299	86	270	201,533	746
7	256	7,004	27	86	1,420	16.5	63	6,277	100	257	195,134	759
8	255	6,227	24	90	1,456	16.2	54	6,044	112	203	189,612	934
9	244	5,842	24	93	1,431	15.4	47	6,033	128	199	193,568	973
10	236	5,328	23	93	1,412	15.2	42	5,610	134	230	181,555	789
11	222	5,161	23	91	1,414	15.5	39	5,458	140	227	181,200	798

表4　東京都の地域別農家数・耕地面積（比率）の推移

（島を含まず）

	区部	戸数	%	明治17年(1884)	明治33年(1900)	明治41年(1908)	大正4年(1915)	昭和5年(1930)	昭和15年(1940)	昭和25年(1950)	昭和40年(1965)	昭和55年(1980)	平成7年(1995)
農家戸数	区内東部	戸数	戸	13,542	13,826	11,957	10,938	9,111	6,366	7,820	5,538	1,883	929
		同比率	%	100.0	102.1	88.3	80.8	67.3	47.0	57.7	40.9	13.9	6.9
	区内西部	戸数	戸	20,937	19,825	19,024	17,358	11,347	8,974	10,229	4,909	2,958	1,730
		同比率	%	100.0	94.7	90.9	82.9	54.2	42.9	48.9	23.4	14.1	8.3
	北多摩	戸数	戸	12,855	9,080	12,600	12,597	15,036	11,265	15,003	10,552	7,773	5,461
		同比率	%	100.0	70.6	98.0	98.0	117.0	87.6	116.7	82.1	60.5	42.5
	南多摩	戸数	戸	10,035	8,665	11,831	11,506	11,682	10,736	13,508	10,065	6,645	3,984
		同比率	%	100.0	86.3	117.9	114.7	116.4	107.0	134.6	100.3	66.2	39.7
	西多摩	戸数	戸	11,443	5,669	10,769	10,954	11,087	10,264	12,459	9,632	6,617	3,614
		同比率	%	100.0	49.5	94.1	95.7	96.9	89.7	108.9	84.2	57.8	31.6
	合計	戸数	戸	68,812	57,065	66,181	63,353	58,263	47,605	59,019	40,696	25,876	15,718
		同比率	%	100.0	82.9	96.2	92.1	84.7	69.2	85.8	59.1	37.6	22.8
	区部	面積	%	明治17年(1884)	明治33年(1900)	明治41年(1908)	大正4年(1915)	昭和5年(1930)	昭和15年(1940)	昭和25年(1950)	昭和40年(1965)	昭和55年(1980)	平成7年(1995)
農地面積	区内東部	面積	ha	10,765	10,501	10,530	9,485	7,035	5,309	5,013	2,927	619	392
		同比率	%	100.0	97.5	97.8	88.1	65.4	49.3	46.6	27.2	5.8	3.6
	区内西部	面積	ha	18,098	18,060	18,552	17,836	10,111	7,200	5,084	2,502	1,147	683
		同比率	%	100.0	99.8	102.5	98.6	55.9	39.8	28.1	13.8	6.3	3.8
	北多摩	面積	ha	14,024	14,271	15,231	15,147	15,313	12,402	10,198	7,201	4,247	3,165
		同比率	%	100.0	101.8	108.6	108.0	109.2	88.4	72.7	51.3	30.3	22.6
	南多摩	面積	ha	8,383	9,484	9,342	9,295	9,387	9,144	7,948	6,113	2,759	1,674
		同比率	%	100.0	113.1	111.4	110.9	112.0	109.1	94.8	72.9	32.9	20.0
	西多摩	面積	ha	5,361	6,230	5,937	6,112	5,758	5,639	4,797	3,756	2,218	1,375
		同比率	%	100.0	116.2	110.7	114.0	107.4	105.2	89.5	70.1	41.4	25.6
	合計	面積	ha	56,631	58,546	59,592	57,875	47,604	39,694	33,040	22,499	10,990	7,289
		同比率	%	100.0	103.4	105.2	102.2	84.1	70.1	58.3	39.7	19.4	12.9

表5　東京都野菜の類別面積の推移

単位：a

年次	果菜類	葉茎菜類	根菜類	芋類	その他野菜	合計
明治38年	148,530	59,140	221,130	656,730		1,085,530
43	274,920	88,926	354,431	689,700	38,360	1,446,337
大正 4	408,055	259,536	473,949	892,300	9,641	2,043,481
9	413,290	264,920	616,910	964,940		2,260,060
14	399,770	334,810	506,170	816,960	2,920	2,060,630
昭和 5	368,060	401,020	482,440	819,040	8,140	2,078,700
10	513,750	446,030	488,400	901,520	2,740	2,352,440
15	431,200	393,140	504,630	868,590	14,270	2,211,830
20	317,600	163,200	224,000	710,500		1,415,300
25	392,513	378,848	447,778	1,157,653	2,138	2,378,930
30	401,355	455,446	378,168	931,601		2,166,570
35	310,017	412,081	315,320	704,252		1,741,670
40	136,969	399,769	182,882	418,638		1,138,258
45	87,991	189,006	93,951	200,102	207,730	778,780
50	80,581	186,586	80,996	157,661	147,565	653,389
55	71,539	172,084	72,595	145,175	141,811	603,204
60	44,485	219,420	64,897	122,742	103,950	555,494
平成 2	32,132	190,435	49,381	80,226	79,806	431,980
7	28,869	156,367	41,285	67,152	55,707	349,380

資料：東京府史・東京府統計書（M38～S15年）
都道府県農業統計（S20年）
東京都農業センサス（S25～H7年）